

昭和五十六年九月十日

四日市市議会议定例会會議録（第一号）

四日市市議会议

○議事日程 第一号

昭和五十六年九月十日(木) 午前十時開会

- 第一 会議録署名議員の指名について
- 第二 会期の決定について
- 第三 報告第一七号 昭和五十五年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について
- 第四 報告第一八号 専決処分報告について
- 第五 議案第九五号 昭和五十五年度四日市市立四日市病院事業決算認定について……………説明
- 第六 議案第九六号 昭和五十五年度四日市水道事業決算認定について……………
- 第七 議案第九七号 昭和五十五年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定について……………
- 第八 議案第九八号 昭和五十六年度四日市市一般会計補正予算(第二号)……………
- 第九 議案第九九号 昭和五十六年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)……………
- 第一〇 議案第一〇〇号 昭和五十六年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)……………
- 第一一 議案第一〇一号 昭和五十六年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第一号)……………
- 第一二 議案第一〇二号 昭和五十六年度四日市市水道事業会計第一回補正予算……………
- 第一三 議案第一〇三号 四日市市吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について……………
- 第一四 議案第一〇四号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………
- 第一五 議案第一〇五号 四日市市営住宅条例の一部改正について……………
- 第一六 議案第一〇六号 四日市都市計画事業西浦土地区画整理事業施行規程の一部改正について……………

第一七	議案第一〇七号	四日市都市計画事業浜田第二土地区画整理事業施行規程の一部改正について……説明
第一八	議案第一〇八号	四日市市簡易水道条例の一部改正について……
第一九	議案第一〇九号	市道路線の認定について……
第二〇	議案第一一〇号	工事請負契約の締結について……
第二一	議案第一一一号	工事請負契約の締結について……
第二二	議案第一一二号	工事請負契約の締結について……
第二三	議案第一一三号	動産の取得について……
第二四	議案第一一四号	四日市市と孤野町との境界の一部変更について……

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

大 青 小 伊 伊 小 青
 川 山 井 藤 藤 川 島
 谷 森 口 村 野 幸 洋 喜
 正 信 基 三 光 正 長 寛 博 也 幸 洋 喜
 已 夫 保 介 勲 夫 信 次 六 次 次 茂 男 等 善 二 正 正

大 小 伊 伊 小 青
 島 川 藤 藤 井 山
 武 四 雅 信 道 峯
 雄 郎 敏 一 夫 男

○欠席議員（二名）

渡山山山山山森森水松前堀堀古平橋野生
 辺本中路口口野島川内市野本呂川
 一忠信安真幹良辰弘新元行増平平
 彦勝一剛生孝吉朗郎一男士衛一信蔵和蔵

○出席議事説明者

建設部長
 都市計画部長
 環境部長
 産業部長
 福祉部長
 市民部長
 財政部長
 総務部長
 市長公室長
 収入役
 助役
 助役
 市長
 加藤 寛嗣
 三輪 喜代司
 坂倉 哲三
 平井 清彦
 阿南 輝彦
 矢田 三郎
 伊藤 治郎
 毛利 道男
 岩山 義弘
 宮田 利雄
 樋口 照一
 内田 忠泰
 山口 一見

野宇治
 崎田 貞良
 芳市

下水道部長 石井三夫

病院事務長 藪田裕

消防長 渡辺靖三

次長 河村昭郎

教育長 館増男

次長 長谷川照男

水道事業管理者 村山了

次長 奥村仁人

代表監査委員 伊藤涼一

○出席事務局職員

事務局長 川合一郎
議事課長補佐 板崎大之丞

主事 鈴木晴美
主事 玉田耕士
主事 金森伸夫

午前十時二分開会

○議長（前川辰男君） ただいまから、昭和五十六年九月四日市市議会定例会を開会いたします。
ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

出席要求をいたしました議事説明者の氏名は、お手元に配付の議事説明者要求書写しのとおりであります。

○議長（前川辰男君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第一号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 会議録署名議員の指名について

○議長（前川辰男君） 日程第一、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第七十六条の規定により、議長において大谷喜正君及び古市元一君を指名いたします。

日程第二 会期の決定について

○議長（前川辰男君） 次に、日程第二、会期の決定についてを議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から九月二十五日までの十六日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君）　ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から九月二十五日までの十六日間と決定いたしました。

日程第三　報告第一七号　昭和五十五年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について、及び

日程第四　報告第一八号　専決処分の報告について

○議長（前川辰男君）　次に、日程第三、報告第十七号昭和五十五年度四日市港開発事業団特定事業会計決算の報告について、及び日程第四、報告第十八号専決処分の報告についてを一括議題といたします。

提出理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君）　ただいまご上程の各報告について、ご説明申し上げます。

報告第十七号は、昭和五十五年四日市港開発事業団特定事業会計決算について、地方自治法及び同法施行令の規定に基づき、その関係書類を報告するものであります。

報告第十八号は、稲葉町地内における道路事故等による損害賠償の額の決定について、地方自治法第百八十条の規定に基づき専決処分したものであります。

○議長（前川辰男君）　提出理由の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

粉川　茂君。

〔粉川　茂君登壇〕

○粉川　茂君　報告第十七号についてお尋ねいたします。

四日市港開発事業団は、現在現金と有価証券合わせて五千百八十万四千六百八円あり、負債は一千五百万円ということであります。しかし、清算事務は五十一年度に終了もし、さらに将来またこんな方式で事業を始めるという予想もない今日ですから、解散した方が適切であろうと考えるのでございますが、この点につきましてお伺いしたいと思います。

○議長（前川辰男君）　三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君）　ご指摘のとおり、四日市港開発事業団は、霞の三十八万坪の造成を行いまして、以後事業は行っておりません。現在ここで収益として上がっておりますのは、金利に相当する分でございます。なお、職員も現在一名もございません。

ただ、この事業団は、ご承知のように霞の三十八万坪を造成するときに、あるいは四日市港管理組合が設立されるときに、県市の合意によって設立された事業団でございます。本件につきましては県市折半で出資をいたしております関係もございまして、これが今後の事業を行っていくか、あるいはもう解散してやめようかということにつきましては、県と十分協議をし、その上において結論を出していかなければならないと思ひますし、ご指摘の点につ

きましては、私どもも何らかの結論を出さなければならぬ時期に来ておると、このように承知をいたしておりますので、県とも十分協議した上で結論を出し、また議会の方へもご報告をしまいたい、このように考えております。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 他にご質疑もありませんので、これをもって報告を終了いたします。

日程第五 議案第九五号 昭和五十五年四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第二四 議案第一一四号四日市市と孤野町との境界の一部変更について

○議長（前川辰男君） 次に、日程第五、議案第九五号昭和五十五年四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第二四、議案第百十四号四日市市と孤野町との境界の一部変更についての二十件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の各議案について、ご説明申し上げます。

議案第九五号は、昭和五十五年四日市市立四日市病院事業決算であります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は五十八億九千九百九十九万六千七百八十四円で、予算額に比べ五千七百七十七万七千七百八十四円の増収となりました。これは、主として新病院への移転にあわせて高度医療器械の導入及び救急医療体制の整備等が相まって、当院に対する患者の信頼度の高まりもあり、利用患者数が増加したことによるものであります。

ます。

収益的支出におきましては、決算額が五十九億九千二百六十六万五千六百七十五円となり、九千三百四十万一千三百二十五円の不用額が生じましたが、これは維持管理費の節減に努めたこと、材料費、給与費等が予定額を下回ったことなどによるものであります。

特別利益及び損失は旧病院の土地、建物に係る固定資産譲渡損及び除却損等特別損失及び診療報酬の過年度分損益修正を経理いたしました。

以上、収益的収支決算の結果、当年度におきましては一億九千九百八十八万八千九百九十九円の純損失を生じました。その結果、当期末累積欠損金は二億五千八百七十八万八千七百四十五円となりました。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入の決算額は一億四千三百四十三万九千四百六十六円で、予算額に比べ三十五万五千三百四十四円の減となっております。これは看護学院用備品等に係る一般会計繰入必要額の減少によるものであります。一方、支出決算額は五億九千九百三十二万七千五百二十二円で、二十六万五千四百八十八円の不用額を生じました。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額四億五千二百八十八万八千四百六十六円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんいたしました。

損益計算書は、収益五十八億百七十九万一千六百五円、費用五十六億五千九百九十九万四千八百四十八円、差引経常利益一億五千八十七万六千七百五十七円で、これに特別利益二十万五千七百七十九円、特別損失三億四千二百二十五万八千二百七十七円を加減して、一億九千九百八十八万八千九百九十九円の当年度純損失を生じました。

剰余金計算書につきましては、欠損金は前年度未処理欠損金六千八百六十一万九千八百五十四円に当年度純損失を加えますと、当年度未処理欠損金は二億五千八百七十八万八千七百四十五円となりました。資本剰余金は、本年度に

において医療器具購入指定寄附金六百万円、看護学生等修学資金負担金一千二百二十八万六千円、病院群輪番制病院設備整備費補助金一千三百三十三万三千円の計三千六十一万九千円の増加となり、前年度繰越額三億二千九百八十万三千六百六十七円と合わせて三億六千四十二万二千六百六十七円を翌年度へ繰り越しました。

欠損金処理計算書は、当年度未処理欠損金二億五千八百七十八万八千七百四十五円全額を翌年度へ繰り越しました。貸借対照表におきましては、資産総額は八十億八千二百二十八万二千二百六十五円、負債総額は五億一千三百四十二万三千九百六十五円、資本総額は七十五億六千八百八十五万八千三百円であります。

以上が病院事業決算の概要であります。今後の病院運営につきましては、本年六月、三年ぶりに診療報酬が改正されましたが、同時に薬価基準の大幅な引下げがなされ、実質的には医療収益の増加が期待できない状況にあります。一方において物価の上昇、施設管理費等諸経費の増高が予想され、依然として厳しい状況にあります。地域の中核病院として機能の整備充実を図り、経営基盤の確立に努めるとともに医療サービスの向上に一層の努力を傾注する所存であります。

議案第九十六号は、昭和五十五年度四日市市水道事業決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は三十三億二千九百七十九万七千四百八円で、予算額に比べ九十三万三千五百九十二円の減収となりましたが、これは受託工事収益におきまして、給水工事及び移設工事等の事業量の減により当初見込額を下回ったためであります。

収益的支出におきましては、決算額が三十億七千六百四十四万九千五百五十九円となり、五千八十七万二千四百四十一円の不用額を生じましたが、その主な理由は配水管移設工事及び受託工事の減少に伴う関連工事費に不用額が生じたこと及び受水費、委託料等が予定額を下回ったことなどが挙げられます。

特別利益及び損失は、固定資産売却損益及び水道料金、工事負担金等の過年度損益修正を整理いたしました。

資本的収入及び支出につきましては、収入の決算額は九億九千九百九十六万七千四百三十八円で、予算額に比べ百二十万三千四百三十八円の増収となっております。これは配水管等移設に伴う工事負担金の増であります。一方、支出の決算額は十六億七千七百六十二万二千二百四、六千六百十三万九千九百七十八円の不用額を生じましたが、これは配水及び給水施設費において、配水管の移設工事の減に伴い委託料、材料費及び工事請負費に不用額が生じたためであります。資本的収入額が資本的支出額に不足する額六億七千七百七十三万八千五百八十四円は、過年度分損益勘定留保資金四億三千九百四十四万七千三百三十三円、当年度分損益勘定留保資金五千二百二十八万六千八百五十二円及び当年度利益剰余金処分額二億二千四百五十万七千七百円で補てんいたしました。

損益計算書は、収益三十三億二千八百六十九万一千八百九十九円、費用三十億七千二百八十七万七千二百二十円、差引経常利益二億五千六百六十四万四千六百七十九円で、これに特別利益百十万五千五百九十九円、特別損失四百六万二千三百三十九円を加減して二億五千三百六十四万七千八百四十九円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書は、利益剰余金につきましては、繰越欠損金年度末残高七千九百二十万一千八百九十六円、当年度純利益二億五千三百六十四万七千八百四十九円で、差引当年度末処分利益剰余金は一億七千四百四十四万五千九百五十三円となりました。資本剰余金につきましては、前年度末残高二億四千七百六十三万九千二百三十六円、当年度発生高一億三千九百三十四万六千三百六十二円で、翌年度繰越資本剰余金は二十五億九千六百九十八万五千五百九十八円となりました。

剰余金処分計算書は、当年度末処分利益剰余金一億七千四百四十四万五千九百五十三円のうち、減積積立金として一億二千四百五十万七千円を積み立て、当年度末処分利益剰余金を処分するものであります。利益を処分した残額四

千九百九十三万八千九百五十三円は、翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

貸借対照表は、水道事業が保有する資産、負債及び資本を総括的にあらわしたものでありまして、資産総額百三十五億一千四百三十六万三千五百八十八円、負債総額十一億八千七百七十九万八千五百五十六円、資本総額百二十三億二千六百五十六万四千九百二円であります。

決算の結果につきましては、総収益が三十三億二千九百七十九万七千四百八十八円に対し、総費用は三十億七千六百四十四万九千五百五十九円となり、差引き二億五千三百六十四万七千八百四十九円の純利益を生じました。これは本年度から実施された水道料金の改定等によるものであります。事業収益の大宗を占める料金収入は、異常な冷夏の影響を受けて配水量が減少したことにより、当初予定額を大きく下回っております。また、費用面においては電気料金の改定に伴い、動力費等が大幅な増となり、極力経費の節減に努めたにもかかわらず前年度を上回る結果となりました。以上が水道事業決算の概要であります。今後の事業収支を見通すとき、料金収入の伸び悩みが懸念される中で、年々増加する水需要に対応するには、事業の拡充と施設の改良が必要となり、加えて諸物価の上昇が予測されるなど、依然として厳しいものがありますが、今後とも不断の企業努力に一層の意を注ぎ、健全財政の確保と事業の円滑な運営を図るため鋭意努力いたす所存であります。

議案第九十七号は、昭和五十五年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についてであります。

まず、決算報告書の収益的収入の決算額は農作物共済、蚕繭共済、家畜共済、果樹共済、園芸施設共済及び業務の六つの勘定を総合しますと二億二千八百七十四万四千八百八十二円となり、予算額に比べ四千五百七十一万七千八百八十八円の減収となりましたが、これは共済事業の性格上ある一定の基準までの被害を見込んで予算を計上しており、当年度はその基準より被害が少なく、保険金が収入減となったためであります。

収益的支出の決算額は、各勘定の総合の額二千八百三十万七千六百三十八円で、予算額に比べ四千六百一十一万四千三百六十二円の不用額を生じましたが、収入と同様、当年度は被害が少なく、共済金の支出が減となった結果であります。

損益計算書は、事業収益合計二億一千二百七十五万四千七百九十七円、事業費用合計二億二千六百七十八万四千四百七十五円、差引事業損失一千三百三十二万三千六百七十八円で、これに事業外収益合計一千五百九十四万九千三百八十五円、事業外費用合計二百二十二万九千六百三十三円を加減して、三十九万六千五百四十四円の当年度純利益を生じました。

剰余金計算書における当年度未処分剰余金は、当年度純利益三十九万六千五百四十四円と同額であります。

剰余金処分並びに不足金処理計算書（案）は、当年度未処分剰余金四十二万二千二十九円を関係法令に基づき、事業勘定別に法定積立金及び特別積立金に積み立てようとするものであります。一方、当年度未処理不足金二万五千四百八十五円は家畜共済勘定の不足金で、法定積立金をもって処理しようとするものであります。

貸借対照表は、農業共済事業が保有する資産、負債及び資本を総括的にあらわしたものでありまして、資産合計二億三百四十一万五千四百二十五円、負債合計一億九百三十三万七千六百二十八円、資本合計九千四百三十七万七千七百九十七円となりました。

決算の結果は以上であります。今後とも農業共済事業の充実に努め、市農政と一体となった事業を実施してまいりたいと存じます。

以上が昭和五十五年度市立四日市病院事業、水道事業決算認定及び農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についての概要であります。どうかよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

議案第九十八号は、本市一般会計補正予算第二号案であります。

今回補正の主なる内容は、国庫補助割当の決定もしくは見直しを得たもの及び緊急に実施を要する単独事業費等の追加補正と、これに関連する債務負担行為及び地方債の補正でありまして、歳入歳出予算の追加額は二十六億二千六百三万五千円となり、補正後の予算総額は五百三十億五千二百三十三万三千円と相なるのであります。

以下、歳出各款における補正の主なる内容をご説明申し上げます。

第二款総務費は、恩給法の改正に伴う恩給及び退職年金の不足見込額と市内十カ所の集会所建設費補助金を追加し、国庫補助金の決定を見ました北部公共施設建設計画作成経費を追加補正するとともに、交通安全対策事業につきましても、国庫補助事業費の決定に基づく事業費の補正のほか市単独整備工事費を追加いたしました。

第三款民生費のうち社会福祉費は、特別養護老人ホーム及び精神薄弱者更生施設建設費に対する補助金と、関連する債務負担行為のほか、国際障害者年事業に係る指定寄附に伴う聴覚障害者用備品購入費を計上するとともに、地方改善施設整備事業費につきましては、国庫支出金の決定と実施計画に基づく追加補正を行いました。児童福祉費では、県から委譲のあった身体障害児補装具給付、修理費を新たに計上いたしました。

第四款衛生費は四日市、孤野、川越、朝日地区衛生組合に対する負担金と末永環境整備費補助金及び関連する債務負担行為を追加し、水道事業会計への繰出しを減額いたしました。

第六款農林水産業費のうち農業費は、県支出金の決定を見ました農業構造改善事業、農用地利用増進特別対策事業等に対する補助金並びに神前、保々地区における農林業同和対策事業費を計上いたしました。農地費は神前、保々地区同和対策農業基盤整備事業のほか用排水対策工事費を追加し、水産業費ではクルマエビ種苗放流事業費及び磯津漁港維持修繕工事費を追加補正いたしております。

第八款土木費は、住宅宅地関連公共施設整備促進事業として採択のありました西村大長駅前線はか一線の道路改良事業費、宮下川改修事業費並びに環状一号線街路事業費を、道路橋梁費、河川費、都市計画費にそれぞれ計上いたしましたほか、道路橋梁費では国庫補助事業費の決定に基づき羽津山線ほかの改良事業費、神明橋新設改良事業費を追加補正し、市単独事業につきましても、道路及び橋梁の改良事業費と橋梁維持補修費を追加補正いたしました。また、記念橋新設改良事業費につきましても、実施事業にあわせた予算の一部組替えと事業の早期完成を図るべく債務負担行為の変更をお願いいたしております。河川費は、国庫補助事業の決定に伴う十四川ほかの準用河川改修事業費並びに市単独改良事業費を追加補正いたしました。都市計画費では、国庫補助事業費の決定に基づき、都市防災不燃化促進計画調査費並びに日永中之町公園整備事業費の新規計上と堀木日永線街路事業費、磯津西公園、霞ヶ浦緑地等の公園緑地整備事業費の追加補正を行うとともに、納屋防災緑地整備事業費等の所要見込額を補正いたしました。公共下水道費は特別会計への繰出金を増額したものであり、都市下水道費は国庫補助事業費の決定に基づき、雨池、塩浜各都市下水道新設改良事業費の追加と、単独整備事業として市内一円の排水改良工事費等を増額いたしました。なお、塩浜都市下水道事業に係る債務負担行為につきましても、限度額の全額を減額いたしております。住宅費は、日永地区における一般公営住宅建設事業費を実施計画により追加補正いたしました。

第九款消防費は、公務災害見舞金並びに非常備消防費における公務災害補償費及び退職報償金を追加いたしました。

第十款教育費は、小・中学校費の教材備品等の購入を国庫支出金の決定に基づき追加補正するとともに、幼稚園保育用備品につきましても増額いたしました。社会教育費は、国庫補助金の決定に伴う大膳寺跡発掘調査費のほか、全国同和教育研究大会参加費補助金と指定寄附のありました市民・大学用備品購入費を追加し、保健体育費では全国高等

学校野球選手権大会参加経費を計上いたしました。

以上、歳出についての概要をご説明申し上げましたが、歳入につきましては、歳出各科目に関連の特定財源のほか一般財源として市税を計上して収支の均衡を図ったのであります。

なお、債務負担行為において四日市市土地開発公社が行う事業資金の確保を円滑にするため、今回同公社に対する債務保証限度額の増額をお願いいたしております。

次に、各特別会計の補正予算案についてご説明申し上げます。

議案第九十九号公共下水道特別会計の補正は、日永及び高花平終末処理場におきまして、国庫補助率適用区分の変更に伴う事業費の補正と各排水区下水管渠布設工事及び富田・富洲原排水区管渠布設付帯事業費等を追加補正するとともに、四日市港管理組合へ事業委託しております新富洲原合同ポンプ場築造事業につきまして、実施事業にあわせられた債務負担行為の追加をお願いいたしております。歳入につきましては、国庫支出金、市債の特定財源のほか、前年度繰越金及び一般会計繰入金を充當いたしました。

議案第百号土地区画整理事業特別会計の補正は、復興土地区画整理事業に係る清算徴収金の本年度収入が、関係者のご協力により予想を上回る見通しを得ましたので、先に清算交付金財源として借り入れた市債の一部を繰り上げて償還するための公債費を追加いたしました。歳入では、復興土地区画整理清算徴収金を充當しております。

議案第百一号は、住宅新築資金等貸付事業特別会計の補正でありまして、借入希望資金の増加と国の貸付限度額引上げに伴う貸付金の不足見込額の追加と財源更正等を行うものであり、歳入には国庫支出金、市債等を補正いたしました。

次に、公営企業会計の補正であります。

議案第百二号水道事業会計の補正は、収益的収入及び支出におきまして、小林、小山田、小西簡易水道の上水道への統合に伴う収入及び支出予算の組替え補正を行うものであり、資本的収入及び支出におきましては、水道管の移設に伴う工事負担収入と移設に要する工事費並びに鹿間簡易水道の配水管布設費を追加補正し、これが補てん財源には損益勘定留保資金を充當いたしました。

続いて、条例等の各議案について概要をご説明申し上げます。

議案第百三号吏員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正案は、恩給法等の一部改正に伴い、これに準じて退職料及び扶助料年額の増額、退職料等の最低保障の改善等所要の改正をしようとするものであります。

議案第百四号国民健康保険条例の一部改正案は、地方税法施行令の一部改正に伴い、低所得世帯の保険料の軽減基準額の引上げ等、低所得者に対し保険料の軽減措置を講じるものであります。

議案第百五号市営住宅条例の一部改正案は、収入超過者に対する割増賃料の徴収に関し、収入の決定に関する規定及び高額所得者等に関する規定を整備し、市営住宅の管理をより適正化しようとするものであります。

議案第百六号及び議案第百七号は、都市計画事業西浦土地区画整理事業及び都市計画事業浜田第二土地区画整理事業の施行規程の一部改正案でありまして、公平な清算金の算定を行うため、清算方式を従来の「差額清算方式」から「比例清算方式」に改める等、所要の改正をしようとするものであります。

議案第百八号簡易水道条例の一部改正案は、昭和五十三年十二月議会においてご承認いただきました第三期拡張事業第四次変更に基づき、本年十月から小林、小山田、小西の各簡易水道を上水道に統合するため所要の改正をしようとするものであります。

議案第百九号市道路線の認定案は、県営広域営農団地基幹農道整備事業で整備された、いわゆるミルク道路ほか八

路線を市道として認定しようとするもので、所在はお手元の図に示すとおりであります。

議案第百十号から議案第百十二号までは、工事請負契約の締結案でありまして、指名競争入札に付した結果、羽津北小学校特別教室棟新築工事については、金額一億二千三百万円をもって市内稲葉町、中日本建設株式会社に、笹川中学校改築工事については、金額一億九百万円をもって市内泊町、中村建設株式会社に、桜中学校特別教室棟新築工事については、金額一億一千四百万円をもって市内浜旭町、伊藤建設株式会社に落札決定いたしましたので、各社と工事請負契約を締結しようとするものであります。

議案第百十三号は、羽津ポンプ場において使用します雨水ポンプ、減速機各一台を指名競争入札により、金額一億一千万円をもって名古屋市中区錦二丁目、株式会社西島製作所名古屋営業所から購入しようとするものであります。

議案第百十四号四日市市と孤野町との境界の一部変更については、県営地区圃場整備事業の施行により県地区上海老町地内において、孤野町との境界の一部変更の必要を生じるため、地方自治法の規定に基づき、市町界変更について三重県知事に申請しようとするものであります。

以上が、各議案の概要であります。どうかよろしくご審議いただき、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

なお、本年が国際障害者年であることにかんがみ、法律を初め条例、規則等で使用されております「不具、廢疾」等の不快用語の改正が行われておりますが、本市におきましても、早急に見直しを実施の上、来る十二月議会にご提案いたしたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（前川辰男君） 提案理由の説明はお聞き及びのとおりであります。
議事日程に従い、本件に関する審議は留保いたします。

○議長（前川辰男君） この際、報告いたします。

監査委員から報告が十三件まいっております。すでに、お手元に送付いたしておりますのでご了承願います。

○議長（前川辰男君） なお、市長よりYKK等当面の諸問題について発言を求められておりますので、この際これを許します。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 当面对処いたしております企業立地について、若干のご報告を申し上げます。

去る八月十日の全員協議会においてご説明申し上げました吉田工業株式会社用地の新しい展開につきましては、その後四日市市土地開発公社理事会の承認を得、吉田工業株式会社と本格的な折衝に入り、一昨日、吉田工業本社において、さきにご説明いたしました基本的事項について覚書を交換し、昨日は吉田社長一行があいさつに来訪されました。同社は、できるだけ早い時期に、アルミ建材の組立加工を主体とする工場を三期に分け、四、五年内に完成するよう鋭意計画を詰めている状況にあります。

また一方、この工場団地構想に誘導立地させる企業につきましては、これまでの経緯もあり、用排水等環境面で地域に不安のない内陸型、労働・知識集約型の企業を種々検討し、複数の企業と折衝してまいりましたが、このほど工業団地化の一環として、愛知県小牧市に本社を置くわが国におきまする省力機器、自動機械の大手メーカー、シーケードイ株式会社を有力候補と考え、今後同社と具体的な交渉に入ることについて、この七日、合意を得ました。同社は、東証一部に上場され、資本金十九億円余の優良企業であり、本市が目指す総合産業都市の実現にふさわしい企業

であると考えますので、今後地元並びに議会の皆様方にも、同社のことについてご理解をいただく機会を得たいと存じております。

また、去る八月二十五日、中部電力株式会社社長が来訪され、四日市LNG基地の建設並びに四日市火力発電所一〇三号機の高圧転換並びに四号機の増設等について、計画の推進協力を依頼されました。この計画は、昨年三月市議会における霞ヶ浦地先埋立地の利用に関する決議の趣旨に基づき、クリーンガスの有効活用を図るとともに、昭和六十年代初期の電力の安定供給に資するものであります。

当計画の推進に当たっては、公災害の防止に万全を期するよう強く指導要請していくことはもちろんであります。三重県環境影響評価の実施に関する指導要綱等により、近く環境影響評価準備書が作成され、市民への公告、縦覧と説明会が開催される予定であります。

また、公害防止及び自然環境保全の見地から、当計画に対する地元市長としての意見を求められることになっておりますので、その際には改めて市議会のご意向をうかがって、対処してまいりたいと考えております。

なお、霞ヶ浦埋立地において譲渡処分をいたしました大協石油でございますが、ここに原油、製品備蓄タンク、液化石油ガス貯蔵タンク並びに栈橋等の建設計画を推進してはいたのですが、ご高承のように、最近に至り、石油を中心としたエネルギー事情が急変し、政府も今後の需給見通しについて再検討を始めています。同社はこれらの計画のうち、備蓄用の原油タンクについては中止することとし、同タンク用地の活用については、石油に関する国の指導及びこれに対する業界の対応等を考慮しながら決定していこうといたしており、市といたしましても、いましてはなるべくその動向を見極めてまいり、同社並びに関係機関とも密接な情報交換を続けてまいりますが、同社はLPG関係の建設につきましては、計画どおり推進をしておりますことといたしておるのでございます。

以上の諸点についてご報告申し上げましたが、議員の皆様方におかれましても、ご理解、ご協力賜りたくお願い申し上げます。

○議長（前川辰男君） ただいま市長から報告のありました本問題に対する質疑につきましては、一般質問の際にお願いしたいと思いますので、この際ご了承願います。

○議長（前川辰男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、九月十四日午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十時五十分散会

昭和五十六年九月十四日

四日市市議定会定例会會議録（第二号）

四日市市議會

○議事日程 第二号

昭和五十六年九月十四日(月) 午前十時開議

第一 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

川 川 金 大 大 小 伊 伊 小 青

村 口 森 谷 島 川 藤 藤 井 山

幸 洋 喜 武 四 雅 信 道 峯

善 二 正 正 雄 郎 敏 一 夫 男

○出席議事説明者

○欠席議員(一名)

宇治田良市
 渡山山山山山森森水松前堀堀古
 辺本中路口口野島川内市
 一忠信安真幹良辰弘新元
 彦勝一剛生孝吉朗郎一男士衛一

平橋野生永中谷田高高佐坂後後小粉訓喜
 野本呂川田村口中木井野口藤藤林川霸野
 行増平平正信基三光正長寛博也
 信蔵和蔵已夫保介勲夫信次六次次茂男等

○出席事務局職員

事務局局長
 川合 一之丞
 理事課長補佐
 板崎 大之丞
 主事 鈴木 晴美
 主事 玉田 耕士
 主事 金森 伸夫

代表監査委員
 伊藤 涼一

水道事業管理者
 次長 奥村 山仁
 奥村 山仁

教育次長
 館谷 川照
 館谷 川照

次長
 河村 昭郎
 河村 昭郎

消防長
 渡辺 靖三

病院事務長
 藪田 裕

下水道部長
 石井 三夫

建設部長
 山口 一夫

都市計画部長
 内田 忠泰

環境部長
 樋口 照一

産業部長
 宮田 利雄

福祉部長
 岩山 義弘

市民部長
 毛利 道男

財政部長
 伊藤 治郎

総務部長
 矢野 三郎

市長公室長
 阿南 輝彦

収入役
 平井 清三

助役
 坂倉 哲男

助役
 三輪 喜代司

市長
 加藤 寛嗣

午前十時二分開議

○議長（前川辰男君） 会議に先立ちまして、まことに残念でございますが、皆様方に大変悲しいお知らせをしなければなりません。同僚議員の野崎貞芳君が昨日の午後三時二十分亡くなりました。ここに謹んで哀悼の意を表し、同君のご冥福をお祈りして、ただいまから黙禱を捧げたいと思います。
全員ご起立をお願い申し上げます。

〔全員起立〕

○議長（前川辰男君） 黙禱。

〔黙禱〕

○議長（前川辰男君） ありがとうございます。

〔全員着席〕

○議長（前川辰男君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十一名であります。

本日の議事は、お手元に配付しました議事日程第二号のとおり一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（前川辰男君） 日程第一、これより一般質問を行います。

お手元に配付しました一般質問通告一覧表のとおり質問の通告がまいっております。

それでは、一覧表記載の順序に従い、順次発言を許します。

小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 皆さんおはようございます。通告の順に質問させていただきます。

まず第一点目は、平山物産と新化製工場の建設についてお尋ねいたします。

ことしもまた悪臭の最も厳しい夏が過ぎました。この夏も関係地域住民は人目につくところに旗をなびかせ、ただひたすら抗議の意思表示をしたわけでございます。一体いつになったらこの悪臭から解放されるのか。市や県は昭和五十六年度には新化製工場を操業するという目標を示していますが、私の目から見いまのペースでは無理ではないかというふうに思いますので、幾つかの問題について質問させていただきます。まず、その後の経過と今後の見通し、これをお聞かせ願いたいと思います。

それから、二点目に県立普通科高校の建設についてお尋ねいたします。

三四地区の進学希望者数は、昭和五十五年の九六・九三％を基礎にして計算をしてみますと、昭和五十五年をゼロとして昭和五十六年はひのえうまの関係でマイナス四百七十八名、十一学級減、昭和五十七年は五百三十七名の増加、十一学級の増、昭和五十八年で六百八十七名の増加で十四学級の増加ということになります。五十九年は七百九十六人、六十年は一千十三人の増加となります。したがって、当面は昭和五十八年開校を目指して普通科高校の建設が必要になるわけでございますが、五十八年開校を目指した用地の買収確保がなされようとしているわけですが、その見通しについてお尋ねをしたいと思います。建設のテンポについてもお尋ねをしたいと思います。

次に、過日建設をされました県立朝朝明高校の用地について、どのような処置がなされているのかお尋ねをしたいと思います。

三点目に、テクノポリス構想についてお尋ねいたします。

テクノポリスやテクノベルト構想は、四日市にとりましてはまさに時節を得た構想だと思います。名古屋通産局が中心になって四日市から岡崎までの東海ベルト構想が検討されており、やがて構想全体がわれわれの目に触れることだと思いますが、そこで少々お尋ねしておきたいんですが、この国の構想とは別に過日策定をされました四日市の基本構想の中でも同趣旨の考え方が述べられていますが、国の構想との違いや一致する点、この辺を明らかにしていただきたいと思います。

さらにまた、九月八日の中日新聞に「テクノベルト実現へ第一弾」ということで市長の考え方が述べられておりました。その中でシーケードイはシステムのトップメーカーということと確かに先端産業だと思いますが、この種の企業誘致だけではテクノポリスにはならないというふうに私は思いますが、この点を踏まえてテクノベルト構想というのは一体どういうものなのかもちょっと説明を加えていただきたいと思います。そのままですと、先端産業と云われるようなそういう企業誘致をやるのが何かテクノベルト構想の大事な部分であるには違いありませんけれども、何かそれだけがというふうなことになってしまいう危険性があると思いますので、その辺を含めてご答弁をちょうだいしておきたいと思えます。

次に、第四点目として非行対策についてお尋ねいたします。

毎日のように新聞やテレビで青少年の非行が報道され、中でもここ数日小中学生による非行が報道されています。このような非行は、昭和二十五年を第一のピークとして昭和三十九年第二のピーク、昭和五十四年を第三のピークとして増加の一端をたどったわけでございます。昭和五十四年をピークとしてですから五十五年は下火かと思いましたが、昭和五十五年は全国平均でも二九％増加をしたと言われます。およそ三割ぐらい非行の数がふえた

と言われるわけでございます。で、本年も五十五年に引き続いてなおかつこの上昇傾向はおさまっていないと言われている。とりわけ南署の発行による資料によりますと、昭和五十五年中四日市南署で補導した非行少年の補導人員は、昭和五十四年をさらに上回る六千六百四十六人という史上最高を記録し、特に中学生による校内暴力、侵入、窃盗、自販機荒らしなど計画的悪質事犯が目立ったとその概況の中で述べられております。そこで、これら非行の対策について市とともに考えてみたいと思えます。

まず、昭和五十四年、五十五年と連続して発生しました校内暴力事件に関連して教育委員会としても幾つかの対策が矢継ぎ早に打ち出されたわけでございます。で、その対策が強められたと思えます。ところが、私もPTAや育成会の一員としていろいろな活動に参加をしているわけでございますが、非行対策が実際に叫ばれながら本当に効果のある具体的な行動がなかなか目につかないわけでございます。たとえばこの非行対策の入り口のようなオアシス運動がいま展開をされております。で、このオアシス運動一つとってみましても、三四地区の小中学校全部に問い合わせたところ、オアシス運動を具体的にやられておるといのは一つか二つでございます。掛け声はりっぱですけれども中身がないわけでございます。ですから、地域と学校が一体となってこの運動に取り組んでいくことが大事なんですけれども、りっぱな目標とかいろいろなことが言われながら実際にはなかなか実践されないということと困っているわけです。そこでまず一つ、二つ尋ねてみたいんですけれども、この小学校の五年から六年、高学年になりますと非行の芽はつきりとあらわれてきます。要注意児童は全体の五％程度だと思えます。で、この時期には家庭でもほとんど気がつかないというのが多いと思えます。ですから、家庭と学校と地域が一体となって対策を立てればこの児童が中学校に行つて本物にならないように手だてができるのではないかと思えます。

いままでの非行対策を見ますと、この五％の対策よりはむしろ残りの九五％の平均的な家庭の非行対策に重点

が置かれたと思いますが、今後はこの五割の対策をもっと積極的に行っていく必要があるのではないかと思います。機関車の五割をおさめることによって残りの九五割を鎮静化させることが可能だというふうに考えますので、この点についての対策があればお聞かせをいただきたいと思ひます。

次に、中学生の非行対策、いままでの非行対策に加えてひとつ検討してほしいと思うことがあります。それは体育などのクラブ活動についてです。中学校によってクラブ活動への参加は学校差があると思ひますが、最近ではできる限り全部が参加しないといけないことではとんどが参加をしておると思ひます。これは大変いいことだと思ひますが、ところがこのクラブ活動の進め方に少し私は疑問を持つわけです。これは、クラブに入りますと、クラブによりますけれども、場合によっては一年生から対抗試合、対外試合を積極的にするわけです。そのことについては特段とやかくは言いませんけれども、その対抗試合をするがゆえに中途半端な子供さんを全部切り捨ててしまうわけでございます。たとえば授業で切り捨てられ、今度は体育のクラブで切り捨てられた子供さんは一体何を頼りに生きていけばいいのか、大変なことだと思ひます。ですから、この中学校における体育クラブの子供さんの取扱いについては、少なくとも一、二年生は対外試合、対抗試合をできるだけやめていただいて技量を蓄積し、そのクラブ活動の基礎にはたとえば礼儀作法、体育を、スポーツをする上でのマナー、こういうものを徹底して身につけさせた方が私はいいのではないと思ひます。そのことが非行発見のパロメーターにもなると思ひますし、正しい言葉、正しい行動がとれば非行もおのずとおさまっていくんではないかと思ひます。ということで、この点について一遍考え方を聞かせていただきたいと思ひますし、また専門的な立場から検討を加えていただければありがたいなというふうに思ひますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

次に、第五点目として地区懇談会の総括についてお尋ねをいたします。

地区懇談会は昭和五十三年から始まりました。ことしでちょうど四年目を迎えるわけでございます。確かに間接民主主義よりは直接民主主義のふえた方がいいわけでございますが、現状が続いていくようではちょっと困るんではないかというふうに思ひますので質問をするわけでございます。各地で地区懇談会が持たれるわけですが、これで問題が解決するなら私もあるいはまた市民にとってもこんなありがたいことはないわけでございます。ところが、ややもすると問題が大き過ぎたり金がかかり過ぎたりややこしかったりで、何回地区懇談会をやっても答えが出ないと、こういうふうなことになるてきますとせつかくの親切心もあだになります。逆に行政不信という結果を招きかねません。あるいはまた、地区の市民センターで調整している問題や本庁の担当職員が努力している問題が逆に地区懇談会で取り上げられ、耳ざわりのいい、当たりさわりのない答弁で必要以上にこの担当者が苦しむことになっております。現に幾つかの問題で担当者や市民センターの意向が無視されたものもございます。多数の市民が喜ぶ場合はそれでもいいわけでございますけれども、そうでない場合も考えられます。したがって、この時点で、この地区懇談会の総括を行って今後の持ち方について検討を加える必要があるのではないかと思ひます。たとえば四年に一遍にしたり、四年に一遍の選挙の前に行ったり、あるいはまた地区の要望を出すというよりはこちらから積極的にテーマを与えて市民的な討論をいただくような、そういう場に変えていくようなそういう方法も一案ではないかと思ひますので、お答えをちょうだいしたいと思います。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 私から第二点、第三点、第五点についてお答えを申し上げます。

まず、第二点でございますが、県立高校の建設はご指摘のありましたように五十八年度開校ということで桑名、四

日市地区に一校、その一校を四日市市内で建設するという県の教育委員会の方針が明らかになったわけでございます。そこで当市に對しまして用地の選定等依頼がありましたので、選定に当たりましては交通機関、排水問題、周辺道路の状況等を考えまして最適地と思われる四郷地内八王子町の民有地を県と協議をいたしまして予定地にいたしましたのでございます。で、県は有効面積大体二万二千坪程度欲しいということでございますが、公簿面積は四万五千平米ですが実際は大体七万七千平米ありますので、おおむね県の希望に沿い得るということで現在地区の役員の方を初め地主の方々、関係者との間で買収交渉を協議いたしておるところでございます。だんだんに見通しがついてきております。そして県の高校建設の条件といえますが、高校建設についての県の意思は用地費と造成費とを県市で半々負担をしてほしいということでございます。この件につきましては、すでに昨年度建設をいたしました桑名の新設高校は、その件で同意をいたして建設されたわけでございます。そこで、これは用地の見通しがつき次第、度議会の皆様方におほかりを申し上げたいと考えておるところでございます。その節にはよろしくお願いを申し上げますが、朝明高校の用地の問題が桑名の新設高校よりも先の問題として用地は市が買収をし、造成も市が全部負担をいたしまして今日に至っておりますが、その名義が市の名義になっておりますので、この問題を県の方ではぜひ県の名義に書きかえてほしいという強い要請が私の方に参っております。この件につきましては、ただいま種々知事の方とも話し合っておりますが、依然として平行線ということでございます。これからこの件につきましても県と十分調整をした上で皆さん方におほかりをしてみたい、かように考えておるところでございます。

第二点のテクノポリスの問題でございますが、実は四日市にはすでに先ほどご指摘のありましたように基本構想がございます。四日市の産業構造は資源多消費型の産業構造に特化されておると、将来はそういった特化型の構造を変更していくべきであるという基本構想が出されたわけでございますが、この構想に向かって問題解決の方向に向か

うべく新たに五十五年度北勢地域振興調査というものを三重県と共同で一市四町、三重郡四町と共同でこの調査を行いました。その結果も同じような指摘になっておるわけでございます。で、将来方向としてやはりこれからの新しい産業というものは省資源型でしかも労働集約型といえますか、あるいは知識集約型の都市型工業をこの地域に配置をしてさらにこの地域の活性化を考えていくべきであると、こういう北勢地域振興調査の結果が出ておるわけでございます。で、たまたま通産省が昨年の六月時分にテクノポリス構想というものを打ち出しました。これは将来の産業都市のあり方として知識集約型、都市型のICあるいはLSIといった電子関係の工業を中心にして約五万ぐらいの都市を二十万都市の中に配置をしようと、こういう通産省のテクノポリス構想というものが打ち出されたわけでございます。で、この新しいテクノポリス構想というのは三大都市圏を除くということになっております。したがって、四日市は中部圏に属するわけですから当然この通産省の構想には乗らないのが本来でございます。ただ、私はその構想を見ておりました、中身としての電子工業をそのまま四日市に持ってくるといってもですね、なかなかむずかしい問題があるだろうと、かように考えたわけですが、省資源型、知識集約型という分類の産業を四日市に持ってくることは必要である、そういった意味で通産省の打ち出したテクノポリス構想には乗らないけれども、この際通産省に当市の実態をはっきり打ち出していくあるいは考え方を理解してもらう必要があるのではなからうかと、かつては石油化学というものが日本の経済の牽引車であったわけですが、その場合には通産省も一生懸命でこ入れをしてくれる、だんだんに牽引車である石油化学工業というものが時代の推移とともに地盤沈下をいたしてくるといふときに当たってそういう先端的な苦勞をした地域はもう放っていくというような国の政策では困ると、かように思いましたので、あえて通産省の基準には合わなかったわけですがテクノポリスに立候補をしたというのが実態でございます。そこで、もちろん通産省としてはテクノポリスというものについては四日市市を指定するわけにはいかぬが、四日市

の将来を考えあるいは地域の将来を考えた場合には、やはりここで新たな展開が必要ではないだろうかというふうに考えております。それがたまたま名古屋の通産局で考えておりましたこの名古屋の第四環状をめぐっての三重県北勢部そして岐阜県、愛知県といった一つの新しい産業、たとえば岐阜県あたりではアパレル産業あるいは美濃太田地区ではセラミック、陶磁器、愛知県でトヨタ自動車の新しい展開、こういったようなことを中心にひとつテクノベルトというものをつくったらどうだろうか、そこに産業と住居と、そしてさらに新しい産業に向かっての技術的な研究機関といったものを設ける必要があるのではないだろうか、こういうような通産局の考え方が国の方で取り上げられて、その南、三重県その南端がですね、三重県の四日市地域と、こういう形の構想になっておるわけでございます。したがって、この構想の中で九月四日に名古屋通産局が中心になりまして東海環状テクノベルト構想の調査会が発足をいたしました、三重県及び北勢三市とこれに関連する町村が共同して構築していくことになっております。で、当面この調査会の作業の進捗にあわせてまして土地利用を中心といたします内陸部開発の基本方針を確立をしながら引き続き望ましい企業の誘導、道路交通体系の整備を図っていくと、あるいは大学あるいは研究機関等の誘致を図っていくと、これがテクノベルト構想でございます。で、たまたま四日市ではYKKの土地が未利用のまま今日に至っておりますことにつきまして、早く活用をめどがたないものだろうかということでYKKの方とも折衝をし、また四日市に向かって実は将来の企業の拡張用地として欲しいんだというような要請が幾つかまいってきいております、そういったものを考えてこの土地の活用ということでYKKのご理解をいただいで今度新たにこれを活用する方向になってきた。シーケーディは先ほどのような会社でございますが、これで終わりというわけではございません。ただこういった産業だけでなしにいわゆる研究機関でありますとかこの中枢管理機能等もあわせてものをこの四日市周辺に立地させながら将来の街づくりを目指していくというのが私どもの考え方でございますし、その

ことにつきましては一市四町間あるいはこの北勢地域振興調査をお願いいたしました先生の方々もそういうことでお考えをいただいておりますので、今後内陸部型の産業を誘致をしながらさらに中枢管理機能であります研究機関でありますとか大学でありますとか、そういったものを逐次実現を図っていくことが今日の四日市にとって必要なことではないだろうか、かように考えておるところでございます。

それから、第五点の地区懇談会、まことに的確な指摘でございます、いままでのような状態が今後もどんどん続くということでは余り地域社会づくりに貢献をするということにはならないのではないか。逐次地区懇談会というものはそれぞれの地域に応じた独創的な考え方で運営をされていくべきではなからうか。もちろん私どもが広聴広報の一つの手段にもしたいというふうに思っておりますので、そこへ出席をし報告を申し上げることはやぶさかではありませんが、ただ各地区のご要請を承るというだけでは私は地区懇談会というものの進歩がないのではなからうかと、最近幾つかの地域で今年度試みに行われておるわけでございますけれども、たとえば青少年の非行問題というこのテーマを掲げられましてその問題について各種団体の方々がそれぞれご議論をし合う、最後に市当局の意見はどうかというような懇談会も行われておりますし、ある地域につきましては地域福祉を進めるためのボランティア活動をどうやるべきかというようなことについての議論も行われるというような形で少しずつその様相が変わってまいっておりますということでございまして、私どもはそれはそれなりに非常にいいことではないだろうかというふうに思っておりますので、今後もしそういった点を十分考えながら、反省をしながら今後の地区懇談会の方向を定めてまいりたい、かように考えておるところでございます、議員の皆様方のご理解をぜひ賜りたい、こう思う次第でございます。

以上私からご答弁申し上げ、その他の項目についてはそれぞれ担当者の方からお答えをさせていただきます。

○議長（前川辰男君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） 第一点の平山物産と新化製場の建設についての経過なり見直しなりということについてのご説明を申し上げます。

まず、第一番に新化製場の建設に関係をいたしまして申し上げますが、去る六月の議会のときこれに関連をいたしましたお答えの中で三重県公害事前審査会の答申が近く出るということをお願いしますが、すでに皆様方のお手元の方へは先般八月十三日の日に公表されるに当たりまして概要の説明書をお渡しを申し上げましたのでご承知おきをいただいておりますことと思いますが、県の公害事前審査会では特に排水、それから大気の汚染あるいは粉じん、騒音、振動というようなことについていろいろ専門的な立場から慎重なご審査を賜ったと、その結果県、市のプロジェクトが公害防止の上からこういう装置をつくればいいであろうというふうな形で立てました計画が一応妥当であるというふうな答申を得ましたのでございます。したがって、今後この進め方の中ではこれらの答申をいただきます。またそれぞれの計画に基づいて進めていくわけでございます。続きまして関係地域の状況でございますけれども、まず河原田地区でございますが、地区の代表者の方三十二名によりまして福岡市の新しい化製場を見学いただいて、最近の技術水準からいってりっぱなものができることについてご理解を賜ったところでございます。さらにその後内堀町におきましてその関係の施設等についてのご説明を申し上げ協力要請を行ってきましたし、それから先般申し上げました公害事前審査会の答申に従って八月十三日の日には連合自治会に対しまして自治会長さん方お集まりをいただきます。その内容等の説明を行ってこの事業の推進にご協力をお願いを申し上げます。また翌日には一部の住民の方のご要請もございまして地区市民センターでその辺の説明を県とともに申し上げます。

います。したがって、今後は地区の連合自治会を通じて公害防止協定についての策定なり締結というふうな形で鋭意努力をしていきたいというふうに考えております。また、塩浜地区でございますが、塩浜地区につきましても河原田地区と同様に自治会長さん方にご説明を申し上げて協力要請を行っております。さらには公害防止協定等についてご審議をお願いをし、それらの作成、締結というふうなことで努力をしていきたいというふうに考えております。また、楠町につきましては、県の関係者と一緒に行っている協力量議を行っておりますが、ちょうどこの十三日の答申と時を同じくして塩浜地区と同じような形で説明会が持たれたわけでございますが、この席では県がその説明役を引き受けるというふうなことで実施をしていただいております。こちらにつきましても、これから進め方としてはそれぞれ河原田、塩浜地区同様の進め方になろうかと思っておりますが、いずれにしても県との協力によってできるだけ早くこれらの実現を目指していきたいというふうに考えておるところでございます。今後のスケジュールでございますけれども、先ほど来申し上げております公害事前審査会の答申を得ましたので、その方針に従いまして早期の完成を目指しておるわけでございますが、何とか九月の末から十月の初めには測量なりボーリングなりというふうな形で着手が出来ますように努力をしたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いを申し上げます。

なお、平山物産のことでございますが、平山物産につきましては先ほどの質問の冒頭でも言われたように夏の期間、特にひどいというような時期でもございましたので監視、指導という形で県と市と市分けていろいろ手分けをいたしまして、毎日午前、午後という形でそれぞれ県と市が分担をして現地の調査なり指導なりというふうな形で進めてまいりましたが、特にひどくなってきました八月の中ごろからは夕食時にかなりえらいにおいがあるというふうなご指摘も地元の方々からいただきましたので、そういう時間帯も県と手分けをする形で土曜、日曜日も含めて立ち入りをいたしております。

すが、いずれにいたしましてもあの場所での操業につきまして完全に悪臭を防止するという手だてについて厳しい指導をするわけにもまいらない事情もございます。結局は故障個所の修理とかあるいは操業についての全般的な注意というようなことに尽きるわけでございますので、なかなかわれわれが目指すような効果が得られなかったということがありますことは実態として反省をせざるを得ないというふうに考えてはおります。一方この平山物産につきましては、五月十四日を第一回といたしまして新しい化製場が建設をされるに当たって当然二カ所での操業ということがあってはならないことから、平山物産に対して化製場の廃止あるいは廃業というようなことについての交渉に入ったわけでございます。県と一緒にその交渉を進めておりますが、その後三回の交渉をいたしておりますが、今後それぞれ補償についての諸条件の調整というように努力をして一刻も早くこの操業の廃止にめどをつけていきたいというふうに考えておりますので、どうぞご理解を得たいと思っております。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） 第四点の非行対策についてお答えを申し上げます。特に焦点を五〇のよくない生徒というお話でございました。小学校では高学年からそういった非行が顕著になるというお話でございますが、私も教育の現場においてはどの子もよい子であるというふうな原点に立って教育を進めようと、こういうふうに申しておりますし、いわゆる問題生徒を非行生徒というように当初からレッテルを張るということとはよくない、したがって小学校の段階においては特にどの子もよい子であるという考え方に立ってその子の長所をとらえていかなきゃいかぬ、そういうふうな指導をしております。そのために学級においては教師と児童、あるいは児童と児童との結びつきを強くしながら心の通い合う学校生活ができるように十分指導をしております。いわゆるはみ出す子、

問題になる生徒というのが五〇とおっしゃいましたけれども、小学校ではそんなに多くないわけですが、いわゆるよくない子というふうにして何か事があるとそれにくっついていくというふうな行動がある、そういうことから考えればそういうパーセントになるかと思えますけれども、いわゆる横着い子ということが言えるのではないかと、横着い子は横着い子なりによいところを私たちは持っていると思えますし、その横着い原因がどこから来ているのか、友達関係なのかあるいは学習に対しての抵抗が大きいのかあるいは健康の問題なのか、家庭の問題なのか、そういったあたりを十分に担任が把握することによりその原因を突き詰めていわゆる指導に当たるといふことにしております。一人一人の子供が学級の成員として十分その場所を得ると、そして友達同士で認め合った形で毎日の生活がおくれるようなそういう、いわゆる学級づくりを進めるよう指導をしております。そういったことにおいても教科において特に落ちこぼれというふうなことが言われますけれども、知的な面において落ちこぼれる子であっても体育なり音楽なりあるいは図工なり、そういった面においてやはり特技を持っているあるいは長所のある子供がいます。そういった面も十分に考えてどこかその子の得意な面、長所をとらえていくような指導を特に小学校段階から強くするようにしてまいりたいというふうに考えております。

それから、中学校の問題で特にクラブ活動の指導についてご指摘ございましたが、学校のクラブ活動についてはそれこそ全員の活動をたてまえにして、しかもなるべくクラブを固定した形でそのクラブに継続的に自主的な態度で参加すると、参加するというのは自分たちでつくっているクラブなんだという意識のもとに指導をしておりますし、クラブによっては早朝から自主的なトレーニングをしているクラブもありますけれども、なぜそのクラブからうまくクラブについていけないてはみ出すのか、こういうことはクラブ指導の顧問あるいは担任が十分その間の原因の把握に努めて指導するように言っておりますが、先ほどの特に対外試合等は中途半端であるからやめて、いわゆるクラブ

の中で十分マナーをあるいはそういうクラブを通じて精神面といえますか、態度の面で十分指導せないかぬという指摘がございますが、過去においては練習試合等の場で他校との交流といういい面じゃなくてむしろ悪い面でトラブルを起こした事例もございますけれども、逆にそういった他校との練習試合を通してお互いの交流を深めていくといういい面もあるわけですが、一年生の段階においては特にそういった意味から考えて十分自分たちのクラブである、自分たちが盛り立てていくクラブであるというふうな意味を強調して将来ともそういったクラブになるようにし、それこそ落ちこぼれができない、みんなでカバーする、お互いがカバーするクラブの理想といえますか、そういうものに向かっているように指導してまいりたいというふうに考えております。そういったことを特に地域と学校との連携という面で非常に大事な、大切な面があるわけでございますが、家庭との連携を考えてやはりクラブという名の活動がある意味において、いわゆる年齢の違う指導、上級生が下級生をうまく指導していく、そういう実践の場はまた地域でもあるわけでございます。そういった点ではいろいろ皆さん方にもお世話をかけておりますけれども、今後ともよろしくお願いをいたしたいと思えます。学校といたしまして十分な対策がとれるように今後も十分指導してまいりたいと、こういうふうに考えております。

○議長（前川辰男君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 平山物産の問題についてですが、ここで自治労の方からいろいろ問題が提起をされておると思うんですが、平山物産をやめていただくために過去三回ぐらい交渉を持ったと、今後の諸条件の調整をできるだけ早くしたいんだというふうなことなんです、その諸条件の中に、この中でも指摘されておりますようなたとえば平山をなくしてしまうということですから、そこに働いておられた従業員とかそういう人の対策なんか当然入っていると思う

んですが、その点ちょっと聞かしておいていただきたいと思えます。それからどの程度の時期に平山の操業が停止されるのか、こういうふうなことを聞きたいと思えます。それから、問題はこの新化製場の見通しでございます。地域の住民の方に聞きますと一部の方が賛成していると、市の方に聞きますと一部の方が反対していると、この一部が同じ一部なんです、がまるで違ってくるんですが、そのあたり一体どれが正解なのかもうちょっと突っ込んで聞かしていただきたいと思えます。本当に見通しがあるのかどうかということですが、市長どうも答弁しにくいという感じを受けるんですが、できたら答弁をちょうだいしたいと思います。

ほかにまだありますが、平山物産この程度にしたいと思えます。

それから、その次に普通科高校の建設の問題で、特に朝明の土地の問題については県にやったらあかぬよと、名前を貸したらあかぬよという声と現実的な対応をしてもらわないとこの次の高校建設に支障があるのではないかと、こういうふうな二つの声がありますので、後日また全協か何かで調整されると思えますのでここでは意見を差し控えますが、積極的な対応をお願いしたいと思います。

それから、テクノポリス構想については、私実はこのいうふうなことを答えてほしいんですが、幾つかの先端産業と言われる企業を仮に誘致をしたとしますと、通産省の言う内容でいけば五万ぐらいの都市をつくってということになりますと当然小中学校も建設しなきゃなりませんし、それ以外の道路とかいろんなものを張りつけていかなきゃなりません。そうすれば当然予算措置が必要になってくると思えますので、企業誘致をされる場所の選定とそれから建設の速度、それからどの程度の規模にするか、こういう輪郭を明らかにした後こういう問題に取り組んでいった方は私はロスが少ないんじゃないかというふうに思いますので質問をしているわけでございます。質問の仕方がへたですからあれなんですけれども、たとえば全く新しい団地を開発していくのか、その地域に虫食いのような開発をされた

ところを都市再開発を行ってそこに知識集約型の産業なり大学なりあるいは関連企業を誘致をしていくのかどうか、そういうふうなこともなか含めてもう一回答弁をちょうだいしたいと思います。

その次に、非行対策についてですが、教育長の答弁聞いてますともう間もなしに非行がおさまるように聞こえませんでした。構なんでしょう、たとえばAという学校で先般もあつたんですが、きわめて律儀に育った女の子が突き落とされたわけです。これは、最近の非行の特徴なんですけれども、ごく普通の家庭の青少年、少年少女によっていわゆる遊び型の非行が多発していることの一つだと思ふんですけれども、やってる本人は遊び半分かもしれませんが、はみ出した方は本場にまじめに礼儀正しく育てられて、それがゆえにはみ出してしまったわけなんです、それを学校の先生なんかきちっと指導をしてそういうことを再発を防いでいくような処置が本当はその時点で要るはずなんですけれども、しばらくしたらまた同じことを繰り返したと、これは一階、低いところだからいいですが、これももし二階、三階上の方から突き落としたり大変なことになるといふことはもうはつきりしているわけです。ですから、みんなよいう子という考え方も大事ですが、横着するようなのが何人かはつきりと目安がつくわけです、その子の個性や特徴を生かしながらもっと前向いて引っ張ってやれるような、そういう指導が私は大事ではないかというふうなことで質問しているわけです。で、そのことを非行対策と言ってるんで、ちょっと意味が通じてないかもわかりませんが、もう一回これ答弁してほしいと思います。

それから、中学校のクラブ活動についてですが、対外試合をして能力を伸ばすあるいはまた中の融和を強めていくということは大事なことで、そのことについて私は否定もしないわけですが、ただ現状のやり方、平均的なクラブ活動の運営のあり方を見ても中途半端な人を切り捨ててしまうと、あるいはまた、中学校のクラブ活動の先輩絶対的な発言力を持っていますから、いやいや従属をしていくんですが気がないと、こういうふうな弊害を生み出していることは事実でございますので、その点もう少しメスを入れていただいて生きた手だてが要るのではないかと、こういうふうなことで質問をさせていただいておるわけです。決して対外試合がまずいかさういふ意味ではないんです。別に対外試合をしながらきちっとしたマナーが身についたり、いやいや渋々気力なしについていくという行為がなければ私は現状のままでもいいと思います。それが逆さまになっておりますのもう一工夫要るんではないかということで質問を申し上げたわけです。

それから、もう一つ同時に少し申し上げたんですけれども、先般も私四日市商業高校のハンドボールのクラブの練習風景を見物させてもらったんです。そうしたら非常にきれいなマナーで、言葉遣いが非常に正確なんです。隣で中学生がバレーの練習をしています。胸の方もべっちゃんこの多分女の子やと思いますけれども、「あほう」とか言う非常に言葉遣いが悪いんですね。ですから、生きた教育というのはどこでもできると思いますので、せっかくクラブ活動が組織されたんなら基礎的な部分として、たとえばテニスやられるんならテニスのコートの清掃はもちろんのことだと思いますが、それを使わせていただくための心構えとか言葉遣い、礼儀作法、これ同時に学校教育の中で教えていくことが大事ではないかと思ひます。で、そのことがいま問題になっております非行対策のかなりの部分に影響を及ぼしてくるんではないかと思ひますので私は申し上げたわけで、もし教育長の方が考え方をされておるんなら再答弁をいただいております。

それから、その次に地区懇談会の問題については市長答弁で結構でございますので、どうぞ積極的に向きを変えられて行政的に必要な場合は四十三名の間接民主主義をもっと積極的に活用された方がプラスになるんではないかというふうなことをつけ加えて再質問を終わります。

○議長（前川辰男君） この際理事者に申し上げておきますが、要点を簡潔に、的確にお答えいただきたいと存じます。

暫時休憩いたします。

午前十一時休憩

午前十一時十二分再開

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 平山物産の従業員をどうするか、閉鎖後の従業員をどうするかという問題については、ただいま平山と話し合いをしておる中に出しておりますので、今後平山との話を詰めて決定していきたい、かように思っております。それから、どの時期に大体停止させるのかというお話でございますが、これも新しい化製場をできるだけ早く建設をさせて、この建設の時点で停止ということにもっていききたい、かように思っております。それから、賛否が一体どうなっておるかということでございますが、こういう問題については私は積極的に賛成ということではなくて、地域の方々はそういう施設は全市にどこかなくちゃいかぬのだからやむを得ない、市の行政に、方針に協力しようという形でお考えをおまとめをいただきますが、こういうことでございます。協力をするに当たりますは、当然に公害防止協定ということが先になりますので、公害防止協定の締結に向かっています。いま各地域の方々とお話し合いをしておる、こういうふうにご理解を賜りたいと思っております。

それから、第三点のテクノベルト構想について、先端産業を誘致をすれば必然的に市民がふえて公共施設を整備しなきゃならぬ、これはもう当然でございますので、やはりいま四日市市内にあります工業用地で未開発のところはですね、これはそのまま活用できるわけですけども、大体求められておる多くの先端産業の面積というのはそう大きな面積ではありませんでやはり新しい工業団地が私は必要ではないだろうか、かように考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） 非行対策について、質問の焦点と合わないじゃないかというお言葉ですが、特にいまの子供の実態は遊び型非行だとかあるいは短絡的にしたいからしたいんだというふう非常に平静な状態を保っている子供でありながらもそういう非行に出る場合が突如としてあると、そういうことについてどうかというご質問だと思います。これについては、いわゆる基本的な人間の持つものが欠けているというそういう実態がございます。たとえばあいさつだとか掃除をうまくするんだとかというふうな基本的な小学校の五、六年ならば当然できなきゃならぬはずができてない、それは事実でございます。そういうことについては十分現場でも反省をしておりますし、このことは非常に根気の要る、粘り強く、根気強く指導しなきゃならぬ問題でございます。そういうたいわゆる人間の気持ちから素直に出てくる行動ということについて、そのことが出てきていわゆる世の中のルールを犯さないということがやっぱり大事だと思いますので、特に私どもがつかんでおります小学校三年生ごろからの指導というものは非常に大事ではないかと、万引き等の出方も三年生ごろから非常に多くなってくる、そのことについては出た場合きちんと指導をするように徹底をしていきたいと思っております。そのことが中学校にも及ぶわけでございますが、いろんな

理屈やいわゆる自分勝手な判断をしながら相手の立場を考えないあるいはルールを考えない、無視するような自己本位のような行動に出る場合があるわけですが、そういったものと個性とを間違えないようにして十分に何と云いますか、そういった社会のルールあるいはマナーといったものを徹底するように繰り返して、これは中学校になってそんなことを指導せぬでもいいやないかということも、もう一度出直しながら小学校の段階からにおろしながら徹底するように指導していかなきやならぬ問題ではないかと思えます。きわめてそういう面がいわゆる知識偏重の中でゆがめられた形において残っておる現状を深く反省し、今後十分にその辺の指導に意を用いていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 小林博次君。

〔小林博次君登壇〕

○小林博次君 最後に、要望にとどめます。平山物産の問題については、みんなお互いに困っている問題ですけれども、関係住民の意向も全く無視するようになかっこうで押し切ることのないように配慮してほしいと思えます。

それから、特に非行対策についてですけれども、さっきも答弁聞きながらちょっと考えておったんですが、最初の答弁のときのやつを考えておったんですけれども、小学校の子供さん、みんなよい子だというふうなことでどうしてこれ小学校で生きた非行対策がないのかと思えば、やっぱりやられてなかったから私どもは感じなかったというふうにさっきやと理解をしたところなんです、これ小学校のうちからかなり芽が出ておることはもう間違いない事実でございますので、その一つ一つを担任の先生が正確にとらえて指導することが大事だというふうに私は思います。特に先生が学校を離れるといえますか、そういう場合非常にそういうケースが多いと思えますので、いかなる活動であつてもさちとこの目を光らすようなそういう処置をお願いしたいと思えます。できないときは校長先生もしくは

教頭先生がその先生のかわりになって子供さんを掌握していくような、そういうことをさちとやってほしいなというふうに思います。

それから、最後にくだくなりますが、クラブ活動のことについては、特にクラブの先輩は先生よりも発言力が強いわけです。先生の考え方、先生を無視してもクラブの先輩の意見を全部聞きます。逆にそういう強い指導力を持った先輩がいるんならその強い指導力をうまく活用すればかなり非行対策は前進すると思えますので、そういうことなんかを頭に描いていただいて一遍クラブ活動のあり方、これを再検討してほしいなというふうに思います。ただ子供が自主的にやるんだということではうっておきますと、たとえば子供に一番先教えるのは何かといえますと、まち針をたとえばシャツの中にまち針を突き刺すことを教えるんです。別の言い方すると、これをリンチやというんですけれども、そういうことを教える子供が実はおるわけです。実際にどぶへ突き落とされたりけがしたりというリンチも日常茶飯に行われるわけですから、子供の自主性ということに隠れて先生が目を見失ったらあかぬと思えます。やっぱり当てはめられた先生は、そのスポーツができるできないとかかわらずそのクラブにつきっきりで子供を陰にひなたに監視をしていき、あるいはまた指導していくことが大事だと思えますので、その点も含めてよろしく願いをしたいと思います。要望にとどめます。

○議長（前川辰男君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 通告に従って質問させていただきます。どんと項目を並べましたので、単刀直入に質問させていただきますのでひとつ明確なご答弁をお願いしたいと思います。

まず最初の、一番目の同和対策について質問させていただきます。同和対策事業には同和対策審議会の答申、同和対策特別措置法の趣旨から行政を挙げて取り組まなければならないと考えるが、現在市行政の同和対策に対する取組みについては、住宅と農林の一部を除けばそのほとんどが同和対策課に集中しており、同和行政を同和対策課が請け負っているように見受けられるので、地区住民の要望についてはそれぞれの部門で受けとめ、各部長、課長は同和の本質をよく理解し、職員の先頭に立って取り組むべきだと思いますが、市長のお考えはいかがお伺いいたします。同和対策が進むことによって、同和地区を取り巻く住民または住民の一部はねたみ、差別や逆差別という現象が出ている現実であります。また、市内には多くの差別事象が発生していることで、社会教育における同和教育がおくれていることは明らかであります。次の三点について質問いたします。差別をなくする市民啓発をどのように取り組むのか。二、同和教育のおくれの一つの原因は、同和教育室と社会教育課さらに地区市民センターの同和担当が足りないと思うが、この人員増と質の充実についてどう処置するのか。三、同和地区内の事業面と教育面の諸問題について真に取り組む職員が市民会館や教育集会所に不足している。特に教育集会所においてはその絶対数が足りないのです。まずぐにも増員すべきだと考えますが、いかがされるかお伺いしたいと思います。

次に、役所内に待合室の新設をということにかっこいい名前にしてあるんですけども、待合室幾らでもあると思うんです。と申しますのは、やはり私も他の市へ視察に行ってもどこの市においても喫茶店なりそうしたものがあるわけなんです。私も市民と待ち合わせする場合においてもやはりコーヒーのひとつも飲みながら話合いをすればもっとなごやかな話ができるんじゃないかということでも市の庁舎の中にそうした施設を設ける気持ちはないのか、つくる気持ちはないのかお伺いしたいと思います。

三の学校整備については、先ほども小林議員からも質問あったわけなんですけど、やはり学校増設、新築ということ環境整備も変わっておりますけれども、しかしそれに伴う教師が乗ってくる車の駐車場、それからまた車を学校庭内に入れる道路その他が全然舗装されていない、そこへきて駐車場を整備していない、校舎のすみっこあるいはあらゆるところに散らばっているのが教員の車です。やはり教育者ともあるべき方が車すらもきちっと置けないのに十分な教育ができるのか、それについてはやはりきちっとした駐車場の整備をすべきであるというふうに考えますので、その面をお答え願いたいと思います。

次に、地震対策についてなんですが、地震対策の訓練に私も二、三度参加したわけなんですけど、非常に熱心に訓練されてみえると思うんです。しかしながら、私も新潟地震の結果を見にいったところによりますと、道路が切断されて化学消防車も来られなかったというのが現状なんです。訓練を見ていると救急車がすぐにとんできて処置されておるんですが、やはり消防本部としてはああいふ地震のときにビルが倒れあるいは道路を切断されて車が通らないときに救急車が壊れたビルの上を走るような車を用意されているのかどうか、ひとつその辺についてお伺いしたいと思います。

五番目の職員採用についてなんですが、すでに今年度も市の職員を採用されると思いますけれども、しかしながら四日市市全体で見ますと臨時職員が百名以上おるといふことを聞いておるんですが、やはり人員を減らしていくといふことで市長のお考え方もあろうかと思えますけれども、職員の数を減らして臨時職員をたくさん雇っておいたら同じじゃないか、また臨時職員にしても給料面あるいは身分保障もされない方がそうしたものに充実してやることできないんじゃないかというふうに考えますので、その点について今年度の採用についてはどういう考え方であるのか、あるいはこのまま臨時職員をふやすのかお伺いしたいと思います。

なお、それについて特に現業あるいは技師という形で優秀な職員もおられるわけなんですけど、その方はそれだけだ

というふうにくくられているということを聞いておるんですが、そうした優秀な方を再度市の方で試験なり何かをされて一般職員並みの扱いをすることはできないのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

六番目の車いすの全面活用についてお伺いしたいんですが、市の地下に行く十台ほど車いすが置いてあるわけなんですが、私せんだってその車いすを見に行ったらほとんど動かない、バッテリーが上がって動かないのが現状なんです。そのバッテリーの上がって動けないような車いすをさきも四日市市は福祉に充実しておるのやということでの他の見せかけにあれを置いてあるのか、それならもう少しきんきらきんのようなものでメッキでもして飾りをつくりウィンドーでもつくられたらいいんじゃないかと思うんですが、その車いすのあれ、バッテリー上がって使えない車いすをもう少し活用できないのかお伺いしたいと思います。

七番目の総合文化会館の建設に伴う市民ホールの利用についてなんですが、聞くところによると市民ホールは壊されるということをお聞きしておるわけなんですが、本当に壊す気持ちであるのか、壊すならなぜ壊すんだ、後の活用はどうされるんかについてお教え願いたいと思います。

八番目に、市民に笑顔で行政サービスということなんですが、市の中へ入ると職員が非常に市長の厳しい面もあるうかと思えますけれども、こわい顔して市民に受け答えしておるということをも再三聞くわけなんです。で、役所へ来たことのない方が初めて尋ねてこられても十分に指導してもらえない、教えてもらえないという苦情を私ども聞いておるわけです。そうした面でもっと市民に対して笑顔で温かい目で迎えながら指導できないものか、それから特に福祉について私教育民生委員会の中でも再三言ったわけなんです、福祉の担当者がさきも自分の給料から福祉に与えておると言わんばかりに、何かあればとめるぞというような権限をもってされていると、せんだってもついていたわけなんです、母子家庭の生活保護家庭の奥さんが流産をされたらと、それで福祉を打ち切るといふことで福祉をとめ

られた例があるわけなんです、もちろん亭主もないのに流産したというのはおかしいと思えますけれども、やはり長年亭主と別れてさびしさの余りにおればたまにそういうこともあり得るんじゃないかと、やはりそういうことがあってこそ私はかえってヒステリーの解消になるんじゃないかというふうに思うわけなんですけれども、それがたまたま流産をされたら福祉を打ち切るといふことで、詳しい事情も聞かずに福祉を打ち切ったということも聞いておるんですが、やはりもっとその福祉を受けられている方のためにもう少し温かい目で見てやれないのかというように気がするわけなんです。たまたま男性の入ったトイレへ入って妊娠したかもわかりませんが、そういうこともありますので、その面についてももう少し温かい目でその福祉の方は受けとめてやっていただきたいというふうに考えます。

それから、九番目の入札についてなんですが、これについては以前にも小井議員からも言われたこともあったと思えますけれども、同和対策事業において同和地区の業者が強い意向でやられてみえるということも聞いておるわけなんですが、それについては非常に三輪助役は熱心にそうしたことをしないようにするということも聞いておりますし、あえてこれには触れませんが、特に同和地区の土木建築工事には多くの金額が積み込まれているわけなんです、またそのときに指名に入った業者に対しては、地元からせひやってくれという強い要望があるのでひとつうちに落札させてほしいというような話合いを持ちかけて落札されているというふうに聞いておりますし、現実には〇・五%が四日市だけではなく桑名にも出され、鈴鹿にも出されあるいは四日市にも出してきたという業者がはつきりしておるわけなんです。こうした業者に対して市長としては指名停止をするのか、そのままそうした考え方でやる業者を歓迎されて今後も入札指名に入れていくのかひとつお伺いしたいと思います。

十番目の企業誘致についてなんですが、各町においては企業が買われてそこでその工場ができないということでは

常に荒地にされている土地がちょいちょい見かけるわけなんです。で、土地を見ると草ぼうぼうになって非常に何といえますか、非行とかそういうようなものが発生するような場所もあるわけなんです。そうした面の活用については市として十分な指導をされ、またいますスポーツ広場というように叫ばれているので、そうした工場でできない土地をスポーツ広場として活用するために市としては行政指導ができないものかお伺いしたいと思います。

なお、特に保々については保々団地がようやく工事着工という運びになったわけですが、その上の西村地については県立公園ですか、にすることによって市長も強く県の方へ呼びかけているということをお聞きがっておりますが、その辺の動きはどうなっているのか、いつごろ県立公園にされるのかお伺いしたいと思います。

まず、第一回目の質問を終わります。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第一点目の同和対策の問題について、私の考え方を申し上げます。

同和対策特別措置法は、来年の三月に切れるということですのでその後の方針、国の方では同和対策協議会をつくりまして磯村さんが会長になられていろいろご審議をされております。その中で中間答申が出されておりました。今後しばらくの間施策の継続を必要とする状況であるということが明白にされておりますし、さらに残されたあるいは計画中の事業量を勘案するとなお数年を要するものというふうに見込まれるというふうにされております。で、やはりこういうことを考えますとき、しかも今日当市の実態等を考えまして同和対策事業をどうしても進めていかなければならない、これはソフト面とハード面と両面あると思うんですが、両面とも同じことだというふうに考えておるわけではございません。そこで従来以上に市としても力を入れてまいらねばならないということで全庁的な取組みでいかなければ

ならないと思います。ご指摘のありましたように、同和対策課が請け負うというような形になることは避けるべきこととでありまして、それぞれの各部門で部門の問題は処理すべきだというふうには私も考えております。で、このために同和対策担当課長会議あるいは同和対策担当者というものを各課にすでに任命しておるわけでございますし、さらに今後の施設の管理、運営、保全というものも各課でやってもらわなければならぬのではなからうかというふうにごえておるわけでございます。そのために本年度の当初から助役、教育長を含めまして部長クラスで同和対策問題に関するプロジェクトチームを設けまして、政策の調整と社会同和教育の進め方を主題にいたしまして取り組んでおるところでございます。私どもは同和対策事業というのは、あるいは差別をなくすための各種の行政的な活動というものはどこかの部局だけがやればよろしいというものではないというふうに深く肝に銘じまして今後に対処をしまいいりた、かように考えておる次第でございますのでご協力のほどをお願いを申し上げます。さらにこの同和問題は教育に始まり教育に終わるということが言われております。内容としては広報活動あるいは学習会の実施あるいは各種団体等した施策を進めてまいらねばならないと思っております。内容としては広報活動あるいは学習会の実施あるいは各種団体等の活動との連携を密にしていくということが同和対策問題の認識等に必要なことではないかと思うわけでございます。特に担当職員といえますか、市の職員は事業を進めるといことが同時にこれが地域の方々の理解を深めるといことになるといふふうにして努力を進めてまいらねばならないと思うわけでございます。で、事業と一般の方々の理解とは全然孤立しない、分離しないように今後も進めていく必要があるかと思っております。そこで職員を増員するということは、やはり質の向上も含めて今後の課題であらうかというふうに思っております。その趣旨を踏まえて対処をしまいいりたいというふうに思うんですが、ただ職員の増員ということは全体の状況ともよくにらみ合わせてまいらねばならないと思っております。で、さらにいま直ちに処置をしなければならぬ面もあ

りますので、そういった面については早急に処置をしまいたいということでご理解を賜りたいと思うわけでございます。

以上、第一点について私からご答弁を申し上げました。その他の点に関しましては助役ないし担当部長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（前川辰男君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 私から役所内に待合室の新設をと、それから職員の採用、総合文化会館の建設後の市民ホールの活用、それからへの市民に笑顔で行政サービスをと入札、遊休地活用と、これについてお答えをさせていただきます。

まず、役所内に待合室を新設せよということですが、待合室の趣旨は喫茶室といったようなものだとおっしゃいますが、ご指摘のように喫茶室につきましては、各先進都市等で私どもも出張をいたしますと見受けられますので、これはかなり検討は要することと思えますけれども、やはり必要じゃなからうかと、このように基本的には考えております。ただ各都市とも若干の実態は違いますけれども、職員厚生福利施設として喫茶室を設けていると、食堂と併設しておるといふところが多いと思えます。現在の庁舎のスペース、構造等からいきますとですね、現在の庁舎でそのまま喫茶室を設けるということは若干むずかしいというのでこれはできないという現在の判断をいたしております。しかし、将来は職員会館等の建設計画も予定をいたしておりますし、現在の段階でまた具体的な構想というところまでいっておりませんけれども、将来の懸案事項としまして、ご指摘の問題については各都市の実情を調査した上で検討していきたいと、このように思っております。

それから、職員の採用でございますけれども、ことしも採用をするという方針を出しております。現在国では第二次臨時行政調査会で地方公務員に対する給与、人員の問題について厳しく指摘をされておりますし、本市といたしましても事務改善委員会等設けまして、事務事業の見直し、人員の定数管理といったようなものを現在検討を進めております。本年中に何とか結論を出したいと、方針の基本的な結論を出したいと、このように思っておりますが、本年度につきましてはそうした中で採用計画でございますので極力人員を抑えていくと、欠員補充の中の一部補充といった考え方で採用をしたいと、このように思っております。

なお、臨時職員についてのご指摘があったわけですが、これは臨時職員はあくまで臨時的な業務に携わるといふことがたてまえになっております。私どもとしましては臨時職員の抑制といえますか、雇用抑制についてはいろいろと各課とも調整をいたしておりますけれども、これは今後ともひとつ臨時職員については、厳正に対処をしたいと思います、ただいわゆる嘱託職員については、今後の方向としましては教育あるいは福祉関係の施設管理、こういった格別正規の職員を配置する必要がないということにつきましては非常勤の嘱託職員あるいは常勤の嘱託職員と高齢者対策等も考える必要がございますので、そうした意味で雇用をしていきたいと思っております。ただ現在百五十名を超える嘱託職員がおりますけれども、これらにつきましては特に保険料の徴収員とかあるいはホームヘルパーの方々が非常に多いわけですが、非常勤職員について特に嘱託職員の雇用についてはそういった意味で対処をしていきたいと思っております。

労務職員に対する問題のご指摘があったわけですが、現在も職場に応じましては班長とかあるいは主幹といった形で役職への昇進の道を開いておりますし、なお役付あるいは補職名によってそれぞれ昇進あるいは身分の格づけといった形で対処をいたしております。ご指摘の現業職員を一般事務職員等に採用がえをすると、あるいは雇用が

えをするということについては現在の時点としては考えておりませんが、さらに今後とも各都市の状況等もございませぬので、一応検討させてもらいたいと思いますが、現在の時点では考えておりませぬ。

それから、総合文化会館の建設後の市民ホールの廃止でございませぬけれども、利用の問題でございませぬけれども、これは原則としてかなりあれを改築、補修するとしますと金も要ります。したがって取り壊すという方針でございませぬが、跡についてはいま検討をいたしておりますけれども、現在駐車場も非常に手狭でございませぬ。したがって、それよりも、一応そこを念頭に置きながら公園として利用したらどうだということ、そういった方向で検討を進めていきたいと、このように思っております。

それから、市民に笑顔でサービスをせいということですが、これはことしの市民アンケートでも、窓口サービスが非常に悪いということをご指摘をいただいております。研修等を通じまして、極力そういったことについては努力をいたしておりますが、以前にもご質問に答えましたけれども、いずれにしましても毎日の問題でございませぬで、これはあくまでそれぞれの管理職が、その点十分チェックをしながらその都度やはり応待の問題については注意をするといういわゆる人事管理の問題だと思っております。したがって、管理職の方々に対しては改めてまたその点については十分注意をし、ご協力を賜るようひとつお願いをしていきたいと、ただ窓口の多いところは本年度から窓口接遇主任というようなものを置きましたので、これらの方々の研修を通じて福祉部についてもさらに改善をしていきたいと、このように思っております。

それから、入札でございませぬが、これは具体的に〇・五%を地元へ寄付するといひますか、協力費として渡すといったようなご指摘があったわけですが、そういう問題につきましては、市としましてもそういう事実は別としてましてそういう問題があるといううわさといったようなもの、あるいは具体的に業者の名前が出されて市の方に通報

があるということがございましたら直ちにその業者をお呼びしまして、その事実を調べた上で対処をしていきたいと、このように思っております。

遊休地利用につきましては、各企業がいろいろと用途を未確定のままに現在遊休地として放置をしておるといふことにつきましては、地元の意向等がございました場合は、企業の代表者の方をお呼びしましてその活用について調整を図るといふことをいまままでいたしておりますけれども、一応そうした土地については今後全体的に一遍市内の各土地を調査をいたしまして、具体的に企業の意向を聞きながら一般的に地元の方に活用ができればそのように取り計らっていくたいと、このように考えております。以上でございませぬ。

○議長（前川辰男君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） 学校整備についてご質問がございましたが、特に学校の中における職員駐車場、そういったことについて不十分ではないかというお話でございませぬ。特に外部からお客さんが来られた場合に十分でないというお話ですが、確かに駐車場整備という点につきましては学校環境、いまの学校環境を十分に整備されていない面があるわけでございます。そして関係者の方々にご迷惑をかけておりますが、現在は学校、新設校の建設あるいは特別教室の充足、屋内運動場の改築等校舎補修もございませぬけれども、そういったあたりに精力を使っておりますのでなかなか飼育栽培の学級園とかあるいは駐車場等その他の校庭整備は、今後の課題になっておるわけでございます。学校ごとでそれぞれ駐車場については児童生徒の教育活動に支障のないところを適切に選定し職員の駐車について設けておりますけれども、こういうことについて今後学校ごとに検討しながらその整備について進めてまいりたいといふふうに考えておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思います。以上です。

○議長（前川辰男君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） 第四番目の地震対策についてお答えをいたします。九月一日の防災の日の市民総ぐるみによる地震防災訓練は、各防災計画を初めといたしまして自治会、婦人会、学校、PTA等二十四の組織が参加をしていただきました。市内三十四カ所において実施をいたしましたわけでございます。参加されました市民の方々の数は十二万二千八百八人ということで、昨年に比較をいたしましたことで、一四〇％増しということで、量の面におきましてこの訓練が市民の皆さん方の間に大変広がりを示しておるということ、その結果といたしまして市民の皆さん方の地震防災に対する意識が高揚した、さらにはまた十分な体験をしていただいたということ、それなりの評価をいたしておるものでございます。しかしながら、ただいま指摘がありましたように訓練方法でありますとか内容でありますとか、またその計画でありますとか、いろいろ問題はございます。私も訓練を終わりました翌日から結果をまとめまして検討を加えておる次第でございます。申し上げるまでもないことでございますが、地震による被害を最小限に食い止めるというためには市民の一人一人の皆さんが地震に対して十分な対応能力を身につけていただくということに尽きるのではなからうかと思えます。それによりまして私も防災機関の活動も効果を増すというような面もあるかと思えますし、それぞれの市民の方々が自分の生命なり自分の財産なりを十分に守っていただくことになるのではなからうかと思えます。そういった意味合いから今後こういった訓練の対応を数多く設けてまして、先ほどご指摘がありましたような実践に即し本場に役に立つ訓練を市民の皆さん方とともにやってまいりたい、かように存じておりますので、よろしくご了解をお願いいたしたいと思えます。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 車いすの全面活用についてお答えしたいと思います。

現在庁舎の地下ホールには車いすは八台置いてございます。そのうち電動式の車いすは一台で、その他七台は手動式でございます。来庁者用として常備しておりますのは手動式の三台でございます。他の分につきましては一時的に必要が生じた場合に貸出ししているということでございます。たとえば所持している車いすを修理するあるいは発注したがまだ入手がおくれているという場合の貸出しをしておるわけでございますが、貸出用につきましては貸れとしましては直ちに対処できるような十分留意しているつもりでございますけれども、電動用車いすにつきましては貸出しがぐまれでございましてその都度整備しているというのが実情でございます。いずれにしてもこうした貸出用につきましては、その保管場所の検討等も含めまして有効な活用をさらに図ってまいりたいと思っております。ひとつご了承いただきたいと思います。

次に、市民に笑顔でということにつきまして、福祉担当職員の対応が非常に悪いんじゃないかという大変なおしかりをちょうだいしたわけでございます。確かに人間尊重を具現していくという面でやはり福祉があると思うわけでございます。そうした意味で考えてきますと、特に温かい思いやりのある態度がわれわれとしては必要だということで職員同士話し合いをしておるわけでございますが、あくまでたとえば生活保護につきましても国の法律、指導に基づいて進めていくわけでございますし、そうした場合にやはりわれわれとしても市民全体のコンセンサスを得られるような一面厳しさというものやはり必要とする場合が出てくるわけでございます。しかし、そうした場合におっしゃるようなやはり十分説明するということが必要だと思えます。それも笑顔でということが確かに必要だと思っております。こうした点われわれといたしましても十分研修に努めてまいりたいと思っておりますのでご承知いただきたいと思います。

○議長（前川辰男君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまの質問の中で遊休地の活用についての中で、保々の西村地区の県営公園についてはいつごろできるんだと、こういうお話でございましたが、これにつきましては昨年来県に強く要請をいたしまして、本年度県の方で県内全般についての県営公園の位置づけについて検討をするということで調査費がついております。しかしながら、本地区は県内でも人口の周密な地区でございますし、緊急順位も高いということで位置づけの中にもなるべく早く計画決定されるようお願いをしているところでございます。それにつきまして、桑名と本市の両広域圏の中で二市数カ町村で調査費を計上いたしましたして県の調査の補助をしようということ、本年にもこれにかかりたいというふうに思っておりますので、なるべく早く計画決定がなされるよう今後とも努力をしたいと思います。

○議長（前川辰男君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 同和対策について、非常に市長かっこうのいい答弁していただいたんですけども、実際にいますぐ増員はむずかしいということなんです、職員の体質の問題もあると思うんですね。で、せんだっても三輪助役あるいは担当部長が地区の交渉を受けてご存じかと思うんですが、地区の中でいろいろ道路面あるいは住宅面の交渉が強く行われた中で、市としては早急にそういうものを整備し、実現したいというような三輪助役の答弁であったわけなんです、地区の方からはすぐに教育集会所の隣にある滑り台が壊れたということ、何とかしたいのに、その壊れた滑り台一つ、直せぬものが早急にできるかというような指摘がありましたね。何のために教育集会所にそうした職員を配置されておるのか、その辺をもう一度お聞かせ願いたいんですが、やはりそうした配置をしておる職員が滑り

台あるいは地区の住民の要望ぐらひは受けとめて、市へこういう要望があるんだという報告なりそのための対策課があるんで、そこへ持ってくれば何なと処理ができるじゃないですか、それをやはり助役なり市長が地区へ入って交渉を受けなきゃならないというようなことではいつまでたってもこの同和対策の解決のめどはつかないと思います。やはりその地区に派遣された職員が地域住民と十分な対話を持つような職員を配置していただきたいと思いますが、それは今後考えていくというでも四月ごろになると思うんです。それではもう手おくれじゃないかというような気がしますが、その面を再度早急に、そうしたいま人員をふやせなければ職員の体質をかえるということができないのか再度お聞かせ願いたいと思います。

それから、市役所内の待合室ということで何か建物を建てると、私は外へ建てたところへつくれというのじゃないんですよ。この庁舎の中でできないんかということなんです。部長の答弁を聞くと新しく建てる考え方でおるが、新しいところを建ててやれという、そんなことを尋ねると違うので、外へ出ていくんならその辺にずらっと並ぶるので、その辺のところをもう一度私の意見に対してできぬものはできぬもので結構なんです。だからはっきりそういう建設を考えたのかという言い逃れのように、その辺のところ飯の上のハエを一時はっど追うんやという考えやなしに、きちっとした答弁をしていただきたいと思うんです。それから地震対策についても何か訓練が非常に成果がよかったというようなことを聞いて、私は別に訓練がよかったんかどうかということも聞いておるんですけど、その地震で壊れたビルの上を走るような自動車をつくられておるのかどうかということも聞いておるんです。それについては何らご答弁がなかったんですが、もっと答弁していただくんならそんなものありそうな道理がないのやでないということをはっきり答えていただきたいんです。そういうもの、肝心なことは全然答えない。それよりももう少しこの地震対策については避難個所を幾とこか各地区に挙げてあるわけですね。しかし、その避難個所

に立て札一つ上がってない。ここが避難場所だというような立て札も上がってないのにさあ地震ということになれば住民はどこへ避難していいのか戸惑うと思うんですね。訓練でいろいろやって、消防は火事がなければ暇だと思うんですけども、だから訓練をするのも結構ですけども、住民に対してそういう避難場所へ看板を上げるなり、ここが完全な避難場所だというような設定ができる方法をもっと考え、住民にそれを設定すればさあ地震来たときにはそこへ逃げるということもできると思うんです。そうしたことでもこちらの質問をまじって聞いて答弁していただきたいんですけどね。再度もう一回その考え方をお聞かせ願いたいと思います。それから、車いすの件なんですけれども、車いすも使えるような車いすを人に貸し出すような、車いすあんなところへ並べておくというんじゃない、もっと倉庫へ入れるなりどこかへ入れて始末すれば人はあてにせぬと思うんですね。ただ使いもせぬものもあるんじゃないかなような形で並べるなら私はもっと純金でつくってウインドーでもつくって並べた方がもう少しかっこいいんじゃないかというように思いますので、それはやはりきちっとしていただきたいと思います。それから、その市民ホールの先ほど部長壊すということ聞いたんですが、市民はやはり残してほしいというこの地域で長らく使った方の申し出もあると思うんですけども、やはりもっと跡の利用を、公園にするんだと言いなながら緑地の大きな公園があるわけなんです、だからこんなちっぽけなところ公園にしたって意味ないと思うんですね。どういような公園がつくられるのかその辺がわからぬんですけども、もう少し跡の利用を、どうするために壊すんだというようなことを具体的に答え願えたら幸いだと思います。それから市民に笑顔でということ、特に福祉問題で指摘したわけなんですけれども、やはり私はこれは教育民生委員会でも何度か言うことなんです。もう改善されたんかと思えばやはりそんなことがあえて何と続いていると、特に富田については福祉の分所か何か知らぬけれども富田につくっていると、そんなものなくせよと私は委員会でも何度か言うたわけなんです。しかし、それがいまだなくしもせぬと富田に

置いてあって、実際富田に置いてあるものが富田で問題なかったのかといえば、富田で子供抱えたお母さんが離婚してきて非常に困っておるということで福祉を受けたという申し出があったことを電話で尋ねてみるでというような富田に実際に支障があるにもかかわらず富田の方に電話で応待したり、実際そこへ行って聞かずしてそこで非常に困って、小学校四年生の子を二カ月も学校へやらなかったという事実もあるわけなんです。その問題についてはどうしていくんだと、私は何かさういようなきちっと富田の福祉が活用されておるなら言いませんけれども、そういうようなことがあるものをつまみかそれを残していった、それは四日市で富田までやで電話をしたんだというのとはわかるんですけども、富田の住民ですよ、富田の福祉が電話で聞くとどういようなこととやっておることと再度部長からきちっと今後どうするんだと、この富田についてはどうするんだと。それから職員福祉についてはどういような、すぐに研修、研修で、先ほどみんなやられておると、研修をしてというんですけれども、研修せぬことはできぬのか、職員は。何のために一体採用したんですか、何か二つ目になると研修をして充実させるといようなことなんです、研修をしまさきゃできぬような職員がいま福祉あるいは市の職員の中に見えるのかどうか、その辺をはっきりお答え願いたいと思います。

それから、入札については名前を出せば処分するというんで、名前をはっきりわかっているんで出しましょうか。よろしいか、名前はつきり出せといえは出しますしね、ここへはつきりわかっているんで。この〇・五%をとったということは金額的にもつきりしておるし、桑名、鈴鹿も出したということはつきりしておるんですよ。それがどうか言うておるので、名前をここで私が出して指名停止を、永久指名停止をするというお答えができれば名前出しますので、その辺ももう一度お聞かせ願いたいと思います。以上。

○議長（前川辰男君） 暫時休憩いたします。

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 坂口議員さんの再質問の中で、教育集会所職員の対応の仕方についての問題点でございます。

ただいま指摘のように、一般の地区の交渉において私もそのことは承知をいたしております。これはご承知のように、教育集会所は教育委員会の所管でございます。それからもう一方、市民会館がございますが、これは市長部局の所管になっております。ところが、ただいま市長の冒頭の同和問題に対する答弁の中で、やはり同和対策というものは全庁的な視野に立って対応しなければならぬということでございます。したがって、私地元へその後帰りまして、教育長とも現在基本的な問題につきましてどう対応していくかということについて協議をいたしております。近くこれは協議をまとめまして、早急に縦割行政の中の横の連携、縦割の教育集会所は教育委員会でございます。これを今度は市長部局とどういうふうに対応させていくか。それからもう一つ、市民会館をどういうふうに対応させていただきますか、この二つにつきまして、基本的に検討を加えまして早急に結論を出し、同和行政の推進に努力をしまいる所存でございます。よろしくお願いをいたします。

次に、地震対策でございますが、ただいま指摘のように、ビルの上を飛んで走っていくのはヘリコプター以外にございません。したがって、先般の防災訓練の中におきましても、現地でこれにどう対応するかということで、たとえば三角巾の使い方等の訓練も実施いたしておりますし、同時にまた地域防災組織の強化も今後とも進めてまいります。大災害が起きた時点において、安定するまで、あるいは消防車が、救急車が駆けつけられるまでの間の応急的な対応の仕方というものを、今後とも訓練の中へ取り入れて訓練を強化してまいる所存でございますので、よろしくお願いをいたします。

それから、市民ホール跡でございますが、市民ホールにつきましては、ご承知のように内部の改装も相当経費がかかりますし、また今後の文化会館との関連についての維持管理の問題、市財政の見通し等々を考えてまいります。ただいま総務部長がご答弁申し上げましたような、取り壊す方がいいんではないか、取り壊したい、そして跡地を活用していきたいというのが、いまの考え方でございます。したがって、もし取り壊しまして跡地を活用する場合には、これをどうするかということでございますが、公園をつくるということも一案でございますし、その中へ駐車場を取り入れていくというのも一案でございますが、こういうものを含めまして十分検討して、議会にもご意見を拝聴しながら対応してまいりたい、このように考えておりますのでよろしくお願いをしたいと思います。

それから、業者の関係でございますが、これにつきましては、十分調査をいたしまして対応をしたいと思います。ただ、業者間の関係は、非常にわれわれの手で調査するについてもむずかしい問題でございますが、できる限りの調査をしてまいりたい、このように考えておりますのでよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 福祉事務所の保護課の北部分室の問題でございますが、市民センター構想がこのように

打ち出された現在、そうした市民センター構想との関連も考えますと、私たちとしてはやはり撤収すべきであるという考えでおるわけですが、この点関連団体の意向もあることとございますので、十分調整を図りまして撤収の方向で努力してまいりたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（前川辰男君） 総務部長。

〔総務部長（矢田三郎君）登壇〕

○総務部長（矢田三郎君） 庁内に喫茶室を設けることとございますけれども、先ほど庁内のスペース、あるいは構造等からいって非常に困難だということに申し上げたわけですが、他都市の状況等もこれは当然調査して、どういう経営内容でどういう管理をしておるかということもございまして、現時点直ちに結論は非常に出しにくいと思っておりますが、庁内の構造等をさらに一遍検討しまして対応していきたい、このように思っております。以上です。

○議長（前川辰男君） 坂口正次君。

〔坂口正次君登壇〕

○坂口正次君 先ほどの喫茶店の件なんですが、庁内を見てということなんですけれども、私は外へつくれという意味で言うてもないので、中でつくっていただきたいということで、別に大きなレストランのようなものをつくれというのではないので、少しのスペースでできようかと思っておりますので、ぜひひとつつくるという前向きで検討していただきたいと思っております。

それから、地震対策についてはいろいろ訓練することなんです、私の言っておるのは、避難所ということとで設置された場所があると思うんです。そこをやっぱり看板でも出して、もっと住民に行き届いたような宣伝をしたらどうだ。大きな訓練費をかけてやるんやなくして、やっぱり住民がそこへ避難したらどうだということ、避難所

というものを看板でも出すなり、やはりそこを通過して、あそこが避難所だということがどなたにもわかるように、たとえば私が四日市の中心へ来ておって、—そりや保々の避難所ならわかりますよ、ふだん聞いておるのでね、こへ避難したらええと。四日市の真ん中で災害に遭うたときに、避難所どこやわからぬで迷うと思うんです。だけど、ふだん通っておいたら、あそこが避難所だということが私自身もわかるので、ぜひどこでもわかるようなものの看板なり何かを出してはしいということですので、ひとつこれについてもぜひ早急にそれを実現していただきたいというふうに思います。

それから、職員の採用について、さっきちょっと忘れたんですけれども、臨時職員でこう補っていくんだということなんですけれども、臨時職員三カ月ということと三カ月で切っていくなら別ですけれども、多い方は六年も七年も臨時職員であるということも伺っておるのであって、それならなぜ正式職員をそこへ配置しないんだ。いつまでか臨時職員で三月ずつの辞令を渡して六年も七年も置いておくよりも、やはり専属の方を置いていただきたいというふうに思いますので、その辺についても十分に検討していただきたいと思っております。

入札の件については検討するというのか、調査するというようにお答え願ったんですが、できれば建設委員会もございまして、委員会の方でもこういう問題をひとつ検討していただきたい。二度とこういうことの繰り返しが無いようにしていただければ結構ですので、ぜひともこの問題については建設委員会の方が総務かわかりませんが、その辺の方でも十分に検討していただき、私の方では名前もわかっておりますし、出された金額その他もはっきりわかっていますので、また助役がキャップになって調査するのかわからぬけれども、そのときには私調査の中身をきちっと言いますので、その方については完全な処分をしていただきたいというように要望しますので、よろしく願います。では、終わります。

○議長（前川辰男君） 永田正巳君。

〔永田正巳君登壇〕

○永田正巳君 それでは、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

第一番目のすでにご質問申し上げました件につきまして、その後どう進展しておるのか、ご質問申し上げたいと思うわけでございます。

第一点目の土取り工事に対する対応で、知事の許可権限の市町村への委譲について、その後どのように進展しているのか、お尋ねいたします。

第二番目の北勢バイパス問題では、五十五年六月議会で「五十八年度着工できるよう全力を傾けていきたい」との回答で、「関係市町村とも協議し、期成同盟会の設立を早期に実現をする」との固い決意を表明されたわけですが、その後どのように進展されておるのか、お尋ねいたします。また、環状一号線では「県事業により整備するよう県当局に要望してまいりたい」とのことですが、その後の交渉経過と見通しについてお尋ねいたします。

第三点目の地盤沈下対策では、特に海岸線の地盤沈下状況は相変らず進行しておるものと考えますが、五十四年九月議会で「県及び四日市港管理組合の管理者にて検討を加える」とのことですが、どのような検討結果となっているのか、お尋ねいたします。

第二番目、内陸部工業用地造成の早期実施についてでございます。

長い間の懸案事項でもあり、これまで議会でも論議がなされてまいりましたYKK問題も、地元住民初め関係企業のご協力により、ようやく解決への見通しがついたことは大変喜ばしい限りであり、とかく沈みがちな四日市市に活

力の芽生えがあらわれたものと受けとめております。この問題に積極的に取り組まれた市長初め関係各位のご努力に敬意を表するものでございます。しかしながら、このことは十三年間のおくれをようやくにして取り戻すことができたとお思いますので、残存用地への企業立地を早急に進められ、一日も早く本用地全体の事業推進を図られるよう希望する次第であります。当議会におきましてもかねてから論議されてまいりましたように、産業都市・四日市として発展するためには今後どうすべきか考えますとき、沿海部はすでにおおむね開発され、ほぼ限界に達しているところから、今後は広大な内陸部を開発する必要が考えます。そこには高度の技術蓄積を必要とし、付加価値が高く、国際競争力の強い省資源、無公害の産業を誘致することが必要不可欠であると思っております。

したがって、こうした意味で今回YKK並びにシーケーデーの進出が決定したことは同慶にたえないところであり、今後の四日市市が既存の工業の発展と相まって第二の飛躍が期待される第一歩とすべきであろうと思っております。現状の内陸部の実態を考えますならば、果たして積極的に企業誘致ができる条件が整っているでしょうか。私は、残念ながら先進自治体に見られますこの種整備には一歩も二歩もおくれており、本市はこれまで手をこまねいていたと言わざるを得ないのであります。幸いにしてテクノポリス、テクノベルト構想が浮上し、その一環として四日市市も含まれていることはよく承知いたしておりますが、もはや構想の段階でなく、その将来展望に立って四日市自身がいま行動を起こすべきときに来ていると確信いたします。

さて、今議会に開発公社の債務負担二十五億増が提案されようとしておりますが、この額は公用地の先行取得の域を出ないものだと思いますが、いかがなものでしょうか。財政的に苦しいこのときこそ、次の飛躍を期して思い切った先行投資を行い、将来に期待をつないでもらいたいと考えるものであります。そこで、先ほどの小林議員の質問の中の回答ともダブる点はあろうかと思いますが、市長は今後内陸部に積極的に、かつ大規模な先行投資を行っ

て工業用地開発を進める意思があるのかどうか。あるとおっしゃいましたので、あるとすれば、具体的にどのようなプログラムを進めていくのか、お伺いいたしたいのであります。

第三番目の空きかん対策について、当市の取組みをお尋ねするものであります。

環境庁がまとめた資料によりますと、五十四年度のかん飲料品の使用量は年間九十二億個だそうでありまして、そのうちばい捨てかんは四億個にも上ると言われておりますが、消費は毎年飛躍的に増加しており、いまや空きかん公害は全国的に広がり、大きな社会問題化していることは皆様も周知のとおりであります。幹線道路のグリーンベルト、公園、河川、ひいては農道に至るまで日本全国の至るところに空きかんが散乱しており、環境悪化の点は言うに及ばず、交通事故の原因、または排水対策など、これがもたらす被害はますます増大していく一方であります。ちなみに、東京都が都政モニター約五百人を対象に空きかん対策について調査した結果、調査に応じたほとんど全員がいまのような空きかんの散乱には問題があると指摘しており、その四割以上の人が実際に投げ捨て空きかで被害を受けていることが判明いたしております。

さて、空きかん対策は一地方自治体で解決できる問題ではないことも十分承知いたしておりますが、このまま何の手も打たず放置していくことは許されない問題だと考えます。すでに全国的にも兵庫県、東京都の町田、三鷹両市で空きかん散乱防止条例が制定されており、先日の新聞でもご存じのとおり、京都市が「飲料容器の散乱防止及び再資源化の促進に関する条例」と名づけて条例をこの九月議会に提案することを決めており、さきの中部圏知事会議でも共同研究機関の発足を決めております。このような状況のもと、四日市市といたしまして、空きかん対策についてどう対応されているのか、お伺いするものであります。

四番目の老朽市営プール対策についてお伺いいたします。

現在五カ所ある市営プールのうち、昭和三十六年六月に竣工を見た鶴の森、海山道プールについては、すでに二十年という長い年月を経過し、老朽化が著しく、水質保全、環境整備に格段の努力と注意が必要となっております。たとえば、鶴の森プールの今年度の例を申しますと、七月中旬にブレイカー故障、プール内にガラスびんが投入され約二十名が足を切るという切傷事故、ろ過器、バルブの交換、八月に入りますと、ポンプ、電気系統及びモーター故障、モーター取替え、ろ過器、バルブ交換と、今期中だけでもこのようなありさまであります。両プール竣工をいたしました昭和三十六年当時は、現在のように各小中学校にプールもなく、子供たちが遊泳できるプールといたしましては二カ所のみで、大変重宝がられ、大いに利用されてまいったものでありますが、近年当局のご努力によりまして、各小中学校にはりっぱな最新鋭プールも建設されており、維持管理の上、非常にご苦勞な老朽プールについては、一応その役割は終わったと言っても過言ではないだろうかと思えます。特に鶴の森プールについて申し上げるならば、近鉄四日市駅の繁華街に位置し、鶴の森公園内にあるため、青少年の非行の温床となっていることは事実であります。こういったことから、今後この老朽プール問題をどう考えてみえるのか、お尋ねいたしたいと思えます。

これで第一回目の質問を終わります。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ご質問の第一点のうち二と、それから第二番目についてお答えをいたします。

北勢バイパスにつきましては、その後四日市、川越、朝日で話をいたしましたところ、建設省の方で考えておられますバイパスの路線に異議がございまして、なかなかすぐつくろうという空気には、四日市は別といたしまして川越町、朝日町等で反対がございまして、直ちに期成同盟会をという形にはなっていないわけですが、その

後建設省の地建の局長さん初め関係者の方々と四日市、川越、朝日町、それから直接関係はないんですが、楠町、菰野町もまぜまして広域市町村圏で種々協議をさせていただきました。そして、さらに北勢バイパスということがございますので、鈴鹿から桑名市まで含んだ三市と川越、朝日の各町を入れてましてひとつ協議を進めようということで、先日両市の市長さんとも私お話しをさせていただきました。県が中心になって北勢バイパス建設促進協議会設立準備会をひとつやろうじゃないかということになりました。各市長さん、町長さん、ご参加をいただくということになりました。来月早々にこの会議が持たれるという段階にまで進んでまいりました。今後この会議を通じまして、北勢バイパスの促進に向かって努力をいたしてまいりたいと思っております。

それから、第二番目の内陸部工業用地でございますが、臨海部におきましては臨海型の工業でないは無理でございますし、内陸部工業用地というのは、先ほどもちょっとお話のありました四日市の将来を考えた場合にどうしても必要でございます。そのためには内陸部開発ということを考えなければならぬことは言うまでもありません。いまこういった企業が求めていますのは、安価で、しかも一日も早く操業をしたいということが中心になっておりますが、現在四日市ではそういう土地が市街化区域内にはほとんどございませんし、大半が調整区域内とならざるを得ないということから工業団地をセツトすべく新たに研究を始めておりまして、近くこれらを取りまとめた上、また議会の方にもお諮りを申し上げたいというふうに思っております。テクノベルトでございますとかテクノポリス構想でございますとかいろいろあるんですけれども、四日市は四日市自身で進めていかなければならないということももう承知の上でございますし、四日市なりの新しい総合産業都市をつくっていくというのが私の趣旨でございます。その面で、国の方で力を借りられるという部門があればできるだけ多く国の力も借りていきたい、そういった意味でテクノベルト構想というものに、われわれは乗っておるつもりでございます。

以上二点、私の方からお答えをいたします。その他については関係部長の方からご答弁申し上げます。

○議長（前川辰男君） 建設部長。

〔建設部長（山口一見君）登壇〕

○建設部長（山口一見君） ご質問の一番の土取りの工事に関係しますその後の経過と、それから地盤沈下対策のその後の経過、この二点についてお答え申し上げます。

土の採取につきましては指導規制といたしましては、昨年の十二月ご質問いただきましたお答え申し上げますが、現在根拠となる法律というものが非常に不明確でございます。各地方公共団体で条例とか要綱というものを制定して指導している現状でございます。三重県におきましても、県条例による規制、それから市の指導要綱、こういうものでやっております。排水対策、それからり面の保護とか交通対策等について指導に当たっております。指導を何とか強化していくということになります。市の中でも条例化というようなことを検討していく時期に来ているのではないかと、かように思う次第でございますが、先般知事の許認可権限の市町村への委譲の中にこの問題も入っておったわけでございますが、われわれといたしましては、少なくとも現在県で制定されております条例の中に、やはりもう少し指導規制の強化といったものを見直しをお願いしておる段階でございます。これが現在委譲の問題そのものが流動的でございます。現在のところ、土採取の規制に関する事務につきましては市町村への譲渡はなされておられませんので、ご了承いただきたいと思っております。

それから、第三点目の地盤沈下対策のその後でございますが、四日市地域の地盤沈下の現状でございます。県にお

きまして、北勢地域の地盤沈下の水準点調査といひまして五十五年の十一月現在、これは累積変動量といひますか、三十六年以降五十五年十一月までの変動量で、天ヶ須賀では二十三・八八センチ、富田一色で十七・三七センチ、霞ヶ浦で十二・一七センチ、磯津漁港で十・二五センチの沈下を見ておるわけでございます。これらは主として地下水の揚水等が要因と言われておりますが、その後工業用水法による地下水採取の規制だとか公害防止条例によります許可制の導入、揚水量の削減、こういったものが実施されて、順次その効果が出たと申しますか、最近におきましては、安定した傾向に出てきておると思ひます。しかし、依然として地盤沈下が進行している地域もござひます。県及び四日市港管理組合におきましては、これらの対策事業といひまして、まず富洲原におきましては、高潮対策として樋門の水門の建設、排水機場の建設等が実施されております。また、富田地区におきましては、防潮護岸のかさ上げ、それから排水機場の増設等が実施されました。なお、霞ヶ浦地区におきましては、本年度完成いたします水門の建設が現在実施されております。したがひまして、北部臨海地域を中心にして防潮護岸の整備、排水施設の増強、整備等を早急に図つていただきますように、市といひまして五十七年度の重点要望施策といひまして関係機関に強く要望申し上げた次第でござひます。

なお、本年度から低地帯にござひます住宅で浸水等による被害を防止するために、四日市市住宅かさ上げ等資金貸付けに関する要綱等を制定いたしましたして、住宅のかさ上げ工事を行うことに對して資金の貸付け等を行うようになっておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたしたいと思ひます。

○議長（前川辰男君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） 空きかん対策につきましてご答弁申し上げます。

ご指摘がございましたように、この問題につきましてはなかなか一市町村で解決できる問題ではござひませんので、広域的な面でのいろいろ取り上げていただく必要があると思ひます。まず、国におきまして、こういうような観点から、ことしの一月に対策協議会が持たれたようでござひますが、それを受けて県でも、県下の市町村と一緒に、三重県空きかん等対策研究会というのをこの四月から発足をさせております。もちろん私の方もこのメンバーの一員ということで参加をさせてもらつておるわけでござひますが、いずれにいたしましても、散乱の防止ということになりますと、一にはモラルの向上というようなこともあるわけでござひますが、回収を効果的にするというようなことのための法的な制度なり措置なりというようなものも必要であろうというふうに考えるわけでござひます。たとえば、容器を売り放しということではなくて回収をどうするのか、その辺の対策についてもいろいろ検討をする必要があろうと思ひますし、それらについては規制等の、あるいは罰則等の強化というようなことも考えたらわなければならないことになると思ひますが、いずれにしましても、隣接市町村あるいは県、国、広く歩調を合わせて解決に努力をする必要があろうかというふうに考えております。

直接的には当市におきましては、環境の美化あるいは資源の有効利用というような観点から広報でPRをいたしてありますが、そのほかゴミの収集についての協力依頼、あるいは説明会というような形で各町を巡回しながらPRに努めておるところでござひますし、各家庭から排出されますかん類等につきましては、現在進めております資源の有効利用ということでの再生資源協同組合による分別収集等の中で対応を考えておるところでござひます。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 教育次長。

〔教育次長（長谷川照男君）登壇〕

○教育次長（長谷川照男君） 市営プール対策につきましてお答えいたします。

鶴の森プール、それから海山道プールにつきましては、ご指摘のように大変老朽化いたしております。特に鶴の森プールにつきましては、施設、設備とも限界にきていると言つてよろしいかと思ひます。このために、私も水質保全、運営管理、特に環境整備等到大変苦勞いたしておるところでございます。ご承知のように、霞あるいは中央緑地にもりっぱなプールができておりますし、小中学校もほとんどの学校を整備してきたところでございまして、この両プールにつきましてはその役割を十分果たしてきた、私どももそう判断いたしております。したがひまして、特に老朽化の激しい鶴の森プールにつきましては、地区及び学校の協力を得まして近い将来その用途を廃止いたしたい。そして、できればテニスコート等、他のスポーツ施設といたしまして利用できるように検討を進めてまいりたい、このように考えております。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） 既質問事項のフォーローのうち、二の環状一号線のその後ということにお答えさせていただきます。環状一号線の整備につきましては、河原田地内におきまして、住宅地関連促進事業といたしまして、本年度国鉄関西線より県道鈴鹿線までの間を整備するようになっております。また、五十七年度以降につきましては、この延長について整備を図るべく、五十七年度国家予算編成に当たつて特に要望申し上げている次第でございます。また、県道、主要地方道四日市環状線のバイパス道路として、都市計画道路四日市環状一号線、大井手采女間延長五・六キロメートルの道路整備を、県事業として早期実現について県当局に対し、強力な運動を展開している状況でございます。

以上でございます。

○議長（前川辰男君） 永田正己君。

〔永田正己君登壇〕

○永田正己君 回答ありがとうございます。

まず、土取り工事に関する問題でございますが、非常に先行き不安な回答のように受けとめるわけでございます。といひますのは、権限委譲の予定がないというようなことでございます。その間、依然として市内では土取り工事が進められております。その間の指導はどうされていくのか、少しそこら辺についてご回答いただきたいと思いますのであります。実際に手前どもの地区におきましても土取りが進んでおりまして、一たん雨が降つた場合には、大変大水が流れ出して苦勞をしておるといひのが実態でございますので、この点について、その間、結論が出るまでの期間をどうするか、何らかの措置が講じられてもよからうかと思ひますので、そういった指導をどうされていくのか、簡単に結構でございますが、ご回答いただきたいと思います。

北勢バイパス、環状一号線の道路問題でございますが、市民は大変交通渋滞に悩まされております。そういったとさでございまして、いまご回答があったことを一日でも早くお進めいただきたい。要望にいたしておきます。

地盤沈下対策、これは大変大きな問題であらうかと思ひますが、災害は来てからでは遅うございます。どうぞひとつこの問題にも十分留意をされ、取り組んでいただきたい、こう思ひます。

内陸工業用地造成につきましては、先ほど来の質問にもございまして、一応やるというような話もありましたし、四日市は四日市独自の産業政策のもとに進めていくというご回答もいただきましたし、大いにひとつこれは四日市市の将来のためにも進めていただきたい問題だと思ひます。要望にとどめておきます。

空きかん対策について、この問題につきましては、大変大きな社会問題化いたしております。そういったことで、先ほどのご回答は、少し私にとっては納得もできませんし、取組みが少なまぬるいんではないかというふうに思われてなりません。このまま、いまのような市の広報等での空きかん対策をなされるという状態だけでは、空きかんの散乱防止はとうてい防ぎ得ないものだと思います。したがって、他都市の実情も踏まえて真剣に取組んでいただきたいというふうに思います。

一つの提案でございますが、日本より十数年も前から空きかんの散乱に困惑しておりますアメリカでは、環境美化運動のクリーンコミュニティシステムを確立いたしております。それはどういうことかと申しますと、捨てる習慣をなくすことを目標に置き、行動科学に基礎を置いたシステムを開発したものであります。産業界、行政、市民団体も多致参加し、捨てない行動規範をつくり、社会教育や学校教育へ徹底し、行政の協力、広報活動、観光地対策、自動車完機などの法規制、免税措置などを多角的に練り上げてつくったわけでございます。

この方法は日本に当てはまるかどうか、これは別といたしまして、日本の現在の実情に合わせて活用することも大きなプラスではないかと思うのであります。この件につきまして、四日市市といたしまして、そろそろ取り組む時期であるかと思いますが、先ほどの回答をお聞きいたしておりますと、やや取組みがなまぬるいのではないかと思っておりますので、ご所見をお伺いしておきたいと思っております。

考朽市官ブール対策でございます。先ほどは結構なご回答をいただきました。跡地の利用につきまして、すでにいろいろのご検討を加えておられるということをお聞きいたしましたので安心をいたしました。早急にお取組みをいただき、早い機会に市民が喜ぶ施設をつくってあげていただきたいというふうに要望をしておきたいと思っております。以上で終わりたいと思っております。

○議長（前川辰男君） 建設部長。

〔建設部長（山口一見君）登壇〕

○建設部長（山口一見君） ただいまの土取りの規制の中で、権限の市町村への委譲が現在としてまだない、その間における指導をどうするのか、こういうご質問であったかと思いますが、届け出の内容等につきましては、私は、非常に指導内容に合った届け出がなされておる、今後、市、県ともども現状をよく認識するように現場等の進行状況に合わせ指導をいたしていきたい、かように思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 空きかん対策ですが、実際は私どもも非常に困っておるといのがその実態でございます。ただ、やはり捨てられる方がどうもドライバーの方が多いうございます。京都あたりですと、観光地ですから観光に来られた方が捨てていかれる、こういうことがあるんですが、四日市の場合、一号線、二十三号線での空きかんが一番多いように思います。また、高校生の通学路になっておるところにもかなりある。地域の方々は困っております。市内の通学路でありますとか、そういうところから空きかんを捨てる、これをどうやって防ぐかということについて研究をして、できることから具体化をしてみたい、かように考えております。

以上が私の所見でございますので、ご了承賜りたいと思っております。

○議長（前川辰男君） 谷口 保君。

〔谷口 保君登壇〕

○谷口 保君 通告に従いまして質問をさせていただきます。

一番目は、三重用水についてであります。

三重用水が近く四日市の地域で工事をされるということを聞きまして、その勉強に会派で県の三重用水事務所へ参りました。三重用水の水が、特定の川の水を入れて利用されるのではなく、小さな川の水を調整池にためて、これを利用してのがこの用水の特徴だということを知りました。この話を聞いて、四日市の上水道も市内の河川の表流水を使用しているのだから、われわれはその表流水に支障を来すのではないかと疑問が出てまいりました。この点についてご説明をいただきたいと思えます。しかし、現在の四日市でも計画された地域の中で相当三重用水の年月がたっております。地域の実情も変わりましたし、最初の計画では事業費が三百九十四億円ということが、六十年には六百九十三億円にもなるので困るという話がありました。もうこの水は要らないという言葉も聞いておりますが、こういった点について市の関係者はどう考えていらっしゃるのか、お尋ねをいたします。

さらに、聞くところによりますと、事業の進行が予定どおり進まないもので、現在五十五年度の予算五十四億円がそのまま残っているし、五十六年度は予算六十億も残っております。さらに、来年度は三十四億という予算化がされているとの話もあります。この予算を使って来年度は四日市の工事に入りたいという説明もあり、果たして事業が進められているのか、いかがでしょうか。さらに、この話を聞いていて私が感じたのでありますが、四日市の役所の中にこの仕事を推進していく部署がないことがわかったのであります。いままではこれよかったですけれども、いよいよ工事に入るとなれば市の側も協働体制を考える必要があるかと思うのであります。この点につきましてお尋ねをいたします。

二つ目でございます。YKKの説明で全員協議会が開かれました席で、私は隣接地に被害が生じるのでこの点について十分配慮していただきたいと申し上げました。先ほど申し上げました三重用水の勉強に行きましたときに、YKKの周辺をみんなで見てまいりました。そうして、YKKの敷地の替え地として大沢にあった用水池を約一町八反、これを埋め立てて替え地に充てたために私どもの地区は被害をこうむったのであります。こういうことを皆さんに説明いたしました。それならYKKの土地問題も新しい段階に入ったんだから、この問題もともども解決する必要がありますのではないかと話になり、調整池をつくるならどんな場所がいいだろうかとということで、高木議員の説明を受けながらある地点を見詰めてまいりました。それは私どもが勝手に話し合ったこととありますが、山城から四教道路へ通じるその通路の中でわずかばかり建設されていない地点で、地元では旧四日市道と名づけているところがあります。どうかこの点も踏まえてご検討いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

三番目は、道路問題についてお尋ねをいたします。

この問題は、地区懇談会の席上でも市長に地区の重要な課題として要望されております。それも踏まえて質問をさせていただきます。道路と申ししましてもいろいろ問題がありますので、具体的に例を挙げて申し上げます。

まず第一に、全協で説明のありましたYKK初めシーケーディがいよいよ活動を始めることになりました。さらに、保々に県営住宅団地が電装の關係で急ピッチで動き出したのであります。また、大安町へ進出してくる日本電装も工事にかかり、最初は従業員四千ぐらいと言われていましたが、七千人ぐらいになるといっております。こうしたことを聞いております、この關係の工場や団地の下にあります下野地区では、いろいろなうわさが流れております。これに関連して、道路、排水關係はどうなっているのか、概要でよろしいからご説明をいただきたいのであります。

下野地区を通っております農免道路について、お尋ねをいたします。この道は、申し上げるまでもなく農業關係の

以上、三重用水で落ちた点がありましたら、また関係部長の方からご答弁をさせていただきます。その他の面については、それぞれ担当部長の方からお答えをさせていただきます。

○議長（前川辰男君） 建設部長。

〔建設部長（山口一見君）登壇〕

○建設部長（山口一見君） ご質問の調整池の問題について、お答えをさせていただきます。

ただいまの大沢地域の調整池の問題につきましては、さきに県地区でも実はご要望を受けておったわけでございます。四十五年当時ですか、あそこの大沢東だめが埋められた経緯については、ご質問のとおりだと思います。あの地域一帯の排水をどうするかという問題につきましては、確かに今度の工業団地によりまして、ある程度の分水嶺の關係もございしますが、従来南へ流れておりました排水を今度工業団地の中の調整池で処理をするということになりますと、幾ばくかは南へ流れる量は減るものと思えますけれども、しかし地域全体の排水が今後どうあるべきかということとは、われわれとしても非常に関心を持たなければなりません。すでに、その放流先として朝明の谷川の方へ流れていくのが一つのルートではあるうと思えます。もう少し私どもとしましても、こういった放流先の関連等も踏まえまして、地域の現況、排水の状況等を十分把握して、地域の関係の皆さんの意見も聞きながら抜本的な排水対策について検討しなければならぬと思っております。それにつきましては、今後積極的に調査を進めていきたい。なお、部分的なネック個所等につきましては、早期に対応できるように図らせていただきたい、かように思っております次第でございます。

それから、第三点目でございますが、道路関係につきましては四点ほどご質問いただきました。その中で私どももいたしまして、市道下野保々線、下野小学校の北側を東西に走ります、通称農免道路と言っております同線の東の端が、現在日永八郷線の終点といえますが交差点から西へ連絡しておるわけですが、それから東へ約五百メートル間が道路整備がされていないわけです。このルートにつきましては、非常に八風街道等のバイパスとしての用途の強い性格のものだと思いますし、その整備が必要なのは感じておるわけでございますが、ルート上に砂利のプラント等もございまして、相当多額の費用と時間がかかるというようなことも考えまして、何とか国の補助事業として取り組めるように今後要望してまいる所存でございます。

次に、平津菰野線の関係でございますが、本年の七月にあつき台から通称小杉山城線、山城の水谷医院の東からこちら坂部の方へ来る道路までの間開通をいたしました。現在その交点から四敦までの間、これが未整備でございます。部分的な拡幅等は県において対処していただいておりますが、今後山城町地内といえますか、朝明の八千代台と旧村の間を通してその道路が抜かれていくわけでございますが、地元の方のご協力、ご理解を得まして、早期にその部分、開通できますように県の方にも強く要望してまいりたいと思えます。

次に、三百六十五号線でございますが、現在大沢地点まで幅員七・五メートルもしくは八メートルということである線道路として整備を終わっておりますが、この道路の延長につきましては、たしか五十一年までこの事業が進められてきたと思えますが、その後いろいろと問題がございまして中断しておりますが、非常に本市と北勢もしくは福井の敦賀までの重要な幹線道路として市としても早期開通を望むわけでございますので、今後は関係地域の皆さんの十分なご理解、ご協力を得られるように県に要望いたしますとともに、県ともども市も努力をしてまいりたいと思っております。

それから最後に、北部墓地公園への北からの進入路の件についてでございますが、この道路につきましては、県道平津菰野線といえますが、大矢知の学校前から行きます道路と、それから墓地公園までの間約千二百メートル、垂坂

平津線と私の方は名づけておるわけでございますが、国庫補助事業としまして道路改良事業として現在昭和五十五年度から取り組ませていただいておりますわけでございまして、全体事業としまして二億八百万程度の事業費が必要でございまして。昭和五十五年度としましては、一般的な測量千二百メートルの延長につきまして実施させていただきました。昭和五十六年度といたしましては、詳細設計測量、それから設計委託、それから用地の一部買収ということで取り組ませていただいております。来年度以降早期に開通できますよう、一層国、県等のご理解を得られるようにご要望していきたい、かように考えておりますので、よろしくご理解いただきますようお願いいたします。以上です。

○議長（前川辰男君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山 了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山 了君） 先ほどの市長の説明を若干数字を申し上げて補足いたしたいと思います。

三重用水で計画されておみえになる取水計画を見ますと、現在四日市が持っている水源の上にございまして、これが影響を受けるのではないかとご心配は、もともとだと存じますが、この三重用水の計画は、現在雨が降りましてその水が川を流れる。そして、八五％が伊勢湾に流れていくという数字が出ておりまして、残った一五％が地下に浸透して、その水をくみ上げているというのが実態でございますが、三重用水の先ほど申し上げた計画は、当然伊勢湾に流れていってしまうであろうという水をいろいろ工作いたしまして、それを取水して備蓄する。その備蓄した水を配水することございまして、当水道局にとっては全く、と申しますと、ちょっと言葉が過ぎますが、影響がないという判断をいたしておりますので、ご了承願いたいと思ひますし、三重用水の今後のことについては、何かとご協力を賜りたいと思ひます。

○議長（前川辰男君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） 先ほどのご質問の中でございました北部墓地公園の使用開始の見通しでございますけれども、この十二月には一部使用開始をしたいということで現在開発公社によって造成工事を急いでもらっておりますので、いずれこの経営方針その他につきまして、皆さん方にご協議を煩わしいというふうに考えておりますので、その節はひとつよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（前川辰男君） 谷口 保君。

〔谷口 保君登壇〕

○谷口 保君 ご答弁をいただきましたありがとうございます。

一番目の三重用水でございますが、耕地課を窓口にして進めていくと、現在もそうであろうと思ひますが、これはある部門をひとつこきえて取り組んでいった方がいいじゃないか。ちょっと耕地課だけでは荷が重いような気がいたしますが、その点またお考えを願ひたいと思ひます。

二つ目の調整池をつくってほしいというこの要望でございますが、この用水池を埋め立てた、そうして吉田工業の替え地に充てた、これは行政のやる仕事じゃございませんね、本当に。私は、これもっと前に市議員になっておたら徹底的にいくんやった。ところが、市会に出てくるのがちょっと遅かったのできょうになつたんですが、下流の人のごことをひとつ考えてもらわにゃあかぬと思う。ただ、この十万坪の土地がぐあいよいければいいんだと、全然下流の排水路というようなものはないのか。私、この前の一般質問の中でも、いままでの開発は乱開発だと大きな声でしゃべりました。それと同じような傾向で、いまもこれ進んでいくような気がいたします。これでは、仮に先ほど墓地公園の説明がちょっとありましたが、道路もつくらんとおいて売り出すこと考えておる。その単価幾らや知

りませんよ、十二月に仮に売り出すということやけれども。そういうこと後先せぬように、下流に住む、またそれを利用する者の立場になって取り組んでいただきたい、かように思います。本場に坂口議員も言われたが、飯の上のハエをちよいとばうんだというやり方より、真剣に取り組んでもらいたい。地区住民が喜んでいくようなやり方をしてもらいたいと思います。

重ねて要望いたしましたして、私の質問を終わります。

○議長（前川辰男君） 暫時休憩いたします。

午後二時二十一分休憩

午後二時三十七分再開

○副議長（橋本増蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 通告に従いまして質問をさせていただきますが、過去、現在、そして将来とも多くの公共施設が建てられ、また建ちました。その中で多くの問題を残してきた施設があるわけなんです、そうした施設について具体的に挙げながらどう対処し、今後どうされようとしていくかの問題点についてお尋ねをしたいと思います。公共施設における問題点のうち設計・配置についてでございますが、まず富洲原小学校の管理棟に続く校舎の一階には児童用の便所がなく、用を足すときは隣の棟へ行かなくてはならないという情報が入りましたので、いろいろ調べてみますと最初便所をつくる設計がしてあったのがいつの間にか職員の変更室に変わっていたという不思議なことに

なっております。現実には更衣室でありながら便所として教育委員会学校施設課のいまお持ちの資料には記入されておりますが、いつからかわってどうなっているのかを時の流れに沿って関係理事者の答弁をいただきたいと思えます。特に富洲原小学校の問題を見ていく場合、その棟では特殊教育がなされており、またその教室内に余分にトイレを設置してもいいくらいですので、早急に取りつけるべきだと思われませんがいかがでしょうか。中学生の場合ですと教育施設課のおっしゃるとおり隣の棟まで走っていけばよいと考えられますが、小学生、特に低学年そして特殊教育児をかかえますと施設課の考えはもう少し何とかならないかと思われれます。

続いて、県小学校の改築に伴って起こった問題であります、この問題と同じことが桜台小学校であったことは教育委員会もご存じのとおりであります。共通している問題ですが、職員室から運動場が見えないということであります。四郷小学校建設の当時におきましても、PTA並びに建設促進委員会が厳しい陳情合戦をし、やっといまのような形になったという現状であります、桜台小学校の場合はテレビで監視すればよいと教育委員会は発言をしております、県小学校の場合は前の棟の一階を吹き抜けにしておけばよいということです。しかし、県小の場合の吹き抜けにした根本原因をそらし防災通路をつくりましたという非常にかっこうのいい表現をされているようであります。臭いものは元を絶たなければだめというのはコマーシャルではありませんが、こんなことは設計上のミスであります。また児童増に対する読み違えであります。県小の場合は当然児童増を考えますと早期に増築しなければなりませんので、処理できると思われませんがいつごろに考えておられるのでしょうか。お答えをいただきたいと思えます。

それから、つけ加えておきますが、地元へ行ったときに地元の皆さん方が県小学校の増築をしている際に工事中におけるパイルの打ち方がひどく、近所の住宅にかなりのひびがいつているということですので、公設市場とか文化会館のように十分に処置をした場合じゃなく、ああいう学校建設につきましても周りの環境についてよく検討し、

パイルの打込み等についてもお考えをいただきたいと思えます。西笹川では笹川団地、桜台では桜団地、県小では県ハイツと児童増について早期に、真剣に取り組んでいただかないといつまでたっても児童に対して施設が後追いになるとか、そういう全体背景を見抜けないままがこういう行政への汚点を残していくという問題が起こるんじゃないかならうかと思えますのでご答弁をいただきたいと思えます。

続きまして、西老人福祉センターについてでございますが、完成をされてから一年もたないのに増築しました改築をしようとしていることでございます。本年は国際障害者年だから増築をして障害者の皆さん方にもご利用をしていただきたいということは十分わかるわけでございますが、そうした先見性のない建築のやり方をやっているいいものかどうか、これはもうもつてのほかだと、市民の税金のむだ遣いだと言わざるを得ないわけです。また、ご利用をされている皆さん方の声として、ふるへ入った後に非常に暑い、その後扇風機がついてない、ただいま扇風機がありますのは県地区の老人会の皆さんが好意で寄付をされたということでありますが、理事者方も夏おふるへ入れば当然一時間なり一時間半はおうちのことですから裸でおれるということはありませんが、ああいふセンター内においては裸で過ごすということの非常にむずかしい状況にあるわけですから、当然設計ミスとして取り上げられてもしようがない問題ではなからうかと思えます。

続きまして、そうした身体障害者用の施設を増設していく場合に駐車場が現在のままでは非常に狭いということがあります。今後駐車場についてどのように考えておられるのかをお尋ねしておきたいと思えます。日永地区市民センターにつきましては、現在スリッパでもって二階へ上がっていくようでございますが、非常にセンターが使いにくいという地区市民の要望がございます。こういった点については設計する側としてどのような配慮をもつておつくりになっていくかをお尋ねしておきたいと思えます。それから、歩道の街路樹を植えていく場合に特に最近ではポ

プラの並木が笹川団地等で非常に大きくなりまして、家庭の床下まで根を張って家を起こしかねない、また下水管を割ってしまっているというような問題があるわけでありまして。そうしたことで、どこで調整し、樹木の剪定等についてはどうしていくのかをお尋ねしておきたいと思えます。それから、県小に関連いたしましたして、教育施設協力費、一億四千八百五十万という大金が出ているということでもあります。いまつくっている教室が六教室の増築でありますからテレビが六台ということでございます。その六台をこうした教育施設協力費の中から出せないものかどうかということをお尋ねしておきたいと思えます。これは、武蔵野市の場合ですとデベロッパーが開発した際に教育協力費というものはそれだけに積み立てておきます。ですから、デベロッパーがこの団地をつくるためにこんだけの施設協力費を出したんだということがわかって、それで学校がよくなつたんだということはよくわかるわけでございますが、いまお聞きいたしますと全額一般会計に投入しているということですから、どうもデベロッパーに対してはだましているというようなふうにしか受け取れない感がしてなりませんので、この点についてお尋ねしておきたいと思えます。

次に、学校敷地内における私有地の問題並びに道路拡幅に伴って、市民の皆さんが寄付を行ってきた土地の処分についてお尋ねいたしますが、以前からこの問題は出ているわけですが、特に最近西橋北の知人から電話があり、西橋北小学校の中に土地がありますので、市の方で買収してほしいのだからということでした。教育委員会に尋ねてみると、西橋北小学校には全体で三千四百三十八平米の私地があるということです。橋北中学校にも相当の広さの私有地があったようですが、訴訟問題が起こって三年くらいで全部解消したように聞いております。四郷小学校ではほとんど私有地で、かなり以前から市で買収してほしいという声を聞いております。四郷小学校では校庭を横切って昔農道があり、いまでも体育の時間に農繁期ともなりますとくわをかついで横切っていられる姿も珍しくありません。のどかな風景としてははうっておけない問題であります。道路の問題にしても、お聞きするところ八千件ほどあって北

部の方から進めておられるようですが、市民にとっては高い土地を寄付したのだからという気があるわけですから、急ぎ進めていただきたいと思えます。そこで教育委員会にお尋ねいたしますが、現在何校ぐらいの校地にどれほどの私有地があるのでしょうか、また今後どう処理していくかをお尋ねしておきたいと思えます。

地区懇談会のあり方と広報、広聴について移ります。

まず初めに、資料についてであります。税金を納めた市民はその使い道について関心を持つのは当然であります。申し上げるまでもなくアメリカの大統領選でカーターにレーガンが勝ったのは減税という旗を掲げたからであります。いまレーガン大統領は小さな政府、強い国の建設に向かって努力をしていることはご承知のとおりです。これも一つは減税に関係いたしています。日本でも鈴木内閣が行政改革によって財政の再建、行政の簡素化を図ろうとしているのも一つは減税につながるものであろうと思えます。第二臨調を財界主導型と言われるのも、財界が減税をねらっているからであります。この間、私たちの会派は富田一色で豊かな四日市を目指して」という命題のもとで市政懇談会を開きました。そのとき参加者の中から、「先ほどいろいろお話がありました。私には何の関係もないことです。聞きたいのは私の年間百万円以上納めている税金がどう使われたかを聞きたいのだ」という発言がありました。そこで私たちは、ことしの予算額によって説明いたしましたがなかなか納得していただけませんでした。これまででも新年になりますと歳入歳出の表を掲げて市民に広報されておりますが、そうした表現の仕方では市民には余り大きくて自分のものとして考えることができないくらいであろうと思えます。私たちの会派では以前東京都がPRしていたのをまねて、市税千円の使い方を試算したことがございます。たとえば千円の税金で、教育で百五十二円、道路に百二十九円、市債の償還に百四十七円、清掃費七十五円と計算して表にしたわけがあります。あいにく懇談会のときには持ち合わせておりませんでしたので後日送付したのであります。こうした方法をとれば市民にもわかりやすいだろうと

思えますし、興味を持っていただけるだろうと思えます。市政懇談会にこうした表を使ってみたらと思えますし、他によい広報資料があればどんどん出してほしいと思えます。懇談会の内容については、小林議員の質問に市長が答えられておられます。しかし、初めからこうなることはわかっていたことでもありますし、三年たった今日反省し、考えながらでは物足りません。テーマの決定にしても館長の指導にしてももう少し具体的にどうするかをお尋ねしておきたいと思えます。たまたま下野地区でこうした懇談会を持った席で教育者として非常に長くお務めになった方が、私どもも発言したいんだがそういう場所に出してもらえないということ。よくよくお聞きさせていただきました。非常にいい質問をされているわけです。そうしたいままでの自治会長とかPTA会長とか、そういう参加者に対する限定をどのように変えていくか、それについてももう少し検討をしていく必要があるかと思えますし、碧南市で先ほども、せんだって新聞に出ておりましたが、毎週第一、第三土曜日に市長がそうした懇談会を開いておる、期待をして五人の参加者が待っておられた。そういうときに市長は二百五十人の碧南駅主催金沢旅行についていかれた。それは、市長にとれば二百五十人の方が自分の顔が売れるということ。ついでいかれるのは当然だろうと思えますが、このような例を見ましてもだんだんだん先細りをしていくという懇談会になりはしないかということ。これを危惧する余りご質問をするわけでありますから、もう少し一歩進んでありのままの答弁をいただきたい、こう思います。それから、参加者についてであります。子供広場をつくる際にはやはり子供たちにも聞いていく、桜のアスレチックを拡幅する際には子供たちに聞いてみるというような方法もとれるでありましょうし、こうした議場を子供たちに開放して子供議会を開いてみるということも考えられるわけでありますから、もう少し具体的に広聴の面で使う側に立った広聴のやり方というものを考えられたらどうか、こういう気がいたします。そういうところが欠けた結果が第一番に見られますような設計・配置について現場の人たち、地域住民の人たちの考えなしに設計していく、また予測を住民

の人たちが教えておりながらそれを情報として取り入れられないと、そういう欠陥がどうしても行政の後遅れというような感がしてなりませんので、その辺をご答弁いただきたいと思えます。

○副議長（橋本増蔵君） 教育長。

〔教育長（館 増男君） 登壇〕

○教育長（館 増男君） ただいまの公共施設における問題点、特に学校関係について答弁を申し上げたいと思えます。富洲原小学校の増築分の一階に便所がないではないかということですが、確かに増築分のところには便所ございませんし、実は私も調べましたら台帳には便所というふうな、実は驚いている調べました。当時の校長からも事情を聞きましたが、増築時点においてすぐ南に木造の便所があったと、入れる学年が高学年であったということ、学校がどうも更衣室の面積が非常に狭かったのでそういうことについて意見を言ったんじゃないかというふうになったわけですが、しかしその後全面的に逐次改築していきますので、その時点で考慮すべき問題であったわけです。特に木造に入っていた特殊学級の児童がその教室等に入ったという時点で、やはり不都合であるし、今後こういうことのないように適切な処理をしていきたいというふうに考えるわけでございます。

それから、県小学校のあるいは桜台小学校、管理棟の前面に教室棟があって運動場が見えないということですが、確かに先の見通しといえますか、建設当時何年も先を見越して将来計画を立てる、その数に非常に甘さがあったというふうに把握しておりますし、今後はできるだけ正確な数値の把握に努めて遺漏のないようにしていきたいと、こういうふうに考えておりますが、県小学校の場合においては吹き抜けでありますけれども、一部は通路の形になっておりますが、もう一度増築をしなきゃならぬ時点において可能な限り努力をいたしまして、地元の方々あるいは学校側の意見を十分に聞きましてよりよい方向に対処をしていきたいというふうを考えております。

それから、開発行爲に伴う文教福祉施設整備基金のことについてお尋ねがございましたが、これは昭和五十年四月の開発指導要綱設定以来事業主から文教福祉施設を整備するための負担金を納めてもらっておるわけでございますが、実質的には負担金というものの開発業者からの任意の協力金、寄付金であるというふうな趣旨で、現在その負担金は一般会計の歳入として一般財源の方に繰り入れられておりまして、広く教育全般の施設の整備に充てられるわけでございますが、特定の学校というわけにまいりませんので配分をしていないということになるかと思えます。そういった具体的なテレビ等の問題が出てきましたら十分学校側と打ち合わせし、教材費の中でも購入できるわけですので、そういったことのないようにしていきたいというふうに考えております。

それから、二番目の特に校地における私有地の問題でございますが、現在 小学校六校 の学校敷地内に私有地がございます。六校で百十三筆、二万四千五百九十七平米で年間土地使用料が四百三十四万円でございます。これは、先ほどもお話がありましたように西橋北、四郷小学校等がほとんど私有地に頼っているという状況でございます。これらの学校は建設当時からいろいろ経緯がありまして、他の四校も含めまして必ずしも同じ状況ではないわけでございますが、今後地主のご意向やあるいは価格の決定、所有者の相続問題など非常に問題点が多い、希望も一部の人から出ているということも把握しておりますけれども、まとまってこういうことが処置できるならなるべく早い時点で順次こういったことについて市が買収するように考えてまいりたいというふうに考えておりますので、ご了承いただきたいと思えます。以上でございます。

○副議長（橋本増蔵君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君） 登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 公共施設における問題点のうち四日市西老人福祉センターの点につきましてお答え申し

上げます。この西老人福祉センターにつきましては、現在四日市に中央緑地のところにA型の老人センターがございまして、そういうことでそれに対応するB型ということで設置しましたので非常に小型の制約を受けてしまったという経緯はございますが、当初予想を超えて大変好評で利用者が多くなりまして、ご指摘のような設備に、備品にも不備を来しておるのが実情でございますが、本年障害者への配慮も含めた増築を考えて進めておりますので、その時点で備品、設備について不備な点を解消いたしてまいりたいと思っております。

続きまして、駐車場のスペースが少ない問題でございますが、現在一日約二十台から二十五台ぐらいの自家用車が敷地内の路上に片側駐車しているということでございます。増築後現在のマイクロバス及び三交バスの借上げに加えまして中央老人福祉センターのマイクロバスあるいは西南総合福祉センターのマイクロバスとも調整しまして効率的な運用を図ってできるだけバスを利用していただくように呼びかけたいと思っておりますが、増築後は障害者の利用という点から考えますと自家用車の増も考えられる、駐車場も必要になってくるだろうと思っております。しかし、利用しやすい位置に駐車場を確保することについては地形上非常にむずかしい問題があると思っております。でございますが、十分検討して対処してまいりたいと思っております。

○副議長（橋本増蔵君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 地区懇談会のあり方でございますが、この問題についてはけさはともお答えをいたしております。ただ、懇談会等で配られる資料というのがどうもわかりにくい。私も何遍も読んでみるんですが、どうしても限られた資料で全部言い尽くそうという広報の考え方であいうむずかしい表現になってくる。もっともっとわかりやすい表現に直すことはこれはもう当然必要なことではないだろうか、私は一般の広報を読んでおりまして、な

かなか非常にむずかしい表現を使っております。そういった面でもずいぶん注文を出しておりますが、今後さらさら一層理解のできるようなものに直してまいりたい。皆さん方のいろいろなお知恵を拝借をしたいと思います。

それから、広報資料をどんどん出せということでございますが、できるだけたくさん出したいんですが予算に制限もございまして、無制限というわけにはまいらないかと思っております。したがって、一番関心のおありだろうと思われ点について明らかにするようにしてまいりたいと考えておるところでございます。

それから、地区懇談会そのものの姿、これは実は、もともとは地域社会づくりというものはそれぞれの地域の皆さん方で十分お考えをいただくということがその趣旨でございましたが、残念ながらそれぞれの地域の皆さん方がお持ちになつております行政に対するご要望というものが非常にたくさんおありでございますし、それらの要望がなかなか解決をされないということからいまのような姿になってきたのではないかと申し上げます、それらの要望がかなりというものがそもそも試行錯誤のところがあるはずでございます。で、私はやっぱり市民の方々の自主的な会合にこれになっていくということが望ましいと思っておりますし、そうすれば参加者の方もおのずからふえてくるのではないだろうか、特に限定する必要はないと思うんですが、時間的に制限がございまして懇談会そのものがただわいわいになって終わってしまったということにならぬようにしようと思えば、ある程度の制限というものもやむを得ないんじゃないだろうかというふうに思っております。もちろん直接いろんな施設を利用される方々のご意見を子供さんを合めてちょうだいをするとは結構だというふうに思いますが、そもそも発想はいま申しましたように地域の問題を地域の方々でお考えを賜りたいというのがそもそもその発想であったわけでございまして、できるだけそういう方向に向けていくことができればいいなというふうに思います。これは行政主導型の懇談会では本来の意味を六〇％ぐらい欠いてしまう、できれば地域の皆さん方で自身の懇談会であるように私は願っております。今後せ

ンターの館長等とも十分打合せをしながら、よりよいものにしていくために努力をしてまいりたい、かように考えております。以上でございます。

○副議長（橋本増蔵君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） 公共施設における問題点のうち笹川団地の道路の街路樹の根が土を起こして舗道を破っているが、その対策はどうするかというお尋ねでございましたが、街路樹につきましては地盤の下の方に石とかそういう固いものがございまして根が上の方へ上がってくるわけでございまして、その補修方法としましては街路樹の根を下げたり、あるいは木の養生をする方は公園緑地課でやると、それから道路の舗装等の修理につきましては維持課でやると、それから側溝の補修等につきましては下水道部の方でやるといように協議をいたして決めましたので、よろしくご了解願いたいと思います。

○副議長（橋本増蔵君） 建設部長。

〔建設部長（山口一見君）登壇〕

○建設部長（山口一見君） 道路の未登記につきましてお答えさせていただきます。

先ほどご質問の中で私の方のお答えの大半を言っていたございまして、全くそのとおりでございます。再度復唱させていただきますと、約八千筆程度あるわけでございます。この処理は昭和五十五年度から実は着工させていただいているわけです。ただ非常に原因が古いと申しますか、新しいものにつきましては用地買収をして工事をするというのが普通最近の通例でございますけれども、非常に二十年以上も前からの未登記で、つぶれ地の図面もないと、地元で聞いて初めて道路がついておるといような、そういうふうな状況のところでございますので、調査から測量そして

隣地立会い、こういったものを全部やりますと非常に手間のかかるものでございますが、やはり遅れば遅れるほど問題の解決が非常にむずかしくなってくるということで、われわれといたしましては計画的にひとつ未登記の処理を進めていきたいと、ひとつ地元の方で、先生方の方でもお気づきの点がございましたらよろしくご協力のほどをお願い申し上げますと思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○副議長（橋本増蔵君） 市民部長。

〔市民部長（毛利道男君）登壇〕

○市民部長（毛利道男君） ただいまのご質問の中で日永地区市民センターのスリッパ使用の問題がご指摘ございましたのでお答え申し上げますが、新しく建設いたしております市民センターの中には土足で利用している施設もございまして、またスリッパを利用する施設もあるわけでございますけれども、確かに日永地区の市民センターの場合には上がり口というんですか、あの土間のところが十分スリッパを利用するような対応には若干欠けておることは事実でございます。したがって、いまのご指摘の点をよく踏まえまして一般の利用の方々にご不便を与えないように早急に一遍考えてみたいと、こういうふうにご考えますのでよろしく申し上げます。

○副議長（橋本増蔵君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 市長以下ご答弁をいただきましたが、各議員さんからもお声が出ていますとおりに非常に物足りないというのが証明されているわけでございます。私は、市長以下部長にお尋ねしたわけでありまして、いまままでお答えいただけました答弁をお聞きさせていただくに、課長どまりだという気がしてなりません。そりゃスリッパの問題にいたしましたも、西老人福祉センターの問題にいたしましたも、問題点を指摘してその問題だけ答えていただいている

んではもうこの議場が必要じゃないことになるわけです。たとえば西老人福祉センターにいたしましたが、県地区の皆さん方にたくさんのご協力をいただけてきたわけですね。そして一年もたたないうちに改築をしなきゃならない、そしていま扇風機の問題とか駐車場ということを出しておりますが、駐車場の問題にいたしましたも、地元の方々が四反寄付いたしましたしようと、造成しなさいよという声が出ているわけです。その辺について施策の中に、おいてどのように判断していくかというところ、いまの福祉部長のお部屋の中では解決できないから今後検討しますというふうになっていくわけですよ。もう少し現場の老人係の係長以下現場に出ている人たちは、この辺の情報もつかんでいるわけですからその辺を行政施策にどうやって生かしていくかというところが、答弁が欲しかったという気がするわけでございます。道路の問題につきましても、解消する気があるのかどうか、計画的にどうやってやっていくのかということでございますし、学校の用地についてもまともなまればやっていきたいということですが、まとめていってやろうという気があるのかどうかというところが問題だと思っております。まともに入れば非常にむずかしいことはわかっています。むずかしいからいままではうっておかれたわけですね。だけど子孫孫、だんだんだんだん孫さんがふえてそのまた代になっていって片づくと思えますか。ますますむずかしくなりますよ。だから議員各位がそれぞれ警鐘している時期に、計画的に予算を少しずつでもつけてやるか委託してやるか、いろんな方法を模索しながらですね、考えていただきたいという気がします。原因が古いですから、当然非常にむずかしいことはわかっているんですが、ますます古くなるということを心配していただきたい、こう思います。

それから、富洲原小学校の問題につきましては、その当時の検査室はどうしていたんかという気がします。非常に業者の皆さんから見ると検査室は厳しい厳しいという問題があるんですが、図面と違うものをつくって検査室がよう通したなという気がするんですが。その辺はちょっともう少し調べていただきたいと思っております。

それから、教育施設協力費につきまして、これは教育施設に、当然団地がふえればその地域の教育機関に、また施設に大変なご迷惑かけるんだ、また福祉環境が劣ってくるから何とか協力しましょうというようなことでデベロッパからとっているわけですね。ですから、それを一般財源に入れてはかの小学校なりまたほかの校地か何かに使っていたらいいんでは何にもならないわけですよ。ですから、せめてその地域の学校をよくすることにして、こんだけ余りましたのでこっちへ使いましたというのならわかるんですが、ただいま申しましたように武蔵野市のように八億も十億もそういった教育施設費を集めて新しい学校をつくっていくというような考え方もあるでしょうし、やはり出すからにはやはりこんだけの市の教育施設費として協力したんだという、デベロッパに対して誇りのある出させ方をしているかないと今後開発はするんだけどどこへ使ってもらってるんだかわからない、かっこいい教育また福祉という名目だけでデベロッパからお金をとっていくようでは大変かわいそうな気がしてならないわけでありまして、でき得れば教育委員会が教育施設協力費というのは保管したらどうかという気がしますので、財政部長一度お尋ねをしたいと思いますのでお願いしたいと思います。

それから、総合的に施設の問題に入りますが、学校その他の施設を予算枠の関係で進めるためにいろいろな問題が起こってくる。私たちでも皆さんでも自分の家を建てて住むという気になって設計するとそんな中途半端なことは考えられないと思うんです。大切な百五十坪を買えば将来はこうしてこうして、おじいちゃんの長屋はこの辺につくってと、物置はこの辺につくってというふうには考えていくはずですよ。そういうところの全体構想もなしにつくっていくものですか、職員室から校庭の見えない、放送室が裏になっていたり、便所がなかったりというふうないろいろな問題が起きてくるわけですから、使う身になるということが非常に大事なわけです。その辺についての現場に当たるセンターなり学校をつくっていくということになりますと教育とか市民部とかが原設計をやられるということらしい

ですけれども、所轄課内の打合せ、それから設計のベテランが控えている営繕課の打合せをもっと綿密にやって全体構想の中、また用地計画なり人口増なりを早くやっていくというものができないものだろうかという心配をするわけでございます。

二番目の市長のおっしゃってる懇談会についてでございますが、初めから陳情懇談会になるということはわかっていたわけですね。だから小林議員のおっしゃるようにことし懇談会があると来年の懇談会まで返事がない、こんな期待とるんだったら懇談会要らないから毎日市役所に座とりやいいじゃないかということになるわけです。笹川団地をどうするんだ、共同地区をどうするんだというときに、やはり市長のおっしゃるようにテーマを持っていろいろな討議をしていただく、これもいいことだと思いますが、大先輩である訓覇議員からおっしゃってるように、市民に対する政治教育なり行政教育というのがなかなかできていない、そういった材料をですね、どういうふうに提起をしていくかというところに私どもの清風会といたしましては、新しい提言なりデータを地域振興課へ向けて提出してあるわけです。その地域振興課からのを見ていただきました市長の考えを、一端をお伺いしたいと思います。もしそれが市長の方に出てないとすると地域振興課が地域衰微課になりかねないということになるわけです。そういうことを含めて心配し、質問をさせていただいているわけでございますので、部長の答弁としてもう一度上がっていただきたいと思います。

〔私語する者あり〕

○副議長（橋本増蔵君） 市民部長。

〔市民部長（毛利道男君）登壇〕

○市民部長（毛利道男君） 重ねて地区懇談会の問題についてのご指摘でございますので簡単にお答えをさせていたいただきたいと思えますけれども、けさの小林議員からのご質問あるいは先ほどの川口議員のご質問に対しても市長の方からお答えございましたように、この懇談会そのものの意義につきましてはやはり市政運営の基本姿勢の第一点でございます。市民参加と広報広聴という考えの上から考えましてもそれなりの意義があることだと思いますけれども、ただいろいろそういったご批判をちょうだいすることになりますと、やはりそのご批判の対象というのは、先ほどもご指摘のございましたようにその方法の中身の問題だと思います。したがって、今後の少なくとも地区懇談会につきましては、いままでちょうだいいたしましたご提言を十分踏まえまして、たとえば従来のような地区懇談会につきましては、これは一つの私の私見でございますけれども、まだ二年に一回として、そのかわりに一つのテーマを定めた市民懇談会あるいは対象の問題につきましても、各階層とかそれからいろんな団体を対象にした対話の集い、さらにはまたよりきめの細かいミニ懇談会といえますか、そういった気軽に住民の方々とお話し合いができるような対話の場を広げていくことも一つの方法としてよく検討をしてみたいというふうに考えております。

それから、重ねてご答弁申し上げるようでございますけれども、懇談会におきますこの広報資料につきましても、いまのご指摘のようにならば市税の使い道だけではなくていわゆる行政と市民生活の關係というのが地域住民の方々に一目で見てわかっていただけるようなわかりやすい、そういった資料も十分検討しながら作成をいたしまして、今後の地区懇談会あるいはそういう会合の場に一般の市民の方々にご利用いただけるように努力をしてみたいというふうに考えますので、よろしく願いたいと思えます。

○副議長（橋本増蔵君） 財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君） お答えいたします。突然のご質問で実はちょっと戸惑っておりますことに申しわけ

ございません。ご質問のご趣旨は、デベロッパーからのご協力いただいております教育施設協力費、これはちょっと正確な名称ではないと思いますが、これの用途についてのご質問のように理解いたしましてお答えをいたします。私どもといたしましては、その趣旨に沿いまして使わせていただいておりますつもりでございます。ただ教育施設の範囲の問題でございますが、明らかに教育施設と言える範囲の施設とそれから関連しての施設でございますので、その辺のはっきりした区分が非常にわれわれとしては教育関連施設というふうに解釈いたしましたも、ごらんいただく場合にこれは教育施設ではないと、こういういわゆる見解の相違という点もあるかと思えますが、とにかく私どもといたしましては従来からその趣旨に沿って使わせていただいておりますし、今後ともそういう趣旨に沿って使わせていただくつもりでございます。以上でございます。

○副議長（橋本増蔵君） 川口洋二君。

〔川口洋二君登壇〕

○川口洋二君 言葉足らずで要望だというふうに受け取られました答弁がございませんが、教育施設費につきまして教育委員会の皆さん方とお話しているところと一般財源に入っていることなんでしょう。教育委員会としてもぜひとも教育委員会内で使いたいんだということを聞いておりますのでお答えをいただきましたかたんですが、そういうことなんです部長、本当は。結構でございます、これから勉強しておいてください。今後義務感よりも権利欲の増大する傾向を見ると、財源対策のおぼつかない状況を見ると、いずれにいたしましても税金がどんなふうに使われたかということとはわかりやすく、見やすく工夫して市民にわかっていたかどうかということは本当に大切ではなからうかと思えますし、部長や市長方が陳情を受けたり、懇談会でまあお金なんですよと言っただけではなかなかわからないわけですから、もう少し具体的にいろんな資料を使ってお示しをしていただきたいというのが大きな願望でございます。

ますし、市政懇談会のあり方につきましてはさすがにコミュニティーにたけた市民部長だと感服をいたしております。がんばっていただきたいと思います。最後に設計をされる段階におきまして各部の部長さんなり、特に水道さんでも消防さんでもこれからは関係してくるわけですが、四日市にいろいろな公共施設を建てたり、また道路に橋を架けたり道路舗装をしていくときに、私たちの会派では常に文化的な含みを持つたらどうかということを申し上げてまいりました。ですから、今後は単なる四角い幼稚園、四角い小学校からもう少し夢のあるような建物、それから橋の欄干をつくっていただくとか、そういう市民に潤いのある設計をも含めてやっていただきたいと思うわけですが、そういうことを望んでいくときに各部各課で設計をして、実施設計に当たって管轄課に持ってきたものではどうしても管轄課といたしましても予算頭打ちいたしておりますし、なかなかむずかしい問題でございますから、文化、文化ということで非常にお力を入れておられる加藤市長のごことでございますので、そういう面も含めまして今後四日市の都市設計において十分発揮していただきたいと思いますし、本日述べてまいりました個々の問題点が今後起こることのないように期待をいたしまして質問いたします。どうもありがとうございました。

○副議長（橋本増蔵君） 高木 勲君。

〔高木 勲君登壇〕

○高木 勲君 通告に従いまして質問させていただきます。

九月五日、清風会は県地区の農業施設、三重用水関係の県土地改良事業初め西老人福祉センター、YKKの誘致地区、道路、河川等の整備状況を見学いたしました。第一点の問題についてでございますが、代表がちょっと多かったのが私がちょっとお願いしたいと思えます。第一点について、ご存じのように県小学校付近は交通状態がきわめて悪

く、事故も多発しております。問題点は小学校の北西地点と小学校の西南地点であります。北西地点は菰野町の潤田から竹谷川に沿っている道路、通称千草赤水線と県道田光四日市線との交差点、西南地点は県道田光四日市線と県道上海老高角線の交差点でございます。さらにこれに加えまして県道田光四日市線を横切って小学校に児童が入っているのと県道を通って大池中学へ自転車通学の生徒が加わりまして、学校の始まる時刻にはきわめて混雑、危険な状態を呈しておるわけでございます。この点について絶えず地区からの要望を重ねていただいておりますが、この交通問題を解消するためどんな方策を考えておられるのかお尋ねしたいと思います。

第二の市民憲章について、四日市の婦人会が五十六年三月市民憲章を制定してほしいと陳情いたしました。どんなことが論議されたかは別といたしまして、議会は採択いたしました。採択していただきましたが、どう処理されるお考えでしょうか、関係者からお尋ねがありましたのでお尋ねいたします。これについて、基本構想があるからそんなものは必要ないという考えもありますし、また基本構想と市民憲章は内容が違うという反発もあります。あった方がいい方がいいかということになりますと、あってもじゃまにはならぬが、ない方がよいとは言えないというようなことでむずかしい問題であります。今日の都市社会ではコミュニティはもちろん、市民意識の乏しい住民が大半であります。だから行政としても住民に市民意識を育てることが何よりも大切であろうと考えます。地域住民としての愛着と責任のないところにはコミュニティは育たないだろうと思えます。私の会派は八月鳥取市へまいりました。鳥取市は昭和十八年九月大地震があり、昭和二十七年四月には市内を二分の一ぐらい焼くという大火災がありました。これがため市民活動も何となく沈滞しているように感じたので、市民の心を引き立てる意味をも込めて、市制七十周年を記念して市民憲章をつくったというのであります。わかりやすく五項目書いてありました。六十八団体からの起草委員をつくったということでありまして、四日市市も市長は市政の進め方の中で地区づくりということに大

きな比重を置いていらっしゃいますが、この地区づくりのためにも一つの具体的な指針といえますか、合言葉といえますか、そんなものが欲しいと思うのです。たとえば私たちの地区は私たちがよくしようとか、子供を大切に作る地区をつくりましょうとか、こういうふうになりたいという地区づくりのためにも市民憲章は欲しいと思えます。どう処理されるかお伺いしたいと思います。第一回の質問を終わります。

○副議長（橋本増蔵君）

暫時休憩いたします。

午後三時三十分休憩

○副議長（橋本増蔵君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

午後三時四十六分再開

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 市民憲章についてお答えをいたします。

私は、四日市市政の基本構想と市民憲章とは同じものだとは思っておりません。基本構想というのは、市政を運営していくための目標といったものを定めたものでございますが、市民憲章というのは、市民の方々がその心の中に自分の市民としてのあり方、あるいは市民としての市政というものに対する対し方、そういうふうなものでございませうから、いわば精神的バックボーンとでもいうべきものではないだろうか、かように考えておるわけでございます。これは、なくていいというものではない。あった方がはるかにみんなの心が、お互いの連帯に結び合っていく上で、心のよりどころになるのではないだろうか、かように思っておるところでございます。そのためにすでに六月議会

でご採択をいただいておりますし、今後これを具体化していくための手続き等を明らかにしてまいりたいと思うわけでございますが、もちろん鳥取市の例では六十八団体の起草委員をつくったということでございますが、当然市民の多くの方々のご意見をちょうだいをするべく、どういう組織にするかということを決めてまいり、議会の皆様方にもご了承をいただいて市民憲章を確立する努力をいたしてまいりたい、かように考えておるところでございますので、ご協力をお願いを申し上げたいと存じます。

第一番目の項目については、担当部長の方からお答えをさせていただきます。

○副議長（橋本増蔵君） 建設部長。

〔建設部長（山口一見君）登壇〕

○建設部長（山口一見君） 第一点の県道田光四日市線、赤水地域の交通渋滞の解消について、ご答弁させていただきます。

ご質問の県道田光四日市線につきましては、大変菰野地内の道路が竹谷川沿いに非常に整備されて、上から流れます自動車交通というのが非常に多くなってまいりました。それが赤水地内で黒橋から現在の県小学校をクラックで回りまして市内へ流入してくるわけですが、この交通渋滞を解消することになりますと、現道の拡幅、整備、もしくはバイパスということになるかと思いますが、現道の道路の両端に非常に人家が密集しておる状況でございます。部分的な待避所なり、そういったものの対策も考えられるかと思っておりますけれども、やはり根本的になりますと、バイパスを考えなければならぬと思います。いずれにしても、現道の拡幅、それからバイパスにいたしましても、現在県道として東西の混雑解消ということで、四日市土山線の工事に昨年度から着手しているような中で、これから北部の平津菰野線、この間にやはりもう一本ぐらい整備された道路が必要ではなからうかということを考え

ますとき、私どもとしましては、先般も地元でご要望が出まして、現在の千草から赤水へおりてきております県道を、なお延長してもらおうという一つのバイパス構想が地元でもご提案いただいたわけでございますが、そういった面を含めて、県道バイパスなり、県道の道路改良なり、こういった事業を早急に県の方で取り上げていただきますように強く要望を申し上げていきたい、かように思っておりますので、よろしくご理解のほどをお願いいたします。以上でございます。

○副議長（橋本増蔵君） 高木 勲君。

〔高木 勲君登壇〕

○高木 勲君 第一点の交通渋滞の解消でございますが、この三月市道認定を受けました西北部の問題の解消でございます。それ、いまちょっとバイパスの問題を言われたんですが、あの竹谷川改修といいますが、全国で六カ所、四日市で初めての災害助成工事でございます。そのときに、七万平米ほどの地区の土地改良関連で寄付した道路もつくっております。それをこの三月竹谷川に沿って走っておる県道千草菰野線、その交差点を越えて、学校の北側から竹谷川に沿って下がっておる道路を考えていただいて四敦道路に結びつけて改良してほしい、整備してほしいというのが一番良策だと考えておりますが、拡幅にしましてもむずかしいという問題もたくさんございますので、その点もう一度お願いしたいと思います。

もう一点で、文化センターの建設に絡み合わせまして市民憲章でございますが、全国百七十二市の中で四四％の制定割合がございます。また、市民の方々から、札幌等におきましては時計台のある札幌市民ですとか、いろいろな面におきましてたくさんこちらの方へ資料をいただいておりますので、ぜひともプロジェクトを組むなり諸団体の意向も入れて制定していただきたいと思います。

○副議長（橋本増蔵君） 建設部長。

〔建設部長（山口一見君） 登壇〕

○建設部長（山口一見君） たいま高木議員からのご提案の県小学校の北側、黒橋と通称言うております、そこから竹谷の右岸または左岸、どちらかを通りまして下の三百六十五号に連絡するというコースが一つ考えられます。これにつきましては、非常に提防の利用並びに一部買収等もあろうかと思えますが、地元としてもご熱心な要望もございませう。こういったものを踏まえまして県の方へ強く要望してまいりたい、かように思っておりますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

○副議長（橋本増蔵君） 高木 勲君。

〔高木 勲君登壇〕

○高木 勲君 いま答弁ありましたが、県に申し上げますとか要望しますとかいう答弁ございました。よくこれ調査していただく前に、私も県の方へ働きかけました。ところが、県道昇格とか道路位置指定の問題はむずかしいというので市から建設省へ言うていただいていたんで、何かわずかな問題でございませう。竹谷をつくるときには、橋の品評会とか、あるいは川の品評会と言われながらも、何とか進めたいと地区をまとめておりました。しかしながら、いまの助役さんなり市長さんも東京まで行っていただいでよくなつたんでございませうが、三重地区に至りましては、大池中学まで大坂から上までの間が五百名ばかり自動車の上ってくる、その問題も踏まえて、困っておるといふ問題をよく調査されて、早急に本庁との予算要求なり何かで解決していただきたいと要望にとどめてお願いしたいと思ひます。

○副議長（橋本増蔵君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 通告をいたしました順序に従いましてお尋ねをいたします。

本日のラストバッターでございまして、理事者の皆さんも、あるいは議員の皆さんも大変お疲れの様子でございませうし、また後からは野崎議員のお通夜という時間も控えておりますので、できるだけ簡潔に質問をいたしたいと思ひます。しばらくの間ごしんぼうのほどをお願い申し上げます。

まず最初に、北部地区の治排水について、公共下水道雨水幹線を含めましてお尋ねをいたします。

この問題は、ご承知のように過去幾たびとなく関係地区の議員より本会議で取り上げられましたし、近くは昨年の六月議会に橋本議員より質問をいたしております。また、常時浸水地区の早期解消という議会決議の市長を初め関係理事者のご努力に対しまして、敬意を表する次第でございませう。公共下水道課では、昨年の八月に公共下水道雨水幹線の計画案を図面化したしまして、私はちょうどだいをいたしております。それによりまして、第一期事業認可区域と第二期事業認可を受けようとする区域に分けてございませう。両者とも切り離すことのできない関係にあることはご承知のとおりであります。しかしながら計画案に基づいてお尋ねするのが筋道と考えませう。したがって、計画案によれば、第一期事業認可区域の塩役幹線、一号幹線と申しておりますが、四日市高校北側まで先日工事完了をいたしております。二号幹線は、富田二丁目より国鉄富田駅前を経まして、富田三丁目より西富田町の近鉄線まであって、工事は未着工でございませう。三号幹線、松原幹線と申しておりますが、富洲原合流点より松原町を経まして近鉄線まで、これは工事完了をいたしております。四号幹線は、三号幹線より分かれて八風街道を西へ近鉄線まで工事未着工でございませう。さらに、今年度より、これら四本の合流点より運河の下を通過して新富洲原合流点までの管布設工事

が実施をされております。そして、その完成は昭和五十八年度末となっております。また、第二期事業認可を受ける区域の計画によりますならば、一号幹線は四日市高校北側より十志町を經まして下之宮町の西の端まで、二号幹線は三幸毛糸工場北側を經まして西富田町の西の端まで、四号幹線は八風街道沿いを前田町より南へ曲がり西富田町の北の端を經て三岐鉄道線沿いを上り下さざらい町までとなっております。

そこで、この計画案に基づき、次の四点をお尋ねいたします。一点目は、この計画案は変更なく実行に移すのかどうか。二点目は、過日九日の夜に大矢知地区の市長懇談会が開催されました。そしてこの場で、この種の質問が地区民より出されております。出席をされておりました下水道次長の答弁は、二年ほどおくれる意味の説明がなされております。その理由を明確にさせていただきたいと思っております。三点目は、第一期事業認可区域内の工事未着工である二号幹線及び四号幹線の工事は、現在工事中の運河の下の管布設工事と並行して行うのか、あるいはその管布設工事後に行うのか、お尋ねをいたします。四点目は、第二期事業計画を受けようとする区域について、現在どのような関係機関への働きかけを行っているのか、また何年ごろに工事着工ができるのか、その見通しについて説明を願いたいと思っております。

次に、すでに工事を完了をいたしております一号幹線及び朝明都市下水路への技管について二点と、これらとは直接関係はありませんが、三岐鉄道沿線の排水路整備について一点お尋ねをいたします。

最初に、一号幹線への接続によって、西富田町地区の排水を円滑にする三幸毛糸工場内の排水路の整備は、過去関係地区民の要望であり、前下水道部長の奥村水道次長も、奥山下水道次長も十二分にご承知のほすであります。この点について、市はどのような対応を三幸毛糸工場側と現在、あるいは現在までにしたのか、また排水路の整備計画について説明をしてもらいたいと思っております。

次に、朝明都市下水路への技管である川北町の排水路新設については、道路新設とあわせて二年前より地区民と話し合いを進めてきております。ただし、一部の方の異論もありまして、あれから一年余を経過いたしておりますが、この間市は地区民にどのような対応をしてきたのか、ご説明をお願い申し上げます。

最後の、三岐鉄道沿線沿いのさざらい町より西富田町までの排水路整備について、昨年三岐鉄道側と費用割合あるいは整備をする延長、いわゆる長さ等の基本計画は決まりましたが、実施年度は今年度からであります。その詳細について、三岐鉄道側とその後どのような対応をしているのか、ご説明を願いたいと思っております。

次に、通告の二番目に移りますが、現在利用をしてない大矢知地区にある上水道の配水池の処置についてであります。

この事項は、過去の議会におきまして市管住宅の質問事項に関連いたしました。その処置について要望をいたしております。また市長と地区民との懇談会におきましても、過去地区民より強い要望が出されていることはご承知のとおりと思っております。その後二年ないし三年を経過をいたしております。もちろんその後水道局の職員によって下場の雑草刈りが行われたことは認めますが、抜本的な処置に対する計画はまだまだ何ら聞いておりません。その後付近一帯は、さらに住宅化が進み、また今年度初めより、配水池の西の山を土取りいたしました運動広場をつくっていただき、住民の往来は大変多くなっております。付近一帯の山場がなくなったため、取り残されましたこの配水池が、こしあたりから特にヘビの巣、毒虫の巣となって、マムシ等も相当数いるとのことでございます。地区の自治会長を初め役員の方々は大変な神経を使っているというのが現状であります。したがって、何とか早くこの配水池の撤去等による処置を強く要望いたしております。

そこで、管理責任者である水道局に対しまして、次の三点をお尋ねいたします。一点目は、あれから二年ないし三

年を経過している今日、この配水池に対する処置をどのようにお考えか、ご説明を願いたいと思います。なお、下場の雑草刈りをするというようなご答弁は私は必要といたしませんので、念のため申し上げます。二点目は、その処置の実施時期はいつであるかということでございます。三点目は、これから幸いにも寒さに向かうのでマムシとか毒虫による被害は少なくなると思えますが、このまま放置するならば、来年またこと以上の現象が起きることは必然でございます。この被害による補償は当然管理責任者で負うべきであるが、この点についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

最後に、朝明川の改修についてお尋ねをいたします。

朝明川の改修の促進は、北部地区住民を水の被害から守る唯一の重要な課題でございます。北部自治会長会議でも毎年取り上げられ、関係機関への陳情、請願も幾たびかなされてきていることは、いまさら申し上げることもなく十分ご承知のとおりでございます。また、市においても朝明川改修促進期成同盟を中心に改修に取り組んでおり、去る昭和五十四年度より住宅地関連公共施設整備促進事業の適用を受け、急速に中村遺跡より下流部の左右両岸とも改修が進んだことは、関係住民にとって大変喜ばしきことであると考えておりますが、住宅地関連公共施設整備促進事業適用年度の今年度は最終年度でございます。ところが、水防計画書にも毎年重要注意箇所指定をされておりますところの大矢知地区の水道局水源地付近より出来山遺跡に至る間の改修については、去る八月の二十日現在、県の関係課においては改修計画は全くございません。

そこで、次の五点についてお尋ねをいたします。一点目は、改修箇所の決定について、市は県の関係課と連絡をとっているかどうか。二点目は、連絡の上、改修箇所を決定しているとするならば、どうしてさきに申しました重要注意箇所を除いたのか、水防指定の認識もあわせてご説明を願いたいと思います。また、連絡もなく一方的に県の関

係課が改修箇所を決定したとするならば、どうして黙ってそれを見送っておったのか、見解をお尋ねしたいと思います。三点目は、近くの住民はこの重要注意箇所が改修をされないのは、近くに水道局の水源地があり、改修工事によりまして水取り井戸の水枯れが起きるので工事が見送りになっているんだという憶測をしている方もお見えになります。そこで、改修工事と水源地の関連性がどのようにあるのかなのか、ご説明を願いたいと思います。四点目は、出来山遺跡の上流部に水道局の水取り管がございます。水中ポンプにて稼働するように設備されておりますが、水道局の説明によれば、この設備は常時使用をしておらず、極度の水枯れ時に使用のみとございます。いずれにいたしましても、この水取りの付近の堤防が陥没現象を起こし、地元民はときどき土砂を運んで陥没箇所の手当てを行っておりますが、陥没現象は引き続き起こっております。この現象は、地区民の要望の行政視察時にも見ていただいておりますが、その原因は水道局の水取りによるものか、またその箇所から茂福用水の水取り口にもなっているのか、それが原因なのか、その後の調査結果と対策についてご説明を願いたいと思います。五点目は、従来農業用の用水確保のための用水路が市内には多くあると思えます。また、その管理は、受益者の組織である水利組合が行っております。大矢知地区にも羽津用水あるいは茂福用水等があることはご承知のとおりであります。ところが近年この用水路付近もだんだんと都市化をしております。多くの住宅が立ち、生活用水としての利用度が高くなっております。半面、水利組合の存在は薄れてきております。朝明川より水取りをいたしております茂福用水も例外ではございません。さきに申しました陥没の原因が水利組合にあったといたしましても、受益者の把握もできず、資金的にも全くない水利組合に受益者負担を要求することもできない現状でございます。したがって、水利組合に対する行政指導を再検討すべき時期に来ているのではないかと私は思います。この点のお考えをお尋ねいたします。

以上で一回目の質問を終わりますが、すべて市長の答弁は必要といたしません。部長なり坂倉助役の答弁をお願い

申し上げます。

○副議長（橋本増蔵君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいま三点ほど質問がございましたが、私から朝明川の改修につきましての質問に対してお答えを申し上げたいと存じます。

朝明川の改修につきましては、本市といたしましても、北部の重要な治水事業ということで例年県に対し強くその推進を要望してまいったわけでございます。それに関連いたしまして、ただいまお話のありました住宅関連におきまして中村遺跡より整備を進めてまいったわけでございますが、その中で特に大矢知の右岸堤防につきましての改修箇所決定に当たったの県との連絡調整についてのご質問が第一点だというふうに理解したわけでございます。

県との当該年度の事業に対する打合せは、毎年年度当初に行っております。県の実施個所の把握あるいは要望箇所等につきまして調整を行っております。また、実施に際しましては、地元説明等にも市の担当者が参りまして、事業が促進できますよう努力をしているところでございます。それに関連いたしまして、地元からの要望などにつきまして県に申し入れまして、でき得る限りの調整に努めておるわけでございます。しかしながら、今回ご指摘の点、不十分な点もございましたので、今後一層連絡を密にいたしまして、県事業が効果の出るような執行を図っていくように市といたしましても心がけてまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

次に、個所決定に関して、重要水防区域に指定されている出来山遺跡付近が、改修計画から八月二十日時点では抜けていたのではないかとというようなことでございましたが、県土木の考え方を申し上げますと、今回の宅地関連事業あるいは河川改修の暫定施工という考え方からまいりますと、河積いわゆる流下断面をふやすことによりまして河川の

安全性を増すというふうに考えておりました。当地域につきましては、すでに左岸堤を引堤して断面を確保したというふうに言っておりますけれども、ご指摘の個所につきましても、本市といたしましては、堤体が若干弱いということもありまして改修の必要性を県土木に強く要請してまいっております。近くその結論を出していただくようお願いしているわけでございます。

次に、改修に手をつけていなかったのは水道局の水源池の水枯れ等が改修工事に影響するからやめたのではないかとというような意味のお話だと思いますが、大矢知水源池は、朝明川にもちろん隣接しております。その水源は地下水に依存しておるものでありまして、あくまでも治水が優先されるというふうに私は考えております。当然河川改修は必要でございます。しかしながら、やはり市の水源池もなるべく影響の少ないようにやっていたことが好ましいのでありますので、影響のなるべく少ないようにということで県土木と折衝を重ねまして、その後護岸工の基礎の工法につきまして変更をしておりますが、水源池と河川改修の問題につきましては、改修が可能というふうに理解しております。この問題は解決したものと思っております。

出来山遺跡の取水口付近の漏水陥没現象の原因あるいはその対策ということであつたかと思いますが、朝明用水は出来山遺跡より河川の伏流水を、あるいは表流水の取水を行っております。当然河川から堤内に管が通っておりますわけでございますが、その付近で堤体が一部陥没しておるといふような状況でございます。この応急的な復旧につきましては、市におきまして対応しておるわけでございますが、原因の解明につきましては、根本的な調査をしなければ結果がわかりませんので、河川管理者である県土木とも十分協議をいたしまして、今後の調査方法あるいはその抜本的な対策等についても検討してまいりたいというふうに考えておるわけでございます。

それから次に、水利組合の指導はどうしておるかというようなことでございますが、朝明用水の受益地につきましては、大矢知、茂福あるいは西富田、富田と広範囲でございます。この地域に水利組合が組織されて維持管理が行われておるわけでございますが、最近、お話のありましたように受益地の相当部分が都市化をされまして、そういうことによりまして組合の運営も大変むずかしく、あるいは変化をきておるところは私も認識しておるところでございます。市といたしましても、今後市内の全般的な水利組合の水利権等との関連も十分把握し、指導をしていくわけでございますけれども、ただいまご指摘のような都市化の事情等も十分配慮して今後は対応してまいりたいというふうに考えておりますので、どうかご了承のほどをお願い申し上げます。以上、朝明川に関して答弁を終わらせていただきます。

○副議長（橋本増蔵君） 下水道部長。

〔下水道部長（石井三夫君）登壇〕

○下水道部長（石井三夫君） 北部地区の治排水について、七点ほどのご質問にお答えいたします。

まず第一点、昨年昭和五十五年八月、古市議員さんに公共下水道課の方から説明申し上げました計画どおり進めるのかという問題でございますが、基本的にあの計画を進めたいと存じます。ただ、現地の詳細な調査等により、若干変更しなければならぬ場所も出てくるかと存じます。

次に第二点、先般の大矢知の地区懇談会において、工事がおくれるという発言があったが、その理由についてということであったかと存じます。ご案内のとおり、一番大きな問題は、今回の第二臨調の行財政改革ということから、五十七年度予算につきましてもゼロシーリングという大きな問題がございます。また一方、この工事の工法自体につきましても、変更によりまして相当大幅に工事費が増額いたしております。こういう中、あるいは一方、本年度から

始まりました第五次下水道整備五カ年計画におきましても、かなり圧縮をされておる。このような、そのほかにも幾多の要因はあろうかと存じますが、こういう中で推定いたしますと、まことに残念ではあります。昭和六十五年ごろになるのではなからうかと現在推定いたしております。しかし、これにつきましては、常時浸水地帯の解消ということは非常に重要な問題でございますので、私どもも努力をして一日でも早く完成を見たいと思っておりますが、現在の推定はいま申し上げましたようなことでございます。

次に、二号幹線、四号幹線の工事の開始の時期はというご質問でございます。二号幹線につきましては、国鉄の横断、国道一号線の横断、ここが一番のネック個所になっておりまして、現在調査設計を進めております。したがって、この二号幹線につきましては、このネック個所の解消を何とか来年度から進めたいというふうに考えております。四号幹線につきましては、残念ながら現在の第五次下水道整備五カ年計画の中では無理かと存じます。それらの事業あるいは近鉄線から以西についての工事の見通しはどうか、あるいはいままでのように働きかけてきたのかというご質問であったと存じますが、近鉄線以東第二期につきましては、昭和六十一年度からスタートする第六次下水道整備五カ年計画の中で対応してまいりたいと考えておりますので、ひとつご理解賜りたいと存じます。

次に、都市下水路の關係でございますが、三幸毛糸の工場内の水路の問題でございます。ご指摘のとおり、あの水路につきましては、毎回地区要望会の調査の中でもご指摘があるわけでございますが、工場内の土地利用計画ということも現在あるように伺っておりますので、当面といたしましては維持管理面、すなわちしゅんせつ等十分行いまして対応してまいりたいと考えております。

それから、川北町の朝明都市下水路の延長についてでございますが、これにつきましては、議員さん初め地区の關係自治会長さん大変お骨折りをいたしてお世話になったわけでございますが、ご質問の中にございましたとおり、

一部の方の承諾が得られないということで実現に至っていないわけですが、その後五月以降、私も直接その方のお話しはまだやっておりませんが、今後十分話し合いをいたしまして実現するように努力したいと考えております。

次に七番目、さざらい地区の三岐鉄道沿い水路の問題でございます。この問題につきましては、古市議員さん大変お骨折りいただきました、三岐との間の交渉もいろいろお世話いただきました、おかげさまで延長約六百メートル、三岐鉄道も年次計画で進めようというふうに踏み切っていたいただいておりまして、本年度は現在まで承知しておりますのは、三岐鉄道の方のご協力によって約二百メートルを十月に着手できるように努力いたしたいと存じております。以上が下水道関係のお答えでございます。どうかよろしく願います。

○副議長（橋本増蔵君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山 了君）登壇〕

○道事業管理者（村山 了君） 第二点の大矢配水池の問題につきましてご答弁申し上げます。

この施設は、できましてから今日まで約五十年を経過しております、使わなくなりましてからでも十数年を経過しているわけですが、最近特に指摘のように周りが非常に開発されまして、当配水池周辺が全く孤立した状態でございます。しかも、小高い丘になっておりまして、標高三十五メートルございますので、その高さが災いまして切り立った状態で、子供が近くに行って遊び場にするということになると、いろいろな心配が予想されます。また、マムシ等発生する場合がございますが、こういった環境的に非常に好ましくない状態になっていることは指摘のとおりでございます。局といたしましては、ご指摘いただいた当初から、そういったマムシが出たり虫がわからないということで草刈り等を励行しておりましたが、これではなかなか追いつかないということでございまして、

結論的に申し上げるならば、あの山を一定の高さまで切り崩すというのが一番手っ取り早い答えだと思っておりますけれども、何分旧配水池は非常に堅牢な建物でございます、コンクリートの量が七百立米、それから切り崩そうとすると土砂の量が一万六千立米というふうなことで、これに要する経費が非常に莫大なものでございますので、この財源捻出に苦慮していた次第でございますが、第一段階として局としては、ただいまご指摘ございましたことを十分に頭の中に入れて今後の対策を立てていきたいと思っておりますが、まず草刈り程度のことではなくて、樹木等を思い切った伐採して少しでも問題を解消していきたいというふうに考えておりまして、いま申し上げたようにその後これを最終的な結論に持っていくために、財源確保等苦慮しながら対策を立てていきたいというふうに考えております。

それから、第三点の朝明川改修のご指摘の中で第三、第四点は、それぞれ水道局に重要なかわりを持っている問題でございますが、この点につきましては助役からご答弁申し上げますので、その線に沿って水道局といたしましても重要な水源の一つでございますので、ぜひこれに協力していきたいというふうに考えております。

害虫の補償ということでございますが、そういうことをご要望くださいませ、なかなかこれはむずかしい問題でございますので、先ほど申し上げたように草刈り等をいま以上に徹底して、できるだけ被害が出ないように考慮したいと思っております。

○副議長（橋本増蔵君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 ご答弁をいただきましたありがとうございますと申し上げておきます。内容については、まことに私といたしましては納得しがたい点ばかりでございますので、坂倉助役、ちょっとこちら向いていただけませんか。朝明川の改修については、八月二十日以降あなた方は熱心に関係課の方へ出向いて、いろいろと話を取り付けてきた

が、改修するのは何といっても県である。したがって、その地区については恐らく改修されるというたてまえのもとに努力をしておる、これでよろしゅうございますか、縦に振った方でございますので、これでやめます。

それから、補償をひとつ、そんなことはないと思うけれども、被害が出たときは、できるだけひとつ水道局の方で補償はお願いいたします。いずれにいたしましても、これ以上の質問追及はやめます。あんまりやりますと、大矢知地区のことをやってもええないと困りますので、これでやめます。どうもありがとうございました。

ただ、最後に二点だけ市長からご答弁を願いたいと思います。

その一点目は、もうすでに賢明なる市長は私の質問内容を通じてすでにお感じになっておるのではないかと思います。多様化する住民要求、限られた財政下では、問題解決に困難な事柄は多いと思います。したがって、住民要求に応じられるものとか、あるいは応じられないものが当然ございます。しかし、いずれにいたしましても、問題解決に先取りをして関係住民にその実情を知らす努力が私は必要ではないかと思えます。特に技術職員、技術屋さんはくそまじめで比較的融通性に乏しく、かつ駆け引きも下手ですし、政治姿勢にも乏しゅうございます。私自身が過去国鉄の技術者でございましたので、よく承知しております。ゆえに私もこの点下手でございますので、今後皆様方のご指導を得て一層勉強をしていきたい、このようには思っておりますが、一つのテーマなり仕事を与えれば、技術者というものは熱心その消化にがんばるものがございます。ただし、質問にも申しましたように、企業とか、あるいは自治会長なり、あるいは他官庁への対応は、係長なり、あるいは一般職員では無理な点がたくさんございます。そこで、課長なり次長、部長が出向いて部下職員の仕事のしやすいような道を切り開いてやるべきであると思えます。そのことが問題解決の先取りにつながっていくんではなからうかと思えます。いま少し強い言葉で申し上げますならば、お膳立てを他人任せにするのではなく、みずからがそのお膳立ての中に飛び込んでいくべきではなからうかと思

います。去る四月の人事異動で担当部の仕事に精通がまだできないというような理由づけもあるかもしれませんが、現状の姿は余りにも行政に対する熱意に欠けているのではないかと私は思います。もし何でしたら、幾つかの事例を挙げてここで申し上げてもよろしいんですが、この場合は差し控えたいと思います。いずれにいたしましても、この点部課長に対する指導を十分に市長は行ってもらいたいと思えますが、その点に対する市長のご所見をお聞きしたいと思います。

いま一つは、現在問題になっておりますところの行政改革は、好むと好まざるとにかかわらず何らかの形で実施されることは間違いないところでございます。さきの質問内容の北部治排水に対し、国の補助事業にも影響なしとは考えられません。すでに下水道部長は、まだ臨時国会も開かれてないし、その結論も出てないのに、二年間もうそれでおくらせますということを言っておりますね。これは私は非常に納得しかねる点なんですけれども、一応これ以上道及はしませんけれども、水の被害から住民の生命と財産を守るということは、何をしても重要な問題でございます。したがって、この行政改革等に対する国の補助金等の打切り等に対する市長の心構えとご所見を賜り、私の質問を終わりたい、このように思います。よろしくお願いします。

○副議長（橋本増蔵君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 大変地域の皆さん方にご心配をかけておる問題ばかりでございます。私の方も非常に心配をいたしておるところでございますが、やはりまず部課長に責任と権限を与えるということが仕事をやってもらう上での張り合いではなからうか、かように考えておるわけでございまして、できるだけ部課長をそういう方向で責任を持ってもらうということで指導をしてまいりたいと思えます。同時に、それなりの権限を与えなければ私はおかしな

形になるというふうに思いますので、責任と権限を与えていくという方向で努力をいたしてまいりたいと思います。なお、この北部排水、大変大きな工事でございますが、国の予算のつけぐあいというのは、実は私も非常に心配のあるところでございます。関係機関、特に建設省及び運輸省との折衝が中心になってきはせぬか、あるいはまた朝明川の改修にいたしましても、建設省の河川局との折衝が中心になろうかと思えます。その他ご指摘のありました企業あるいは関係地域の皆さん方との折衝について、今後積極的に取り組むように指導をしてまいりたいと思えます。

それから、第二点の行政改革の問題でございますが、補助金の一割カットあるいはゼロリングというようなことが言われておりますが、実際の財政上とられる措置というのは、総枠で行われるわけでございます。したがって、その総枠の中でいかに四日市の事業に多く国の方から援助をしていただくかということが問題になろうかと思わうわけでございまして、単純にゼロリングだからこれだけ削られても仕方がないんだというような形で納得をしていくというつもりは毛頭ございません。先日も運輸省へ行きまして、いろいろお話し合いを港湾局長さんとさせていただきました。そういうような努力を今後続けていくことによって、少しでも事業の前進を図ってまいりたい、かように考えております。以上でございます。

○副議長（橋本増蔵君） 本日はこの程度にとどめ、あの方方は次回にお願いすることにいたします。

次回は、九月十六日午前十時から本会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時四十六分散会

昭和五十六年九月十六日

四日市市議会定例会会議録（第三号）

四日市市議会

○議事日程 第三号
昭和五十六年九月十六日(水) 午前十時開議
第一 一般質問

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員(四十二名)

喜 川 川 金 大 大 小 伊 伊 小 青
多
野 村 口 森 谷 島 川 藤 藤 井 山
幸 洋 喜 武 四 雅 信 道 峯
等 善 二 正 正 雄 郎 敏 一 夫 男

○出席議事説明者

市助

長役

加三坂

藤輪倉

寛喜哲

代

嗣司男

○欠席議員(一名)

宇治田良市
 渡邊彦
 山本勝
 山中剛
 山路口生
 山路口孝
 森安真
 森真壽
 水野郎
 松島一
 前川男
 堀内士

堀古市
 平野市
 橋本野
 野呂川
 生川田
 永川田
 中村信
 谷村信
 田村信
 高木基
 高井三
 佐野光
 坂口正
 後藤長
 後藤寛
 小林博
 小川茂
 粉川也
 訓覇男

○出席事務局職員

収 入 役	平 井 清 三	阿 南 輝 彦	矢 田 三 郎	伊 藤 治 郎	毛 利 道 弘	岩 山 義 雄	宮 田 利 一	樋 口 照 一	内 田 忠 泰	山 口 一 見	石 井 三 夫	病 院 事 務 長	藪 田 裕	消 防 長	渡 辺 靖 三 郎	河 村 昭 郎	教 育 長	館 増 男	長 谷 川 照 男	水 道 事 業 管 理 者	村 山 了 人	奥 村 仁 人	代 表 監 査 委 員	伊 藤 涼 一	事 務 局 長	川 合 一 郎	坂 崎 大 之 丞	議 事 課 長 補 佐	鈴 木 晴 美	主 事	玉 田 耕 士	主 事	金 森 伸 夫
-------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------------	-------------	-------------	-----------------------	------------------	-------------	-------------	-----------------------	---------------------------------	------------------	------------------	----------------------------	------------------	------------------	------------------	-----------------------	----------------------------	------------------	--------	------------------	--------	------------------

午前十時二分開議

○議長（前川辰男君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、三十七名であります。

本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第三号のとおり一般質問であります。

日程第一 一般質問

○議長（前川辰男君） 日程第一、これより一般質問を前回に引き続き行います。

伊藤雅敏君。

〔伊藤雅敏君登壇〕

○伊藤雅敏君 おはようございます。一般質問に先立ちまして、一言お礼の言葉を述べさせていただきますと思いますので、お許し願いたいと思います。

昨日は敬老会の行事など公私ともに大変にご多忙の中を、私どもの民政クラブ野崎貞芳氏の葬儀にご会葬いただきまして、まことにありがとうございます。本来であれば代表の中村議員がお礼を申すのが筋でございますけれども、私、かわってお礼の言葉を述べさせていただきます。私たち、大事な先輩を亡くしまして、弱輩の三人でこれからこの野崎氏の功績に傷をつけないように、今後とも力いっぱいがんばって市勢の発展に努力してまいりたいと思いますので、皆様方のご指導あるいはご鞭撻を今後ともよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

まず、行財政改革についてであります。昭和三十六年に臨時行政調査会が設置され、数々の経緯があつた中で、昭和五十六年には第二臨調が設置され、先ごろその第一次答申が出されてから、いまや国民的課題として大きく取り上げられ、世論も高まっているところでございます。地方へのしわ寄せとか福祉切捨てなどが懸念される中で、当局としても真剣に取り組む必要があります。たまたま不交付団体に返り咲いたというものの、今後の先行きは決して明るくなく、大幅な収入の伸びは期待できないために頭を痛めておられるというのを聞いておりますが、第一次オイルショック以降の民間企業における企業の収益向上のための合理化や近代化など企業努力、減量経営には、目を見はるものがあります。当局における行財政改革に取り組む姿勢もぜひこうあってほしいと願うものであります。人と組織の見直し、縮小、転換、廃止あるいは民間への移行など総見直しをする時期と思いますが、そこに、俗に言う

親方日の丸的な発想があつてはならないと憂うものであります。そんなことはないと思ひまして、四、五点について質問いたしたいと思います。

第一点は、さきに庁内における事務改善について多くの提案が出され、その内容を検討していると聞いておりますが、その結果、実施できるものはどのくらいあつて、どのような成果が期待できるのか、具体的にお聞かせください。第二点は、公共施設の管理やごみ、尿処理など民間委託することによってかなりの節減になると聞いております。私どもの全国レベルでの調査によりますと、たとえば公共施設の管理は直営の場合年四百万一千円、民営ですと百三十四万九千円、直営の約三割。ごみ収集は直営年四千万六百万円に対し民営は三千二百万円、約七割。尿処理については直営は年百五十万、民営は九十四万で約六割というかなりの差があります。直営の非効率性については、人が多いたか、給与が高いたか、あるいは年齢構成が高いなどの理由が挙げられています。四日市市で民間委託をした場合このような結果になるかどうかはわかりませんが、市として検討されたかどうか、また今後どのように考えておられるのかお尋ねいたします。

第三点は、機械化の問題であります。昨年私の質問に市長公室長から懇切なご答弁をいただきました。あれ以来ますますオフィス・オートメーションブームとなつてまいりまして、パソコンとか日本語ワードプロセッサなど新機種がどんどん登場してまいっておりますし、ミニファクス、ファクシミリなども話題となつております。特に、日本語ワードプロセッサについては、タブレット方式とか、かな漢字変換方式を主力にその他の方式もいろいろ出始めて、メーカーもさらに増加され、価格も安定しつつあると聞いております。単純な発想で考えますならば、歳出に大きなウェイトを占める人件費が、これによって大幅に軽減されるのではないかと考えるわけですが、導入によるコストアップ、あるいは人件費との関係はどのようなようになるのでしょうか。もしメリットがあるとすれば、逐次導入すべきと考えますが、いかがでしょうか。

第四点は、補助金の問題についてお尋ねします。

補助金については、中央においても大きな見直しがなされると言われておりますが、当市の昭和五十五年、昭和五十六年度の予算書から補助金について拾い出してみました。昭和五十五年当初予算で百二十五件、五億九千万円、歳出構成比一・五％であり、昭和五十六年度は百三十五件、七億九千万円、一・六％となっております。それぞれの補助金がどのルートでどのように使われているのかということについては、わからない部分も多々あるわけですが、すでに目的を達したものの、必要のなくなったものなど、カットしたり減額すべきものはないのかどうか。もちろん当市においても、これらの問題については、サンセット方式をとっておられることでしょうか。そんなことはないとおっしゃられるかもしれませんが、発想の転換で十分な見直しを望むものであります。ご所見をお聞かせください。

次に、委員会、審議会、協議会についてであります。

総務部にお願いしましてまとめていただきました委員会、審議会、協議会なるものはおよそ百に及ぶ数でありまして、年間の開催回数も、一回から約四十回というような非常なばらつきもあります。報酬もゼロから三千元、五千元、一万円、最高は一万三千五百円というふうになっております。これを整理することによって直ちに財政面に寄与するとは考えられませんが、そのための職員の配置があったり、あるいは職員に余分の仕事となっているものがないか心配するものであります。委員会の名称を見ればどれもこれも必要な気はいたしますが、中には、一本にできるもの、あるいは担当部課で処理できるようなものもあるような気がいたしますので、廃止、統合など見直しが必要と思いますが、いかがでしょうか。

以上、行財政関係について五点ほどになりましたが、明快なご答弁を期待したいと思います。

次に、子供会役員の問題についてお尋ねします。

子供たちの健全育成、青少年の非行化防止のため、各地区、各町に育成者連絡協議会などが設置され、自治会長も含めた数多くの方々が真剣に努力されておられることに敬意を表するものであります。特に、育成会につきましては、ボランティア活動として発足しただけに、何の報酬もなく、役員の方々のご労苦は大変なものと思います。家業や勤めを休んで一日中、あるいは夜遅くまでの会合などその目的のためにがんばっておられる姿には、頭の下がる思いがいたします。ところで、熱心さの余り家業や勤めがおろそかになり、それが家族の方々への大きな負担となっていることをよくよく耳にいたします。一生懸命努力されておられるご本人は、ボランティアの精神でそこに生きがいあるいは働きたいを見つけておられるわけですから、まだ教いはあるとしても、その家族に多くの負担がかかるということでは、ボランティア活動そのものの意味がなくなります。このようなことは、もちろん家庭内での話合いとか、あるいは家族の理解を得るということで解決すべき問題だとは思われますが、物質的な援助は、発足の趣旨から見ても無理な相談であり、市として家族の方々へ精神的な面で何か考えられないのかお尋ねいたしたいと思います。

次に、マツクイムシの駆除についてお尋ねいたします。私がマツクイムシの質問をするということですが、きょうはきれいな松が飾られておりますが、この問題は早くから各方面で取り上げられ、論議も十分にされているところでございますが、現状を見るのに、当市の松もはや全滅に近い状況にあり、あえて取り上げさせていただきます。私事で恐縮ですが、私は、幼稚園から小学校六年卒業まで上海にいました。大都会の中の生活、たまに郊外に出て緑の山はなく、汚れたクリークやあるいは揚子江の黄色い水しか知らずに、とても山紫水明とはいえない環境で育ちました。終戦の年の三月引き揚げてまいりました。日本に着いてまず驚いたのは、海の水あるいは川の水のきれいさと、小高い丘や高い山があちこちに見え、しかもそこに鮮やかに映える緑の木の景色でした。日本という国は何と美しい国だろうと、日本人として生まれて本当によかったと子供心にも痛烈な印象を持ったものであります。そういう中で、戦後三十六年を経過し、美しかった川の水も汚れてまいり、小高い山や丘は逐次住宅団地に

変わっていく姿に寂しさを覚えている矢先、マツクイムシによる松の立ち枯れの発生、それもオーバーに言いますならば、日一日と赤茶けていく松に、緑と潤いのある四日市のイメージが日一日と失われることを心から悲しく思うものであります。県、市の予算を使っての駆除作業も焼け石に水の感ですが、もうどうにもならぬところまで来ているのでしょうか。もし少しでも防げる手だてがあるとすれば、思い切った予算措置を講じて一日も早く対策を立てていただきたいと願うものですが、ご所見をお聞かせください。

最後に、市内の体育施設についてお尋ねいたします。

四日市も、当局の絶大なご努力によって、数多くのスポーツ施設や子供広場、運動公園などがつくられてそれぞれ市民に有効に利用されていることはまことに喜ばしいことであり、感謝いたすところであります。

さて、私がお尋ねしたいのは、これらの施設のことではなくて、公式野球のできる球場についてお尋ねしたいのであります。全国のファンを球場に、あるいはテレビに釘付けにして、一球一投にその熱い思いをこめさせた全国高校野球もつい先日終わりました。われわれ四日市からも海星高校が三重県の代表校として出場し、私たちの応援もむなしく一回戦で敗退いたしました。その真剣なプレー、礼儀正しき、体全体に感じるあのファイトに、プロ野球にはない何かを見出し、だれもが熱中してしまうところでありましょう。一方で、選手の集め方とか、あるいは金の集め方などについていろいろ問題としても取り上げられたことでもありました。それはそれとして、三重県での予選が行われますのは、津球場を主力に、松阪球場であり、伊勢球場であります。鈴鹿以北に二十校近い県立高校があるのに、予選は中勢から南勢にかけて行われます。それもこれも北勢にはそういった球場がないからでありましょう。四日市にぜひ公式球場を新設して、数多くのファンにこたえていただきたいと思い、来年度の予算編成前のこの議会で提案させていただいております。新設となれば、土地代とかあるいは設備ということで多額の費用が必要であり、先ほどから話のある財政の苦しい中で問題かとは思いますが、現状の四日市の野球人口というのは大変な数でございます。

まして、中央緑地、北条、霞の二面、そのほか企業のグラウンドを借りておりましたが、試合の消化に大変苦勞しているところでございます。そういうことで、あえて新設ということをお願いした次第でございます。

意のあるご回答を期待いたしまして、第一回目の質問を終わります。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第一点の概略について、私からご答弁申し上げます。

ただいま市の理事者の内部でやっております事務改善委員会で、事務改善の方向について検討をいたしておりますが、中身は組織体制あるいは権限の問題、あるいは事務の外部委託、あるいは機械化、さらに受益者負担の適正化、あるいは経費の節減等々各方面にわたっておるわけでございまして、その一つといたしまして、職員提案一係二点検を実施をいたしております。職員提案と一係二点検、この両方で約四百を超える改善案が提出をされておりました。いま委員会でこの改善案を慎重に検討をいたしておる段階でございますが、実施できるものは五十六年度から早速実施をいたしたいというふうに考えておりますが、さらに、本市行財政の改善整備の基本計画をこの事務改善委員会で策定をする予定にいたしております。五十六年度実施可能なものが四十三件ございます。五十七年度には大体百三件ぐらい実現をいたしたい、かように考えておりました。五十八年度以降につきましては約九十件くらい回っていくのではなからうかと、こういうふうに思っております。なお、こういった事務改善というのは絶えず見直しをやっておる必要があるかということでございます。これで終わりということではなくて、今後ますます検討を続けてまいりたいと、かように考えておるところでございます。

それから、先ほど民間委託についてご指摘を賜りましたが、公共施設の管理運営は市民サービスの問題もありません、安ければ全部民間に委託をするというわけにもまいらない点があるかというふうに思っておりますが、単純業

務で非常に能率的にやらなきゃならぬというような要素の強い業務、あるいは多量の仕事を一時的に短期的に処理をする必要があるというような業務、あるいは非常に高度な知識、専門技術を要する業務といったようなものは、できるだけ民間委託に回すということが必要ではないかというふうに考えておるわけでございます。さらに、ごみ処理、屎尿処理、これを全部公営でやるということは、一見よさそうであって、悪い面もあろうかというふうに思いますので、全面的に民間委託ということではなくて、その仕事の一定部分を民間委託した方が合理的だと思われる部分について実施をしてみたいと思っております。特に、屎尿処理につきましては、だんだんに個人浄化槽あるいは公共下水道等の施設がふえてまいりますので、その体質が変わってくるのではなからうかということを予測をしつつ、官民の仕事の受持ち範囲というものを確定をしてみたいと、かように考えておるところでございます。

それから、機械化につきまして、先ほどご指摘のありましたワードプロセッサやファクシミリなど、すでに一係二点検の改善案でも四十件の提案が出されておりました。特に私どもがいま直ちに取上げなければならぬのは、コンピュータの高度活用であろうかというふうに思っております。来春から税務関係を中心にインラインシステムを導入する予定にいたしております。それから、その他ファクシミリ等につきましては、だんだんにその効果の程度は、すでにこれを採用しておる各市において明らかにありますので、来年度いっばいかかってその導入についての検討結果を出したいというふうに考えておるところでございます。

それから、補助金でございますが、なかなか補助金の整理というのは、総論賛成各論反対みたいなところもございまして、そう簡単にはいかないわけでございますけれども、こういった時期を踏まえまして、やはりサンセット方式の適用拡大というようなことで、効率ある補助金の使い方について模索をしてみたいと考えておるところでございます。

同時に、委員会、審議会、あるいは協議会等々非常にたくさんございますが、この中には、法律で義務づけられたものもございいますが、そうでない任意のものについての整理統合ということを、事務改善委員会で検討をしておりますので、その結果を待って対処をしてみたいと考えておるところでございます。

それから、最後の第四番目の公式野球ができるような施設というお話がございましたが、私どもはできれば霞ヶ浦の第一野球場にナイター施設を設置をいたしたいというふうに考えておるのでございますが、これは高度利用といいますが、一般市民の方々がご利用願える範囲を広げたいというふうなことで当面考えておるわけでございます。そこで、高校野球等が実施できるような公式野球場ということはぜひ私どもも欲しいというふうに考えておりますが、五十八年度以降の新しい五カ年計画の中でセットできないかどうか検討を進めてみたいというふうに思っております。

以上、私から二点についてご答弁を申し上げます。

○議長（前川辰男君） 教育長。

〔教育長（館 増男君）登壇〕

○教育長（館 増男君） ご質問の二番目の子供会育成会役員等の問題についてということについてお答えを申し上げます。

ご承知のとおり、各地域における青少年健全育成のために、子供会育成者の方々が本当にボランティアの活動を通して十分な活動をしていただき、そういったことに対しては本心に敬意を持っているわけでございますが、対象となる子供やその親たちからも高く評価されておるのでございます。この高い評価と言いますのは、実は、本年の二月市民会議の中で、青少年推進員の方々に依頼をして、特に活動家に対するような見方や考え方がどうなっているかということを調べましたら、そういう人たちはりっぱな人たちだというアンケート、これは一千人を対象にして抽出してやったわけでございますが、四九・九％、約五〇％という高い見方が出ておりますし、自分たちもできたらやり

たいのだけれども、できないから、できる人はやっていた方がいい方が約三〇％、合計しますと八〇％もそういった見方があるわけで、いま高く評価をされ喜ばれるというふうに申ししたわけでございますが、町にある、あるいは地区の育成会の役員の方々は、ほとんどの地区では、本人のご了解の上で選ばれているのではないかと思うのでございます。さすれば、当然その家族の方々の話し合いを持たれた上で了解をされてその役員のお仕事を引き受けられたというふうに解しているわけでございますが、もしそういったことで問題がある、確かに私もそういった面でお忙しいいろんな時間を割いておられて活動をしてみえますので、お家の方々にとっては、いろいろのトラブルというか、ご不満もあるうと思えますけれども、そういう趣旨を十分にご理解をいただきまして、できれば周りからもあるいは行政からも、もしも打つべき手があるとすれば、そういったことについて十分に努めてまいりたいというふうに考えております。また、団体の中で役員の任務につきましては、特定の方々に偏らないというふうなことにして、構成員の方全体で役を引き受けていただくということについても、話し合いをさせていただく必要があるならば今後申していきたいと、こういうふうに考えておりますので、皆さん方におきましてもひとつよろしくお願いをいたしたいと思えます。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 産業部長。

〔産業部長（宮田利雄君）登壇〕

○産業部長（宮田利雄君） マツクイムシの防除につきまして、ご答弁を申し上げたいと思えます。

ご指摘のように、マツクイムシの被害が市内でかなり広範囲にわたりました見られるわけでございます。昭和五十二年に、国は、いわゆるマツクイムシの防除の特別措置法を制定いたしました。四日市市といたしましたが、昭和五十二年度伐倒処理による防除、それから以降いわゆる薬剤散布による防除、さらには伐倒による防除、こういったものを続けてきておりまして、昭和五十五年までに薬剤防除による面積、百五十ヘクタール実施をいたしました。

それから、いわゆる被害木の伐倒によりまして処理をしてみましたいわゆる材積で約九千立方メートルの処分をしてみましたわけでございます。その経費が約八千万かかっております。昭和五十六年度におきましては、すでに五十ヘクタール薬剤散布による防除を終了いたしておるわけでございます。したがって、合計約二百ヘクタールの防除をやってきたわけでございます。それから、さらに伐倒を冬期にやるわけでございますが、十二月から二月にかけて行うわけでございますが、それを二千立方メートル計画をいたしております。そして本年度の予算としまして二千二百五十万円、これを予算に計上して実施をして、あるいはやろうとしておるわけでございます。マツクイムシの被害は、ご承知のようにマツノサイセンチュウという非常に小さいセンチュウが、マツノマダラカミキリ、これが媒介をして被害を及ぼすわけでございます。したがって、カミキリの成虫の発生の時期が五月から七月、これが薬剤散布による防除の時期でございます。それから冬期に幼虫で松の中で越冬いたしますので、そして冬期には伐倒をして枝を焼き、あるいは皮をめくり薬剤をかけ、そういった処理をしておるわけでございます。問題は、現実に被害を受けたりしております、ある時期には表面に出て来ておりませんので、その場所、時期が非常に問題になるわけですから、本当の理想を言えば、健全な、外見上は健全でございますけれども、そういったところから伐倒をするのが一番効果的だと思います。さらには、防除の場合に、空中散布をやるとか、そういったものが効果的だと思いますが、現実には山林所有者の同意であるとかそういった問題でかなりむずかしい面があるわけでございます。したがって、空中散布による防除は、人畜への影響も考えまして現在ではやっております。地上散布をやっておるわけです。そういったことで、考え方がいけば、外縁といいますが、水際です薬剤防除をやる、それから徴候のあらわれた木を伐採をする、こういう手法でこれからはやはり進めていきたい。これにはやはり山林所有者、市内の方もありますし、市外あるいは県外の方もありますが、そういう人たちとの同意を得て進めていくと、これはやはり地域的に計画的に進めていきたいと、こういうふうに考えております。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 伊藤雅敏君。

〔伊藤雅敏君登壇〕

○伊藤雅敏君 ご答弁ありがとうございます。

行財政改革問題につきましては、市長以下皆さん方の取り組む積極的な姿勢に敬意を表したいと思いますし、今後さらにその姿勢を貫いていただきたいというふうに思います。

それから、公式球場の件ですが、五十八年以降の五カ年計画ということですが、それであればその五十八年度の最初の年にぜひともつくっていただくということか、あるいは県営という形で県の方にもアプローチしていただいたかどうかというふうに思いますので、よろしく願いたいと思います。

それから、マックタイムシの問題ですけれども、これについてはやはりお金をかけたり、あるいはいろんなことをしてみても、いままでもそうしてきて、これからもそうしていこうとしてもやはりなかなかならぬというふうには思うのですが、個人の山林とかそういう所との行政との十分な話合いで何とかうまくやっていただきたいと思えますし、伐倒した後の後始末についても十分な配慮をいただかないと、たとえばこういう例があるのですが、シロアリのいっばいついた材木がごみ捨場にほってあったというようなことで苦情をいただいております。そういうことがあったようなので、後始末をそういうような形で十分な処置がなされないということになると問題があると思えますので、その辺十分ご検討願いたいと思います。

それから、育成者の役員の話なんですけれども、ご答弁としてはああいう答弁しか仕方がないというふうに思うのですが、それでも、人間、人情として、たとえば会長さんが、夜遅くまでその他の役員の人を残して会議をしたと、遅くまでご苦労さんでしたねということ、ちょっと飲みましようかというように一杯やると。その経費を全部その会長さんが持つということ、あとそれが家族への負担にかかるといったようなそういうようなことがかなりあるので、

その辺についてのことを本当は言いたかったのですけれども、そういう点十分おくみ取りいただきまして、よろしくお願ひしたいと思います。以上で終わります。

○議長（前川辰男君） 青山峯男君。

〔青山峯男君登壇〕

○青山峯男君 二点ほど質問させていただきます。

地域社会づくりと市民センターについて。

過去教次にわたる高度成長政策によって、私たち市民生活水準は大きく向上した一方、市民の意識に変革をもたらす成長に入った今日、この風潮にも次第に変化の嵐が見られ、物心両面にわたって変容しつつあります。こうした変容する社会の中で対応をしていくには、行政に携わる者は意識の改革をなし、住民自治の原点に立って、市民の自由的な積極的な原動力を引き出し、行政と市民が一体となって新しい地域社会を形成するための努力が要請されることは言うまでもありません。四日市市総合計画基本構想は着々と実行に移され、市民センター構想の実現、地区市民センターの改築、配置等、これらの課題に対処されてきていることは感謝にたえません。また、これら市民センターに勤務する職員に対する研修等についても、積極的に取り組まれるその効果が徐々にあらわれてきていることは、今後の地域社会づくりに光明を与えるものと言えます。しかしながら、これらを全市的な視野からながめると、まだまだ一部に排他性、先例踏襲が根強く残存しているものと思われ、これを全市的な視野からながめると、まだまだ改革のみでは、とうてい成果が果たされないものであり、市補助団体、市民、これらの一体化を図るための側面からの指導、援助、育成が必要ではなからうか。先般の市政アンケートによれば、職員の窓口サービス、事務手続につい

てはいろいろと市民の不満がありますが、今日のふくそうした事務、高齢者が多い窓口サービスは、特に前向きに期待する職員の心がけが必要だと思います。市民センターにおける社会教育、公民館活動についてであります。奉仕団を編成し、これら市民センターに派遣して、地域社会づくり、社会教育面からの指導性ある活動を図られる必要があるものと思料する。今後ますます窮迫するであろう財政硬直に対処し、いままでの進められてきた地域社会づくりが後退することなく、補助団体、市民が一体となってさらに前向きに取り組みれていくよう願うものであります。今後の社会づくりの計画をお尋ねします。

次は、四日市工業高校跡地利用促進について。

この問題は、議員の方々も再三質問された問題です。以前も、五十七年二学期より新校舎にて開校とあります。特に市民の注目する問題であり、また期待するところでもあります。いろいろと県、市の交渉の段階もありましたが、市当局としてきわめて重要な土地でもあり、各界各層意見をまとめ、工業高校跡地利用懇話会の要望、意見もあり、市長として、人口五十万を想定した市民本位の施設を特に留意していただきたいと思料します。市長にその後の計画、経過、一日も早く跡地利用促進を願うものであります。これをもって終わります。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 地域社会づくりと市民センターの関係でございますが、特に議員の皆様方には大変ご協力をいただいております。市民センター、だんだんにできてまいります。今日の段階では、まだ市民センターに勤務する職員の考え方というのは、必ずしも当初市民センターを設立いたしましたときに考えておったような状態になっていないと。特に、出張所と公民館というものが一つになって一体化しておるわけですが、実際は辞令が教育委員会と市長部局と別々に出ている、兼務発令というようになっているとおるといふところから、どうしても旧来の癖が抜け切っていないという面で隔靴搔痒の感をお感じになられている点があるかというふうに思料しまして、各種の研修会等は、折に触れ行っておるわけでございますが、まだまだ改善をしていかなければならないかというふうに思料しております。特に、職員の能力開発ということと同時に、住民の方々、あるいは各種団体の方々となつて業務を進めてもらう必要があるかというふうに思料しております。そのためには、地域におきまされるいろいろりっぱな方々、先輩の方々がおみえになるわけですから、そういった方々のお力、お知恵を、今後さらに拝借をしなければならぬかというふうに思料しております。さらに、先般地区市民センターを通じまして、各地におきまされる各種の組織がどういふ状態になっているのか、それぞれの地区によりまして少しずつ実態が違つておりますので、それを詳細に調査をいたしまして、その結果を踏まえまして、ただいま組織活動のあり方、あるいは活動の推進等について市民部でとりまとめを行つておるところでございます。今後社会づくりを進めていくに当たりますは、どうしてもその地域の各種団体、その組織の連携、あるいは市民の連帯ということが必要だろうというふうに考えまして、そのことを中心にしながら、今後の地域社会づくりを進めてまいりたいと、かように思料しております。いすれにいたしましても、センターの職員はこうした各地域の活動に、ご指摘のありましたように飛び込んでいって、その中で初めていい地域社会づくりができるのではなからうかと、かように考えおるところでございます。大変抽象的なお答えになりましたが、どうぞ議員の皆様方のさらに一層のご指導をお願いを申し上げます。次第でございます。

それから、第二点の四日市工業高校跡地の利用でございますが、すでに昨年の五十五年の十二月には県立四日市工業高校跡地利用懇話会というものを発足をさせまして、今日までこの懇話会を四回開催をいたしました。そして市民の各層の代表の方々から種々ご意見を賜っておりますが、そのご意見をおおむね総括をいたしますと、一つには商業施設を設けてほしい、あるいは駐車場等、あるいは公園広場、あるいはその他文化的な施設というような要望が出さ

れておられたのでございますが、これをどうやってまとめていくか、やはり専門的に検討をしなければなりませんし、さらにそういった施設を設置する財源等の配慮もいたさねばならないというようなことで、実は、建設省の都市局の方に相談を持ちかけまして、都市局の都市計画課の方で都市局長からの指示で、財団法人都市計画協会というのが、郭団体としてあるわけですが、その専門家の方々に、一遍検討をさせたらどうかというご示唆をいただきまして、今年度いっぱいいかかって検討をお願いをすることにいたしております。すでに現地の視察も終わっておりますし、その視察結果を踏まえ、さらに市政懇話会で出されました多くの市民の代表の方々のご意見をも踏まえまして、いまだ日市のあの地域だけに限定せずに、駅東西を一体化して考えるべきであるという、かなり構想としては、限定をされた地域でなくてこの駅を中心にしたしました東西を含めた都市のあり方としてどうあれを活用すべきかということについて検討をさせていただいておるところでございます。年内にも大体中間報告をもらうことになっておりますので、この報告が出ましたら、また議会の皆様方にお諮りを申し上げます。で、案を策定する前に一度中間報告の段階で皆さん方かりまして跡地計画案を策定をする予定にいたしております。で、案を策定する前に一度中間報告の段階で皆さん方のご意見をちょうだいをし、案を最終的にまとめる前にもう一度議会の皆様方のご意見をちょうだいをいたしたらよろしいのではなからうかと、かように私は考えておるところでございます。いずれにいたしましても県有地でございますので、私どももちろん、専門の都市計画協会に依頼をしたその検討会の中には、県の都市計画課長も入っております。そこで、知事さんにはいまこういう検討会をやっておるということは私からも申し上げてありますし、知事さんの方も、それじゃよくその意見を聞いた上で最終的に取組み方を決めよう、こういうことを言っていたのでありますので、この市の意見は十分尊重をさせていただけるものだというふうに私は考えておるところでございます。以上、私から概略ご答弁を申し上げます。必要なことは関係部長の方から補足をさせます。以上です。

○議長（前川辰男君） 青山峯男君。

〔青山峯男君登壇〕

○青山峯男君 ご答弁ありがとうございます。要望だけ一つお願いしたいと思っております。

実は、この地域社会づくりについてですけれども、この地区市民センターの特に館長の責任はますます重大であり、社会づくりに、各種団体の行事に出席が特にならないうして、館長独自の出費が多いように私が見たところ思われますが、こういう点もひとつ交際費ぐらいひとつつくっていただくようにお願いしたいと思います。ご要望にとどめます。

○議長（前川辰男君） 暫時休憩いたします。

午前十時五十六分休憩

午前十一時十二分再開

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 通告に従い順次お尋ねをいたしたいと思いますのですが、私の申し上げようとする中に、先輩諸氏がすでにお取り上げになりご質問されておりますので、私は、角度を変えその側面をとらえてまいりたいと思っております。よろしくをお願いしたいと思います。

第一点は、市政をゆがめる諸問題とその対応ということでございますが、日ごろ私が気になるがございますので、市政をただす意味で理事者の方に申し上げ、その参考に供することができれば大変ありがたいと思うわけで

あります。

本市におきましては、申し上げるまでもなく、汚職にかかわる不祥事態が発生いたし、行政に携わる者の深い反省と再発防止に、心からなる誓いを申し合わせたのが、ついこの間のことであります。市民の願いは、雲一つないきれいな好感の持たれる明るい市政を望まれているものと思えますが、私どもがそれにこたえるために常にえりを正し、市民に対する奉仕の気構えが大事ではないかと思えますが、その意味で二、三注意を喚起し、その善処を求めたいと思ふものであります。

その第一は、議会権限が現状の中で侵されていないかどうかということであり、議会新聞によりますと、議員の意識調査を行ったところ、議会権限が十分であると答えた者はごく少数であったと、アンケート調査の結果が出ております。本市議会におきましても、申すまでもなく今日まで数多くの市民よりの請願、陳情が出されておりますが、一々審議し、願意妥当なものについては、本会議を経て議決採択され理事者に送付されておりますが、それに対する執行がきわめて低い率になっているのではないかと思ふのであります。もちろん、財政上のこともあり、国、県とのかかり等々期待どおり対応できないことも十分理解いたすものであります。しかしながら、私どもが意外と思ふところへ大きな財源が向けられていることを後で知ることがよくあります。また、一昨日川口議員の質問にもありましたように、議会で承認されたものと実際にでき上がった中身が違っている。このようなことはばかげた話で、議会軽視もはなはだしいのではないかと思います。また、広報広聴の一環として新しい試みに地区懇談会がございますが、これにつきましても、一昨日来そのあり方等について論議されておりますが、私はむしろ、一つ間違えれば議会の権限を侵すおそれはないかと疑念をはさむものであります。と申しますのは、地区懇談会において、住民の方より直接に地域における多くの要望を出されるわけであり、これに対し住民の方は大きな期待を持つわけで、その結果が満足すべきものであればよいのであります。それに反すると、好むと好まざるとにかかわらずその

ツケが議員に回ってくるので、そのたびごとに苦慮をいたしておるものであります。最近、議員の頭越しに市政のやりとりが行われている事実をときどき見受けられますが、これは本当の姿ではないと思えます。どうか、このような議会軽視の風潮が起らないよう厳に戒めていただきたいと存じます。

次に、申し上げにくいのでありますが、業者との癒着問題であります。市のどの部局におきましても、多かれ少なかれ対外関係はあると思えますが、ひとつ間違えれば汚職に発展する事例は、全国的に言っても明瞭であります。また、その後を絶ちません。本市も、先ほど申し上げたとおり例外でなく、記憶に新しいところであり、お見受けしたところ、その後残念ながら再発防止に大きな改革、改善がなされた跡が見当たりません。むしろ、ある部局においては、依然として特定業者の保護政策をとっておられることが気になるのであります。業者のために聖域をつくり、他からの侵害を防いでおられる感じでございますが、これが大きな悪の温床になりはしないかと心配いたすものであります。業者は、競合の中に立つてこそ自然の姿であり、原則であると思えますが、そういった競合の中で、それぞれの企業努力によって市民サービスが生まれてくるものと理解いたしておるものでございます。どのような理由があるにせよ納得のできない問題であり、またこのほかにもこれに似たケースがございますが、これがどんどん巨大化し拡大していくことは許せないと思えます。

次に、人事の問題で申し上げたいと思えます。昔、武田信玄をたたえた言葉の一句に、「人は石垣、人は城」とうたって、いかに用兵の妙を得た武将であったかをしのぼせる言葉で有名であります。人を使うことは昔も今も変わりません。しかし、人の気風もがらり変わった昨今であります。いつも申し上げるように、信賞必罰、人材登用を思い切つてやっていただき適正配置を望むものであります。とりわけ、やる気を起こさせるための人間の機微をうまく使い分け、希望を持たせ、思い切つた権限委譲を行い、責任を持たせることにあると思えます。それぞれの個性の中で新生面を開くよう指導し人材の発掘を図ることは、市政に活力が生まれることになり、反面、人事交流のよど

みが闊をつくり、陰險さを生み、綱紀が乱れます。慎重なご配慮、ご指導を望みたいものであります。

次に、偏見についてであります。昔、士農工商といって職業によって上下の差別をつけたように、その時代からかなり遠ざかった今日にあってもその名残が私どもの頭の中にあり、とりわけ行政の中にもその傾向が見受けられることは残念なことであります。不公平税制がその代表的なもので、医者とか貿易産業が優遇されており、また同じ職種にありましても企業格差によって差別がつけられております。さらに融資につきましても、職種によって除外され減額されております。特に許せないのは、風俗営業を働くために社会保険から外され、生活保護の対象から打ち切られておることです。いわばここで働く従業員の多くは社会的弱者で、いわゆる経済成長のひずみによる犠牲者であります。最近、ペビーホテルのことについて報道されておりますが、このことが行政の日の当たらない気の毒な人の一面がクローズアップされただけで、行政は臭い物にはふたをしるのとおり厳しい取り締まりを行い、これを救済する方法は考えられておりません。市政の中にもこういう事例のあることは大変残念であります。恐るべき戦争が偏見によって起こり、偏見より来ることを銘記していただきたいと思ひます。

次に、マンネリ化であります。いまは公務員の親方日の丸的な考え、あるいは事なかれ主義が国民の批判を買っておりまことはご承知のとおりでございます。市民に奉仕を奉るとするたてまえの者の考えることではございません。いまま少し全体の奉仕者としての自覚、倫理の向上を図られるよう、研修が行われる中でご指導いただけたらと思ひます。マンネリ化は職員の墮落に通じます。十分お考えいただきたいと思ひます。

次に、エゴイズムであります。このことは、戦後の副産物の一つで、自由の履き間違いから生まれたものと思ひます。エゴに至るところに根を張り行政の行く手に立ちふさがっておりますが、とりわけゴネ得という言葉の意味のとおり、自己中心主義で他を顧みない思想はまことに困ったものであります。人権尊重がかえって裏目に出た感じ、どこの分野、どの事業にあっても反対運動のないところはありませぬ。反対運動の中身はたてまえと本音があり、その底流にエゴが存在することは確かで、連帯感といったものからかけ離れているのが実情であります。職場にありましても同じようなことが言えるのではないかと思ひます。縦割り行政の弊も手伝い、それによって被害を受けるのは善良なる市民であり、正しいものが踏みにじられるようでは困ります。どうか、役所だけでも良識の府にしたいだきたいと思ひます。

以上、数点思いついたまま申し上げましたが、いずれも市政を憂うる余り、また、冒頭に申し上げたとおり不祥事の再発を防止するためにはかならずもので、市長の今後の行政の執行に当たりこのことを生かしていただければ大変幸せかと存じます。市長のご所見をお伺いしたいと思います。

医療一〇番と救急医療情報システムについてお尋ねいたします。

医療一〇番、すなわち医療相談コーナーが厚生省の指示により、県事業として昭和五十四年から県庁内にコーナーを設け活動を開始したやに聞いております。開設の趣旨は、住民の医療に対する不信任感から住民の不満を受けとめる公的機関として発足したものであり、特に、診療内容への不満、医療機関サービスに対する苦情、医療費及び投薬検査等々であり、富士見病院事件の後、国民の間から医療の苦情が殺倒したためにとられた措置と考えられます。また、救急医療情報システムについては三重県が、おくれはせながら全県域をネットワークにして昭和五十七年度に発足させるべく構想の策定に着手したとのことであります。いずれにいたしましても、私ども市民の健康を守るための初の試みとして制度化されるもので、すべて、医療不安を取り除き救急の場合の治療に役立てるものと考えられます。鈴鹿市においては、すでに五十四年より単独で他の市町村に先駆け救急医療情報制度を採用し、その効果を上げています。やに聞き及んでおります。このように医療改革とも言える一連の公益行政に対し、本市といたしましては、どのように受けとめ、今後どのように対処されようとしているのか。以下一、二点お尋ねいたします。

救急医療情報システムには、厚生省型と自治省型との二種があり、本市が採用するとなればどの方式を選ばれるの

か。また、いずれにいたしましても医師会の協力を得なければとうてい遂行のできない事業であります。本県は全国的に言っておくれをとっておりませんが、その原因が医師会の不協力にあるのかどうか。さらに予算的によろしい分担になるのかお尋ねいたします。

第一回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 具体的なご指摘事項が幾つかあるわけでございますけれども、まとめた形でお答えをさせていただきます。

先ほどご指摘のありましたように、今日安定経済成長時代に入ったということですが、高度経済成長時代以来この行政の市民生活に及ぼす範囲といえますか。役割といえますか、そういったものが非常に拡大をしております。特に国と地方自治体との相互関係が地方自治体の独自性というか、自主性というものを発揮しなければならぬと言われながらも、国の行政に依存をする面がかなりあるわけでございます。そういったような状況にありながら、やはり自治体としては主体性を発揮していくべきということは当然でございますし、さらにこの自治体の行政を進めていく上におきまして、今日市民の方々の価値感が非常に多様化をしておると、そういったようなことから、意見をとりまとめていくことが非常にむずかしい時代になっておるといことはご承知のとおりでございますが、特に身近な行政をあずかっております市政というものに関しましては、主権在民の主権者としての市民の方々と行政側との対応の仕方というものについて、幾つかの提案といえますか、考え方が、各自治体あるいは中央においても議論をされておるところでございます。直接行政側と主権者である市民の皆様方の対話ということが、強くこういった意味から望まれてきておるわけでございます。私もその一つの手段といたしまして、広聴広報機能というものを強化をしてい

くその手段として、地区懇談会というものを設けておるわけですが、これはいままでの段階でございますと、どうも行政主導型に属するのではないだろうか。本来の意味からいって、地区懇談会というのはむしろ行政主導型ではなくて、市民の皆さん方で地域社会をつくっていただく、いわゆる縦型の関係じゃなしに横型の転換へということが必要ではないかというふうに考えておりました。そういった方向に今後懇談会を持っていくと、そういうことによりましていろいろな欠点を修正をしていくことができるのではないだろうかというふうに思っておるわけでございます。

もともと議会制民主主義というのが今日の政治の大原則でございますから、この議会制民主主義を侵すようなことがあっては、私は本来の意味の住民参加、あるいは主権在民ということを侵してしまう結果になるのではないだろうか。したがって、私は議会制民主主義というのはあくまでも尊重をしながら、補完的な形で直接対話が行われるべきであろうかというふうに考えておるわけです。これは若干人によって考え方も違うと思いますが、あるいは私の考え方は間違っているかもしれませんが、そういった方向で努力をしていくべきだと。今日の法的な定めにもありますが、やはり住民の直接請求でありますとか、あるいはまた、これは法的には確立をされていませんが、最近やかましく言われている問題で情報の公開制度、あるいはオンブズマン制度というようなものが考えられておるわけでございまして、やはり議会制民主主義というもののでたてまえを堅持しながらそういった方向で肉づけをしていくことが、今日民主主義をより徹底した形で行っていくゆえんではなからうかと思っております。住民エゴでありますとか、あるいは地域エゴでありますとかということもあるわけですけれども、やはり連帯感を持っていただくためには、住民の方々相互の話合いということが必要ではなからうか。できるだけそういう場を多くしていくということではないかと私は考えております。そして、それに行政側がどの程度お手伝いできるかということによって、民主主義の成功あるいは不成功が判断をされると、こういうふうに考えておるところでございます。

いままでも議会に陳情、請願等が出されまして、それがまだなかなか、すべて採択になったものが実施されるという段階には至っておりませんが、おおむね陳情、請願の五〇％ぐらいが、実施予定も含めまして具体化をしておるといふふうにお考えおきをいただきたいというふうに思うのでございます。そういったような状況でございますので、今後議会制民主主義という原則を堅持をしながら、住民参加の道を模索をしてみたいと思っておりますのでございます。

それから、例の業者と行政との関係、この面であって不祥事件が二度にわたりました起きたことは大変遺憾なことでございますし、私自身深くおわびをし、えりを正して今日対処をしておるつもりでございますが、やはり一番私どもが気になるのは、自由競争が今日のたてまえでございますけれども、その自由競争を阻害する幾つかの問題点が各界にわたってあるわけでございます。やはり完全な自由競争というものは今日の世の中ではあり得ないと思うのですが、そういった意味では、修正をされた形で競争が行われる、自由競争を阻害する要因を、できるだけ公正取引委員会等の力によって防いでおるといのが今日の実態ではなからうかというふうに考えておるわけでございます。できるだけ市の請負あるいは物品購入等に関しても、そういった制限になるようなことは排除をしなければならぬというふうに思うのでございますが、法令あるいは条例等の規制もありますので、そういった点を踏まえまして幅広い視野で対処をしてみたいというふうに考えておるところでございますが、いやしくも、市民の皆様から不信の念を持って見られるというような行動があるとすれば、それは即刻正してそういうことのないように努力をしてみたいと思うわけでございます。

それから、人事の問題でございますが、人材登用、信賞必罰、これはもう当然やらなければならぬことでございますし、現に、若干厳し過ぎることがあってもということとそういうことをやっておるわけですが、なかなか賞の方の適確な手だてというものがとりにくいというのが現状でございます。しかし、人事異動等を十分行いまして、よどみのないようにいたしたいと思っておりますし、本年の四月の異動では、三年以上同一職場にいた人の約七〇％以上を配置転換をいたしましたのでございます。ただそうした段階でもなお五年以上の者が三〇％現職にとどまっておりますようなこともありますので、今後そういった面についてさらに努力をしてみたいと思えます。

なお、権限委譲の問題については、先ほどのご質問にお答えを申し上げましたとおり、あるいは先日のご質問にもお答えを申し上げましたとおり、責任と権限をできるだけ委譲をして仕事のやりがいを持たせるという意味で現在事務改善委員会の方で取り組んでもらっております。近くその結論が出てまいりますので、そういった配慮をいたしてみたいと思えます。

それから、風俗営業関係でございますが、これは法的な規制というものもございまして、四日市市だけがそういう風俗営業の方々を差別をしておるといふふうには私は考えておりませんが、法的な制限もあります。しかし、できるだけ配慮を今後してまいるといふふうにいたしたいと考えておるところでございますので、ご了解をお願いをしたいと思います。

以上、第一点について、大変幅広いご質問でございますので、ご答弁にならなかつたかもしれませんが、私の考え方を申し上げた次第でございます。

それから、第二点、医療一〇番、これはもう先ほどご指摘のありましたように、県が昨年十二月から相談業務を開始をいたしております。七月の末までで三百四十六件、一日約二件程度の相談がある。最近は少し減りぐあいであるというふう聞いております。病状に対する診療科目の問い合わせが多いということとございまして、ただ医療相談ということにつきましては、医師に対する指導監視の権限がすべて知事権限になっておりますので、この点は県の方に頼らざるを得ないのではなからうかと思えます。救急医療情報システムが県で五十二年からすでに検討をされておりまして、三医師会、市町村会、消防長会の関係代表者と協議を続けております。私も、実は市長会の代表として

この協議に参画をいたしております。去る七月末にシステム整備の計画案が出されました。この計画案は、厚生省方式をとっております。中央の情報システムを県が設置をし、各自治体におきましては消防本部のある所に地方の情報センターをつくる。そして医療機関の参画を得て救急医療に対応しようというシステムでございます。負担割合というのは、中央、地方の情報センターをつくる費用の約半分ぐらいが県の負担割合になり、残りの半分が自治体の負担割合になるわけでございます。ただ、これをつくった場合には、現状の業務よりさらに地方自治体の持つ業務がふえるということが予測されますので、そういった分については地方自治体の負担になる、こういうことでございます。三医師会の意見というのは、医師会の県の本部の方のご意見は、できるだけボランティアとしてやりたいというところでございますが、地方の末端に行きますとそうもいかない面もございまして、この点、三医師会の方と十分連絡調整を図ってまいる必要があるのではなからうかというふうに考えておるところでございます。このシステムを大体十二月までに県としては結論を出したいということで、現在それぞれ関係機関で検討を急いでおる段階でございます。九月の県下の市長会にもこの問題が絡みまして、もう少し研究をしようということになっておるわけでございます。

以上、私の方からご答弁申し上げます。足りないところはそれぞれ関係部の方から補足をさせます。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 後藤長六君。

〔後藤長六君登壇〕

○後藤長六君 何も申し上げることはございませんが、ただ言うことは非常にやさしゅうございますけれども、行方は大変むずかしいということでございます。このことは大変重要なことを申し上げたつもりでございますが、どうかひとつ、私は市長を信頼し、こういったことに真剣に取り組んでいただきますよう、それだけお願いをしまして質問を

終わりたいと思います。

○議長（前川辰男君） 暫時休憩いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後一時八分再開

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 昨日は十五日で敬老の日でありまして、総理府が十四日発表いたしました推計の中でも、六十五歳以上のお年寄りが全国で一千九十三万人、また総人口の九・三％を占めるとなっております。今後この比率は急速にふえ続けると予想され、欧米先進国並みの高齢化社会に向かって真っしぐらに進む状況だと言われております。国内におきましても、二十四年後の二〇〇五年には六十五歳以上の人口が一五％になると言われております。現在老夫婦世帯の三六・五％が一カ月十万円で生活しておりますし、また夫が六十五歳以上、妻が六十歳以上のいわゆる老夫婦世帯の消費支出総額は、平均で十四万七千円であります。こういった中で老人の就労率は六十歳以上で約四十％となっておりまして、また働きたい理由は、収入が欲しいから、これがトップで三八・七％、また健康によいからが三八・一％と、老人夫婦世帯の消費水準を重ね合わせてみると、働かないと食べられない老夫婦世帯がかなりの数に及んでいることが明らかであります。このような中で、いま鈴木内閣が推進する行政改革に名を借りた国民大収奪、臨調路線の中で高齢者に押しつけようとしているものは、当面するものだけでも老人医療費の有料化を初め老齢年金の支払開始年齢の繰延べと給付水準の切下げ、各種年金の国庫補助率引下げ、地方自治体への肩がわり、また老人ホー

ム民営化など広範囲に及んでおります。国の施策を放棄するばかりでなく、自治体と住民が困難な中で支えてきたわずかばかりの老後保障さえ切り捨てよう強制する鈴木・土光臨調路線は、長寿を祝福されるべきお年寄りに地獄への道を押しつけようとするものにはなりません。老人福祉法第二条で、「老人は、多年にわたり社会の進展に寄与してきた者として敬愛され、かつ、健全で安らかな生活を保障される」とうたっております。私はこのような老人の立場に立ち、また、弱い立場の人が大事にされる政治を目指して、通告に従ってお尋ねをしたいと思います。

第一点目は、行政改革についてであります。今回出されました第二臨調に対しての市長の姿勢をお尋ねをいたします。

去る七月十日、第二次臨時行政調査会が、来年度予算編成の骨格となる行政改革に関する第一次答申を、鈴木首相に提出をいたしました。首相はこれを受けて、八月二十五日の閣議で、第二次臨調答申を来年度予算で実施するための具体策を盛り込んだ行政改革に関する当面の基本方針、いわゆる行政改革大綱を正式に決定し、引き続き同日夜の臨時閣議で、この大綱の具体化のために九月二十五日ごろ開催予定の臨時国会に一括提出する行革関連法案の内容を確定し、臨調答申実行のための関連三十六法案の一挙成立をねらった体制づくりを、急ピッチで進めております。首相の所信表明演説と各党の代表質問を九月中に終え、十月早々から行革特別委員会に関連法案の一括審議に入り、十一月末までの二カ月足らずで成立させるという方針を固めていると聞き及んでおります。第二次臨調の答申は、いま国民が真に願っている行政の全分野からむだと浪費をなくし、利権と汚職腐敗を一掃して、簡素で効率的な行政機構をつくり上げること、大増税なしの財政再建をと、国民本意の民主的行政改革とは全く無縁のものでございます。

それは第一に、わずかに国民要求を入れた部分もあるものの、大半は保育料の値上げ、児童手当の十二万五千人分の切捨て、老人医療の有料化、医療年金制度の改悪、四十人学級の凍結と私学助成のカット、農業、中小企業への補助の削減、国民健康保険給付費の都道府県への肩がわりなど、国民の広範な生活分野に対する全面的な攻撃の計画にはかなりません。

第二には、この国民への犠牲の押しつけて浮かした金をアメリカの世界戦略に沿った大軍備拡張と、アメリカの息のかかった海外への反動反共政権へのてこ入れに注ぎ込もうとするものであります。

第三に、大企業に対しては、特権的な補助金や減免税、大型公共投資などの優遇措置を温存するばかりか、民間活力の強化と称して、大企業向け規制の緩和や、もうかる公営企業の民間移行をうたい、その特権の新たな拡大を図ろうとしています。まさに臨調答申は軍事費拡大、大企業の権益保護のために、国民に総がまんを押しつける路線であり、その強行を許すかどうかは、わが国の進路と国民一人一人の生活を左右する大問題であります。

また一方、地方自治や地方財政に対しての攻撃も、以下三つの特徴を持ってあります。

第一の特徴は、地方自治を破壊し、そしてこれと表裏一体となす中央統制の強化の問題であります。老人医療無料化制度に対する攻撃や、国家公務員の給与水準を著しく上回る地方公共団体に対しては財政措置を講ずると、地方交付税の配分権を逆手に取った制裁措置を政府に求めています。これは地方交付税法第三条第二項に抵触するものであります。また、地方自治体の職員増加を抑制するための方法の一つとして、定数抑制措置を打ち出していますが、これは単に公務員労働者に対する攻撃ばかりでなく、広く住民要求全体に向けられた政府による自治の管理であることは間違いありません。

第二の特徴は、国の財政危機を地方自治体と住民に転嫁しようとしていることでもあります。国の財政危機は、日米安保体制下における経済政策の破綻、軍事費増強、国債乱発などによって引き起こされたものであり、これについて地方自治体はその責任を問われるものではありません。ところが、地方財政法違反の国民健康保険給付費の一部を都道府県に肩がわりさせようとしたり、義務教育を支える教員の人件費負担についても、義務教育費の国庫負担法の原則さえ放棄して都道府県に肩がわりさせようとしております。その他に小中学校建設の大幅削減、保育所の建設抑制、

公共事業費の前年度以下抑制などの補助金カットや、四十人学級計画実施の停止や、消防職員などの増員抑制などによって、教育や防災面が後退や重大な影響を受けることは明らかであります。

第三の特徴は、現行地方制度の根本的改編、すなわち道州制への志向であります。

わが党は、以上の指摘より、この臨調答申はあくまで反対であることを表明しますが、市長はどう考えておられるのか、お尋ねをいたします。市民世論の先頭に立って断固反対を表明すべきであります。いかがでしょうか。

続いて、具体的な諸問題についてお尋ねをしたいと思います。

まず第一に、今回の臨調答申の中でも老人医療費の有料化を強行しようとしています。市は現段階で有料化をねらう老人保健法案の成立に反対し、老人医療無料化をあくまで堅持することを表明し、関係機関に働きかけていただきたいと思いますが、市長のお考えはいかがでしょう。

第二には、教育の問題でございます。今回の臨調答申では、四十人学級の実施の停止、また小中学校建設の大幅削減が求められております。教育の荒廃が言われている今日、これらに対して反対の態度を表明すると同時に、四十人学級早期実現やまた小中学校整備のために関係機関に働きかけていただきたいと思いますが、お考えを伺いたしたいと思います。

第三に、八月に人事院が勧告を行い公務員給与の五・二三％アップについて出されたわけですが、今日地方公務員の人件費攻撃が行われている中であり、労働者がスト権を奪われた代償としての人事院勧告制度であり、この勧告に基づいて完全実施をすべきであると思いますが、市長のお考えをお尋ねをしたいと思います。

第四には、四日市市における行政改革の問題でございます。午前中いろいろ取り上げられておりましたが、その答弁の中で、単純に予算面から見ただけで、尿尿処理の問題、民間委託の方向での答弁があったと受け取りました。ご存じのように、尿尿処理は当初民間委託で種々問題があり、いろいろな経過の中で、市民サービスを向上させる立場

から直営にし、その運営に当たり努力をされてきたところであり、市長も当然このことをご存じのことと思えますし、真に住民サービスを向上させる、こういった立場からも、尿尿処理など民間委託をすべきでないと考えますが、市長の見解をお尋ねをしたいと思います。

第二には、市民生活を守る諸問題についてでございます。私も去る六月に、三重県内電機産業大企業と近畿日本鉄道の労働強化、労働条件の切下げなどに関する調査と、八月に四日市コンビナートを初めとした三重県内大企業の労働強化、労働条件の切下げ等に関する調査、この二つの結果をまとめて発表いたしました。それぞれ労働基準監督署とも交渉もしているところでございます。その内容につきましては、長時間労働の恒常化と拡大、サービス労働の全般化、有給休暇未消化の増大、職業病や職場環境悪化による健康破壊、不当な配転、出向、人員削減の増大、コンベアーのスピードアップによる過酷な労働強化、思想差別の人権侵害等々きわめて深刻な事態を示しております。私自身も中部電力に十七年間勤めておりましたが、その間十年間はまさに思想差別を受けてきたものでございます。この四日市にかかわる企業を申し上げますならば、松下電工や富士電、中部電力、三菱油化、合成ゴム、石原産業、昭石等でございます。そこで市長にお尋ねをいたしますが、市民生活を守る立場から、労働基準法違反の内容については関係機関に働きかけると同時に、市長の政治的立場から、こういった違反問題がないよう各企業に対して申し出を行い、労働者が安心して働けるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。お尋ねをしたいと思います。

次に、男女差別の問題でございます。男女差別のひどさも今回の調査で明らかにされた特徴の一つであります。たとえば合成ゴムでは高卒女子は男子と比べて入社時点で一月七千五百円の差がつけられ、高卒女子三十歳で年間四十万円以上の較差がつけられております。中部電力では高卒男子は勤続九年で社員一級となりますが、女子は倍の十八年もかかり、それに伴う賃金格差は、勤続二十年で年間百三十万円以上にもなるものであります。また、三菱油化

や合成ゴムなどでは、女子が結婚すれば退職することが当然のことのように行われております。ご存じのように、一九七九年国連は、婦人に対するあらゆる差別の撤廃条約を賛成多数で採決したところでございますし、また、日本政府もこの条約に署名しておりますが、国内事情を理由に、本条約をまだ批准しておりません。そこで市長にお尋ねをいたします。

第一に、このような男女差別について、政治的影響力を行使して是正するよう申し入れていただきたいと思っております。いかががお尋ねをしたいと思います。

第二に、再開発が言われておりますが、四日市に進出してくる企業、YKKでありますとかシーケーディ、こういった企業に対しての、労働基準法違反の事象がないよう誘致をするときに申し入れを行っていただきたいと思っております。いかがでしょうか。

第三に、一九七五年から十年間の国際婦人年が取り組まれておりますが、この婦人問題をどう取り組んできて、今後残された五年間の中でどう取り組んでいくのかお尋ねをしたいと思います。

第三点目は、公災害問題についてであります。

第一番目は、最近、昭石、日曹油化における事故が相次いで起こっておりますが、こういったプラント装置に対する安全対策指導をどのように行っているのかをお尋ねをしたいと思います。

第二番目は、火力発電所建設の問題であります。先日中電より、四日市火力発電所の一、二、三号機のガス転換機と四号機の増設、LNG基地の建設の話がされたこととあります。環境影響評価が準備され、市民への公告、縦覧と説明会が開催される予定だとのこととあります。この説明会はどの程度のことと考えられているのかお尋ねをしたいと思います。また、十四万坪におけるLNGのガス基地を建設し、その使用先については四日市が主であるとのこととございましたが、川越町に七十万キロワットを二基新設するとのこととあります。ガスの使用については四日市が

主でなくて従になる、こういう状態でございます。この問題についてどのように考えておられるのかお尋ねをします。また、LNG基地から川越火力までは海中ラインとも言われております。この問題についてどう市長は社長などに尋ねられたのかお尋ねもしておきたいと思っております。

三番目に、二酸化窒素の環境基準についてでございます。

五十四年度と五十五年度の二酸化窒素の環境基準年平均値ではほとんど変わりがないわけでございますが、ところが、環境基準の評価の一つとなっております日平均値の九八〇値が、五十四年度と五十五年度と比較いたしましたとしてもすべての局で上昇をしているわけでございます。年平均で低いから安全だという問題ではございません。毒ガスでも睡眠薬でも一時に多量に使用すれば死亡するわけでございますが、それが年平均値になったからといって生返るわけでもございませんし、そういった点からも、この数値の上昇についてどのように分析をされ判断をされておられるのかお尋ねをしたいと思います。

以上で、第一回目の質問を終わります。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第二臨調にどういう考えで臨むかということでございますが、行政改革そのものは、国の行財政をもう少し簡潔なものにしようという趣旨でございますので、私は、第二臨調といいますが、行政改革そのものに反対をするという姿勢はとっておりません。やはり必要な行政改革はやらなければならないであろうと思うわけでございます。国というのが何か第三者のように聞こえたわけですが、やはり私はわれわれも国民の一人であるということをよく考える必要があるのではないかとこのように思っております。ただ、第二臨調では、七月十日に出された答申そのものを読んでみますと、地方自治というものに対する理念的な裏づけというもの、あるいは分析が特になき

れたわけではなくて、この第二臨調の七月十日に出されました答申は、来年度の予算編成に向かったの国の施策に対する答申でありまして、これで第二臨調が終わりというわけではないというふうに私は考えておるわけでございます。差し当たっては、来年度の予算編成に向かったの進言がなされておるわけでございまして、これを読みましてもなかなか私どもの方に対する影響というものがずいぶん出てくるわけでございまして、たとえば先ほどご指摘のありました医療給付費の肩がわり、これは県の負担で、知事会等ではこのことに反対をしておる、あるいは、年金、恩給、さらに文教施設等の問題、あるいは補助金の比率一〇％カット。けさの新聞を読みますと、補助金等については、各省の予算要求の原案は総額で二〇％近いカットになっておるといふふうに読んだのでございますが、中身は大枠でございますから、私どもの方にどの程度の影響が出てくるのか明確ではないといふふうに思います。したがって、何でもかんでも反対というわけにはまいりませんで、やはり市長会を通じて地方自治体の意見をとりまとめて上申をしていくと、そういうことでない限り、一市長が全体について反対反対ということを書いてみても、これは受けつけられないであろうといふふうに考えているところでございます。さらに、いま政府の原案というものがいよいよ臨時国会で審議されようとしている段階でございますので、この審議の経過を見ながら対処をしてみたいといふふうに考えておるところでございます。第二臨調そのものに対する私の考えは一応そういう考えでいることを、ご承知おきを賜りたいというふうに思います。

それから、市民生活を守る諸問題、労働基準法違反ということが言われたのでございますが、私はこういう問題は、民間企業の中身まで私どもが介入をしまっているわけにはいかないといふふうに考えておりました。基準法違反があれば当然労働基準局の問題として取り上げられるべきであるし、その内容がどうなっているのかというようなところまでは、私の方でいまの段階で介入をすべきでないといふふうに思っておるところでございます。

それから、男女差別の話が出ました。これも同じことだと思っております。ご指摘のありました会社の中で、かなりご婦人で結婚されてそのまま会社にとどまってみえる方もおるわけでございますから、私は佐野議員のご指摘どおりだといふふうには考えていないところでございます。したがって、男女差別、あるいは基準法違反、そういった問題にまで私がいまの段階で介入をする意思はないといふふうにお考えおきをいただきたいと思いますし、またそんな暇も私にはございません。

それから、公災害の問題等は消防長の方からご回答を申し上げたいと思っております。

それから、中部電力の四日市火力四号機、あるいは川越発電所の建設等に関する環境影響評価調査は、県の要綱に基づいて行われているところでございまして、説明会等も要綱で指示した線に沿って行われるものだというふうに私は考えております。

それから、先ほど川越が主で四日市が従になるのではないかと説明がございましたが、私のところへ中部電力の社長からお願いという形で表明があったわけですが、それによりますと、四日市火力一号機から三号機の燃料転換六十六万キロワット、それから四号機の建設、これは当然LNG発電、五十六万キロ、合計百二十二万キロということになっておりまして、これを六十一年度ぐらいにスタートをさせたいという申入れでございました。私は公災害対策ということについて申入れをしておいたわけですが、いずれ環境影響評価調査が出ることでありうかといふふうに思いますので、その調査を見て市長の意見もつくことになっておりますので、これに基づいてすべての処置を講じてまいりたいといふふうに考えておるところでございます。したがって、昨年三月の議会決議の趣旨に沿って中部電力は対応をしてくれているのではなからうかといふふうに考えておりますし、川越町の問題につきましては、四日市港湾区域内ということでございますから、その環境影響の方を十分注視をしながら対処をしてみたい。いずれにいたしましても、安全対策、公害対策に万全を期しているということが明確になって初めて建設にかかれるものだというふうに考えておるところでございます。

その他NOxというか、二酸化窒素の問題が出されておりましたが、これらについては環境部長の方からお答えを申し上げます。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） 二酸化窒素のことにつきましてご説明を申し上げます。

ご指摘のように、五十五年度の実績値の中で、日平均の九八〇値若干上がっておりますが、この原因につきましては、現時点でははっきりと究明されていないというのが実態でございます。それを究明するための手だてといたしまして、現在昨年度中の企業の燃料使用量、あるいは稼働率、その他排煙量等の調査を、ヒヤリングという形で県が実施をいたしております。さらには、移動発生源の寄与の問題もございまして、その辺の調査とあわせて解明をしなければならぬというふうに考えておりますが、そのために本年度は簡易測定局という形で、この四日市市を一・五キロメートルメッシュで区切り、その中で住居の密集度の高い地域、あるいは幹線道路に沿った地域というような形で、四十四カ所場所を選定いたしまして簡易測定を始めております。これらの結果を総合いたしまして県で分析をされることになっておりますので、その時点でまたご説明を申し上げますということになると思っております。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（前川辰男君） 消防長。

〔消防長（渡辺靖三君）登壇〕

○消防長（渡辺靖三君） コンビナートの安全の問題についてお答えを申し上げます。

ご案内のように、コンビナートの装置、施設の安全につきましては、法律におきまして事業所は常に法令の定める基準に適應するよう維持管理に務めなければならないというように義務づけられております。一方、また年一回以上

の定期点検を実施いたしましたして、その状況を記録し保存しなければならないと、このような義務が事業所に課せられておるわけでございます。当市といたしましては、消防義務を全ういたしますために、これらの義務の履行が完全になされておるかどうかということを確認いたしますために、年一回全コンビナート施設につきまして定期点検を実施いたしております。さらに、毎年六月の危険物安全管理強調月間というものを実施いたしておりますが、この機会にもそれらの状況を確認しておることから、年二回法令に定められておるかどうかということを確認いたしております。さらに、具体的にご指摘のありました、最近発生しました二、三の事故につきまして、七月二十三日並びに九月九日に全コンビナートに対しまして再点検を実施するよう指導要請いたしまして、現在その結果をとりまとめ中でございます。今後ともコンビナートによります事故の絶滅に最善の努力をいたしてまいりたい、かように思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（前川辰男君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 国際婦人年の問題につきまして質問が出たわけでございますが、実は非常に男女問題、特に婦人の地位向上等にかかわるこの国際婦人年の問題、重要な問題だとは思いますが、しかし、こうした問題について、市町村の段階まで具体的な問題処理をしていくべき事項は非常に少ないことと考えられます。と申しますのは、国の段階でいろいろとした問題についての検討がなされまして、県の段階までおきてまいりますが、市町村の段階に対しては、特に行事等を進めていく上における協力依頼という段階になっておりますので、われわれとしてはそうした線でおりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ちょっと答弁を落としましたので、つけ加えさせていただきます。

公務員給与の五・二三％アップを完全実施せよということに対する意見でございますが、これはもう少し国の状況等を見ながら対処をしてまいりたいと思っておりますので、時間をちょうだいしたいと思います。

それから、尿処理の民間委託、予算面からだけで何でもかんでも民間委託というふうに考えるなどのお話でございしましたが、午前中のお答えでも申し上げたのですが、すべて私、民間委託を一举にしようという考えではございません。尿処理の中でいろいろな役割があると思うのですが、そういった役割というものは時代の状況とともに変化をしていくであろうというふうに思っております。そういった変化に対応をしながらできる限り効率的な処理をやっていくべきだというふうに考えておりました、ただ予算面からだけで何でもかんでも民間委託をするというふうには、実は考えておりません。差し当たってどこからどうするかということは、もう少し検討をさせていただきます、これは職員組合の方とのコンセンサスを得る必要がありますので、もうしばらく検討の時間をちょうだいしたい、かように考えているところでございます。

○議長（前川辰男君） 佐野光信君。

○佐野光信君 いま答弁をいただきましたけれども、第二臨調の問題、これは来年度予算だけではなくて、今後の国の進むべき道、特に増税なき財政再建と言いつつもこの六年代減税を行わなかった、このことから、来年度においても総額では三兆円からの増税にもなっているわけでございます。そういう点から、この答申で出された内容は、鈴木内閣は必ず実現する、こういった方向を打ち出しているわけです。そういう点では、短期でなくて長期の問題だととらえていただきたいと思いますし、そういう点から、答申で出されました百七十項目余りのうち七〇％余りが、国民への負担と犠牲を強いていると、こういうふうに言われているわけでございます。この答申事項がもし実施される、こういった場合があるならば、この自治体、市に対しての影響は多大なものがあると思いますが、主な項目別に金額などを示して明らかにしていただきたいと思います。その点をお尋ねしたいと思います。

また、いまの企業内における問題、暇もない、こういうことでございますが、四日市市民がまさに生活権まで奪われる、こういった問題について関心を持たないと、そういうことで済まされる問題ではないと思っております。市長として政治的に四日市市民の生活を守る、そういう立場に立ってこの問題は対処をいただかなければならないと思っております。そういう点で、そういう立場に立つのか立たないのか、再度お尋ねしたいと思います。

また、国際婦人年については、ぜひとも国の施策ではなくて、具体的に地方自治体でもいろいろな問題があります。たとえば、この婦人問題を向上させる、こういった点を大いに宣伝する、市独自でもできるわけでございますし、そういう点をぜひとも行っていただきたいことを要望しておきます。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第二臨調がどの程度の影響を市財政に及ぼすかということでございますが、一部明確になっている点もございすけれども、全体でどうなるのかということについては、もう少しばらばら、国の施策とのかみ合いがありますので、研究をさせていただきたいというふうに思います。

それから、民間企業の労働条件の問題でございすけれども、これは私は実は、確かに市民の方に影響のある問題であろうというふうに思いますけれども、私どもが直接企業の中に入ってどうこうというのは、いささか市の行政を踏み越えた問題ではないだろうか、当面私どもは、やはり、国、県、市の業務分担ということをむしろしっかり守って対処をしていくという方が、市民の全体のプラスになるのではないかとかように考えておるところでございます。労働条件そのものの問題に關しまして大きく問題になり、それが市民の非常に大きな政治問題になるということであれば、そのときには、私どもはそれなりの姿勢をとらねばならないかというふうに思っておるものでございますが、

現段階において私は、そういうふうに入介をしてまいるといふことは、いさかか自分の受持ち範囲を超えた動きになるのではないだろうか、こう思っております。むしろ受持ち範囲内の全力投球を図るべきだと、こういうふう

に思ったところでございます。

○議長（前川辰男君） 佐野光信君。
〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 第二臨調につきましては、もうしばらく待つてほしいとのことでございますが、これは本当に市民生活にも大きな影響を与えるものでございますし、ぜひ一日も早くこの影響調査をしていただき、そしてその上

で市長の政治的態度を明らかにしていただきたいと思っております。それから、企業の問題では答弁がなかったわけでございますが、新たに再開発する場合、誘致するYKK、シーケデー、そういうところに対しての申入れ、いわゆる労働基準法違反がないような申し出をするのか、しないのか、その点を改めてお尋ねをしたいと思います。

○議長（前川辰男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） YKK、シーケデーと新たに四日市へ進出する企業に対して、労働基準法違反をしないような申し出をする意思があるかないかということでございますが、当然企業は良識をもって経営されておりますし、現在の日本においては労働基準法を守られて経営しておるといふふう

に判断をいたしております。当然の義務として企業に守ってもらわなければならないことについて、市から申し出る意思はございません。

午後一時五十七分休憩

午後二時十八分再開

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 最初に、石油業界の、いわゆる不況のもたらす諸問題への対応についてお尋ねをしたいと思います。

石油業界の経営不振が伝えられております。四日市に工場を持つ大協、昭石におきましても、上半期の経常赤字がおのの三百億余りになるなど、業界全体では四千億円にも上ると言われております。このような石油精製元売り会社の経営不振がいろいろな面に影響をもたらし、大きな問題となつてきております。最も広く大きな影響は、政府は業界救済のためと称して業界の減産と製品値上げを認め、広く国民に犠牲を押しつけてきていることとあります。これから需要期に入る灯油が、一かんだり昨年の冬より二〇％アップの千七百円前後になると言われております。これを初め、ガソリン、C重油などが相次いで値上げされて、市民生活を脅かしております。四日市には石油元売り会社が二社もありながら、灯油やガソリンが他の町と比べると高いという批判が、これまでもずいぶんございました。なぜそうなるのかメスを入れてただすことをあわせて、今後の灯油、C重油、ガソリンの値上げを抑え、市民生活を守るために対策を求めるものであります。どのように対処されるか、まず伺っておきたいと思っております。

四日市には大協、昭石という石油精製元売り会社が二社もあります。さらに多くの石油関連企業が立地しております。それだけに石油会社の経営不振の、地域経済や産業あるいは自治体財政等にもたらす影響も、特に深刻なものがあると思っております。すでに今議会の冒頭で市長から、大協石油が霞ヶ浦埋立地二十六万坪地内の原油製品備蓄タンクの建設を中止した旨報告されましたが、多くの市民の反対を無視して無理無理埋立てを強行し、しかも大変安い値段

で大協等に売却をして、石油関係のプラント増設を図ったわけでございますが、この政策の破綻が早くも明らかになったと思うわけであります。市長のご報告によりますと、「大協は、同タンク用地の活用については、石油に関する国の指導及びこれに対する業界の対応等考慮しながら決定していこうとしており、市としてもいましばらくその動向を見きわめてまいりたい」ということでありますが、政府は石油を構造不況業種に指定し、過剰設備を廃棄する方針とも言われ、また業界再編が取りざたされております。こうしたこととかかわって四日市における石油及び関連産業の今後の行方はどう推移するのか。市長はそれをどのように展望されているか。そして産業政策面での対応について、お考えを明らかにしていただきたいと思ひます。さらに、大協、昭石の赤字決算、その他石油関連企業の業績悪化とかかわって、市財政にどのような影響が考えられるのか。五十六年度、五十七年度を初めとして、ここ当分の年度における見通しを明らかにしていただきたいと思ひます。

二番目に、政府の農地への宅地並み課税強化の動向に対する市長の態度をお伺いしたいと思います。

政府は、来年度から三大都市圏の市街化区域内の農地への固定資産税の宅地並み課税の強化を実施しようとしております。その内容は、第一に、四十八年度あるいは四十九年度より実施しておりますA農地あるいはB農地に係る税の減額特例措置の廃止、第二にC農地を新たに課税対象にするということであり、特に、第二のC農地に宅地並み課税がなされた場合、四日市では農家の税負担は平均にして実に十七・三一倍にもふくれ上がるわけであり、政府はこの課税強化によって宅地供給量を増加させ、地価安定と住宅問題の解決に寄与できると宣伝しております。しかし、これほど無責任でごまかしの議論はありません。今日の宅地供給不足、地価高騰など、住宅、土地問題の責任は決して市街化区域内に農地を持っていない農家にあるのではなく、政府が大企業本位の都市開発や土地投機、無秩序な都市膨張を放置し、あるいは促進し、公共の責任による安価な住宅供給を軽視し、極端な持ち家政策を進めてきたところに根本的な原因と責任があります。その根本を正さないうで市街化区域内の農地を持つ農家を地価つり上げの

元凶に仕立て上げ、農業収入を上回るような重税を課して農家に土地を手放させようとするやり方は、絶対に許せないわけであり、仮にこれによって農地の宅地への転用が増加したとしても、決して地価は安くないであります。それどころか大資本を中心にした土地投機を促し、地価をつり上げ、さらにはミニ開発、スプロール化を進めることは、これまでの経過を見ても明らかであります。また、このような課税強化による農地の宅地への転用の強要は、消費者に安い新鮮な野菜など農産物を供給したり、都市環境における緑の保全あるいは防災という面に果たしている都市近郊農地農業の重要な役割を無視したものであり、言うなれば都市近郊農地農業をつぶし、自然環境を悪化させ、災害に弱い市街地を拡大するものでしかありません。このような不当な、また無謀な政府の動向に対して、農家、農業団体を初めとする反対運動が急速に高まっているのも当然のことです。四日市におきましても、四日市市農業協同組合四日市農地宅地並み課税対策本部長外四百二十八人の方々が、連署で市街化区域内農地の宅地並み課税阻止についての請願を今議会になされておられ、これに市議会がどういう態度をとるか注視されているのであります。私どもの党は、十年前に宅地並み課税が制度化されたときから、全党を挙げて一貫して反対してきましたが、今回の政府の宅地並み課税強化の動きに対して、九月十四日改めて党の国会議員団から鈴木首相、我孫子自治相に、宅地並み課税を撤廃し、都市農業を振興するよう申し入れ、全党においてその運動を強めているところであります。当市議会九月定例会に提出されました先ほどの請願につきましても賛同し、今議会での採択と政府等への意見書の提出など、必要な措置をとるよう強く主張するものであります。私は、四日市市議会の良識と見識は必ずやその請願にこたえた措置をとることを信じて疑わないのであります。この問題については議会の対応とともに、自治体首長の態度も厳しく問われて注目されていると思ひます。十年前の宅地並み課税が制度化され、さらにA農地からB農地へ拡大されるときに、多くの議会が反対の態度を表明しましたが、自治体首長は議会ほどではなく、中には大阪市長会のように一度は反対を表明しながら自治省、建設省などの圧力を受けてそれを覆した例もあり、

また国で決まった後、一部の自治体首長は軽減措置をとったところもありますが、大部分の自治体では市長が国で決まったとおり条例を改める提案をし、実施に移してきております。果たして今回はどうか。特に今回は課税対象が広がり、農家負担が多くなる一方税収も多くなるなど、内容的にも重大なかかわりがあるわけであります。すでに幾つかの自治体首長が反対表明をしていると聞きますけれども、四日市におきましても市長が明確に宅地並み課税反対の立場を表明し、全市民的な運動に拡大強化し、政府をして宅地並み課税撤廃をなさしめる力の大きな一翼を担うよう求めるものであります。市長の考えはいかがでしょうか。あわせて、その前提ともなる四日市の農業における市街化区域内の農地と農業の比重、さらには四日市の街づくり、都市環境、防災との関連での市街化区域内農地と農業の役割をどのように見ておられ、位置づけておられるか。果たして市街化区域内の農地での農業を振興する施策を進めるお考えを持っておられるのか。それとも政府の方針にあるように市街化区域内の農地は全部宅地にする考えと施策を進めようとするのか。これまでの市街化区域内A・B農地への宅地並み課税は、三重県では四日市と桑名両市だけでございますが、なぜ両市だけ課税されなければならないのでしょうか。この点についての明快なお答えをいただきたいと思っております。

三番目に、市道羽津山線改良工事についてであります。

市道羽津山線の緑ヶ丘ロータリー付近からみゆきが丘に至るところの改良工事は五十三年度から着工され、五十七年度完成を目標に進められております。もともとこの工事が着手される直接のきっかけとなったのは、大変恐縮ですが、都計街路三重橋垂坂線のうち金場新正線より阿倉川別名線の間の幅員を十六メートルから十二メートルにするなどの計画変更が四十九年になされる過程で、私がこの計画変更とあわせて、三重橋垂坂線を泊船線よりさらにみゆきが丘方面まで延長するよう当時の市の関係者に申し入れたことにあります。いろいろ折衝の末計画変更は原案のままとし、申し入れた部分については都市計画街路としてはなく別途整備を進めることを約束され、その後の再三の折衝の末具体化されることになったのであります。そもそも私がその申し入れをしたのは、いまは亡くなられました矢守さんから特に呼ばれ、その実現に努力するよう強く求められ、そのお話を聞く中で必要を感じたからでもあります。こうした経緯から市道羽津山線改良工事がどう行われるか、それに伴って派生する問題がいろいろあり、それがどうなるか大変責任を感じ、私の意見を機会をとらえて幾度となく市の関係者に申し上げてきたところであります。改めて問題を提起し、市当局の考えを伺いたいと思っております。

いま現実に進められております改良工事につきましては、私どもが当初要望したルートから、すなわち現にある道路を中心に整備することから遠く離れてしまい、その一部では民間デベロッパーの宅造に便宜を与えるルートとなっております。そのルート選定期間と思われたときに、何度もこの改良工事の当初の経緯と現にある道路を中心にしたルートとするよう要望してまいりましたが、結局無視されておりました。埋蔵文化遺跡その他いろいろの理由があったというふうに思うわけでございますけれども、納得できるものではありません。この山からは降雨時に大量の水が出て排水路の不備も加わり、今日でもたびたび山手町、羽津山町とが浸水被害を受けておるわけでございますが、今度の改良工事で山からの水が現道路と新しい道路と二本の道を通して吐き出されることになるわけであります。これに対して地元の皆さんからの強い要求で調整池をつくるということになったそうでありますけれども、果たして水害被害は完全に防ぐ自信があるのかどうか。新しい道路は車道であって人は通さない。人は現にある道路を歩道として使用するというところでございますけれども、果たして現在の道路が現状のまま安全な歩道と言えるのでしょうか。この整備計画は一体あるのでしょうか、ないのでしょいか。

次に、改良工事の完了後には市道羽津山線の自動車交通量は激増することは必至であります。それだけにかねてから近鉄線踏切付近、国道二十三号線など、ネック個所の改善を要望してきたわけですが、いつどのように改善をされるのか、お尋ねをしたいと思います。

最後に、三滝川分派問題についてであります。

県は三滝川の高蔵川への分派をいよいよこの十月に実施するとして、関係地区自治会等において説明会を開いているようであります。しかしその説明会に参加した人たちの間からも根強い分派反対の意見が出されたのを初め、分派川とその下流部の高蔵川周辺の住民の多くは、決して分派を納得しておりません。県は、当面は暫定分派であり、また上流部と下流部とは降雨水の流下に時差があつて、高蔵川の水位が計画以上に上がることはなく、護岸整備もしたので、破堤災害の心配はないなど言つておるようであります。大雨は計画どおり降るわけではありません。何日も雨が降り続き、あるいは伊勢湾台風時のように潮位が異常に高くなつたときと重なつた場合はどうなるのか。その場合は、たとえばげんの堀川の水を吐けるのかなど、たびたび被害を受けた住民の間では深刻な不安と疑問が残つております。果たして県及び市はこのような状況下であくまで十月分派を実施するのか。この点のお考えを明らかにしていただきたいと思ひます。

そもそも県及び市は、三滝川、高蔵川上流域の開発をほしのままに許しておきながら、河川改修を初めとする治水排水をなおざりにしてきたわけであります。四十九年の大雨の際、大きな災害をもたらしたのはそこに大きな原因があるわけであります。その後もなぜか三滝川流域の治水という点では、三滝川の改修を放置して、三滝川の水を高蔵川への分派に頼る方向で進んできております。おのれの流域での治水を考え、河川水路整備を行うことが原則であると思ひます。この原則に立ち返つて三滝川の抜本改修を短期に実現される方策をとるべきではないかと思ひます。この点についてのお考えを伺つて、第一回目の質問を終わりたいと思ひます。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 第一点と第二点についてお答えをいたします。

まず、石油業界の不況でございますが、ご指摘のありましたように、石油そのものは、まず円安によります原油コストの上昇、それから省エネ対策の進展によります石油製品需要の減退、さらに国家施策として取り上げられました石油備蓄による備蓄コストの増高等によりまして、石油精製業界が大変な不況に陥つておることはご承知の、ご指摘のとおりでございます。国の方で、特にエネルギー産業でございますので、通産省を中心にいたしまして審議会等でその対策を検討をされているようでございますが、その中には石油の民間備蓄の政府での買い上げ、あるいは過剰精製設備の廃棄、これは当然に業界の再編成というものがこの中には含まれてくると思ひますが、同時に構造不況産業の中に石油産業を加えるというような措置が考えられているようでございます。目下の段階ではまだ結論というところまで至つてないようでございます。したがひまして、私が冒頭にご説明申し上げましたのは、そういった業界の再編成というものも含めた今後の石油企業の方というものが、業界の話、あるいは通産での意見を総合的に判断をいたしますと、中長期的な対策を立てるのに今年いっぱいぐらいかかるであろうという見通しのようでございます。したがひまして、私はそういった状況を十分見きわめた上でどう対応していくか考えるべきだと、かように思つておるところでございますが、この霞ヶ浦の埋立地の処分につきましては、冒頭にも申し上げましたように一部誤解もあるようございますが、私の承知いたしております範囲では、全面活用の中には原油タンク、たしか四基だつたと思ひますが、入つておつたと思ひますが、これは一応取りやめるといふことでございます。この取りやめになつたタンクの工事費等を含めて約六百億程度の投資がなされる予定でありましたが、これを取りやめましたので、大体LPG、これは四万トンのタンクですが、これを四基十六万、将来計画としては二十四万トンまで持つていくといふことで、約二百億から二百五十億ぐらいの投資が、五十八年度から六十年間にわたつて行われるといふふうに承知をいたしておるわけでございます。十一万坪のうち約半分程度の使用になるのではないだろうか、かように思つております。残りにつきましては、この業界再編でありますとか、あるいはその他の施策が明らかになつた段階で

考えるべきことだというふうに、業界の方ではそう言っておりますけれども、同時にその全面活用についての原案もいま検討をされておるやに聞いておりますので、もうしばらくその経過を待ちたいというふうに思っております。でございます。したがって、先ほどご質問のありました将来展望ということでございますが、もうしばらくこの推移を見た上で考えてみたいというふうに思っております。さようご承知おきをいたしたいと思います。

それからなお、石油製品は、現実には若干需要が減っております。したがって、価格も伸び悩んでおるといのが実態のようでございますが、消費者モニターに委嘱をいたしまして、石油製品を含めます生活必需品二十品目の調査を毎月実施をいたしております。本年八月の調査によりまして、灯油、ガソリンの需給状況はきわめて供給が十分ありますのに、価格もいまの段階では値上がり、若干こう上がっているやに聞いておりますが、このモニターの調査ではそういうことはつきりいたしておりませんので、今後価格の動向を十分注視をしながら、石油業界との懇談を通じてまして適正価格による安定供給ができるように、今後とも配慮をいたしてまいりたいと思っております。ガソリン一リッター、四日市の平均で六月が百五十円、七月は百五十円、八月は百五十三円。県全体の平均が六月百五十四円、七月百五十五円、八月百五十九円ということですから、ガソリンにつきましては若干県全体の平均よりは多少低いという傾向が出ております。それから灯油につきましては、十八リッターでございますが、四日市の価格は六月が千五百十三円、八月が千五百六十一円。ちょっと七月を飛ばしますが、そういうかっこうで、県の平均がやはりこれよりは十円近く上がっております。あるいは八月などは県の平均は千六百一円ということですから、約四十円上がっております。とで、平均よりは若干低いように思います。しかし、これはガソリンスタンドの状況によって違うと思っております。業界との懇談を通じまして、できるだけ市民生活の上に余り圧迫感のないような努力を今後も続けてまいりたい、かように考えておるところでございます。

なお、市財政への影響については、財政部長の方から答弁をさせていただきます。

それから、農地への宅地並み課税の問題でございますが、はっきり申し上げまして、私は市長会等いろんな会合で、この農地の宅地並み課税の強化に対しては反対というか、考え直してほしいという陳情をいたしておるところでございます。ただこれに直接関係あるのは、今度全国で六百五十一市になったと思うんですが、その中で百八十五市でございます。これは大都市圏の中の都市計画指定のある都市について宅地並み課税ということが行われるということでございます。こういふ百八十五市になっていると思えます。大都市圏につきましては、一方で大都市圏の地域特例法がありまして、かさ上げがあるわけでございます。四日市の場合、五十六年度で約八億ぐらいいあると思うんですが、地域特例法によるかさ上げがある。これが臨調の答申に基づきまして地域特例法は見直しをされるということですが、来年度は都道府県のみでございます。都道府県のかさ上げを六分の一カットするということになっております。ですから、来年度は直接私どもの方に影響がないわけですが、ちょっと話がよそ道へまいりましたが、一方でそういう特例措置がなされておる地域に対して農地の宅地並み課税をやろうと、こういうような考え方のようでございます。私は、先ほどちょっと触れましたが、考え直してほしいという陳情をすでに自治省の方にいたしておりますが、やや両刃の剣的なところがあるんですから、少し氣勢がそがれるというのが実際でございます。なお、この面については、同じような状況にある他都市とよく連絡協調をして、努力をしてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、扱いがどうも私は画一的であるというふうに思われてなりませんし、市街化区域内の農地であっても農業をやらないところについては、私はこれはちょっと無理があるんじゃないかなろうかというような気もいたしておりますが、いずれにしても、そういう方向で取り組みつつあるということをご報告を申し上げておきたいと思っております。

羽津山線、三滝川分派については、それぞれ担当部長の方からお答えを申し上げます。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 財政部長。

〔財政部長（伊藤治郎君）登壇〕

○財政部長（伊藤治郎君） お答えいたします。

ただいまの質問の第一点の中で、市財政への影響ということでございます。確かにご指摘のとおり、石油業界は非常に不況に襲われておるわけでございまして、当然これが市財政、税収減、こういう結果につながってまいることには考えられるわけでございます。しかしながら、現時点で、特に法人関係税でございますが、決算が終わりまされたのが五月決算まででございますので、現時点で決算ベースでの正確な数字をつかむことは非常にむずかしいわけでございまして、この点、実は非常に苦慮しておるわけでございますが、減収は避けられない、かように考えております。

ただその幅がどの程度かということでございますが、ご承知のようにほとんどが三月決算、それから九月の中間決算、それから十二月の本決算、大企業がこういった決算期となっております関係で、例年非常に頭を痛めるわけでございますが、特に十二月決算の大企業の動向が税収に大きく影響をいたします。これがはっきりいたしてまいりますのが大体三月二十日過ぎということでございますので、最後の最後まで億単位で動く可能性は十分あるわけでございます。しかしながら、ことしの法人税割の収入につきましては、すでに現時点で、昨年度同期に比べまして税額で約四億程度減収になっております。これが、まあ景気はすでに底を打ったと言われておりまして、徐々に回復をしておると、こう言われておるわけでございますが、年度内にこれが税収としてはね返ってくるということは、非常に疑問に考えております。これはもうご承知のように、景気が回復いたしましてもタイム・ラグがございますので、税収にはね返るのは半年から八カ月ぐらいのタイム・ラグがございます。したがって、順調に回復いたしましたといたしましても、税収としてはね返ってまいりますのは、私の考え方でございますが五十七年度後半になるのではなからうか、そういう状況が考えられますので、五十六年度といたしましては非常に苦しい財政運営にならうかと思っております。こういった

ことにつきましては当初から懸念をいたしておりましたので、三月議会におきまして市長説明の補足をさせていたただきましたときに、五十六年度予算は当初予算をもって年間予算とすると、こういうことを申し上げたつもりでございます。したがって、あとまだ半年以上あるわけでございますが、極力補正を抑えております。九月補正につきましても非常に厳しい査定となったわけでございますが、今後十二月におきましても、三月におきましても、補正財源はほとんど期待できない、こういう状態でございますので、既決予算の中で知恵をしぼって執行をしてみたい、かように考えておるわけでございます。五十七年度でございますが、先ほど申し上げましたように、すでに景気は底を打ちまして、回復基調にあるとは言いながら、直ちに税収にはね返ってはまいらなうとは考えますが、五十六年度よりは期待できるのではなからうかというふうに考えておるわけでございます。したがって、そういった見通しのもとに財政運営を行ってまいりたい。また法人税割だけに頼るのではなくて、他の税におきましても課税客体の正確な把握に努めまして、またさらにその他の歳入につきましても、最大の努力を払って財政の運営に当たってまいりたい、かように考えておるわけでございます。

それから、農地課税の強化の問題につきまして、なぜ四日市と桑名だけが三重県で宅地並み課税の市に入っておるか、こういうご質問でございますが、これは先ほど市長の答弁にもありましたように、首都圏、近畿圏、中部圏、この大都市圏の中で百八十五市が該当しておるわけでございますけれども、これはもっぱらその大都市圏の地価動向に起因するものでございます。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 建設部長。

〔建設部長（山口一見君）登壇〕

○建設部長（山口一見君） 羽津山線並びに三滝川分派の件について、お答えを申し上げます。

羽津山線につきましては、ご質問の中にもございました昭和五十三年度から国庫補助事業として取り組んでおるも

のでございますけれども、そのルートのご決定につきましては、いまの昭石のロータリーから上へ上がりましますにつきまして、幾つかの案を検討いたしました。しかし道路の縦断勾配、それから水道管等の地下埋設物、隣接いたします水道の施設、住宅、埋蔵文化財、都市計画公園地域といったようなものの諸条件を勘案いたしまして、昭和五十三年五月に国及び県等の関係機関との協議の結果、現在のルートに決定させていただいたものでございます。

なお、開発との絡みのご質問がございましたが、これにつきましては、現在の開発の業者の関係では、昭和五十五年の十二月に開発許可申請が出されました、五十六年の三月に許可になっておるわけでございます。しかし、恐らくご質問の中には、現在の開発業者以前の業者との開発の関係もあろうかと思えますが、これにつきましては、五十四年の八月ごろ事前協議がなされておるといふふうに私ども記憶してございます。その点お答え申し上げます。この事業につきましては、昭和五十七年度を最終目標といたしまして、現在施行中でございます。今後とも早急に完成ができれば、鋭意努力してまいりたいと思っております。なお、従来の旧道の整備につきましては、逐次維持管理をいたしてまいりたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

それから、第二点の三滝川分派の問題でございますが、この分派計画につきましては、ご承知のように昭和十六年から改修計画が立てられて、分派川計画も、その後伊勢湾台風等によりまして大災害を受けたために、昭和四十五年に見直しを行いまして海蔵川の河川改修を進められ、一応分派に必要な工事は五十五年に完成しておるわけでございますが、県といたしましては、昭和五十六年度に分派を行う予定をしておるわけでございます。そこで、昭和五十五年には地元海蔵、羽津、東西橋北地区の全自治会長さんを対象にいたしまして、分派計画について説明をさせていただいておりますが、本年九月から再度全地区の自治会長さんに対しまして、十月から分派工の着工を行うことを前提に説明会に入らせていただいている状況でございます。説明会の中では、地元よりいろいろな要望もございまして、これにつきましては、本年度県といたしまして施工を予定しておるところもございまして、また継続的に処理される

ものもございまして、しかし、市といたしましては治水面から重要な事業でございます。十分に地元のご理解、ご協力を得まして、早期に完成が図られるよう県に強く要望を申し上げますと、かように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

○議長(前川辰男君) 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 今後の四日市における石油産業、その推移をどう展望するかという問題、そして政策面での対応についてはしばらく時間がほしいというお話でございますので、これ以上のお尋ねは割愛したいと思います。

円安あるいは省エネによる需要減とか、いろいろな理由が挙げられたわけでございますけれども、一つには、石油業界がいつもみずからの体質改善という努力をまいまいにして、そして政府の政策に助けられる、そして為替差益が多く出たときには知らぬ顔と、こういう形でございまして、今度のような事態になりますと、市の財政面への影響も、市民の利用する石油製品の値上げ等による負担増、こういうことでずいぶん影響があるわけでございます。この四日市が石油産業の将来をやはりはっきりと思切った見きわめをしながら、対策を立てていく必要があると思えます。石油あるいは化学コンビナート偏重の政策という点を脱皮しなげりやならないというふうに思うわけでございます。依然として港の埋立計画等を見ましても、膨大な備蓄基地等の建設が中心になっておるようでございますし、こうしたものも見直しをせひしていかなければならないということを申し上げておきたいと思うわけでございます。

それから、元売り会社も二社もあるわけでして、いろいろな影響を受けておるわけでございますから、石油製品が、いわば四日市は他の都市や町よりも安くても不思議ではないわけでございまして、市民生活を守るといふ見地から、四日市のそういう特殊事情も踏まえて、いやしくも他よりも高いと言われることのないような措置をとられるように、

特に市長に要望したいと思うわけでございます。

宅地並み課税の問題でございませうけれども、市長がこれに反対をするという立場、考えを表明されたと理解をいたします。そして、現実に画一的なこのA・B農地に課税がされておるわけでございますが、画一的な扱いになつておるこういう点は、そうしましたら現在のA・B農地課税についても、市長の判断、独自の措置として改善していただくことができましようか。この点をぜひ善処していただきたい。もちろんこれから、いま政府がたくらんでおります課税強化の方向に敢然と反対の立場で運動をしていただき、それを阻止していただく、こういう大きな役割を果たしていただきたいことは、当然のことでありませう。

中部圏の圏域に入つておるから、四日市と桑名だけが宅地並み課税されておる。その都市の実力だと財政部長から言われたような気がしたんですけれども、中部圏かさ上げ分として八億円もらつておるから、農民に犠牲を強いておるといふ形になるんでしようか。これもおかしな話です。それで、より根本的に市長はその宅地並み課税に反対をされるといふことならば、この市街化区域の農地は、政府が言うように十年間につぶしてしまつと、宅地にみんなしてしまつという方針を否定するといふこと、したがつて、その市街化区域内の農地は、都市農業、都市の中に農業をという観点でこの農業を振興していく立場に立たれるのかどうか。そして、その必要な施策を今後はずっととられるのかどうか。その辺がはつきりしますれば、仮に政府が課税強化いたしましたも、やはり市長の施策が生きてくる形になると思ふんです。また、そのところを期待したいと思ふ。そのところをしっかりとひとつ伺つておきたい。そして、現実にこの市街化区域内における農地、農業が、都市環境緑地の保全、あるいは災害、防災という見地からも非常に重要な役割を果たしているのじゃないか、この辺もやはり私は指摘したいと思ふわけですが、市長のお考えを改めて伺つておきたいと思ひます。

それから、羽津山線の問題なんです、ルートを選定する時期に、現在の開発業者でなくて前の開発業者の計画等が浮き上がつてきて、そういう点の調整をしていたことは事実じゃないですか。そういう点は、事実、事実として率直に認められたらと思ふわけでございます。それで、道路を通して、二つ道ができた。これで調整池をこしらえるとおつしやるが、さつき私がお尋ねした点についてはお答えいただいてない。水害を羽津山や山手にもたらさない、そういう自信はおありですか。そのところを明確にしたい。それから、現在の道路は逐次維持管理するとおつしやる。単なる維持管理でとどまつておつていいんでしようか。部長は実際にあの道路を歩かれましたか。一方は車道だけにして、一方は歩道にして、その人が通る歩道として、非常に環境的にも安全に、そして道路としての十分なその辺の条件を備えておりましたらどうか。ですから、分離したなら分離したものとしてやむを得ないとしても、この旧道の歩道にふさわしい整備を計画をもって当たるべきではないかと申し上げておるんです。そういう計画があるのかないのか、そういうご意思があるのかないのか、お尋ねしておるわけでございまして、この点明らかにしていただきたい。

それから、三滝分派の問題につきましても、大体そうしますと、地元へ説明をしたということで、県、市ともにこの分派十月実行という点で地元の了解を得た、納得を得たという判断に立つておるんでしようか。このところ伺いたいわけです。この点明らかにしていただきたいと思ひます。

○議長（前川辰男君） 建設部長。

〔建設部長（山口一見君）登壇〕

○建設部長（山口一見君） 先ほどご質問の中で、お答えすることを落としておりましたことを申しわけなく思ひます。

第一点の旧道と新しい車道が二本できるということについて、調整池を設けて処理をすると、これについて安全かどうか。これは道路の流量等技術的に検討して、その容量に耐えられるという調整池を考えておるといふふうに理解

しております。それから、旧道の整備でございますが、一応先ほど逐次整備をさせていただくということでございますが、確かに現状は勾配等、それから非常に不整備な状況でもございます。これにつきましては計画を立てまして、支障のないような形で整備を図っていききたいと、かように思っております。

第二点といたしまして、分派の關係でございますが、先ほちょっと説明不足がございましたけれども、また東西橋北につきましては説明会が終わっております。海蔵、羽津地区が第一段階の説明会をやらせていただいたわけですが、いろいろ問題もいただいております。今後東西橋北地区を説明させていただきました、その上でのまた県市の対応ということも考えなければならぬのではないかと思います。全体の説明会をまだ終わっておりませんので、中間でございますので、よろしく願います。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 市街化区域内の農地、特にC農地だと思っておりますが、に対する振興策ということなんですけれども、農業を継続的に行ってまいるといふ意思がございまして、かつ整備をしなければならぬ問題があれば、当然にこれは整備を進めていかなければならぬかというふうな考へるわけですが、この面につきましては、国の補助金といたしましては、一切ないわけでございますから、単費でやらなければならぬということに相なるかと思っております。そういった面で工夫の要するところではないかと思っておりますので、実態に即して考へていききたい、かように思っております。

○議長（前川辰男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 市道羽津山線の旧道の問題につきましては、ぜひひとつ新たな観点から整備計画を立てて、安全に婦人でも通れる、子供でも通れる道にしたいでございます。

それから、調整池をつくることによつて、羽津山やこの山手町方面に二度と水害、被害は及ぼさないという約束をいただいたものとして理解をしておき、もし被害を受けた場合の対応は、そういう立場から考へてみたいと思っております。それから、分派の問題ですが、確かに東西橋北が残つておるようですけれども、羽津、海蔵の方での判断はいかがですか。一応了解を得たと判断して、あとは東西橋北の了解を得るのみという立場に立つておられるのでしょうか。その点ひとつお願いしたいと思います。

それから、市街化区域内農地、政府が言うように十年以内に全部宅地にして、誘導していくという方針に立つのか、立たぬのか。このところ非常に大事だと思つて居ます。いま市長がやや意味のあることを言われたように思います。その辺の今後のご検討の中で、この点もはっきりさせていただきたい。願わくば、この市街化区域内の農地はやはり四日市の都心という中における農業、農業のある都市という形で非常に重視して、その積極的な振興を図っていただきたいというふうな思つてございますし、もちろん政府が課税強化されるということについては、あくまで阻止されるように努力していただきたいと思います。

○議長（前川辰男君） 暫時休憩いたします。

午後三時十五分休憩

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 それでは、通告をいたしました順に沿ひまして質問させていただきますと思つて居ります。

午後三時三十一分再開

まず教育行政、とりわけ勤労生産教育といいますが、勤労生産活動といいますが、そんな面に対するとらえ方をどのようにお考えなのかという点についてご質問申し上げます。

近年生きた教育というんでしょか、今日の教育行政の中で欠けているものを取り返そうという動きが、かなり顕著に出てきたように思うわけでございます。昨年来、非行の問題もいろいろさやかれておりますけれども、教育現場の中で何か欠けているものがあるのではないかとすることが、その最たるゆえんでもあると思うわけでございます。そこで、本市としてこういった方向に対して何らかの展望をお持ちだと思っておりますが、教育現場を代表する教育長の方から、お考えなり、あるいは今後の方向づけというものについてご説明を賜れば幸いです。

次に、青少年対策ということをお挙げておきましたが、特にこの青少年対策については、多くの方が議論をされておりますし、すでにこの議会でも幾つか提起されております。特にこういった青少年対策というものにつきましては、努力をいたしましても目に即映ってこない、大変むずかしい問題でございますし、その効果性というものをつくり出していく決め手を欠いておるのも事実でございます。大変むずかしいということとあわせて、その担当者のご苦勞に敬意を表するものでございます。昨日の一般質問の中にもございましたが、ほんのわずかの方々のいわゆる問題行動をどうするのか先なのか、あるいは大方のいい子供たちの対応に迫っていった方がいいのかどうか、両論あるということではいろいろ議論もございましたが、要は家庭の中にどういうふうに入っているのかということですが、大変むずかしい問題としてクロージングアップされてくると思うんです。いままでのケースをそれぞれひもとしてみますと、家庭の接点というものに欠けているところへ突き当たってきたわけでございます。きのうの議論にもございましたが、たとえば小学校高学年からその芽は芽生えたと小林議員が指摘をいたしておりましたが、私もそう感じしておりますし、現実に直面をいたしております。この段階で先生方がどう対応なさったのかということも、興味を引くところでございます。現在の段階では中学校に参りまして家庭への接点を求めるというきらいが強ございますが、

やはり小学校高学年の段階で、それぞれ小学校の担当の先生方から家庭への接点を設ける、そしてそのことが中学校に的確に引き継がれていくということが大変重要ではないか、こういうふうにお思っております。いずれにいたしましても、教育現場の中でいかような環境にも染まらない、いわゆる強い子をつくるという対応をぜひ考えていただきたいと思っておりますし、加えて、行政の側にございまして、政策の中にしっかりした定着をし得るものを編み出していたいただきたいというふうにお思っております。現在の教育行政の中では、環境面を含めた取組みというのは大変むずかしいのではないかとこのように私にも判断をいたしますし、そういう意味合いで、行政の中における取組みというものをしっかり提示していただく必要があるのではなからうかと、こういうふうにお思っております。過ぐる六月に県では、青少年対策推進本部というのが設けられておりますが、その中で広範な取組みを行っております。幾つかの課題を提供してやっておるわけでございますが、そこまで本市でしていただきたいとは申し上げませんが、青少年の対策を推進していく専門部会のようなものでも結構かと思うんですが、行政の中につくっていただければ大いに議論を沸騰させることができるのではなからうかというふうにお思っております。

次に、屋内運動場のスペースの問題でございます。

四日市内に多くの学校がございますが、そのスペースにつきましてはきわめてアンバランスでございます。比較的新しい学校については、児童一人当たりにお占めるスペースの割合は広いわけでございますが、非常にまあ都心の中にあるとか、いろいろ立地に恵まれてないところについては、大変狭うございます。子供たちの伸び伸びとした過ごし方というものを考えてまいりますと、果たしてこういう現実でいいんだらうかということに突き当たるわけでございます。そういう面で今後の展望を含めて、お考えをちょうだいしたいと思いますと思うわけでございます。

大きく二つ目の問題でございますが、公園広場の整備に関連してということで申し上げます。これは一般論で申し上げる公園広場の整備ではございません。ちょうどいま赤堀地内で小集落整備事業が遂行をされております。私ど

も一日も早いこの完成を願うものでございますし、こぞってこの事業のいわゆる精神を理解する風潮を育てていかなければいけないと思うわけでございます。

時あたかも、こんなことを実は考えたわけでございます。ご承知のとおり、現在の整備事業は赤堀の南の方で行われております。昔から存在しております赤堀の中の部落におきましては、家が密集をいたしまして、子供たちが遊ぶ場一つないという現状もございました。こういった現実にかねがね広場をつくってほしいというご指摘もいたしておいたわけでございます。ちょうどそんな時期にこの小集落事業が遂行をされておるわけでございます。加えて、あの地形を見てまいりますと、ほんの小さな生活排水路を隔てたところにかんがりの広い荒地が存在をいたしておりまして、ここをひとつ子供の広場にでもお借りすることができれば、お互いに理解をし、そしてお互いの相関関係をよくしていく意味で、大変いいものが芽生えるのではないかとこのことを考えました。したがって、担当の側にそのことの是非を含めて依頼いたしましたのが、かなり前でございます。自来、大変まあむずかしいのかどうかわかりませんが、進んでいないということでございますし、この議場をおかりいたしましたして、その辺の取組みをぜひお願いするともに、お互いに使い得る広場をつくることによってお互いの人間関係をなくくみ、お互いの町内関係といえますか、そういうものを大いに高めていく一つのステップになるのではないかとこのように考えまして、あえてここで申し上げ、ご所見をちょうだいしたいと思うわけでございます。

次に、「社会教育と頭脳集団の結成」というタイトルを掲げてみました。びんとこないタイトルでございますが、私の思っております内容を申し上げて、市長のご所見をちょうだいしたいわけでございます。

端的に申し上げます、生きがい教育とか、人づくり、あるいはコミュニティーづくりといったものについては、こぞって求めている一つでございますし、市長自身もかねがね地域コミュニティーに熱意を示されてまいりました。あわせて社会教育の充実を訴えてこられた一人でございます。こんなときに人生経験を豊富にお持ちの人材を活用す

る方法がないものだろうかというふうに考えたわけでございます。たとえば、本市にも長く教鞭をとられた方々、あるいは管理的なお仕事をなさった方々、また民間の企業でもいろいろの実力を持っていまままで活動なさった方々もおられると思います。そういった方々がすでに第一線を退いて、いまは特に何もなさっていないという方もいらっしゃると思いますが、要は、こういった経験をお持ちの方々を何らかの形で一つの頭脳集団の中に結成をして、言ってみれば四日市版の頭脳集団というんでしょうか、そんなものをつくってみてはどうかと思うわけでございます。仮にそんな願いが通るといたしますならば、今日社会が求めています一つのニーズにこたえ得る、そして同時に幾つかのプログラムをセットできるというふうにも考えるわけでございます。やがてその基盤が充実をしてまいりますと、まずまず社会の求める方向に近づいてまいりますし、学校教育等々で生み出し得ない側面を補強する力が出てくると思うわけでございます。たとえば、その基盤が高まると、職場あるいはサークル、あるいは地域といったいろいろな場で催される研修活動にも何らかのお手伝いができるということにもなりましょうし、結果として広範な価値観を見つけることができると思うわけでございます。したがって、そういう集団というものが次第に定着をしてまいりますと、市長のおっしゃっております地域の中における活動に目に見えない力を発揮するということにもなりませんし、大変いいものが出てくるのではないかと。言葉で適切な表現はできないんですが、言ってみれば市長のシンクタンク、あるいは市民のシンクタンクということにもなるかと思えます。唐突の感はございますが、そういう集団が結成できれば、お互いに利用するところはする、また利用されるところはするというところで、いいものが出てくると思いますし、加えてそれが具現されるということでございます。行政の中において助成措置等も必要でございます。まあ大変唐突の問題でございますので、以上申し上げて市長のご所見を賜り、また検討の余地がございます。たら後ほどご所見も賜りたい、こう思うわけでございます。

次に、「五十七年度の一般行政を展望して」ということで書いておきましたが、すでに何人かの方々がこの面に触れ

られましたので、私の方からは重複をいたしますので、基本的には避けていきたいと思うわけですが、私自身も今日の行政改革に象徴される国内の動静というものをつぶさに感じておりますときに、一体本市の来年度の考え方がどういう方向へいくんだろうか、気をもむ昨今でございます。総論的には政策の面から、あるいは各論的には事業あるいは機構といった面で、いろいろと展望をしなければいけないわけでございます。また同時に、この遂行中の五カ年計画のその精神基調が幾分なりとも阻害されるのではないだろうか、こんな危惧の念も出てくるわけでございます。こういった現状の中で市長のご所見を実は承りたかったわけでございます。しかし、ほとんど触れてみえたので、もし落ちていた点がございましたらお聞かせをいただきたい、こういうふうに思います。

なお、蛇足でございますが、一言申し上げますならば、最近街角でちょっと耳にいたしますのには、四日市が不交付団体になった、また財政力がついたらおいらの言うことをよく聞いていただけるんじゃないかと、いわゆる市民の率直な声が耳に入ってまいります。即新聞で不交付団体ということになりますと、財政がよくなつたのではないかと、こういうふうに映るそうでございますが、まあきのうから議論をされておりますように、大変厳しい実情でございます。その辺を市民とともに考える、市民とともに歩む市長として、市民の皆様方に正しい認識、正しい動静というものを植えていただきたいというふうに思うわけでございます。

なお、この項に関連いたしましたして、行政効果というものはよく話題になりますが、この面についてのしっかりしたとらえ方というものを鋭意続けていただきますようお願いを申し上げます。これも昨日小林議員から経過と見通しということで触れられておりますので、私の方は割愛をさせていただきます。ただ、この夏以来の一つの現象面、現在の操業地域における現象面について一、二申し上げて、ぜひ見解をちょうだいしたいと思うわけでございます。

とりわけ最近の一つの趨勢というんでしょうか、特に目につきますのは、休日における悪臭の実態でございます。理事者の方に聞きますと、休日の監視体制も十二分にとっておるということでございますが、休日、夜間になりますと大変な悪臭がいたしまして、その都度多くの苦言をちょうだいする日々が続くわけでございます。総論的にもこの夏は異常づくめではなかったのかという気がいたします。それだけ地域の皆さん方にご迷惑をかけているわけでございます。大変申しわけないという気持ちと同時に、監視体制の一層の強化指導をお願いしたいというふうに思います。あわせて、最近の出来事の中に汚水に関する問題がございました。すでに個々の問題として善処を求めてまいっておりますが、具体的な対応策はまだ出てないようでございます。ぜひ問題を出してあるわけでございますので、早い機会に善処されるよう求めておきたいと思っております。

次に、交通安全と道路行政ということを申し上げますが、これを単に一地域の問題ということで申し上げるのではなくて、広く四日市全体の問題として、特に多くの方々が利用される地点の問題としてお願いをしておきたいと思うわけでございます。

まず千歳小生線、さらに日永八郷線に交差する交差点の改良でございます。理事者の方ではおわかりだと思いますので、そのように申し上げておきますが、ちょっとした改良できわめて大きな交通安全の効果を発揮するというふうに私どもは考えておりますが、なかなか進展をしない。その苦労話は伺ってはおりますが、大変むずかしいというふうにも伺いました。ぜひこの席でお願いいたしますので、対応に留意し、取り組んでいただきたいと思うわけでございます。

あわせて、県道に関連する整備でございますが、まあ安全上非常に問題になる箇所が幾つかあるかと思っております。特に県道に関連するということで、県の対応がきわめて甘いということもございしますが、そういったところに対する市のいわゆる対応姿勢というものも、今後さらに強くしていただきたいと思うわけでございます。具体的には西日野大井手線に関連をいたしますが、この点についてもすでにお願いをいたしておりますので、ぜひ善処を求めたいとい

うふうに思うわけでございます。

次に、防災訓練というふうに書いておきましたけれども、この点につきましてはすでに坂口議員からも指摘がございましたし、総括的には消防長から、「大変訓練はよかった、数字の上でもたくさん参加をしていた、市民的取組みができた」と、こういう評価でございましたので、ご苦労さまというふうに申し上げたいわけでございますが、果たしてこの取組みが市民全体の意識を助長し得たのかどうか、市民全体のものとなり得るものだったのかどうか。実際上の問題として、リーダーの対応、あるいは町単位の取組みといった問題を想定いたしますときに、今後いろいろな留意をしていたらかなければいけない問題もあろうかと思うわけでございます。ご苦労さまと言うことと同時に、そういった問題にぜひ頭を痛めていただきたいと思いますと思うわけでございます。先般、関東大震災に出くわしたというおじいさんでございましたが、もうそら大変なことだと、幾ら訓練をしても想像を絶すると、実際にそうなれば大変なことだということで、本当にこう日ごろから緻密な対応に心がけてほしいんだ、私の一人の経験だけれども、そんなことを思うので、ぜひ訴えてくれという話もございました。だからといって訴えたわけではございませんが、私の感ずるままを申し上げて、よろしくお願いを申し上げます。

最後に、市営住宅の老朽化対策と環境対策というところでございますが、ご承知のとおり、福祉住宅というのはたくさんございます。そしてそれぞれに安心して入居をしていただくという立場からご入居をいただいております。先般もある住宅で真夜中にいろいろと出来事があったということで、私の方にも苦言をいただいたわけでございますが、お互いに複雑な人間関係の今日でございますので、いろんなことが起こってくるわけでございますが、どうか福祉住宅という場でございますので、現況把握、そして起こったことに対する適切な対応に留意をしていただきたいと思います、こう思うわけでございます。

あわせて、老朽住宅の取り壊しの促進でございますが、これも逐次進んでいるというふうに伺っておりますが、なお一層一定の年限を過ぎたものについては取り壊しを促進いただきまして、その地域のすばらしい環境をつくるのに役立てていただきたいと思いますと思うわけでございます。最後の方は簡単になりましたけれども、そんな願いを込めて、総括的なご所見をちょうだいしたいと思います。以上で第一回の質問を終わらせていただきます。

○議長（前川辰男君） 教育長。

教育長（館 増男君） 登壇

○教育長（館 増男君） ただいまのご質問の第一点の教育行政、特に勤労生産教育と青少年対策という問題について、お答えを申し上げます。

特に勤労生産教育につきましては、現代、いまの改定になっております教育課程の一つの重点にもなっておるわけでございますが、学校でいわゆるゆとりとりの時間を設けておりますが、過去私ども教育課程の改定の推移を見てきた場合に、戦後のいわゆる生活経験志向といった、そういう学習から系統学習に移り、なお科学万能時代といいますか、高度成長期における科学志向、そういった幾多の改定の過程を経まして、今回改定になった教育課程は、いわゆるそういった戦後の六三の教育の総括と言う人もありますけれども、いわゆる人間志向といえますか、一番もとになっている人間性が豊かでないかぬということから、改定の趣旨があるわけでございますが、いろいろ改定で練られている人間像の望ましい中に、正しい勤労観を養うというのが入っております。そういったこともありまして、いわゆる学校のゆとりの時間等でそういうのを取り上げておりますけれども、単に活動として取り上げるのではなくて、教育課程の中にきちっと位置づけて、学校行事の領域、あるいは学級、学年活動の領域の中でそういった活動をやるわけですが、これは必ずしも勤労生産に関係あるものでなくて、地域の文化に接する、そういった活動であるとか、あるいは体育的な活動であるとか、地域の教育相談に関するそういった活動であるとか、あるいは集団行動の訓

練に充てるとか、いろいろそういった例がありますように、市内でもそれぞれ学校で工夫して、その学校の実情に合う、あるいはその学校で設定した教育目標に即してその取上げを行っているわけでございますが、小学校の場合、現在そういった、いわゆる勤労的なそういう活動に類する活動をやっている学校が小学校で十校、中学校では四校ほどそういった活動にある程度力を入れておる現状でございます。そのほか他の学校においても取り上げたいという希望があるわけでございますが、地域の学校環境、そういった場所がないということもあって、それぞれの学校で工夫してどういった活動をやらせるかということに苦勞をしておりますけれども、とにかく私も、手足を使い、体を動かすことによって汗を流す。その中には創造の喜びもあり、お互いに共同し助け合っていくそのよき、あるいは体を通して得ていくというとうとい大事な面が非常にあるんではないかということを確認をしておりますし、学校もその意味で取り上げている。したがって、ご趣旨にありましたように、そういった勤労生産教育がいまの子供に非常に大事であるということはご存じだと思いますし、学校の教育においても確かに大事なことでありますので、学校がそういったことの志向を考えるならば、私も行政側としては全面的にこれは取り上げて進めなきゃならぬと思いますし、できるだけ工夫して、学校はそれぞれ休耕田をお借りしたり、あるいは前の山を自分たちの手で開墾したり、中には卒業生がつくっていった麦を残された在校生とともに収穫して喜んだという、そういう例もあります。そういったこと、非常にこう縦のつながりもできていい活動ではないかと思っておりますので、そういったことについて全面的に進めて、いわゆるとうとい汗による教育というものを進めたいというふうに考えております。

第二番目の青少年対策、特に新しいことはないけれどもどうなっているのか、非常に効果が乏しいのではないかと、質問だと思えますけれども、いま市が取り上げておりますこと、各面においていろいろとその対策をやっておりますが、おっしゃるように家庭が一番原点である、非行のもとであるというふうなことから、家庭との接点をうんと補わなきゃいかぬというお言葉だと思えます。非常にこうむずかしい問題でありますけれども、私もそういったことに関しまして、やはりある程度学校側が乗り入れなきゃいかぬということから、学校は問題あるごとに、問題あってからではいかぬわけですけれども、その家庭にお邪魔し、それこそ夜遅くなってもいろいろ話し合いをしているという現状は十分つかんでいるわけですが、市全体としてやはり青少年対策、一つには市長の諮問機関であるそういう委員会がございますけれども、教育委員会としていわゆる青少年推進委員の委嘱、あるいは中央補導員の委嘱、それぞれの地域で結成していただいております地区補導委員会、そういった方々の代表者の定期的な会合、あるいは学校のいろいろな情報交換という場から学校の生徒指導主事の定期的な会合、そういったものを進めております一方、地域活動、地域組織についてお願いをしておりますし、やはり地域ぐるみの取組みということが一番効果があるんではないかということから、本年度の初めからそういうことをお願いをしておるわけでございますが、そういったものをどういうふうに進めるかということにつきましては、市の関係部課による青少年対策事業調整会というものも設けていただまして、青少年対策に関係のある者たちが寄り集まって、そういう知恵を出し合っている。いずれにいたしましても、地域組織は地域の青少年の健全育成、青少年がみずからの力で立ち上がっていく、やはりそういった活動を進めること。それからやはり問題の原点は家庭にあるということから、両親に対する親の教育というものを啓蒙しなきゃいかぬ。それからいろいろお世話になっております地域の環境浄化、こういうことについても大事だと思えますし、ある面でこれはいつもお願いをしておるわけですけれども、非行防止。この四つの柱でもって地域組織の結成をお願いしておりますが、現状では十幾つの新しい組織、あるいはこれに見合う組織をつくっていただいた。そして地域ぐるみの取組みをしていただいているという現状でございますし、やはり私も粘り強くこうやっていけば効果があるんだと、そういうことで、一方で悪い悪いとそういった言葉じゃなくて、よくなったということ、あるいはそういう事実をつくりながら進めてまいりたいというふうに考えております。以上、青少年の対策について申し上げます。

それから、屋内運動場の問題が出ましたので、お答え申し上げたいと思いますが、いまの現状では、小学校で一番狭いので三百九十二平米、広いのでありますと千平米以上ということになります。それから中学校では、狭いので六百十三平米、広いのですと千七十八平米ということで、非常にアンバランスな形になっていることはご存じのとおりだと思いますが、こういうことは、その設立された、あるいはそれを設立した時点の基準といいますが、国の示している標準的なものに合わせてきたんだと思います。その後いろいろ児童数の変化、あるいは基準の見直しということから、現在は小学校で七百三十七平米、中学校では九百四平米を標準として、建設を進めておるわけでございます。必ずしも十分なスペースではありませんけれども、現在の教育課程、いわゆる全体の立場から見ても、妥当な広さではないかというふうに考えて進めておるわけでございますので、ご了解をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 二番目の公園広場の整備に関連してということ、お答えいたしたいと思えます。

赤堀小集落地区改良事業の中のご指摘の公園広場でございますが、この活用方法でございますが、これはやはり周辺の地域等協調をとりながら、より助長する上からも共同広場の整備というものは必要ではないかというふうに思っております。したがって、地元と十分協議をしながら検討してまいる所存でございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 生きがい教育といいますが、頭脳集団の問題に關しまして、大変有益なご提言をいただいたわけでございますが、過日ある地区での話合いの席上、すでに教職員の方でございますが、退職をされたOBの方々がみずからご発言になられて、「ボランティアとして自分らもひとつ大いに活動をしたい、特に青少年問題について自分らの知識を使ってほしい」というご提言がございました。大変ありがたい提言をいただいたと思っております。いまの段階では、地区市民センターを中心にして地域の皆さん方のご要請に應ずるべく、各種の学級講座等を持っておるわけでございますが、その先生として多数の方々にご活躍をいただいております。生涯教育という点から、最近特に市民の方々の勉強をしようという意識が非常に高まっておることも事実でございますので、まず地区市民センターを中心しながらそういった講座を持つべく、人材の組織づくりを今後進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。もちろんこれは中、小学校の教職員のOBだけでなしに、高等学校あるいは大学の先生方もぜひぶん当市内にはお見えになるようでございますので、そういった方々のお知恵を拜借をしましていただいというふうに考えておるところでございます。ひとつどういいう方が見えるか、またどういいう方にご協力していただけるかということをごリストアップをして、その組織づくりを考えてみたらどうだろうか。大体できておるはずでございますから、それを整理をしてみたいと思っております。

それから、行政改革、あるいは当市の財政力等につきまして、来年度一体どうなるのか。一方で今年度は不交付団体にいたしましたことで、大変財政力がよくなったと思われているわけでございますけれども、実は今年度当初予算を編成をいたしました際に、多分不交付団体になるであろうという見通しは大体持っておったわけでございます。したがって、当初予算が五十五年度の当初予算に比べて二・一・八割という大型の伸びを示したわけでございます。先ほど財政部長がお答えをいたしましたように、かなりこういう事態になるであろうということを見込んだ予算編成をやったのでございます。そこで、じゃあ来年度一体どうなるのかということですが、これも先ほどちょっと財政部長が触れておりましたように、景気の動向というものがいま一つでございます。非常に緩やかな回復であります

し、さらに構造不況業種である産業の回復の見込みが、主として生産調整あるいは在庫調整によって行われておるということでございまして、前向きな対策が行われたから景気が回復しつつあるという実態ではないということを考えますと、五十七年度については余り楽観的な見方はできないのではなからうかと、かように思っております。ただ、それじゃあ一体基本計画、あるいは実施計画で予定をされたものを来年度どう考えるのか。その結論を出すのはまだ少し早いように思いますが、いまの段階で私は予定どおり実は来年度は実施をいたしたいと、かように思っております。これはあくまでも希望的な考え方で、実施をいたしたい。ただいろいろな状況を判断をしてみまして、やむを得ずということがあっても、事業そのものはできるだけだけ緒につくようにいたしたい、かように考えておるところでございます。いま申しましたように、もうしばらく経過を見ながら判断するのが本当ではなからうかと思っております。お待ちをいただきたい、かように思う次第でございます。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 環境部長。

〔環境部長（樋口照一君）登壇〕

○環境部長（樋口照一君） 平山物産の関係でございますが、先ほど休日、夜間の監視体制についても少し考えろという趣旨と、それから水の汚水の問題について検討をというご質疑であったと思うんですが、一応休日、夜間の監視体制につきましては、平日と合わせて午前、午後、あるいは夕飯どきをねらっての、七時前後でございますが、三回のパトロール、それから立入りというよう形で監視指導をしてきておるわけでございますが、それらの時間帯なり、あるいは立入り調査のやり方その他についてももう少し検討をして、ご期待に沿えるように努力をしてみたいというふうに考えます。

さらに、水の問題でございますが、特に今年度濁水というようなこともございまして、当初は農業用水が出ないというようなこともございまして、砂を取り除くなどをしたところ、今度は逆に一部汚水が混入をしたというような事態があったわけでございますが、これにつきましても河川を管理しております県の方ともいろいろ協議を重ねておりますが、特に汚水の処理設備の改善というようになりまして、これは現時点では平山物産の廃業についての交渉というようなことの関連もございまして、それらの点とも踏まえて来年度にわたっての対処を考えていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願います。

○議長（前川辰男君） 建設部長。

〔建設部長（山口一見君）登壇〕

○建設部長（山口一見君） 交通安全と道路行政並びに住宅の老朽化対策と環境対策について、お答えを申し上げます。

まず最初の交通安全と道路行政につきまして、具体的な個所を二点お聞きしたわけでございますが、第一点の日永八郷線と千歳町小生線につきましては、最近の丘陵部の開発並びに小生線の延長等によりまして、相当自動車の交通量もふえてきております。現実にこの交差点におきましては右折車両がございまして、もう後ろの直進車がそのまま停滞してしまうというようなことで、以前から強いご要望を受けておったわけですが、いまこの改良につきましては具体的な設計の検討に入っております。できる限り現道幅の中で処理をしていきたいということで考えておりますので、早期実施できますよう努力いたしたいと思っております。

それから、二点目の西日野大井手線につきましては、旧来の道路でございまして、非常にネック個所も多いたるところでございますが、これにつきましては、県土木事務所の方へすでに要望が出ております。現在拡幅の計画について策定中でございますが、用地、建物等について調査をされておると聞き及んでおります。市といたしましても側面的に協力できるところは十分協力して、早期に解決が図られるようにさせていただきますと、かように思う次第でございます。

それから、市営住宅の老朽化対策といえますと、現在四日市としましては、三重団地を初めとしまして三十団地がございます。そこで、三千二百四十戸の市営住宅を管理しているのでございますが、そのうち一五〇程度、約五百戸が木造住宅でございます。これは三十五年までに建設された住宅でございます。面積の規模も大変小さくて、現在の居住水準からは質的にも非常に悪くございます。これらの住宅環境の整備というものが一番やはり今後急を要するものではないか。この対策といたしましては、すでにご承知のように、北条等で実施しておりますような中層耐火住宅への切替えと、それによります戸数の増加、緑化というものを考えまして、周辺を含めました新しい環境整備を図っていきなさいと、かように思っております次第でございます。しかし、この老朽木造住宅でございますけれども、建設時にそれぞれ国の補助金を受けてやってまいりました事業でございますし、今後これを除却いたしますにつきましても、国の承認等を必要といたしまして、その承認期間が通常六カ月以上かかるということから、その空き家期間中における事故等も、非常にわれわれとしては心配をしておるわけでございますが、早期にやはり解体撤去していくために、今後承認期間の短縮とか、事後処理というようなことでの事後報告等の制度化を、強く国の方へも要望申し上げたい。いづれにしても、せつかく大きな土地がございます。そういったもので、木造住宅というものを建て替えることによつて周辺も非常に環境よくできると。こういうことをわれわれとしましては今後も目標にいたしまして努力させていただきます、かように考えますので、よろしくお願いいたします。

○議長（前川辰男君） 金森 正君。

〔金森 正君登壇〕

○金森 正君 それぞれに答弁ありがとうございました。消防長からはお話いただけなかったんですが、大体おわかりいただけたものということで理解をしていきたいと思っております。大変むずかしい問題が多いと思いますが、その前進に努めてご努力いただきますことをお願い申し上げます。終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（前川辰男君） 松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 通告に従って三点ほど質問いたします。

まず、塩浜の中里住宅地の利用にあたりでの諸問題ですが、それを三点ばかりお願いしたいと思います。

一 第一目は、石原産業が整地を終わりました跡地が、これが非常に低いのでございます。これは土盛りされると思いますが、その土盛りの高さにも問題がありますが、その土盛りの高さをどの程度までやられるのか。具体的に示していただきたい。

二 二つ目は、特に公共下水の排水問題についてであります。雨水は別に計画され、すでに工事の一部実行されておりますが、ここでは特に汚水の排水についてお伺いしたい。計画では、昭和五十八年度において塩浜の近鉄線路より西は公共下水ができると聞いております。そこで中里住宅の場合、どのような計画をされているのか。五十八年までの期間、暫定的にどのような計画をされているのかをお伺いします。

その次、三点目は、中里住宅の場合、電線とか電話線を全部地下へ持って行って、文化的な住宅をしたいという希望がありました。その点はそうされるのか、お伺いします。

二番目の近鉄塩浜駅西口の開設についてでございますが、その後近鉄と交渉された状況と、近鉄としての考え方を報告をお願いしたい。

三番目、公園の維持管理についてであります。これはちびっ子広場は別として、そのほかの公園の維持管理をどのようにされていくのか、お伺いしたいと思います。

第一回の質問を終わります。

○議長（前川辰男君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） 第一点目の塩浜の中里住宅の土地利用に当たりの諸問題についてでございます。第一点、住宅地の土盛り計画についてということでございます。塩浜の中里住宅につきましては、開発公社の手によりまして土地区画整理事業としてやっていたいでいるわけでございますが、宅地の造成に伴う盛り土につきましては、現在松島議員さんがおっしゃいましたように非常に下がっておりますので、基本的には市道の舗道の高さに合わせて施工すると。もちろん路面排水等の水勾配によって若干高低が生じることがございますけれども、基本的には市道の舗道の高さに合わせて、それより少し上げる程度でやっていきたいということでございます。

第二点目の公共下水の問題につきましては、下水道部長の方からお答えしていただきます。

三点目の電線、電話線工事につきましては、中電管内におきましては、現在までのところ地下埋設につきましては、開発公社の方と中電と協議していただいておりますが、地下埋設につきましては、現在までのところ地下埋設でやったところは一カ所、コンビニートにあるところでございますが、ほかは全然ないということでございます。通常架線の設置は計画的に行いますと、電柱の負担金等のみで、まあ無料に等しい価額で行えるわけでございます。地下埋設となりまして、申請者側の工事負担及び施設が申請者の財産となりますので、維持管理費が非常に高くなってきます。それから宅地分譲に当たりましては、その工事費の増加によりまして分譲価格は上昇いたしますので、現時点では施工することはできないというように思われますので、ご了承願いたいと思います。

次に、第二点目の近鉄塩浜駅西口の開設についてでございます。その後近鉄との交渉はどうなっておるかということでございますが、ただいまさきに申し上げましたように、中里住宅の造成、それから企業の業務の変更によりまして、活性化等によりまして、今後駅西の人口が増加し、利用者も増加するものと思われまます。西口の対処につきま

しては緊急の度合いが増してくると思われまます。西口の開設の問題につきましては、昭和三十八年から地元はもちろん、市議会におきましても近鉄側に申入れをしてきたところでございますが、近鉄側は、西出口開設と踏切閉鎖は切り離せない問題であるということで、地元におきましては地区の東西分断につながる恐れがあり、反対のあるところでございます。市といたしましては、踏切の閉鎖もせず、駅西側の人口の増加に伴う利用増に対応すべく橋上駅舎案を中心といたしまして、身体障害者対策、駅西の列車区、保健指導所の対処の問題等を含めまして、近鉄側と定例的に交渉を持っております。経費の問題もございまして、公共事業の投入の手法も含めて検討を加えている現状でございますが、他駅の事例などもありまして、工事費の一部市負担の問題も出ておりますので、今後具体的な方策を得次第、地区にも協議できるよう努力してまいりたいと思っております。

三番目の公園の維持管理についてでございますが、昭和五十五年度末の都市公園数は、児童、近隣公園等合わせて百二十七カ所、百五十八・三ヘクタールを開設しております。また街路樹につきましては二十五路線、二十七キロメートルの維持管理を行っておりますが、児童公園等の小公園につきましては地域と密接な関係がございまして、清掃、除草につきましては、極力地元のご協力をいただいているのが現状でございます。本年からは、地域住民の方々の自主的奉仕グループによる公園愛護会を組織的なものにし、なお一層の緑化、美化に供していきたいと考えております。またそのために清掃用具を貸与するため二十カ所を対象に予算化しており、近く配分する予定であります。また今後順次対象箇所を拡大していく所存でございます。なお昨年度は、公園緑地関係でご奉仕をいただきました延べ人数は、約一万三千人でございました。ご報告いたしますとともに、厚く御礼申し上げます。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 下水道部長。

〔下水道部長（石井三夫君）登壇〕

○下水道部長（石井三夫君） 公共下水道のうち、特に汚水管の整備についてお答えいたします。

ただいまご指摘の中に、公共下水道は五十八年度に実際にできるのかということであつたかと存じますが、現在ご指摘の近鉄線から西部地域を対象とする污水处理場の受入れ工事が、日永終末処理場で第三系統として進められておるわけでございますが、現在の見通しといたしましては、この第三系統が昭和五十九年ごろになるんじゃないだろうかと思存します。しかし、これが終わってからの完成日では遅うございますので、本年度から処理場の近くから一部着工してまいりたいと思存します。しかし、この区画整理事業の完成との間には、若干のずれが出てまいります。したがうしては地元関係者の方と十分協議をした上対応するというところで、現在開発公社の方で準備を進めていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。なお、この区画整理区域内につきましては、本年度汚水管の整備を先行的に進めていきたいということで、現在準備をいたしておりますので、これも申し添えさせていただきます。以上です。

○議長（前川辰男君） 松島良一君。

〔松島良一君登壇〕

○松島良一君 ご答弁ありがとうございます。

若干要望なり、意見なりを私申し上げたいと思うわけでございますが、中里の住宅の問題であります。これは塩浜の地区の地元としまして特別委員会をつくりまして、自治会長または議員も加わりまして、塩浜の将来の都市計画について真剣に話し合つたのでございます。何年か前に都市計画で国の予算もいただきまして検討してききましたが、いろいろの事情がありましてそれが実現せず、国からの予算をお返したこともあり。今度は真剣にこの問題に取り組んだのでありますが、この問題の中で、特に近鉄線路より西は公共下水ができて、線路より東はできないとい

う状況になっております。それは将来どうしても線路より東も公共下水をしてほしいという希望があります。それは都市計画を見直さなければならぬという問題がありました。もう一つは塩浜街道より、これは県道ですが、東にあるところの七ツ屋、これが約百世帯あります。それから浜旭、これが八十七世帯の一画が残っております。浜旭の例をとりますと、数年前、ちょうどダンプが盛んに通りました。現在も通っておりますが、その振動の問題で非常に騒いだことがあります。そのときに移転の希望をとつた人が、これは浜旭であります。約半数は移転したいという希望もありました。まあ七ツ屋の付近もそうだと思いますが、その塩浜の場合に、将来都市計画をしていこうと思つたら、そういう地域のけなけなげない。それがためには塩浜地区の人が塩浜地内へ移動するのは余り抵抗を感じないだろうと、こういうことが話の主な意見になりました。そういう趣旨でございますので、塩浜の中里の建設の場合はそういう趣旨を生かしていただいて、なるべくならそういう方々が移転できるように、お骨折りをいただきます。と思います。

次に、近鉄塩浜駅の西口の問題であります。私は塩浜の踏切より百五十メートルぐらいのところに住んでおります。これは十年来叫び続けてきました。また請願も出してきました。また採択もされております。また、多くの踏切を利用する通勤車、朝晩見ております。また、皆さんの切なる願ひも私も聞いておりまして、私自身も塩浜の踏切を通るときに、この長いことには身をもって感じております。それでこういうこともありました。踏切の遮断機がおりているのに、チンチン鐘が鳴っているのに、遮断機の下をくぐって通る人があるんです。これがだんだんとふえてくると思うんです。こういうことになれば本当に危険きわまることじゃないかと思うんです。だから、ちょうど塩浜駅の西に当たるところに二階建ての近鉄の建物があります。これは療養所とか、近鉄の従業員の交代する場所になっておりますが、その一階の部分には、西駅をつくったところをあげますよというて、スペースができています。鐘も全部すぐ打ち鳴らしたら西駅へ鳴るようになっておるんです。あれが建ちましてから十年間も地元の者がそれを見

てきているんです。余りにも近鉄もお客さんを軽べつしたのか、なめたのか。ちょうど釣り師がえきをつけて釣りで待っておるような気がする。私は、これは北方領土みたいなものだ。まあ市長も地元でございまして、踏切がどうあろうとこうあろうと、職員は全部いまの二階建てのところに帰るんです。通路をつくっているんです。その通路を早急に一般の者を通してほしい。これは職員が全部通っておりますが、その通っておるところを臨時に、臨時でよろしいからいま早急にあげてほしいということを、私は切にお願いするわけです。いま現在は切符の自動販売機もありますし、それはできる可能性があると思いますから、どうか早急にこの西口の開設をしていただくように交渉していただきたいと思います。切にお願いしておきます。

次に、公園の問題であります。これは大変だと思っておりますが、いま詳しい答弁もいただきましたし、何とか自治会も協力して、そして自分たちの公園をきれいにしていこうという空気も盛り上がっておりますから、またあるところでは、これは公園をわれわれが手入れていいのか悪いのか、手入れたらしかられるのじゃないかという意見のところもありますので、自治会から言うてくれれば私たちもましようという意見もありましたので、公園の方はそのように一つお骨折りを願いたいと思います。以上で私の質問を終わりたいと思います。

〔発言を求める者あり〕

○議長（前川辰男君） 大島武雄君。

〔大島武雄君登壇〕

○大島武雄君 ただいまの松島議員のお答えに対して、ちょっと関連質問をさせていただきます。

中里の跡地の住宅の問題についてでございますが、当初私どもが聞いております範囲では、モデル住宅ということで聞いておるわけでございます。その計画でいきますと、いわゆる電話線あるいは電線の埋設を含めて、坪当たり単価どのくらいということをお聞きしておるわけでございますが、いまの都市計画部長のご説明ですと、どうもそれにプラスされそうな感じがしたわけでございまして、そこで私は、いままで計画されておりましたモデル住宅地域というのはどういう計画できたのか、あるいはまた二つ目には、電話線あるいは電線の埋設の場合に、いままで私どもが坪当たりこのくらいと聞いておった単価よりもどの程度値上がりされるのか、そこら辺の二点についてお尋ねいたします。

○議長（前川辰男君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） ただいまの大島議員のご質問にお答えいたします。

モデル住宅ということをお聞きしておたがどうかということでございますが、大体当初の予定でございますと、分譲価格が坪当たり十五万くらいという計画でやっております。中里住宅の全面積はご承知のように一万九千坪、約二万坪でございます。その中に公園を約一万三千四百八十二平米とっております。公園、遮断緑地等を十分とらしていただいております。それから大体一区画が七十坪前後ということでございます。それから電線、電話等を埋設した場合はどのくらいになるかということでございますが、いままでにそういう実績がございますのではつきりとわかりませんが、やはり坪当たり二、三万は上がるんじゃないかというように思います。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 本日はこの程度にとどめ、あの方方は明日お願いすることにいたします。

明日は、午前十時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後四時四十三分散会

昭和五十六年九月十七日
四日市市議会議録（第四号）

昭和五十六年九月十七日

四日市市議会議録（第四号）

四日市市議会議

○議事日程 第四号

昭和五十六年九月十七日(木) 午前十時開議

第一 一般質問

第二 議案第 九五号 昭和五十五年四日市市立四日市病院事業決算認定について……………質疑：委員会付託

第三 議案第 九六号 昭和五十五年四日市市水道事業決算認定について……………

第四 議案第 九七号 昭和五十五年四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定について……………

第五 議案第 九八号 昭和五十六年度四日市市一般会計補正予算(第二号)……………

第六 議案第 九九号 昭和五十六年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)……………

第七 議案第一〇〇号 昭和五十六年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)……………

第八 議案第一〇一号 昭和五十六年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第一号)……………

第九 議案第一〇二号 昭和五十六年度四日市市水道事業会計第一回補正予算……………

第一〇 議案第一〇三号 四日市市吏員退隠料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について……………

第一一 議案第一〇四号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について……………

第一二 議案第一〇五号 四日市市営住宅条例の一部改正について……………

第一三 議案第一〇六号 四日市都市計画事業西浦土地区画整理事業施行規程の一部改正……………

……………

について…………… 質疑：委員会付託

- 第一四 議案第一〇七号 四日市都市計画事業浜田第二土地区画整理事業施行規程の一部改正について……………
- 第一五 議案第一〇八号 四日市市簡易水道条例の一部改正について……………
- 第一六 議案第一〇九号 市道路線の認定について……………
- 第一七 議案第一一〇号 工事請負契約の締結について……………
- 第一八 議案第一一一号 工事請負契約の締結について……………
- 第一九 議案第一一二号 工事請負契約の締結について……………
- 第二〇 議案第一一三号 動産の取得について……………
- 第二一 議案第一一四号 四日市市と菟野町との境界の一部変更について……………

○本日の会議に付した事件

議事日程のおり

○出席議員(四十一名)

青 山 峯
 小 井 道
 伊 藤 信
 伊 藤 雅
 敏 一 夫

小 川 四 郎
 大 島 武 雄
 大 谷 喜 正
 金 森 洋 二
 川 口 幸 善
 喜 野 也 等
 訓 覇 也
 粉 川 茂
 小 林 次 次
 後 藤 寛 次
 後 藤 六 次
 佐 野 信 六
 高 井 三 夫
 高 木 勲 夫
 田 中 基 介
 谷 口 正 信
 中 村 田 巳

○出席議事説明者

市助役 助役 収入役 市長公室長 総務部長 財政部長 市民部長 福祉部長 産業部長 環境部長 都市計画部長 建設部長 下水道部長

加藤 三輪 坂倉 平井 阿南 矢野 伊藤 藤田 毛利 道治 岩山 義道 弘男 官田 利雄 樋口 照一 内田 忠泰 山田 一見 石井 三夫

宇治口 坂口 正良 次市

○欠席議員(二名)

生野 川呂 平本 橋本 平野 古市 堀内 堀川 前川 松島 水野 森野 森安 山本 山本 山本 山本 山本 渡辺 一彦 信生 剛生 孝吉 朗郎 一男 弘兵衛 新元 元行 増平 平蔵 和蔵 野呂 本野 平野 橋本 平野 古市 堀内 堀川 前川 松島 水野 森野 森安 山本 山本 山本 山本 山本 渡辺 一彦 信生 剛生 孝吉 朗郎 一男 弘兵衛 新元 元行 増平 平蔵 和蔵

病院事務長 藪田 裕

消防長 渡辺 靖三

教育長 館 増 男

水道事業管理者 次 長 奥村 仁 了

代表監査委員 伊藤 凉 一

○出席事務局職員

事務局長	川 合 一 郎
議事課長補佐	板 崎 大 之 丞
主 事	鈴 木 晴 美
主 事	玉 田 耕 士
主 事	金 森 伸 夫

午前十時二分開議

○議長（前川辰男君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十名であります。

本日の議事日程については、お手元に配付いたしました議事日程第四号によりとり進めますので、よろしくお願ひいたします。

日程第一 一般質問

○議長（前川辰男君） 日程第一、これより一般質問を昨日に引き続き行います。

田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 おはようございます。行政改革につきましては、一昨日から質問があり、市長の答弁には、国の方針が決まるまでいましばらく考え方についてはご猶予を願いたいという答弁がございましたが、私は私なりに勉強いたしまして、そうして、どうしても国の方針が決まるまでにも市長の考えを二、三点お聞きしたいと、こういうことでお尋ねさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、通告の順序に従ってお尋ねいたします。

初めに、行政改革は過去の歴代内閣が必ず取り上げ、その実施を公約してきました政治課題の一つであります。ところが、過去の例を見ますと、いずれもたなごらしのまま国民の期待を裏切ってきましたのが皆様ご承知の行政改革であると思えます。鈴木内閣は、第二次臨時行政調査会を設置して本格的に行政改革に取り組み姿勢を見せておりま

す。さらに鈴木総理大臣自身が行革に政治生命をかける時まで決意を表明されており、第二次臨時行政調査会の答申は守りますと公約しているであります。去る七月十日、第二臨調第一次答申が土光会長のもとでまとめられ、政府に答申されましたのであります。政府は、近く答申に基づき各種の法律案を改正し、それらを審議するための行革国会とも言われる臨時国会が召集されると聞いております。現時点の最大の政治課題と言われております。行革とは何か、またなぜいま行革がクローズアップされてきたのか私なりに考えてみましたのであります。

わが国は立法、司法、行政の三権分立制をとっております。行革とはこの三権の中の行政部門の改革を目的としたものであります。具体的には機構、組織の統廃合を含む簡素合理化、運営のあり方の改革と人員の管理、たとえば公務員の削減、配置転換、定年制導入、給与などのあり方の改革に大別できると思います。端的に申し上げれば、政府のすべての部門にわたる機構、組織と人員の見直し、国民のために合理的で効率的な行政になるよう改革することが目的であると思いますが、いかがですか。機構、組織は常に肥大化する傾向にあり、それに伴い人員も増加いたしました。ですから、絶えず行政の見直しを行い、国民本位の行政の実現という視点に立って、民主化、効率化を図っていく必要があります。行革とは、短期的でなく長期的視点から取り組むべき課題であり、一過性ではなく周期的に絶えず見直していくべき問題ではなからうかと思っております。行革の必要性が今日ほど強く要求されている時代はありません。「行革は国も地方もまったなし」という標語にもあるとおりでございます。

次に、行革への関心が高まった理由の第一は、時代の変化に対応する必要性が起こってきたからであります。昭和三十年代後半から約十年間続いたわが国の高度経済成長は、昭和四十八年十月の石油ショックを契機に低成長、安定成長への転換が求められて、民間企業は血のじむような経営合理化により対応してきたのであります。したがって、当然国も民間の減量経営に見習いむだを省き、行政を簡素、合理化すべきであると思っております。また、高齢化社会、価値観の多様化等に対応した行政の確立という視点からも行政の見直しが強く求められておるのであります。

二つ目には、いっとき新聞紙上をにぎわせた公務員、特殊法人などの空出張ややみ給与などが次々に指摘されて、不正、腐敗に対する国民の批判が高まってまいり、行政不信から行政への見直しの要求につながってきたと思うのであります。

三つ目には、五十六年度予算で一兆三千九百億円という史上最大の増税を行い、しかも五十七年度末で国債残高が八十二兆円にもなりますので、もうこれ以上五十七年度で再び増税はできないところに追い込まれました。したがって、鈴木内閣はどうしても行革を本気で実施する以外にない状況になったと思っております。

特に今回の行革は、土光会長の発言でもわかるように、「増税なき行政改革」でも明らかのように、従来と異なり、行革と財政再建が表裏一体となっている点にあると思います。本来行革とは、仕事減らし、人減らしの結果金減らしとなるものですが、ところが、今回は金減らしが先行して、金減らしのための仕事減らし、人減らしになってはならないと思うのであります。

次に、第二臨調第一次答申の概要についてであります。第九十三回臨時国会で臨時行政調査会設置法案が可決され、調査期間は二年間で、五十六年度の調査費の予算を三億五千万円計上され、ことしの三月十六日土光会長以下委員八人の方々が任命され、正式に発足されたのであります。

その際に、鈴木総理は五十七年度予算の編成に向け具体的改革案をこの夏までに提出してほしいと七月の中間答申を要請して、でき上がったのがわずか三カ月という短期間で、第二臨調内に設けられた第一専門部会、第一特別部会、第二特別部会の三部会の報告を検討してまとめられ、答申内容は大きく三部に分かれ、第一部が行政改革の理念と課題、第二部が緊急に取り組むべき改革方針、第三部が今後の検討方針となっております。

まず、基本理念として、今後わが国が目指すべき方向は、国内的には活力ある福祉社会の実現であり、対外的には国際社会に対する貢献の増大と提示しております。さらに、行革を進める観点としての一、変化への対応、二、簡素化、

効率化、三、信頼性の確保を挙げていますが、特に二番目の簡素化、効率化では必ずしも「小さな政府」を求めるところを意味しないとしています。

そして、行財政の当面の改革課題の中で、財政の再建と行政の効率化は時代の要請にこたえ得る行財政を実現する上で避けて通れない第一関門であり、わが国はその総力を挙げてこれに取り組み必要があるとして、財政再建と行革を密着不可分のものとして強調しております。あくまでも財政再建と行革の表裏一体性を指摘しています。そして、今回の第一次答申について、いわば緊急の外科手術であり、一時的な痛みはあるものの、これを第一歩として長期の体質改善へとつなぐものとしています。

次に、緊急に取り組むべき改革方策は昭和五十七年度予算編成に向けた内容であり、いわゆる金減らし先行の改革内容になっております。特に社会福祉、医療、年金、教育などの国民生活に密着した部分には厳しく切り込み、その反面で圧力団体や政権政党の主要目的と見られる施策、補助金などに対しては甘いと言われる内容となっていると言えるのではないのでしょうか。

次に、今後の検討方針、検討課題として、一、行政課題の変化と行政の役割の見直し、二、行政機構と行政運営の改革、三、国と地方との機能分担及び地方行政の改善、四、官業及び許認可、保護助成など政策手段の再検討を挙げています。

以上が行革の基本的問題であり、今後逐次結論を出していきたいとしています。特に二では、行政情報の公開及び管理、監察・監査機能などについても検討するとしていますのであります。つきまして、今回の第二臨調第一次答申に対する市長の考え方と今後の課題についてお尋ねいたします。福祉を市政の柱とする市長、さらに弱い者の味方と自負なされている市長に考え方をお尋ねいたします。

私は、今回の答申によって行革が住民の福祉の低下に結びついたり国民の生活に圧迫を加えてはならないと強く訴えるものであります。さらに活力ある福祉社会の実現では、活力を受け身の対応、保護助成傾向からの脱却としていますが、私は、生きがいと活力は不可分であり、分権的な行政の中で生きがいと活力のある福祉社会の実現とすべきではないかと思うのであります。また、財政の大幅な赤字の原因については、政府の今後の経済、財政政策の運営の上から重要である以上、従来の政府の政策運営の失敗についても厳しく指摘して当然と言えます。ところが、この点に關しても何ら言及されていませんが、市長の考えをお尋ねいたします。

また、負担の適正化の名のもとに児童手当制度、義務教育教科書無償配布制度の見直しなど福祉、教育を中心に国民の負担の増大を求めています。これは、基本理念に掲げている「活力ある福祉社会の実現」から逸脱した、本来の行政の役割である基本的な国民生活、福祉ミニマムや人づくり教育という観点から考えても、提言の基本姿勢には疑問があり、生きがいから大きく外れておると思いますが、市長の考えをお尋ねいたします。

さらに見過ごしにできない点は、国民健康保険給付費等を都道府県に肩がわりさせようと意図している点であると思います。単に金減らしのツケを国民や地方自治体に回すことは本来の行革のあり方とは言えません。答申においても福祉の上乗せをしていただいております。老人医療費無料化制度が、六十八歳まで対象年齢を引き下げただいておりますが、今回の答申の中で患者一部負担の導入などを内容とする老人保健制度を早急に実施すると言っており、さらに地方公共団体は単独事業としての老人医療無料化ないし軽減措置を廃止すべきであると言っておりますが、これに対して市長の考えをお尋ねいたします。

さらに県で起きました母子寡婦福祉資金不正貸付事件についてであります。

一年有余の期間発見されずにいたなどに欠点があったのか。四日市市に outward していた母子相談員までが共犯であったと報道されておりますが、県の問題として片づけることなく、市として調査されたのでしょうか。どのようにしたらよいチェック体制がとれるかお尋ねいたします。

さらに私は、行政とはより正しく、より迅速に行うべきで、計画を立ててそのままになってはいないか、財政的に損失であるかないか、やめるならやめると、やるならやると明確にされなければならないと思いますが、いかがですか、お尋ねいたします。

最後に、国鉄四日市駅周辺の再開発に伴う諸問題についてお尋ねいたします。

市長が、去る八月二十七日前川議長とともに国鉄四日市駅東口閉鎖に反対、存続の陳情に国鉄名古屋鉄道管理局を訪問され、東口の存続を陳情すると同時に、「東口周辺の状況は市としてもあのままではどうかと思っている。周辺の再開発を図る中で東口の問題も議論していきたいので協力してほしい。東口存続の方法として橋上駅、地下道の建設、電化工事が終わった後跨線橋を再び建設するなどが考えられる。」と申され、私はがねてから市長が加藤カラーの都市再開発プランの発言を期待していたやさきであり、大賛成をするものであります。

去る五十四年九月議会におきまして、わが先輩の松島議員が国鉄四日市駅付近の都市計画について、特に三和商店街一帯は整備をせねばならない限度にきているように思う、市として指導して実施してはどうかとの質問に、「地元の方々も熱心に研究されている、あの辺は整備は必要である。」と答弁されており、さらに五十五年六月、大先輩である大島議員より「国鉄四日市駅周辺につきましては、当駅の北側に三和商店街があります、この商店街は防災上の見地からも整備が必要な時期に来ているのではないかと考えております。また、市当局としてもこれらのプロジェクトチームをつくってはどうかと考えます。さらに、国鉄四日市駅東など都市再開発はどうお考えですか、基本的には国道一号线以东の市内一円にわたる都市開発の問題も含めて、その考えをお伺いする。」との質問に対して、「国鉄駅周辺につきましては、本年度国道一号线より国鉄四日市駅前周辺に至る間の諏訪新道周辺市街地につき現状と将来のあり方について都市再開発の基礎調査を行う予定です。これに基づき基本的な方向づけを関係者とも相談しながら決めていきたいと思っている。」とのご答弁がありました、その後の状況並びに構想についてお尋ねいたします。

当議会におきましても、去る五十二年から毎年都市再開発特別委員会が設置されており、五十四年度におきましては旧市街地東部地域の再開発についての報告書の中に、「七十メートル道路は本市の表通りとして画期的な都市計画道路であり、この両側に官公庁、銀行、商社などを集中配置して落ちついた町並みをつくり出し、近鉄四日市駅と国鉄四日市駅を両極とする本市の核としての都市整備を行えば、七十メートル道路がいま以上に存在価値を高めることは間違いない、また、市民がグリーンベルトを道路公園として散策、憩いの場として利用することも考えられ、同様の発想によってこの道路を四日市港まで延長し、さらにリニアモーターカーやモノレールなど新交通システムを採用し中心部と港を直結すれば、四日市港は一層身近なものとなり、市民から親しまれる港湾施設としてより以上の発展が期待できるのであります、こうした発想は、市全体の都市計画を考える上で必要である。」と報告されており、市長初め理事者の方々はいかが思われますか。市長を初め両助役並びに関係部長より簡単明瞭にお考えをお尋ねいたしました、第一回の質問といたします。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） お答えいたします。

行政改革については、今議会において種々ご議論が出ておるところでございます、いろいろ大変貴重な意見をいただきました。ありがとうございます。私もよく勉強をしておるつもりでございますけれども、なおまだ具体的な姿というのが実ははっきりしてきていないというところに若干隔靴搔痒の感を感じるところでございます、いままで出されました答申あるいは八月二十五日の閣議決定等を見ましても、まだ余り明確になってきていない。ただ、私どもが中央官庁へ行って国の補助金について種々お願いをしておる際に、担当の部局からはときどき「行革があるんでね」という言葉が聞こえてくるわけでございまして、行革はあるんだけど、一応こちらが申し出ておる

事項に対してはそれぞれ「考えます」という答えが返ってきております。

新聞等を見ますと、一番気になりますのは補助金の一割カットということでございますが、そのことにつきまして、昨日ご答弁申し上げましたように実は総枠でのカットでございまして、個所づけになりますと一応予算が編成をされてから後の段階になるのではないだろうか。したがって、私も私どもの各種事業に対する計画というものを明確に国の方に申し出る、その申し出たものが合理的であれば国の方である程度のお取り上げをいただけるだろうというふうに思っております。今後私どもの考え方次第であろうかと思えます。ただ、観念的には先ほどご指摘のありましたように、行革をやったただ国の財政再建だけをやるということではなしに、やはり活力ある福祉社会の実現を図っていくというのが総合的な理念であることは間違いありませんので、いたずらに各種の福祉施策の切捨てをやるということには私どもも直ちには賛成できないところでございまして、一工夫必要なところであろうかと思えます。

老人保健の問題についてお尋ねがございましたが、これは、今後の成り行きをもう少し見守る必要があると思えますし、市が県とともにやっております六十八歳、六十九歳の方々の医療費の無料化につきましては、いま直ちにこれを廃止するという気持ちは持っておりません。よく現状を認識しながら、できる限り続けてまいりたいという気持ちでございます。しかも、この制度は四日市市だけがやっておる制度ではございませんで、三重県下全市町村が県の話合ひの上で合意に達した制度でございまして、四日市市は少し先行しておりますけれども、その精神はできるだけ貫いていきたいというふうに思っております。

なお、その他各種、たとえば児童手当でございませうとか、あるいは保健でございませうとか、厚生年金でございませうとか、国の負担の軽減を図るためのいろいろな施策が打ち出されているようですが、負担の公平、適正化ということ私は今後やっていかなければいけないことではないだろうか、ただ、どんな状況であろうとお構いなしに画一的に考えていくということは今後は正をしていく必要があるのではないだろうか、私はかように考えておりました。給与の問題にいたしましたしもあるいは人員の問題にいたしましたし、画一的な考え方で対処しようというつもりはございません。できるだけ合理的、効率的な運営をしていくことが今日必要なことではないだろうか、かように考えておりますので、さようご理解をいただきたいと思います。

それから、国鉄東駅の閉鎖に伴います対応策でございませうが、これは、ただ国鉄の合理化ということで鉄道側が出したとばかりは私は考えておりませう。東口の乗降客は大体一日二百名から三百名くらい。そのために駅員が三人配属をされておられ、国鉄財政の再建をやるんだという強い意思は国鉄側にあるようでございませうが、さらに電化を進めるためにあのプラットフォームが実は低過ぎる、全体をやり直さなければならぬという問題がありまして、電化工事を急ぐというためには、一時これはやむを得ない措置ではなからうかと、こういうふうにご考えておりますが、それをそのまま今後も続けていくことではなしに、駅の東側、それからあの辺一帯をよく見ますと、このまま放置をしておいたのでは非常に街としてみずばらしい街になってしまう。やはり複眼的に考えるべきではないだろうかというところで、東側の広場用地を、あの東側にございませう事業所あるいは商店等を考えまして再建策を図ったかどうか、同時に駅そのものを橋上駅にしたらという、これは議長さんのご発想でございませうが、この点も十分考え得る措置ではないだろうかというふうに思います。あるいは東西をつなぐ地下道等の建設も考えられるのではないだろうか。そして、あそこの浜田踏切の閉鎖時間が、電化をされればされるほど長くなってくる、これにどうやって対応するかというような問題もあわせ考えなければならぬ、こういうようなことで、議長さんご一緒に名古屋の管理局長に八月の二十七日にお目にかかりました。この辺一帯の再建といえますか再開発といえますか、そういったものの成案を得たいということで関係者がやっておりますプロジェクトをつくったらどうだろうか。国鉄側もぜひ参加をしてほしいという申入れをいたしました。国鉄側もこの件については加わらせていただきますという返事ももらっております。

ので、そういった方向で今後努力をしてみたいと思います。

なお、国鉄西側の三和商店街を中心といたしました一帯の都市再開発でございますが、都市再開発という手法を用いていくためには権利者の方々のご同意がどうしても必要でございますので、そういった方面についてさらに権利者の方々とお話しをさせていただきます。新しい街づくりの方向を探ってみたいと考えておるところでございます。中央通りの延長、確かにこれは四日市を一体化するための一つの大きなプロジェクトでございますので、よく研究はいたしたいと思いますが、いま直ちにこの問題に取り組んでどうこうという段階には至らないのではないだろうか、その前に私はやはり国鉄線から東側の街づくりについても一度考え直してみる時期が来たんではないだろうか、かように考えておるところでございます。

以上、私からお答えをいたしました。足りないところは部長の方から補足をさせていただきます。

○議長（前川辰男君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 県の母子福祉資金の貸付けについての不正の問題でございましたので、お答えいたします。

私たちといたしましたけれども、こうした事件が発生したということについて、非常に残念に思っておりますが、県の母子福祉資金でございますので、その処置、事業については県の事業の中に入っております。

たまたま市内の母子家庭の方には直接の影響はなかったわけでございます。しかし、県から市へ派遣されてきております、県の嘱託職員でございます相談員がかかわりがあったという情報があるわけでございます。私たちとしましても、こうした情報をもとにいろいろ本人とも接触して調査したわけでございますが、本人といたしましては、被害者としての立場が強いということも一面出ておるわけでございます。いずれにしましても、この母子相談員の問題に

つきましては関係所長の方で調査がされまして、結論は出されたわけでございます。

しかし、こうした事件が起きてくる原因と申しましょるか、市の福祉事務所としては申請を推進する責任がございますので、こうした面の検討を、よりこうした事件が起きないような配慮をしてみたいと思っておるわけでございます。と申しますのは、具体的には母子福祉会あるいは母子福祉協力員制度というものがございます。そうした中で、現在のところ市の母子福祉資金の貸付けを行っておりますが、これは、先ほどの不祥事件のあった県の制度とは違います。こうした制度の中における審査会がございます。そうしたものも通しながら、今後県に申請をしていくというような方法を取りまして、適正な処置ができるようにひとつ検討を進めてまいりたいと思っておるわけでございます。

○議長（前川辰男君） 三輪助役。

〔助役（三輪喜代司君）登壇〕

○助役（三輪喜代司君） 国鉄周辺の問題でどう考えているんだというご質問でございますが、ただいま市長から答弁がございましたように、現在東駅が廃止されておりますが、この廃止に伴いまして、周辺の街づくりというものがいまの時点においては最重点的なものであろうかと存じております。したがって、私どもこの問題を解決した後でいま市長からご答弁ございましたように大きなプロジェクトについては検討していかなければならない、こう考えておりますので、よろしく願います。

○議長（前川辰男君） 坂倉助役。

〔助役（坂倉哲男君）登壇〕

○助役（坂倉哲男君） ただいまの国鉄四日市駅周辺の再開発に伴う諸問題でございますけれども、ご質問に對しまして市長があらかたお答えしましたので、若干補足といえますか考え方について申し上げたいと思います。

再開発というものは、一般的にはすでに整備のされるところをさらに活性化しようということで再整備を主眼にしておるわけですが、当地域につきましても戦災復興事業あるいは区画整理事業で駅東については整備がされておるといふ状況でございますが、四日市の大量輸送機関である近鉄のショートカット等によりまして街の形態が変化してきたという状況でございます。その中で国鉄周辺が大変商業的にもあるいは地域の基盤整備等落ち込んできたというのが実態でございます。

しかしながら、複線電化という一つの都市を活性化させる潜在力ができてきますので、これを機会に何らかの対応を考えてみたいということでございまして、先ほど市長が申しましたように、東口の広場周辺を事業所あるいは商店等を一体にした再開発ができないものかということで、いま部内で検討をしておるところでございます。これにつきましても、あくまでも地域の事業所あるいは住民の方が主体になって、一体になって動かなければ事業は進まないものでありまして、そういうふうにとっていくために市はできる限りの支援をし、指導をしていきたいというふうにしておるわけでございます。

それと、七十メートル道路問題が出てまいりましたが、市長もこれは検討してみるといふふうに言っておられますが、四日市百年の計のために必要なかどうか、すでに整備されているあの地区のために七十メートル道路が要るのかどうかというようなことは、再度内部で議論を重ねていきたいというふうに思っておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

○議長（前川辰男君） 都市計画部長。

〔都市計画部長（内田忠泰君）登壇〕

○都市計画部長（内田忠泰君） 国鉄四日市駅周辺の再開発に伴う諸問題のうち、いままで行ってきた新道等の調査でございますが、五十四年度より都市計画部におきましてプロジェクトチームをつくりまして研究を行い、昭和五十

五年度におきまして諏訪新道を中心とした国鉄四日市駅より国道一号線までの都市再開発の基礎調査を委託し検討してまいりました。

その内容につきましては、地域住民が主体となる再開発事業の補助助言役として行い、好ましい街づくりのプラン図は決して行政先導型ではないという考え方に立って、民間でやるべきもの、行政主体でやるべきものに仕分け、行政でやるべきもの、ハードなもの、それから新道のモール化、国道分断個所の動線づくりに伴う待ち時間の解消等がございます。この結果に基づきまして現在関係部課との協議をもって対処しております。

○議長（前川辰男君） 田中基介君。

〔田中基介君登壇〕

○田中基介君 第一番目の行政改革については、具体的なこともはっきりしていないという点でいましばらくと、これはそれとして、私がお尋ねいたしました、上乘せしていただきました、六十八歳まで年齢を下げてきていただいている、せっかく先行してつくっていただいた制度でございますので、できるだけとか廃止の気持ちは持っていないだけじゃなくて、絶対続けていくという確信あるご答弁を期待いたしますが、市長いかがですか。せめてもの福祉を叫ぶ市長としてそれだけでも残していただきたいと、このようにお願いいたします。

二番目の都市再開発の駅付近ですが、私たちの先輩議員が一生懸命特別委員会をつくられ、報告をされている文書を余り部長さんが読んでいないな、勉強もしていただいていないなど、こういう感がして残念でなりません。もっと、市長が話されたならば、さらにこう思うと、このように四日市の過疎化されていくドーナツ化現象の近鉄四日市駅と国鉄四日市駅の差、必ずつないでやはり人の出入りのあるような、大きな百貨店に対抗するような百貨店を持つてくるとか歴史館をつくるのか、商船も入れるような港にしていくなか、このような考え方を持っていたいただきたいと思

さらに私は提案したいと思いますが、二十五万市民の憩いの、生きがいのある都市にしていきたいにも、二十五万市民が一人一株でも持った官民一体の資本を出して何か皆さんに潤いのある、四日市に住めばこのような潤いがある、メリットがあるというような喜びの持てる、生きがいの持てる行政、施策を遂行していただきたいな、考え出しただきたいな、このように思っています、質問を終わります。

市長、もう一回それだけ答弁をお願いします。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 絶対という言葉はなかなか使いにくいものですから、私は先ほど申し上げたようなつもりですが、私の気持ちはお察しをいただけたと、かように思っています。

○議長（前川辰男君） これをもって一般質問を終了いたします。

日程第二 議案第九五号 昭和五十五年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第二一 議案第一一四号 四日市市と菟野町との境界の一部変更について

○議長（前川辰男君） 次に、日程第二、議案第九十五号昭和五十五年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第二十一、議案第百十四号四日市市と菟野町との境界の一部変更についての二十件を一括議題といたします。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 議案第九十六号昭和五十五年度四日市市水道事業決算認定について、並びに議案第百二号昭和五十六年度四日市市水道事業会計第一回補正予算についてお尋ねをいたしたいと思います。

今度の決算の中で、当初の五十四年の十二月議会におきまして審議した水道料金の値上げ、これとかかりまして財政計画では五十五年度は五億一千四百万余りの差引き利益が出ると、こういう内容でございましたが、決算におきましてはその半分の二億五千二百万ほどに減少している。これは、一つには給水収益の減少と大きくかかわりを持つものでございますが、この中で、今後の水道運営の見通しについて一つはお尋ねをしたいと思います。

二つ目には、今度の決算の中でも受水費について約六千万ほど、大変な努力をいただきまして減額をされているわけでございますが、しかし、支出における約二〇％を占めているわけでございます。そういった点で、五十五年度の状況を見ましても、全体の配水量が日量で約四千トン減少しているにもかかわらず、自己水源の方を減らして受水量をふやす、日常においてもこういったことが行われて、自己水源の比率が五十四年度と比較いたしましたも一％余り減少しているわけでございます。そういう点では、自己水源、配水量から見ましても十分足りる面があるし、もっと県との交渉をして自己水源をなるだけ使って、そして受水費を減らしていく、このことが水道料金の低価を支えていく上でも大事だと思えますが、そのお考えをお聞きしたいと思います。

それとあわせて、五十六年度の県水の受水量の現状をお伺いしたいと思います。

それから、議案第百五号四日市市営住宅条例の一部改正でございますが、この割増賃料が実施をされますと、一体幾らぐらいの対象者数があるのか、また、このことよっての見込み財源をお伺いしたいと思いますし、それとあわせて、家賃滞納状況もお尋ねをしておきたいと思えます。それと、他の市町村での割増賃料の実施状況もあわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（前川辰男君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山 了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山 了君） 五十五年度の決算の中で、特に冷夏の影響を受けまして収益が著しくダウンしたということ、それに引き比べて県水の方はさほどダウンしていないというふうな関連のご質問でございますが、この県水につきましては、前からも申し上げているように十年ほど前から四日市の現状に備えて確保された水であって、これは北勢市町村の水の需要にこたえるために、北勢市町村にかわって企業庁の方で生産されている水でございます。需要があらうとなかろうとある程度のやはり基本的なものは買っていかなければいけないというふうなたてまえになっておりまして、先ほどもちょっと申し上げておりましたが、われわれとしてはそういういきさつはあっても売れなければ非常に財政が苦しくなるということで企業庁の方にいろいろお願いして、若干の使用を抑えさせていただいています。そういった結果、数字として約五千六百万ほどの当初計画より下がった数字で決算をしておりますが、今後の五十六年度のしからば受水費はどうなるかということでございますが、この受水費というものは一応そういった総合的な計画に基づいて受けておりますので、五十六年度といたしましては財政計画に基づきまして予算にも計上いたしておりますが、当初の計画どおりの数字でお願いいたしております。

問題は、この受水費が高いとそれだけ水道の財政事情を圧迫することも十分おわかりだと思えますが、しかし、われわれとしてはいつも申し上げているように十万吨の水が必要であるから十万吨を用意するというのでなくて、基本的な考え方は、その年度の一番水のたくさん要った日を想定して、その日よりも二五％程度水を上回った量で確保すると、そういうことが断水、濁水を避け、住民の生活を守るんだという考え方でいたしておりますので、こういった県水を受けるということは非常にむだなように響いて聞かえるかもしれませんが、われわれとしては市民の水を守る、生活用水を守るというためには当然余裕のある水源を持っていかなければいけないということでございます。それと、当然県の方には再々お願いいたしまして、この県からの受水単価の引下げ等についてはいろいろ努力いた

しております。そういった努力は絶えずいたしておりますが、結果的にはこういったことであるという限界が来ており、われわれとしては今後さらに努力は続けていきますが、一応いまお示したような決算の結果でご了承願いたいと思

います。

○議長（前川辰男君）

建設部長。

〔建設部長（山口一見君）登壇〕

○建設部長（山口一見君） 割増賃料に関係しますご質問についてお答え申し上げます。

まず第一に、対象戸数と見込みの財源がどのぐらいになるかということでございます。管理いたしております総戸数が三千二百四十戸ございます。その中で割増賃料の適用戸数としまして現在予定しておりますのが約八百戸でございます。そうしまして、賃料の月額といたしましては百九十四万五千円を予定しておりますので、五十六年度の収入といたしましては五百八十三万五千円を予定しております。

第二点の家賃の滞納状況でございますが、五十五年度の資料で申し上げます。現年度分といたしまして九七・六％の収納率でございます。金額を申し上げますと、調定額二億八千八百八十三万二千円に對しまして未納額が六百七十六万三千円でございます。過年度分といたしましては二五・四％の徴収率でございます。金額で申し上げます、調定額千二百二十六万三千円に對しまして未納額が九百十四万六千九百六十円と、こういうことになっております。

次に、他都市の割増賃料の実施状況でございますが、私どもの住宅課におきまして全国の同格都市五十都市を調査いたしましたところ、実施率は九六％でございます。

なお、ちょっと古うございますが、建設省の五十四年度の調査におきますと、全国の事業主体数が二千七百七十四事業主体あるわけでございます。この中で実施率が五八％でございます。

それから、県下におきましては三重県がすでに実施しております。それから、津市、名張市等も現在割増賃料につきまして前向きに検討をしておると聞いております。以上で終わります。

○議長（前川辰男君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 ちよっと聞き漏らしたかもしれませんが、見通しについてお答えいただけないような気がするんですけども、五十五年度で当初の五億一千万が二億五千万。そうなりますと、五十六年度ではもうほとんどなくなってくる。そうしますと、五十七年度ではもう新たに値上げを実施しなければ水道会計が赤字になる、こういう状況にもなってくるのではないかと思います。そういう点で、この水道料金のうち多額を占めます受水費、やはりこれは政策的にも県との交渉をもっと深めていく。お隣の愛知県でも空料金、こういう三重県と同じような状態が起こって、市町村がそれぞれ県当局とも交渉している、こういう実情もございまして、そういう点ではいまも最大限の努力をしていただいておりますが、一日でも長く安価な水道を市民に対して保障する、こういう立場からぜひともこの受水費については努力されるよう希望したいと思います。

○議長（前川辰男君） 水道事業管理者。

〔水道事業管理者（村山 了君）登壇〕

○水道事業管理者（村山 了君） 今後の見通しでございますが、これは委員会でも一部申し上げたんですが、今後の見通しというのはやはり九月十月を過ぎてみないと五十六年度のはっきりとした見通しはつかめません。

ただ、昨年度は冷夏による非常に痛い影響を受けていますが、五十六年度は、必ずしも冷夏という言葉は使えないがそれほど水の需要は伸びなかったというのが実態でございます。経営が苦しくなることは当然でございます。ただ、そういったことにつきましての詳細なことは委員会でご報告申し上げます。ご検討願いたいと思っておりますし、企

業というのは非常に壇上から申し上げにくい点もございますので、その辺も深くご理解願いたいと思います。

○議長（前川辰男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は、議案第九十五号の五十五年度四日市病院事業決算認定に関してお尋ねをしたいと思います。

五十三年十一月に新しい病院がオープンしましてから三カ年になろうとしているわけですが、この間に地域医療の中核病院としての市民の大きな期待もあり、利用患者も大変増大しております。医師、看護婦など職員の確保、体制の充実、診療内容の充実という点で大変いろいろと努力をさせていただいております。ことには敬意を表したいと思います。が、そうした中で、救急診療の問題がどうなっているか。五十五年度の場合、一日平均どれくらいの救急患者が四日市市立病院に入るのか。たしか五十三年の十一月から救急指定病院になったと聞いておるわけでございますけれども、救急診療という面で、現在の病院の体制ではいろいろ無理があるのではないかと思うわけでございます。独立した部門として体制を整えるという必要もあらうかと思うんですが、この点については、やはり一つは県なんかの対策を求めるといふこと、神奈川県なんかでは市立病院に救急病院をドッキングして、その運営費も県費補助するということもちゃんとやっておりますが、こういう面もきちっとさせていく必要があると思っておりますが、いずれにしても、救急診療の現状、そしてその問題点はないのか。いま私が指摘したような点で問題点はないのか、この辺を明らかにしていただきたいと思います。

それから、患者もふえて医業収益というものも五十五年度の場合は五十億余りになるわけでございますけれども、特にこの中で入院ということにつきまして、地域の中核病院である市立四日市病院が、大変重症患者が多く比率を占めるようになってきている、そういうことから、付添看護という問題が大変深刻な状態ではないかというふうに思うんですが、市立四日市病院はたしか特二類看護ということで、原則的に付添いが必要としないことになってい

るかと思うんですが、この付添いの実態が市立病院でどうなっているか。付添いを原則として必要としない特二類看護ということの市立病院が、付添いをたくさん実際は必要として、ずいぶん患者が多く付添費用を出していることになるわけですが、原則として付添いを必要としないようにしていくためには、相当病院の要員の確保、充実という面が必要ではないかと思うんですが、この点どれくらいのずれがあるのか、五十五年度の実態とあわせて明らかにしていただきたいと思うわけでございます。

○議長（前川辰男君） 病院事務局長。

〔病院事務局長（藪田 裕君）登壇〕

○病院事務局長（藪田 裕君） 議案第九十五号に關しましてのご質問にお答えいたします。

まず第一点の救急医療の問題でございます。

先ほどご指摘ございましたように、五十三年十一月二十四日に救急医療機関としての告示がされまして、救急活動を実施して現在に至っておるわけでございます。職員の体制といたしましては、医師が外科系、内科系各一、そのほか産婦人科一、そのほかにいわゆる薬剤師とかレントゲン技師、検査技師、看護婦と事務職、総勢十二名の宿日直体制をもって対処いたしております。その他必要に応じまして自宅待機の医師の非常呼出しを行っているのが実態でございます。五十五年度の実態でございますが、一日平均一三・九人、うち入院された患者が平均一・八人ということになっております。

この救急医療につきましては、五十四年九月から県の指導に基づきまして四日市地域の第二次救急体制を確立するために、市内の三公的公立病院——県立塩浜病院、それから羽津病院と市立四日市病院でございますが、月のうちに日を定めまして輪番制で救急二次機能を分担いたしましたして、ここに病院群輪番体制が発足いたしましたして救急業務を実施しているわけでございます。

それから、体制の強化とかいわゆる独立した救急部門の問題がございます。その日の救急状況というのは、実際は予想したい面もありまして、いろいろまちまちでございます。もちろん余裕のある人員で救急業務を行っているわけではございません。ただ、救急部を独立するという問題につきましては医師等の確保の問題等いろいろ困難な問題もございます。現段階におきましては現在の宿日直体制で努力いたしたいと考えております。ただ、いま神奈川県方式に触れられました。この点につきましては私どもまだ勉強不足でよく存じ上げておりませんので、今後研究し、参考にさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、次の付添いの問題でございます。

ただいまご指摘ございましたように病院の看護は戦後病院医療の近代化に伴いまして基準看護制度が導入されて現在に至っておるわけでございます。四日市病院は、厚生大臣の定める基準によりましてご指摘のとおり特二類看護の承認を受けまして入院患者の看護に当たっているわけでございまして、したがって、入院患者に対する看護についても相当内容の濃い看護をいたしております。看護婦がその業務に専念しておるわけでございます。付添いにつきましては、特に脳神経外科であるとか老人病等の重症患者、あるいは外科系の手術後の患者等の容体によりまして、申し出によりまして医師の許可を得て付添いを認めるという考え方で対処してきているわけでございますが、この場合、経費負担のかからない家族の方が付き添われるよう指導しているところでございます。

私どもといたしましては、効率的な看護を実施いたすためにICUであるとかCCUであるとか、こういった集中監視治療室を整備したり、病棟の看護婦の勤務体制につきましても、ある病棟によっては準夜、深夜を三三三体制とか三三三体制をとっているところもございまして、また、看護婦の監督下におきまして看護補助者をもって行い得る分野を担当させるために看護助手を各病棟に配置するなど逐次改善を図ってきておるわけでございますが、この付添い、こういう問題につきましても今後改善に努力していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上でござ

います。

○議長（前川辰男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 あと委員会でひとついま私が指摘しました問題、深刻な問題がいろいろあるようでございますので、経営実態、五十五年度決算の中身の濃いご審査の中でそうした問題点にも改善が加えられるような方向をひとつぜひお求めいただきたいと思うわけでございます。

それから最後に、大変愚問になって申しわけないと思うんですが、どうもそういう知識の乏しい私として理解できないわけでした、ちょっと教えていただきたいと思えます。

今度の決算書、非常に工夫をしていたかと思えます。いろいろとわかりやすくなったかと思えます。伊藤議員でしたか、たしか指摘されてこうした改善が図られたかと思うわけでございます。しかしながら、たとえば五十五年度におきましては一億五千八十七万六千円余りの経常利益を上げておるわけですが、臨時損失、すなわち旧病院用固定資産の無償による一般会計への所管換え並びにこれに伴う廃棄処分による固定資産譲渡損及び固定資産除却損が大きく影響し、結果として一億九千九百八十八万八千円余りの純損失を生じた。そして、繰越欠損金六千八百六十一万九千円余りとあわせて累積赤字を増加させている。その累積赤字は二億五千八百七十八万八千円余りということでございます。この赤字は将来的にどう克服していくのかということになるわけでございますけれども、この点も教えていただきたいわけですが、監査委員の決算審査意見書によりますと、今後ともいま申し上げた累積赤字解消のため創意工夫云々とあります。しかし、この臨時損失は現金支出の伴わない費用であり、減価償却費等と同様に資本的収支の不足額を補う財源として企業内部で留保される、いわゆる内部留保資金として留保したとなっております。当然帳簿上はそうなんですよけれども、いわゆる累積赤字、五十五年度のそういう臨時損失を經理して純損失を一億九千万、そして

繰越欠損金を合わせた累積の二億五千八百七十八万八千円、これを赤字として進めて、これの克服というところがどうも理解できないんですね。その辺のところをもう少しわかりやすく、あるいは今後この二億五千八百万の赤字克服ということが本当の企業努力目標になっていくのかどうか、その辺のところをひとつ、大変愚問かと思えます。お笑いになるかもわかりませんが、ひとつ率直なわからない点として教えていただきたいと思えます。

○議長（前川辰男君） 病院事務長。

〔病院事務長（藪田 裕君）登壇〕

○病院事務長（藪田 裕君） お答え申し上げます。

ただいまご指摘のとおり五十五年度決算におきまして、経常収支で約一億五千万円の利益が生じているのかかわらず、旧病院の資産処分に伴う臨時損失の発生によりまして一億九千万余の赤字を生じて、累積赤字が二億五千八百七十八万八千円余りになったわけでございますが、これが今後どういうふうな病院経営に影響していくのか、病院経営を圧迫するのではないか、これを解消することによって無理を生ずるのではないかと、病院長は思いますが、ただいまご指摘ございましたように、五十五年度決算を見た場合に、支出予算のうちこの臨時損失だけではなく減価償却費であるとか固定資産の売却損、こういうものが企業内部に留保されるわけでございます。こういったものが、現金の支出を伴わない経費が約八億八千五百五十五年度でございます。それともう一つ、先ほどの監査委員さんから出されております決算審査意見書の二十ページでございますが、いわゆる流動比率が出てございました。すなわち流動資産対流動負債の比率が二八・一〇％余りになっておりまして、これが前年度に比べまして若干好転しておりますし、資金的に見ました場合には現在の病院経営が特にこれによって圧迫されているというところはございませんわけでございます。

しかし、私どもといたしましては今後累積赤字解消のために、監査委員さんのご指摘にもありますとおり、いろいろ

ろ工夫も重ね、経営基盤の確立に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私、帳簿上の処理はそうなるということとはよくわかるわけですが、しかし、新しい病院の建設、その用地の取得なり建物の建設について病院事業会計の枠の中でやったわけではございません。そうして、今度の処理は、経理上はそうなると思うんですが、皆さんの努力でとにもかくにも五十五年度一億五千万ほどの黒字を出しているわけです。しかし、これにはかなり、先ほども指摘しましたように救急診療の体制にしろ、あるいは特二類看護となりながらその看護が及ばないような、そして患者がたくさん付添費用を出さなきゃならない、こういう実態になっていきます。また、いわゆる複八ということの体制で看護婦さんたちの配置がなされる努力があるわけですが、これも、これが実際には妊娠したり病気したりして、なかなか厳しい状況です。市立病院は重症患者が多くなっています。その中でせっかく皆さんが努力してきて黒字を五十五年度出した、まだその将来がどうという問題もあろうかと思えますけれども、しかし、これだけの帳簿上の赤字だけで云々しないで、実質的に黒字經常利益を上げているんだから、こういう面をもう少しそうした体制の充実の面に充てることはできるのではないかとこのところの問題の指摘だと思っております。その辺の意味でひとつご理解をいただき、委員会で十分ご審査いただければありがたいと思います。

○議長（前川辰男君） 他にご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

本件をそれぞれ関係常任委員会に付託いたします。

各常任委員会の担当部門は、お手元に配付の付託議案一覧表のとおりであります。

○議長（前川辰男君） 次に、本日まで受理した請願及び陳情は、お手元に配付いたしました文書表のとおりであります。

それぞれ文書表記載の関係常任委員会に付託いたします。

○議長（前川辰男君） なお、目下教育民生委員会審査中の陳情第十八号桜中学校の体育館建設について、お手元に配付いたしました文書と差しかえの申し出がありましたので、ご了承願います。

○議長（前川辰男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、九月二十五日午後二時から会議を開きます。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十一時二十七分散会

昭和五十六年九月二十五日

四日市市議会议定例会會議録（第五号）

四日市市議会议

第四 議案第一〇七号	四日市都市計画事業浜田第二土地区画整理事業施行規程の一部改正について……………	委員長報告：質疑、討論、採決
第五 議案第一〇八号	四日市市簡易水道条例の一部改正について……………	“
第六 議案第一〇九号	市道路線の認定について……………	“
第七 議案第一一〇号	工事請負契約の締結について……………	“
第八 議案第一一一号	工事請負契約の締結について……………	“
第九 議案第一一二号	工事請負契約の締結について……………	“
第二〇 議案第一一三号	動産の取得について……………	“
第二一 議案第一一四号	四日市市と菟野町との境界の一部変更について……………	“
第二二 議案第一一五号	教育委員会委員の任命について……………	“
第二三 委員会報告第一三号	総務委員会請願書等審査結果報告……………	採決
第二四 委員会報告第一四号	教育民生委員会請願書等審査結果報告……………	採決
第二五 発議第一一〇号	農地の固定資産税に関する意見書の提出について……………	採決
第二六 発議第一一一号	行政改革に関する意見書の提出について……………	採決

○本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

○出席議員（四十二名）

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 青 | 山 | 井 | 藤 | 伊 | 小 | 伊 | 伊 | 小 | 大 | 大 | 金 | 川 | 川 | 喜 | 訓 | 粉 | 小 | 後 | 後 | 坂 | 佐 |
| 山 | 井 | 藤 | 伊 | 小 | 伊 | 伊 | 小 | 大 | 大 | 金 | 川 | 川 | 喜 | 訓 | 粉 | 小 | 後 | 後 | 坂 | 佐 | |
| 峯 | 道 | 信 | 雅 | 四 | 武 | 喜 | 洋 | 幸 | 也 | 博 | 寛 | 長 | 正 | 光 | | | | | | | |
| 男 | 夫 | 一 | 敏 | 郎 | 雄 | 正 | 正 | 二 | 善 | 等 | 男 | 茂 | 次 | 次 | 次 | 六 | 次 | 信 | | | |

○出席事務局職員

代表監査委員	伊藤涼一	水道事業管理者	奥村仁人	次長	長谷川照男	教育長	舘増男	次長	河村昭郎	消防長	渡辺靖三	病院事務長	藪田裕	下水道部長	石井三夫	建設部長	山口一見	都市計画部長	内田忠泰	環境部長	樋口照一
--------	------	---------	------	----	-------	-----	-----	----	------	-----	------	-------	-----	-------	------	------	------	--------	------	------	------

事務局長	川合一郎	議事課長補佐	板崎大之丞	主事	鈴木晴美	主事	玉田耕士	主事	金森伸夫
------	------	--------	-------	----	------	----	------	----	------

午後二時一分開議

○議長（前川辰男君） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員数は、四十二名であります。

本日の議事については、お手元に配付の議事日程第五号によりとり進めますので、よろしくお願いいたします。

日程第一 故野崎貞芳君に対する追悼の辞

○議長（前川辰男君） 日程第一、故野崎貞芳君に対する追悼の辞。

去る九月十三日に逝去されました野崎貞芳君に対し追悼の辞をささげるため、生川平蔵君から発言を求められておりますので、これを許します。

生川平蔵君。

〔生川平蔵君登壇〕

○生川平蔵君 追悼の辞。

故野崎貞芳君に対し、追悼の辞をささげます。

野崎貞芳君、私も議員一同は、ひたすら君の健康の回復をお祈り申し上げておりましたのに、その祈りのかいもなく、ついに帰らぬ人となられましたことは、まことに残念であります。悲しみのきわみでございます。

君は、昭和三十八年四月に初当選されて以来、連続五期十八年余の長きにわたり、四日市市議会議員として活躍をされてこられました。その間、市議会副議長の重責も果たされるなど、数々の議会の要職を歴任され、その誠実な人柄とすぐれた見識、手腕はだれしもがひとしく認めるところでございます。

君のこれからのご活躍が大いに期待されておりましただけに、四日市市議会はかけがえのない人を失ってしまいました。惜しみてもなお余りあるものがございます。病魔に侵されながらも、病院より議会に出席し、特に九月の定例会には何をしても出たいと楽しみにしておられたと聞き、借別の涙とどめ得ません。人の世の定めとは申しながら、その逝去が余りにも早かったことは痛恨のきわみでございます。君の温容に満ちたお人柄が、いまほうふつとして眼前によみがえり、追慕と哀惜の情切なるものがございます。ありし同君の面影をしのび、万感こもごも胸に迫るものがあることを覚えるものでございます。

私も一同は、この悲しみに耐え、君がその全生涯をかけ、情熱を傾注された市勢の発展と地域住民の福祉のために最大の努力をすることをお誓いし、心からご冥福をお祈りを申し上げ、追悼の辞といたします。

日程第二 議案第九五号 昭和五十五年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし

日程第四 議案第九七号 昭和五十五年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定について

○議長（前川辰男君） 次に、日程第二、議案第九十五号昭和五十五年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、ないし日程第四、議案第九十七号昭和五十五年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についての三件を一括議題といたします。

。本件に関する委員長の報告を求めます。

産業公営企業委員長 高木 勲君。

〔産業公営企業委員長（高木 勲君）登壇〕

○産業公営企業委員長（高木 勲君） たいま議題となっております議案第九十五号昭和五十五年度四日市市立四日市病院事業決算認定について、議案第九十六号昭和五十五年度四日市市水道事業決算認定について及び議案第九十七号昭和五十五年度四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定について、産業公営企業委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第九十五号昭和五十五年度四日市市立四日市病院事業決算認定についてであります。

五十五年度の当事業決算におきましては、事業収益五十八億九千九百九十九万六千七百八十四円に対し、事業費用は五十九億九千二百六十六万五千六百七十五円で、差引き一億九千九百九十九万八千八百九十一円の純損失を生じたのであります。

この主な原因としてしまして理事者からは、旧病院の土地、建物の一般会計への所管換えに伴う固定資産譲渡損及び除却損等による特別損失の大幅な増加が挙げられたのであります。当委員会は、利用患者数の増加等により医業利益を生じていること、当年度に限っての旧病院の処分に係る臨時損失の計上という特殊性から、本決算を了としたのであります。しかしながら、今後においても維持管理費等諸経費の増高、企業債利息の増加等により、依然厳しい環境下での病院経営が予想されることから、検査業務の外部委託等積極的な合理化対策を含め、経営基盤の確立に向けて一層の企業努力を要望いたしました。さらに、市民の期待に沿うべき地域の中核病院としての医療サービスの充実について種々論議がなされ、その中で駐車場用地の確保及び医療従事者の資質向上等について要望がありましたほか、病床数の増床について意見がありました。なお、過日の本会議で質疑のありました救急医療体制については、医師確保が困難なことから現体制を維持し、また看護体制については、全国の自治体病院の動向を見ながら対応していきたいと

の表明がありました。

以上の経過をもちまして、当委員会は、本件を認定すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第九十六号昭和五十五年四日市水道事業決算認定についてであります。

五十五年度の当事業決算におきましては、総収益三十三億二千九百七十九万七千四百八十八円に対し、総費用は三十億七千六百十四万九千五百五十九円で、差引き二億五千三百六十四万七千八百四十九円の純利益となったのであります。これは、主に水道料金の改定によるものであります。理事者から、異常な冷夏の影響により、営業収益が財政計画の見込みを大きく下回ったこと、さらに大口需要の減少、節水意識の浸透等による給水収益の伸び悩みとともに、動力費等諸経費の増高により、今後の事業経営については楽観できないとの説明がありました。当委員会としては、今後とも市民に低廉かつ安定的に給水を行うため、経営の合理化に一段の企業努力を要望いたしました次第であります。また、水道工事に係る問題について種々論議がなされ、材料価額等の見直しや下請業者の指導について意見がありました。たほか、水道管理設工事に伴う道路の掘り返しについては、関係者との十分な調整のもとで計画的に行うよう指摘がありました。さらに、老朽管の布設換えについては、了いたしましたところ、理事者から、第三期拡張計画の見直しの中でこの早期改良を検討するとの説明があり、了いたしましたほか、水の安定供給に不安のある簡易水道については、上水道への早期統合を行うとともに、料金体系の一元化を検討するよう意見がありました。なお、大矢知地区の遊休企業施設については、処分を含めて検討するよう要望いたしましたほか、桜地区内産業廃棄物埋立予定地については、上水道の水質保全の点から十分配慮するよう意見がありました。

以上の経過をもちまして、当委員会は、本件を認定すべきものと決定いたしました次第であります。

次に、議案第九十七号昭和五十五年四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定についてであります。

五十五年度の当事業決算におきましては、共済事業総収益二億二千八百七十七万四千八百八十二円に対し、共済事業総費用は二億二千八百三十七万七千六百三十八円で、差引き三十九万六千五百四十四円の純利益となったのであります。これについて理事者から、当年度は冷夏、イネミスゾウムシ等の影響により、水稻、麦の大幅な減収を初め蚕繭、果樹等にも大きな被害を及ぼしたため、共済金の支払いに当たっては、不足金填補準備金より充当する一方、麦共済損失補償金の交付があり、わずかながら剰余金を生じたとの説明がありました。当委員会は、農家の被害軽減に果たした本事業の役割を評価するとともに、制度の拡充強化を図る一環として、農家の病虫害に対する積極的な取組みについて指導を要望いたしました。

以上の経過をもちまして、当委員会は、本件については決算を認定し、剰余金の処分については原案のとおり可決すべきものと決定いたしました次第であります。

これをもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（前川辰男君） 委員長の報告は、お聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたら、ご発言願います。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 議案第九十六号昭和五十五年四日市市水道事業決算認定について、お尋ねをいたしたいと思っております。質疑の折に今後の見通し、こういう点についてお尋ねをしたところでございます。それは、昨年値上げして、五十五年決算見通しでは五億余りの剰余金が出る予定が、半分の二億五千万まで減少した。そういうところから、五十七年度から値上げせざるを得ないような状況が生まれるのではないかと、こういう点で非常に心配をし、質問をしたところでございますが、委員会の中で「企業努力をしていくんだ」という理事者の答弁があったやにお聞きをしておりますが、どのような企業努力で、どういう見通しをお持ちなのか。そういう点で私は以前からも指摘もしてきたところで

ございますが、確かにいろんな困難はございます。そういう点でも、支出の約二〇％を占めております北勢水道用水の受水、こういうものについては他の関係町村でも大きな負担となっていくことと思えますし、そういう点でもっとこれを県とも交渉し、県の負担をもっと強化していく、そういう努力をすれば、少しでも低廉な、かつ安定した水を市民に供給できるのではないかと思います。そういう点についてどのように論議されたのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（前川辰男君） 産業公営企業委員長 高木 勲君。

〔産業公営企業委員長（高木 勲君）登壇〕

○産業公営企業委員長（高木 勲君） 委員会の方ではいつも申しておる言葉でございますが、公営企業の立場、また公益の立場から断水を避けるという意味によって、企業努力によっていろいろと努力されておるということを評価しながら十分検討したのでございます。それ以上は、いつも企業内の問題でございますので、委員会としては、十分今後とも水源確保あるいは合理化等によって努力するよう言うておるだけでございます。

以上、報告させていただきます。

○議長（前川辰男君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 答弁いただきましたが、やはり私が考えますには、水道事業においては職員の皆さんが非常に日夜努力をされている、こういう点は非常に私自身も感謝をしているところでございます。しかし、企業努力だけでは足りない、こういう点では北勢水道用水、こういうものについては、ぜひとも今後とも他の町村とも連携し、県に対して強く迫っていく、そういう点を要望いたしまして質問を終わりたいと思えます。

○議長（前川辰男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 病院事業会計決算に関しまして、お尋ねをしたいと思います。

ただいま委員長報告をいただきました中で、「看護体制については全国の自治体病院の動向を見ながら対応していきたい」との当局側の表明があったということでございますけれども、私は議案質疑の段階で、今日の市立四日市病院の本来付添いを要しないというたてまえをとっている中で、付添看護が大変な費用を伴って存在をしておる、この点で何らかの改善の余地はないか。もちろん国の基準等に、また国の低医療政策等に問題があることはよく承知しておりますけれども、しかし市立病院の中で少しでも看護関係職員を増員する等によって、そういう付添看護、市民の皆さんのこの大きな負担というものを解消する余地はないか、こういう観点から問題を提起させていただいたわけでございますけれども、病院当局側の今後の対応というものを聞きいたしましたときに、さしあたり少しでも看護関係職員を増員して、多額の負担を要する市民の付添看護を軽減していくという余地はないということなのかどうか。全国の自治体病院、他の病院の動向も大変大事でしょうけれども、四日市の市立病院の経営の実態なり、現在の看護体制の実態から見て、少しでも改善をする余地はないのかどうか、そのところはいかがでしたでしょうか、その辺をひとつ伺いたいと思います。

それから、救急医療体制については、「医師の確保が困難なことから現体制を維持し」という、これも当局側のご意向が表明されて、そしてこれを委員会としても了とされたかに受けとめたわけでございますけれども、実際、市立四日市病院が四日市を初め北勢地域の中で救急医療というものの非常に重要な位置を占めていると思うわけです。県の救急診療の中で病院群輪番制病院という形におきましても、羽津病院あるいは塩浜病院、市立病院、こう見ましても、六割を市立病院が担っておるわけですね。ですから、非常に重要な位置を占めている。また、救急医療というのは非常に広域的に対処されるべきものであり、そしてこういうものを公営企業としての市立病院の独立採算の部門の中で

全部処理していくということは非常に無理がある。神奈川県の場合、県が市立病院に合せて救急病院をドッキングして、そしてその建設費あるいは運営費についても県費補助している、こういう実態があるわけでございますけれども、そんなふうな救急医療の特殊な事情から、県なり一般会計なり、そういうものに助成を仰いで、助成をして、そして救急診療部門を独立させていく、こういうことの必要が非常にあるのではないかと思うわけでございます。こういう点で、非常に短兵急に現体制維持でいいんだというふうなこと非常に印象づけられるようなご報告がございましたんですけれども、この点はもう少し今後においてご検討いただいでしかるべきではないかというふうに思うわけでございますけれども、その辺のご審査の事情等を伺えればありがたいと思うわけでございます。

○議長（前川辰男君） 産業公営企業委員長 高木 勲君。

〔産業公営企業委員長（高木 勲君）登壇〕

○産業公営企業委員長（高木 勲君） 救急医療の問題で、医師の問題でございます。それについては、いろいろ独立することについては医師確保の問題で困難があるということ、一応要望程度と承って今後検討するように、今後とも勉強するようにしますが、もう一つの看護体制でございます。これについては、二十四時間いろいろ看護は必要あるいは植物人間等の患者もあることで、医師の許可により、家族の応援を求めながらも金の要らない体制をお願いしておる。そこで、今年度から四〇、二十四病床についていろいろとめんどろを見ていただいておりますので、今後とも全国組織の中でそういう問題を解決するように対応していきたいという現状でございますので、ご了解していただきますと思います。

○議長（前川辰男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 看護体制の問題につきましては、いまも申し上げましたが、市立四日市病院の中で少しでも努力できる、改善できる、そういう余地をひとつ当局が積極的に進めていただきたい。

それから、救急部門の問題についても、やはり県の施策もいま申し上げたような方向で十分引き出す努力をしていただきたいながら今後善処をしていただくよう要望して終わりたいと思います。

○議長（前川辰男君） 他にご質疑もありませんので、委員長報告に対する質疑を終結いたします。

これより直ちに本件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、病院事業及び水道事業については決算を認定し、農業共済事業については決算を認定し剰余金処分を原案のとおり可決すべきものとするものであります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、病院事業及び水道事業については決算を認定し、農業共済事業については決算を認定し、剰余金処分を原案のとおり可決することに決しました。

日程第五 議案第九八号 昭和五十六年度四日市市一般会計補正予算（第二号）、ないし

日程第二一 議案第一一四号 四日市市と菟野町との境界の一部変更について

○議長（前川辰男君） 次に、日程第五、議案第九十八号昭和五十六年度四日市市一般会計補正予算（第二号）、ないし日程第二一、議案第百十四号四日市市と菟野町との境界の一部変更についての十七件を一括議題といたします。

本件に関する委員長の報告を求めます。

まず、総務委員長にお願いいたします。

中村信夫君。

〔総務委員長（中村信夫君）登壇〕

○総務委員長（中村信夫君） ただいま議題となっております各議案のうち、総務委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第九十八号昭和五十六年度四日市市一般会計補正予算（第二号）の関係部分についてであります。

歳入全般については、市税収入の財政運営に及ぼす影響がきわめて大きいところから、今後の市税収入の見通しについていただきましたところ、理事者からは、不況等により、法人市民税の伸びが予算編成時の予想を大きく下回っており、今後も大幅な伸びは期待できない状況であり、今後の財政運営に当たっては、当初の総合予算の方針を堅持するとともに財源の確保に努め、収支のバランスを失することのないよう留意してまいりたいとの説明がありました。

また、歳出第二款総務費のうち、企画費の補正については、今回国の田園都市中核施設整備事業として採択決定されました北部公共施設の建設計画策定に要する経費であり、本年度は基本設計、実施設計等を行い、来年度より五十九年度までの三カ年で建設を進める予定で、建設費は十五億円を想定しているとの説明がなされ、これを了とした次第であります。なお、第二条債務負担行為、第三条地方債については、別段異議はありませんでした。

次に、議案第百三十四号四日市市職員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について及び議案第百十号から議案第百十二号までの小・中学校の特別教室等の工事請負契約案並びに議案第百十四号四日市市と菟野町との境界の一部変更についての以上五議案については、別段異議はありませんでした。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

簡単ではありますが、これをもちまして総務委員会の審査報告といたします。

○議長（前川辰男君） 次に、教育民生委員長にお願いいたします。

山路 剛君。

〔教育民生委員長（山路 剛君）登壇〕

○教育民生委員長（山路 剛君） ただいま議題となっております各議案のうち、教育民生委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第九十八号昭和五十六年度四日市市一般会計補正予算（第二号）の関係部分についてであります。

歳出第三款民生費につきましては、地方改善施設整備工事請負費七億一千八百万円が補正の主なるものであります。理事者より、本事業については、地方改善施設整備事業の一環として、関係住民の生活安定を図るため、去る昭和四十九年度より計画を進めてきた寺方町における大型共同作業所を、今回の補正を含めて十三億円で建設するものであり、増額補正の主な内訳については、工事請負費、公有財産購入費等であるとの説明がなされました。当委員会におきましては、作業所について、寺方地区のみに限らず他の地区における行政側の積極的な取組み姿勢について、また今回の補正額の大きい点に着目し、予算編成段階における事業費の見直し等についていただきましたところ、理事者側としては基本的な考えとしては、本事業について、寺方地区だけでなく関係地区全域における雇用対策も含めた計画であるが、他の地区についても今後各地区の实情に合わせた事業を進めたい旨の説明がありました。また、今回の大幅な補正の理由として、当初計画に比べ、工場の規模、付属施設の変更増加等によるものであり、建設後の運営については、地域産業の育成、雇用促進等を図っていききたい旨の説明があり、当委員会はこれを了いたしました。

歳出第十款教育費につきましては、小・中学校及び幼稚園における備品購入費に係る補助金決定に基づく追加補正であり、特に幼稚園に対する備品については全体的なレベルアップを目的として配分したい旨の説明があり、その他の補正につきましては、大膳寺跡の発掘調査費、全国高等学校野球大会における海星高校に対する補助金の増額がそ

の主なものであり、別段異議はありませんでした。

議案第一百号昭和五十六年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第一号）につきましては、住宅新築、改修及び宅地取得等の件数増加による貸付金の増額であり、別段異議はありませんでした。

議案第百四号四日市市国民健康保険条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正による所要の改正でありまして、別段異議はありませんでした。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました関係議案は、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、教育民生委員会の審査報告といたします。

○議長（前川辰男君） 次に、産業公営企業委員長にお願いいたします。

高木 勲君。

〔産業公営企業委員長（高木 勲君）登壇〕

○産業公営企業委員長（高木 勲君） ただいま議題となっております各議案のうち、産業公営企業委員会に付託されました関係議案について、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第九十八号昭和五十六年度四日市市一般会計補正予算（第二号）の関係部分についてであります。

歳出第六款農林水産業費につきましては、農林業同和対策事業に関連して、事業の遂行とともに全市的な観点から農政の遂行を図りたいとの意見、また農用地利用増進特別対策事業としての農業集落センター建設への補助及び漁港整備に関連して行政区界の整合性について、一部委員から意見がありました。

議案第百二号昭和五十六年度四日市市水道事業会計第一回補正予算及び議案第百八号四日市市簡易水道条例の一部改正については、別段異議はありませんでしたが、さきの報告でも申し上げましたように、簡易水道の上水道への早

期統合について要望いたしましたことを付言しておきます。

以上の経過をもちまして、当委員会に付託されました各議案につきましては、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、産業公営企業委員会の審査報告といたします。

○議長（前川辰男君） 次に、建設委員長にお願いいたします。

平野行信君。

〔建設委員長（平野行信君）登壇〕

○建設委員長（平野行信君） ただいま議題となっております各議案のうち、建設委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会の審査の経過と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第九十八号昭和五十六年度四日市市一般会計補正予算（第二号）の関係部分についてであります。

歳出第八款土木費については、都市計画費に関連して本市の街路事業は、その計画に沿って進められているものの、現実においては計画との間にそごを来していることもあり、これらの対策を含め、今後十分検討され、計画的にその推進を図られるよう要望いたしました。また、道路橋梁費に関連して、羽津山線の道路改良工事に係る雨水排水等及び旧道の改善計画についていただきましたところ、理事者からは、排水対策については、羽津山線とその周辺地域を含め、地元との交渉を続けながら対処していく考えであり、また旧道の整備については、年次計画を立てて実施したい旨の説明があり、これを了といたしました。住宅費に関して、同和向け公営住宅の建設に当たっては、地区において住宅に格差が生じないように配慮すること等を指摘いたしました。

議案第九十九号昭和五十六年度四日市市公共下水道特別会計補正予算（第一号）及び議案第百号昭和五十六年度四日市市土地画整理事業特別会計補正予算（第一号）の二議案については、別段異議はありませんでした。

議案第百五号四日市市営住宅条例の一部改正については、市営住宅入居者の収入超過者に対する割増賃料の徴収に關するものであり、理事者からは、現在その対象世帯は八百世帯に上り、条例改正により、月額約百九十万円の収入増となる旨の説明がありました。なお、収入超過とする設定基準等に対し、反対意見があり、本件については賛成多数により承認いたしました。

議案第百六号四日市都市計画事業西浦土地区画整理事業施行規程の一部改正について及び議案第百七号四日市都市計画事業浜田第二土地区画整理事業施行規程の一部改正については、清算金の算定に係る清算方式等の改正であり、以上の二議案については、別段異議はありませんでした。

議案第百九号市道路線の認定については、市において施行した以外の道路の認定に際し、その引継ぎを受ける場合、直ちに維持管理に負担を伴わないよう特段の努力を払われんことを強く要望いたしました。なお、内部小山田桜線は、本来その機能から見て、県において管理すべきであるとの意見があり、本件については、賛成多数により承認いたしました。

議案第百十三号動産の取得については、羽津ポンプ場に設置する雨水ポンプ設備機器の購入であり、別段異議はありませんでした。

なお、最後に、当委員会といたしましたしは、審査の過程において、土木関係予算のあり方について活発な論議が交わされ、特に市長の出席を求め、その考えをただしましたところ、市長からは、土木予算の配分には十分意を用いるとともに補助事業の増大にも努力をしているとの説明がなされ、当委員会はこれを了としましたが、住民の大切な生命、財産を守るためにも、その重要性の大きさにかんがみ、土木関係予算の拡充に特段の意を払うよう強く要望いたしました。

以上の経過により、当委員会に付託されました関係議案は、いずれも原案のとおり承認いたしました次第であります。

これをもちまして、建設委員会の審査報告といたします。

○議長（前川辰男君） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

委員長の報告に対し、ご質疑がありましたらご発言願います。

古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 建設委員長にお尋ねをいたします。

議案第百九号市道路線の認定についてのうち、内部小山田桜線、いわゆる起点は波木町でございますし、終点は桜町になっております。この市道認定について五点お尋ねをいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まずその一点は、このいわゆるミルクロードの通過人口の居住者その他の割合を調べてみますと、この道路は当然、市がもらうものではなくして、国道か県道とすべきではないかと私は思います。その点のようなご論議がなされたか、お尋ねをいたします。

二点目では、仮にどうしても市道としても市道してもらわなければならないというような事情があったとしたならば、なぜ急いでこの時点でもらわなきゃならぬのか。もう少し周辺の整備をされてから市として受け取ってはどうか、こういう点のご議論はなされたかどうか。

三点目は、いま信号なり、あるいは側溝なり、いろいろとまだ未整備のこの道路に今後整備をするとするならば、どれくらいの費用がかかるのかどうか、その点の討議をなされたかどうか。

四点目は、そのような仮に多額の費用が必要ではなからうかと私は思います。この費用を今後市の方で負担して整備をしていこうとするならば、当然市内一円の土木費がカットをされるのではなからうかという心配をいたします。この点に対するご論議はどうであったかどうかという点。

五丁目には、現在一企業なり、あるいは地域住民の総意によって開発組合等が組織されて、いろいろな開発行為をし、住宅等を立てております。その場合に、市は相当厳しい指導を行っております。このようにまだ中途半端のものを市道として受け取るならば、今後この厳しい指導を緩めていくということになる可能性も私はあるのではなからうかと思えます。この点に対する関連性のご討議がなされたかどうか。

以上五点についてお尋ねをいたしますので、ご答弁を願います。

○議長（前川辰男君） 建設委員長 平野行信君。

〔建設委員長（平野行信君）登壇〕

○建設委員長（平野行信君） ただいま古市議員からご質問がございました五点についてのお答えでございますが、五点別々にお答えをすると非常にいいと思うんですが、総括的に、答弁になるかどうかわかりませんが、審査の内容をご報告申し上げます。

ご承知のように、内部小山田桜線というのは、各周辺の町村も関係しております、菰野それからその他の町においては非常に重要な道路であるということで、四日市が空白状態の非常に大事なポジションでございますので、この承認がなければ、当然県道としていまままで利用しておいた道路が生きてこないということで、四日市の認定が ok れることによって周辺に非常に迷惑をかける、したがってどうしても急がなければならないということでございます。

それから、未整備の費用についてはどれぐらいだということですが、幾らという回答はありませんでした。ただ、必要があってやるとするならば、たくさん負担があるだろうというような意味合いのお話は出ておりました。さらに、市に負担がかかるんじゃないかと非常に市長の立場をご理解されているようなご質問でございますけれども、これについても、先ほど申し上げましたように維持管理に伴うそういう負担がないように市長も「いままです算

配分については努力してきました。したがって、この分についても直接負担が伴わないように努力する、理解をいただきたい」というふうな回答でございました。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 古市元一君。

〔古市元一君登壇〕

○古市元一君 どうもご答弁ありがとうございました。決して建設委員長にとやかく申し上げるつもりはございませんので、その点ひとつご理解の上、再質問をさせていただきたいと思っておりますが、そうしますと、仮に私の知っている範囲内では、側溝なり、あるいは信号なり、その他未整備のまま市の方で受け取っても、市の方は今後整備に金はない、こういうような委員長のご答弁でございましたけれども、これ以上委員長に聞いても申しわけないと思えますので、市長なり助役に直接お聞きしますけれども、いま委員長の報告どおり、市の方は一銭の費用も今後かからずして周辺の整備をしていくというふうな考えでよろしゅうございますかどうか。

それから、あと、かからないんだから、土木費のカットということはないと思えますけれども、もしかかるとするならば、市内一円土木費がカットされていくだろう。それから、なおこの財政の窮屈なときに、道路とかそういうものがまだ未整備になっているところがたくさんあると思えます。そういう方面へ重点的につぎ込んでいくべきが、現在四日市市民に対する信託にこたえる道だと私は思います。ただ、まだまだあわててもらわなくてもいいような道路をあわててもらって、そういう方面へ多額の費用を投じていく必要はないのではなからうか、このように思います。それから、もう一つは、そういうことは十分市長なり助役は私は知っておると思うんですよ。知っておって、もう一つは、農林水産省なり国の方からこれ以外に何かメリットがあるのかというふうなふうに私は考えるわけなんです。最後に、そういうようなメリットがあるんならば、これは私はやむを得ぬと思えますけれども、そういう点も含めてひとつ理事者の方からご答弁願えませんか。

〔私語する者あり〕

○議長（前川辰男君） 暫時休憩いたします。

午後二時五十六分休憩

午後三時四十二分再開

○議長（前川辰男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

建設委員長 平野行信君。

〔建設委員長（平野行信君）登壇〕

○建設委員長（平野行信君） 古市議員からご指摘のあった点について、言葉足らずでしたので補足いたします。

当委員会は、市長、助役の出席を求めまして長時間にわたり論議をいたしましたのでありますが、ミルクロードの建設の経緯から、他の関係町村がすでに路線を認定している現況にかんがみ、本市としても認定せざるを得ないものとして提案したものであります。また、本道路の路面管理については、完備されていない関連する付帯工事等については、来年度以降十分考慮したいとの答弁がございましたので、ご理解いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 ただいまの市道認定について、関連をしてお尋ねをしたいと思いますのですが、考慮するということではございますが、未整備のまま受け取る、そういうこと絶対できないと思いますし、未整備で受けた後、県に本当に負担をさせていくのかどうか、この約束、この問題についてお尋ねをしたいと思いますし、今後この問題を含めて、フラワールード、そういった問題も起こってくると思いますが、そういう問題についても、そのまま未整備のままに受け取るのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（前川辰男君） 建設委員長 平野行信君。

〔建設委員長（平野行信君）登壇〕

○建設委員長（平野行信君） 先ほども申し上げましたように、来年度についてはできるだけ要望が満たされるように努力するという答弁でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

なお、フラワールードにつきましては、今回の物件とは違いますが、そういう意見はございませんでした。ご理解ください。

〔私語する者あり〕

○議長（前川辰男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私は、議案第九十八号の五十六年度一般会計補正予算第二号に関しての委員長報告、特に教育民生委員長にお尋ねをしたいと思います。

私が所属しております建設委員会におきましても、日永の市営住宅建設についての補正予算がございました。これは、当初計画と比べまして、ずいぶん内容的に変わってきたものでございます。が、教育民生委員会に付託された中で、大型共同作業所、これも先ほどの委員長報告にございましたように、当初計画と比べて大変事業費がふくらんでいるということを感じるわけでございます。一体この当初計画と今日大幅な補正がなされたというこの経緯が、先ほどの教育民生委員長のご報告の中では十分理解できるものとなっております。私自身には、そこで、一体どうしてこんな当初計画から年度途中で大幅な補正を組まなきゃならないのか。そこにどんな事情があるのか。一体同和対策課まで置いて、そしていろいろと行政推進している、その行政の主体性、その計画性はどこにあるのか。

一体この大幅増の問題については、われわれは当初計画を是とすべきなのか、大幅な計画変更したものを是とすべきなのか。最高責任者である市長は、この点を最終的に決断されるに当たって、どんなような事情を、どんな考え方をもって決断されたのか。こうしたところを委員会でのようにご審査いただいたのか、これをお答えいただきたいと思うわけでございます。そしてまた、この事業効果というものに対してどんなような確信が持てるのか。その経営の将来にわたる収支、そういう問題についても、どのような確信を持っておみえになるのか、どんなような根拠をもってそういう収支も立てられているのか、その辺がどのように議論されたのか。また、この大幅な年度途中での予算補正は、事業そのものを年度内に完成させることができるのかどうか。この辺の見通しもどのようにつけられたか、お答えをいただきたいと思ひますし、この点で審査の及ばなかった点につきましては、当局側から改めてここでご答弁いただけるようにご配慮をいただきたいと思ひます。

○議長（前川辰男君） 教育民生委員長 山路 剛君。

〔教育民生委員長（山路 剛君）登壇〕

○教育民生委員長（山路 剛君） お答えいたします。

ただいまの大型共同作業所の問題でございますが、補正いたしました七億一千八百万円という大きな金額でございます。これにつきまして、いろいろ論議を呼んだわけでございます。まず、初め出ました問題につきましては、これだけの大きな補正をやるということにつきましては、当初の計画が甘かったのではないかという問題等も出てまいりまして、また先ほど質問のありました、これだけの大型投資をやった場合に、その後運営についてはどうか、いろいろそういう論議もなされたのであります。また総額で十三億円ありますが、この補正の内容につきましては、ただいま報告いたしましたように工事契約請負費、または公有財産の購入費でありまして、以前よりは大きく変わってきたということで増額されたということに聞いております。詳しい点につきましては、またわからないところは理事

者の方からご説明をいただきたいと思ひます。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） 教育民生委員長からる説明をいただいたわけでございますが、その中で一部の点について補正させていただきたいと思ひます。特に、その中の今年度の補正予算に計上しておきながら今後の年度内の事業の完成ができるのかというご質問でございます。

これにつきましては、一応現在の用途といたしましては、七月末に完成を目標として進んでおります。と申しますのは、この事業は国の単年補助事業ということになります関係上、単年度でやはり事業としては進めていかなきゃならない。しかし、その中で現状といたしましては、当然繰越しをまた皆さん方にご了解いただいております。なお、やっぱりいけないと思ひます。一応計画としては、八月より事業開始ということで進んでおります。なお、この大型作業所の計画性、主体性というようなお話があったわけでございますが、少なくとも同和問題のできるだけ早期の解決、そうした場合に、雇用の安定、生活の安定ということは非常に大切なことだとわれわれ思っております。でございます。こうした中で、先ほど委員長からも話がありましたように、長い年月検討を重ねた結果の結論でございます。当初におきましては、直ちにこの事業が採算ベースにのってくるということとは多分考えられないと思ひます。でございますが、四、五年にはそうしたベースにのってくるだろうということをお考えをお願ひいたします。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） この事業は、私は同和対策事業としてきわめて適切な事業でありますし、事業運営上、機械設備等を考慮いたした場合は、やむを得ないものだというふうに判断したのでございます。ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 私も、事業が適切なものである限り実施すべきだと思っております。ただ、いま私がお尋ねをいたしましたのは、当初計画とこんなな今日の計画とは大幅な変更になる。そうすると、当初計画が甘いのではないかとこの指摘もあったという委員長のお話でございました。先ほど。そうしますと、これは当初計画が甘かったということとを委員会としても確認をされ、理事者も承認をされた。その後、いろいろな当初計画の甘さから、ずさんさからこういう変更をしたんだと、こういうことなんでしょうか。このところがどうなのかということをお尋ねしているわけです。本日に当初計画がずさんであったとか、甘かったとかいうことになりまして、これの一件に限らずに、先ほど私のお尋ねした中にも例に挙げました日永の市営住宅の場合でも、やはり当初計画からがらっと変わってしまったおる。一体、行政のルールなり計画性なり、そういうものはどうなのだろう。これが本日に正しい姿で必要なのだとということなら、なぜそれが初めから十分把握して、そして関係住民と本日に十分な対話をして、そしてきちっとのせてくるという形にならないのか、このところをお尋ねをしているわけです。その辺がどうであったのかという事です。

それからもう一つ、いま福祉部長は、いま予算組むけれども、事業の完成は翌年度にまたがっていくんだ、繰越しを当然途中で認めてもらうことになるんだというご答弁ありました。あらかじめ繰越しをするということがはっきりしているものを、いまお金がない、財政がないということで、今度の九月補正についても各部門からいろんな要求が

出ている。それを抑えてきておるのに、今回の補正になぜ組む必要がありましょうか。おっつけ補正組んだって構わないじゃないですか。そういう財政対策といいますが、そういう面でも私は疑問なしとしないわけでございます。あらかじめもう事業が繰り越される、改めて皆さんに明許繰越か何かで提案するんだということ、いまそういう意味のことを福祉部長が答えられたと思うんですが、そんなこと、初めからわかっているものを、なぜこの九月補正に全面的に出してくるんだらう。次に割って出してもいいじゃないですか。そう割って出しても、工事発注の方法はあるんじゃないかと私思うんですが、この辺はどのように委員会でご判断になったんでしょう。また、そこまで審査が及ばなかった点があるとすれば、理事者の方でも少し明確な答弁をいただいておくべき、やはり議会の審議の本筋の問題として私はあえてお尋ねをするものでございます。

○議長（前川辰男君） 教育民生委員長 山路 剛君。

〔教育民生委員長（山路 剛君）登壇〕

○教育民生委員長（山路 剛君） お答えをいたします。

ただいま当初計画が甘かったのか、それとも甘かったということを委員会でご認めたのか、第一点でございますが、これは認めたわけではございません。甘かったのではという論議はされたのでございますが、その中でやはり工事内容の変更、または増築、そして関連事業、たとえば下水排水等の問題等が出されましたので、別に甘かったとは考えておりません。また、繰越し問題の件につきましても、やはりその財政上の問題、余り詳しい点までは委員会として討議はなされなかったでございます。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 福祉部長。

〔福祉部長（岩山義弘君）登壇〕

○福祉部長（岩山義弘君） まず、こうした大きな金額を年度内にできないのに補正にかけたという問題でございます。

すが、先ほども申し上げましたように国の補助事業になっておるわけでございます。そうした面でも五十六年度事業としてここにお願ひしてご了解を賜りたいということでございます。そうしませんと、国の補助金あるいは市債等につきましては対応がされないということがございますので、ひとつご了解いただきたいと思います。

さらに、当初の予算に比較して、後増額された分でございますが、これにつきましては、先ほど委員長さんからもお話がありましたように、将来的に採算ベースにのせていくためには、やはりわれわれとしてもさらに再検討をしていかなきゃならない非常にむずかしい事業だったと思うわけでございますが、そうした中で、やはり建物の構造あるいは面積の問題、あるいは浄化槽の問題、それを増設していくという問題、あるいは電気、衛生、空調等々の整備をやはりこの際整備していかなきゃいけないということが、当初予算要求後確定してきたということでございます。ご了解いただきたいと思います。

○議長（前川辰男君） 小井道夫君。

〔小井道夫君登壇〕

○小井道夫君 時間の制約もありますので、あともう簡単にしたいと思ひます。

五十六年度事業という意味は、それなりに理解をいたします。しかし、いまの福祉部長のご答弁では、また教育民生委員長のご答弁でも、納得できないわけです。わずか半年たつたたぬかに、一千万、二千万でも大変なことですけれども、七億も八億もプラスになるといふ、当初計画がずさんであった、甘かったということを外に認められたということしか言いようがないと思ふんですけれども、要するに日永の市営住宅にしろ、あるいはまたと畜場食肉市場の例にしろ、もう少し行政的的確に問題をつかんで、そして本当に必要なもの、これをきちんと当初から出してくるというこの辺の主体的な対応の問題をこの際きちんとしていただけるかどうか。同和対策関係の部署もきちっと設けているわけですし、各部署を通してのプロジェクトもつくっているというご答弁なんです。それであればある

ほど、行政の筋も正しながら行政の本当のあるべき計画性を持ったものをもって対応していただく、この三つの例を挙げましたが、こういう点を本当に轍を踏まないように今後していただけるのかどうか。大変重要な問題でございますので、あえて市長の重ねてのお考えを伺って、終わりたいと思ひます。どうぞよろしく願ひしたいと思います。

○議長（前川辰男君） 市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） 当初計画を立てるときは、十分将来性を見越して計画づくりをしなければいけないことは言うまでもないというふうに私は思っております。ただ、事業の性格上、われわれにはかり知れない面もあったかというふうに推察をいたしております。経験のない仕事でありますと、そういうことも生ずる可能性は私は全くないとは言えないと思ふんですが、当初の計画づくりを進める上に当たりましては、今後とも十分先を見通した姿勢で臨んでまいりたい、かように思ひます。以上でございます。

○議長（前川辰男君） 他にご質疑もありませんので、委員長長の報告に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので発言を許します。

佐野光信君。

〔佐野光信君登壇〕

○佐野光信君 私は、議案第百五号並びに百九号について反対をするものでございます。

議案第百五号四日市市営住宅条例の一部改正についてでございますが、この家賃割増しについては、公営住宅法に照らしても、低所得者に対しては安い公営住宅を保障するとともに、真に高収入の人に対しては是正すべきであるというふうに思ひますが、今回の割増家賃実施に当たっては、そういう点が十分でない、そういう点から反対をするも

でございます。

この議案は、すでに昭和三十五年に市営住宅条例が改正され、そしてそこに割増家賃制度が導入されたものであります。しかし、今日まで諸般の状況の中で実施がなされていないかったものを、今回条項を整備して実施しようとするものであります。第一種で十一万一千円を超える人には二〇％、また十二万六千円を超える人で四〇％の割増家賃を取ろうとするものであり、第二種住宅で六万九千円を超える人には三〇％、十一万一千円を超える人には五〇％、また十二万六千円を超える人には八〇％の割増賃料になっているわけでございます。この積算根拠が住宅公団、こういったものを目安にして置かれているということでございますが、しかし四人家族の標準世帯で見ますならば、第一種で十一万一千円を超える人の年収、これは三百三十一万五千円になりますし、また十二万六千円を超える人の年収は三百五十四万円でございます。これをボーナスを年間五カ月として計算をしてみますならば、一月の収入がそれぞれ十九万五千円、また二十万八千二百三十五円、こういう額になるわけでございます。この額の中から社会保険料やいろいろな税金が取られる。そうしますならば、実収入、手取りはもっと低くなるものと思えますし、先日国税庁のまとめました年間給与の実態調査におきましても、民間サラリーマンの昨年の平均年収が、物価上昇に追いつかず、実質的な減収となった上に税金はふえて、過去十年間で最高の税負担率となったことが明らかにされているわけでございます。そういう点からも、果たしてこの収入超過者と言われている人たちの収入が決して多いものではありませんし、また生活実態からいっても大変厳しい状態であります。市民生活を守る、そういう点からも割増賃率は、基準を改めるべきであると思えます。

二つ目には、今日政府・自民党が住宅政策を、持ち家政策を進めておるわけでございます。諸外国においては、公営住宅建設を一層進めて国民の生活を守っている。こういう点からも、家賃を値上げする、こういうことによって民間デベロッパーや、また建設業界の思うがままの政策に出ているわけです。そういう点からも私は、国民には低廉な家賃の住宅を保障する、そういうことこそ国と地方自治体の責任であると思えますし、そういう立場からもこの議案には反対するものでございます。

議案第九号市道路線の認定についてでございます。

先ほども論議をされましたが、内部小山田桜線、いわゆるミルクロードについてでございますが、この道路は県事業として農業道路政策の目玉として県が進めたものでございます。このミルクロードは広域にわたる事業であり、その性格からいっても、機能の実態からも、県道として県が全面的に整備をして管理をすべきであります。今回市道として引き継ぐことによって、一般的な維持管理だけでなく、いまなお多くある未整備個所の費用負担をいかなければならなくなり、財政危機の中、こうしたことは納得できません。近い将来関係自治体と協力し、県道とさせるよう運動を起こすことを要望すると同時に、さらにミルクロードの未整備個所の整備を理由にして、市民の、他の道路整備等の要求が抑制されることのないようにすること、土木予算の大幅増とあわせて強く要望をしておきたいと思えます。

次に、整理番号三番、四番、五番、六番の工業用水の管路敷の問題でございます。この用地をただ単に工業用水の管路として利用するだけでなく、用地について地元で協力してもらった、そういった経過からも、また今日の周辺事情並びに道路交通事情からして、道路として機能できるところは積極的に県としても整備をし、県が管理して道路として使用させるべきであると思えますし、そういう立場からも市道認定に反対をするものでございます。

○議長（前川辰男君） これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

まず、議案第九号四日市市営住宅条例の一部改正について及び議案第九号市道路線の認定についてを一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（前川辰男君） 起立多数であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、ただいま採決をいたしました議案を除いた残り十五議案を一括採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可決であります。

本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第二二 議案第一一五号 教育委員会委員の任命について

○議長（前川辰男君） 次に、日程第二十二、議案第百十五号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤寛嗣君）登壇〕

○市長（加藤寛嗣君） ただいまご上程の議案第百十五号は、本市の教育委員会委員のうち、栗原弘氏の任期が来る十月五日をもって満了いたしますので、引き続き同氏を任命いたしたく、ご提案いたすものであります。なお、同氏の経歴は、お手元の経歴書のとおりであります。どうかよろしくご審議いただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前川辰男君） ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

おはかりいたします。本件については、委員会の付託を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、本件については委員会の付託を省略し、直ちに採決することに決しました。

これより直ちに本件を採決いたします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は、これに同意することに決しました。

日程第二三 委員会報告第一三号 総務委員会請願書等審査結果報告、及び

日程第二四 委員会報告第一四号 教育民生委員会請願書等審査結果報告

○議長（前川辰男君） 次に、日程第二十三、委員会報告第十三号総務委員会請願書等審査結果報告及び日程第二十四、委員会報告第十四号教育民生委員会請願書等審査結果報告を一括議題といたします。

本件は総務、教育民生の各常任委員長からの請願、陳情に関する審査結果の報告であります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。これより直ちに本件を採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は委員長の報告のとおり決定されました。

○議長（前川辰男君） なお、総務委員長及び建設委員長から、目下委員会で審査中の事件について、お手元に配付の申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

おはかりいたします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第二五 発議第一〇号 農地の固定資産税に関する意見書の提出について、及び

日程第二六 発議第一一号 行政改革に関する意見書の提出について

○議長（前川辰男君） 次に、日程第二十五、発議第十号農地の固定資産税に関する意見書の提出について及び日程第二十六、発議第十一号行政改革に関する意見書の提出についてを一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中村信夫君。

〔中村信夫君登壇〕

○中村信夫君 ただいま議題となっております発議第十号農地の固定資産税に関する意見書の提出について及び発議第十一号行政改革に関する意見書の提出について、発議者を代表して提出理由をご説明申し上げます。

まず、発議第十号農地の固定資産税に関する意見書の提出についてであります。

政府は、三大都市圏の宅地不足解消を理由に、農地の宅地並み課税を強化し、農地の宅地化を促進しようとしております。しかし、市街化区域内農地は、都市近郊農業の基盤として、あるいは貴重な緑地として重要な役割を担うものであり、ぜひともその保全を図っていかなければならないものであります。よって、政府に対し、お手元に配付いたしました意見書を提出し、市街化区域内農地の宅地並み課税を行わないよう強く求めようとするものであります。

次に、発議第十一号行政改革に関する意見書の提出についてであります。

政府は、現在推進している行政改革の実現を目指し、関連法案を臨時国会へ提出し、その成立を図ろうとしております。しかしながら、政府の進める行政改革は、財政再建のための歳出抑制に重点が置かれたものであり、しかも厚生年金の国庫負担率の引下げ、児童手当給付の所得制限強化、公共事業地域特例のかさ上げ、補助率引下げなど、国民や地方自治体の負担増となる法案が審議されようとしており、行政サービスの低下、福祉行政の後退が懸念されるのであります。よって、政府に対し、お手元に配付いたしました意見書を提出し、第二次臨時行政調査会の第一次答申にうたわれております、「活力ある福祉社会の実現」を真に目指す、国民のための行政改革を推進されるよう要望しようとするものであります。

よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（前川辰男君） 提出者の説明はお聞き及びのとおりであります。

ご質疑がありましたらご発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） 別段ご質疑もありませんので、質疑を終結いたします。

これより直ちに本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（前川辰男君） ご異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

○議長（前川辰男君） 以上をもちまして、本定例会の日程は全部終了いたしましたので、会議を閉じ、昭和五十六年九月四日市市議会定例会を閉会いたします。

連日にわたりご苦労さまでございました。

午後四時二十五分閉会

右、地方自治法第二百二十三条第二項の規定に基づき署名する。

四日市市議会議長 前川辰男

四日市市議会副議長 橋本増蔵

署名議員 大谷喜正

署名議員 古市元一

昭和五十六年九月定例会会期日程

九月

十日(木)

午前十時開会

議案上程：議案説明

十一日(金)

十二日(土)

十三日(日)

休 会

十四日(月)

午前十時開議

一般質問

十五日(火)

休 会

十六日(水)

午前十時開議

一般質問

十七日(木)

午前十時開議

議案質疑：委員会付託

十八日(金)

十九日(土)

二十日(日)

休 会

二十一日(月)

各常任委員会

二十二日(火)

産業公営企業・建設委員会

二十三日(水)

休 会

二十四日(木)

二十五日(金)

午後二時開議

委員長報告：質疑、討論、採決

議会運営委員会決定事項書

(昭和五十六年九月三日)

◎九月定例会市議会について

一 発言通告等の期限

- (一) 一般質問 九月 十日(木) 午後二時まで
- (二) 請願・陳情 九月 十四日(月) 午後四時まで
- (三) 討論その他 九月二十四日(木) 正 午まで

二 発言順序

- (一) 一般質問
 - ① 無所属クラブ
 - ② 市民クラブ
 - ③ 清風会
 - ④ 社会クラブ
 - ⑤ 民政クラブ
 - ⑥ 自由クラブ
 - ⑦ 日本共産党
 - ⑧ 無所属
 - ⑨ 公明党

三 発言時間

- (一) 一般質問 二十五分以内(答弁含まず)
- (二) 関連質問 五分以内(答弁含まず)
- (三) 議案質疑 三十分以内(答弁含む)

一般質問通告一覧表

発言順序	要旨	氏名	ページ
------	----	----	-----

3	2	1
<p>3. 地盤沈下対策その後</p>	<p>一〇、遊休地活用について</p> <p>一、既質問事項のフォロー</p> <p>1. 土取り工事に関するその後(含、許認可権の移譲)</p> <p>2. 北勢バイパス、環状一号線の道路問題その後</p>	<p>一、平山物産と新化製工場の建設について</p> <p>二、県立普通科高校の建設について</p> <p>三、テクノポリス構想について</p> <p>四、非行対策について</p> <p>五、地区懇談会の総括について</p>
市民クラブ 永田正巳	無所属クラブ 坂口正次	無所属クラブ 小林博次
72	51	31

(9月16日)

8	7	6	5	4	
<p>一、行財政改革について</p> <p>二、子供会育成会役員の問題について</p> <p>三、マツクイムシの防除について</p> <p>四、市内体育施設について</p>	<p>一、北部地区の治排水（公共下水道雨水管を含む）について</p> <p>二、上水道の利用廃止の配水池について</p> <p>三、朝明川の改修について</p>	<p>一、交通渋滞解消について</p> <p>二、市民憲章について</p>	<p>一、公共施設における問題点について</p> <p>1. 設計・配置について</p> <p>2. 校地公道における私有地について</p> <p>二、地区懇談会のあり方と広報、広聴について</p>	<p>一、三重用水について</p> <p>二、調整池について</p> <p>三、道路関係について</p>	<p>二、内陸工業用地造成の早期実施について</p> <p>三、空カン対策について当市の取組みを問う</p> <p>四、老朽市営プール対策について</p>
民政クラブ 伊藤雅敏	社会クラブ 古市元一	清風会 高木 敷	清風会 川口洋二	清風会 谷口 保	
134	115	109	92	83	

第2日

13	12	11	10	9
<p>一、地区市民センター運営について</p> <p>二、四日市工業高校跡地利用促進について</p> <p>一、市政をゆがめる諸問題とその対応について</p> <p>二、医療一〇番と救急医療情報システムについて</p> <p>一、行政改革について</p> <p>第二臨調に対する市長の姿勢について</p> <p>二、市民生活を守る諸問題について</p> <p>三、公災害問題について</p> <p>一、石油業界の「不況」のもたらす諸問題への対応について</p> <p>二、政府の農地への宅地並み課税強化の動向に対する態度について</p> <p>三、市道羽津山線改良工事について</p> <p>四、三滝分派問題について</p> <p>一、教育行政（勤労生産教育と青少年対策）</p> <p>二、公園広場の整備に関連して</p> <p>三、社会教育と頭脳集団の結成</p> <p>四、五十七年度一般行政の展望</p> <p>五、魚さい処理に関連して</p> <p>六、交通安全と道路行政</p>	<p>一、石油業界の「不況」のもたらす諸問題への対応について</p> <p>二、政府の農地への宅地並み課税強化の動向に対する態度について</p> <p>三、市道羽津山線改良工事について</p> <p>四、三滝分派問題について</p>	<p>一、行政改革について</p> <p>第二臨調に対する市長の姿勢について</p> <p>二、市民生活を守る諸問題について</p> <p>三、公災害問題について</p>	<p>一、市政をゆがめる諸問題とその対応について</p> <p>二、医療一〇番と救急医療情報システムについて</p>	<p>一、地区市民センター運営について</p> <p>二、四日市工業高校跡地利用促進について</p>
金 森 正	日本共産党 小井道夫	日本共産党 佐野光信	自由クラブ 後藤長六	自由クラブ 青山峯男
189	173	159	149	145

第3日(9月17日)

15	14	
<p>一、行政改革について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. はじめに行政改革とは 2. 第二臨調第一次答申の概要について 3. 第二臨調第一次答申に対する市長の考え方と今後の課題について問う <p>二、国鉄四日市駅周辺の再開発に伴う諸問題について</p>	<p>七、防災訓練</p> <p>八、市営住宅の老朽化対策と環境対策</p> <ol style="list-style-type: none"> 一、塩浜、中里住宅地利用にあたり諸問題について 1. 住宅地の土盛り計画について 2. 特に公共下水の排水問題について 3. 電線、電話線工事について <p>二、近鉄塩浜駅西口の開設について</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. その後の近鉄と交渉の結果について <p>三、公園維持管理について</p>	
<p>公明党 田中基介</p>	<p>公明党 松島良一</p>	
219	205	

付託議案一覧表

○総務委員会

議案第 九八号 昭和五十六年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳入全般

歳出第二款 総務費

第四款 衛生費

第九款 消防費

第二条 債務負担行為

第三条 地方債

議案第一〇三号 四日市市職員退職料、退職給与金、遺族扶助料支給条例等の一部改正について

議案第一一〇号 工事請負契約の締結について

議案第一一一号 工事請負契約の締結について

議案第一一二号 工事請負契約の締結について

議案第一一四号 四日市市と菰野町との境界の一部変更について

○教育民生委員会

議案第 九八号 昭和五十六年度四日市市一般会計補正予算(第二号)

第一条 歳出第 三款 民生費

第一〇款 教育費

議案第一〇一号 昭和五十六年度四日市市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第一号)

議案第一〇四号 四日市市国民健康保険条例の一部改正について

○産業公営企業委員会

- 議案第 九五号 昭和五十五年四日市市立四日市病院事業決算認定について
- 議案第 九六号 昭和五十五年四日市市水道事業決算認定について
- 議案第 九七号 昭和五十五年四日市市農業共済事業剰余金処分並びに決算認定について
- 議案第 九八号 昭和五十六年度四日市市一般会計補正予算(第二号)
- 第一条 歳出第六款 農林水産業費
- 議案第一〇二号 昭和五十六年度四日市市水道事業会計第一回補正予算
- 議案第一〇八号 四日市市簡易水道条例の一部改正について

○建設委員会

- 議案第 九八号 昭和五十六年度四日市市一般会計補正予算(第二号)
- 第一条 歳出第八款 土木費
- 議案第 九九号 昭和五十六年度四日市市公共下水道特別会計補正予算(第一号)
- 議案第一〇〇号 昭和五十六年度四日市市土地区画整理事業特別会計補正予算(第一号)
- 議案第一〇五号 四日市市営住宅条例の一部改正について
- 議案第一〇六号 四日市都市計画事業西浦土地区画整理事業施行規程の一部改正について
- 議案第一〇七号 四日市都市計画事業浜田第二土地区画整理事業施行規程の一部改正について
- 議案第一〇九号 市道路線の認定について
- 議案第一一三号 動産の取得について

請願

第一三号	第一二号	第一一号	件名	請願者の住所及び氏名	紹介議員氏名	付託委員会
五六、九、一〇	五六、九、一〇	五六、九、一〇	青少年の健全育成と地域環境浄化確保について	四日市市三重三丁目一〇 三重西小学校区青少年をよりよくする住民の会 会長 馬屋原 寛	喜多野 等	教育民生
「スパイ防止法(機密保	市街化区域内農地の宅地 なみ課税阻止について	四日市市浜田町四一二〇 四日市市農業協同組合 四日市市農地宅地なみ 課税対策本部長 柏 木 一三 ほか四、八二八名	津市栄町二丁目九〇 スパイ防止法制定促進	小井道夫 平野行信 大島武雄 山本勝 山路剛 後藤寛次 堀内弘士 水野幹郎	高木 勲 山路 剛 坂口正次	総務

第二四号	五六、九、一〇	三滝中学校教育施設整備について	四日市市曾井町四八七―一 三滝中学校建設委員長 坂倉 萬 吉	教育民生
第二五号	五六、九、一〇	保々中学校専用テニスコート等設置並びに運動場拡張について	四日市市中野町一二六七 保々地区連合自治会長 山 川 義 男 ほか一名	教育民生
第二六号	五六、九、一〇	桜小学校・桜台小学校の教育施設整備拡充について	四日市市桜町九二四 桜地区教育施設建設委員会 委員長 奥 山 佐 次	教育民生
第二七号	五六、九、一〇	国鉄四日市駅東口の存続並びに駅前再開発について	四日市市稲葉町五―一二 港地区連合自治会長 永 田 利 武 ほか一名	総務
第二八号	五六、九、一〇	海蔵幼稚園の二年保育の実施について	四日市市阿倉川町一―二一七 海蔵地区連合自治会長 中 島 正 夫	教育民生

ほか一名

委員会報告第一三号

総務委員会請願書等審査結果報告

総務委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十六年九月二十五日

総務委員会

委員長 中 村 信 夫

四日市市議会

議長 前 川 辰 男 殿

請願

第一二号	五六、九、一〇	市街化区域内農	四日市市浜田町四―二〇 四日市市農業協同組合 四日市市農地宅地なみ	小井道夫 平野行信 大島武雄 山本勝	その主旨を了	採 択
受理番号	受理年月日	件 名	請願者の住所氏名	紹介議員の氏名	委員会の意見	審査結果

第一五号	五六、九、一四	国民のための行 財政改革とする ためについて	四日市市西町四一九 藤田利男	山本勝 伊藤雅敏 伊藤信一 松島良一 坂口正次 小井道夫 金森正 山路剛 山中忠一	山路剛 後藤寛次 堀内弘士 水野幹郎	とする。	採 択
		地の宅地なみ課 税阻止について	課税対策本部長 柏木一三 ほか四八二八名				

陳情

受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
			三重郡川越町大字亀崎新田		

第二〇号	五六、九、一〇	川越町地内に計画の北勢流域 下水道浄化センター及び中部 電力火力発電所の建設を積極 的に反対について	七七番地の四五〇 四日市貝類株式会社 代表取締役 太田実 ほか四名	願意に沿い難い	不採 択
第二七号	五六、九、一〇	国鉄四日市駅東口の存続並び に駅前再開発について	四日市市稲葉町五一一二 港地区連合自治会長 永田利武 ほか一名	その主旨を了 する。	採 択

委員会報告第一四号

教育民生委員会請願書等審査結果報告

教育民生委員会に付託の請願及び陳情について、当委員会における審査の結果を別紙のとおり報告します。

昭和五十六年九月二十五日

教育民生委員会

委員長 山路剛

四日市市議会

議長 前川辰男 殿

第一号	受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所氏名	紹介議員の氏名	委員会の意見	審査結果
五六、九、一〇			青少年の健全育成と地域環境浄化確保について	四日市市三重三丁目一〇 三重西小学校区青少年をよりよくする住民の会 会長 馬屋原 寛	喜多野 等	願意妥当と認める。	採 択

陳情

第一八号	受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
五六、六、一二			桜中学校の体育館建設について	四日市市曾井町四八七七一 三滝中学校建設委員会 委員長 坂倉 萬吉	その主旨を了とす。	採 択
第一九号	受理番号	受理年月日	件名	陳情者の住所氏名	委員会の意見	審査結果
五六、六、一五			地区の福祉力向上について	四日市市中村町一四〇二 番地 八郷地区	その主旨を了とす。	採 択

第二二号	受理番号	受理年月日	件名	民生・児童委員会 代表 加藤 一衛	その主旨を了とす。	採 択
五六、九、一〇			大矢知興讓小学校体育館建設促進について	四日市市大矢知町二八九 大矢知興讓小学校体育館建設促進委員長 大矢知地区連合自治会長 大塚 敏	その主旨を了とす。	採 択
第二三号	受理番号	受理年月日	件名	四日市市北町六一一六 中部幼稚園PTA会長 萩原 茂美 ほか七名	その主旨を了とす。	採 択
五六、九、一〇			中部幼稚園の園庭拡張について	四日市市曾井町四八七七一 三滝中学校建設委員会 委員長 坂倉 萬吉	その主旨を了とす。	採 択
第二四号	受理番号	受理年月日	件名	四日市市中野町一二六七 保々地区連合自治会長 山川 義男 ほか一名	その主旨を了とす。	採 択
五六、九、一〇			三滝中学校教育施設整備について			
第二五号	受理番号	受理年月日	件名	民生・児童委員会 代表 加藤 一衛	その主旨を了とす。	採 択
五六、九、一〇			保々中学校専用テニスコート等設置並びに運動場拡張について			

第二六号	五六、九、一〇	桜小学校・桜台小学校の教育施設整備拡充について	四日市市桜町九二四 桜地区教育施設建設委員会委員長 奥山 佐次	その主旨を了とする。	採 択
第二八号	五六、九、一〇	海蔵幼稚園の二年保育の実施について	四日市市阿倉川町一二一七 海蔵地区連合自治会長 中島 正夫 ほか一名	その主旨を了とする。	採 択

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

請願第一三号 「スパイ防止法（機密保護法）の制定促進」について

請願第一四号 郵便貯金問題について

陳情第二一号 大砲の保存について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十六年九月二十五日

総務委員会

委員長 中 村 信 夫

四日市市議会

議長 前 川 辰 男 殿

閉会中継続審査申出書

本委員会は審査中の事件について、左記により閉会中もなお継続審査すべきものと決定したから会議規則第九十九条の規定により申し出ます。

記

一、事 件

陳情第二号 四日市工業高等学校跡地利用について

二、理 由

調査研究のため

昭和五十六年九月二十五日

建設委員会

委員長 平 野 行 信

四日市市議会

議長
前
川
辰
男
殿